



函館市こども計画

令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)

はじめに

人口減少や少子高齢化の進行，女性の就業率の上昇，地域コミュニティの希薄化などにより，地域を取り巻く状況が大きく変化するなか，すべての子どもの健やかな成長を支え，安心して子どもを生み育てることができる社会を実現するためには，地域社会全体で力を合わせ良好な子育て環境をつくり上げていくことが重要です。



このようななか，国においては，令和４年６月に「こども基本法」を制定するとともに，令和５年４月１日には，こども家庭庁を設立し，こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくこととしました。また，同年１２月には，こども基本法に基づき，政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。

本市においては，令和２年度から５か年を計画期間とする「第２期函館市子ども・子育て支援事業計画」に基づき，子ども・子育て家庭に関する様々な施策を総合的に推進してまいりましたが，令和６年度をもって計画期間が終了することから，第２期の計画を評価・検証し，必要な見直しを行い，このたび「こども大綱」および「北海道こども計画」を勘案し，令和７年度から令和１１年度までの５か年を計画期間とする「函館市こども計画」を策定しました。

今後は，この新たな計画のもと，子育て世代が，安心して子どもを生み育てやすい環境を整備し，保育や教育環境を一層充実させ，子どもたちの健全な育成が図られるよう，市民の皆様のご理解とご協力をいただきながら，子どもや若者，子育て家庭に関する施策の効果的な推進に努めてまいりたいと考えております。

本計画の策定にあたり，函館市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ，ニーズ調査や子ども会議等を通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆様ならびに関係各位に心から感謝申し上げます。

令和７年３月

函館市長 大 泉 潤

目次

第1章 計画策定の背景と趣旨等	1
Ⅰ 計画策定の背景と趣旨	1
Ⅱ 計画の位置付け	2
Ⅲ 計画の期間	2
Ⅳ 計画の策定体制	2
第2章 函館市の子ども・若者，子育て家庭を取り巻く状況	3
1 少子化等の現状	3
（1）人口の推移と推計	3
（2）出生数等の状況	6
（3）婚姻および出産等の状況	7
2 世帯の状況	10
3 産業・就業構造の状況	11
（1）産業構造と就業者	11
（2）女性の就業状況	12
4 子育て家庭の実態	17
5 子どもの貧困の状況	19
（1）国における子どもの貧困の現状	19
（2）本市における子どもの貧困の現状	20
第3章 計画の基本理念等	22
Ⅰ 基本理念	22
Ⅱ 基本的な視点（8つの視点）	22
Ⅲ 施策の方向（9項目）	24
Ⅳ 施策の体系	27
Ⅴ SDGsの考え方	28
第4章 具体的な施策の展開	30
施策の方向1 地域における子育て支援	30
1 地域における子育て支援サービスの充実	30
（1）家庭における子育て支援	30
（2）施設における子育て支援	32
（3）子育て相談，情報提供体制の充実	35
2 保育サービスの充実	37
（1）多様な保育ニーズへの対応	37
（2）保育サービスの質の向上	40

3 子育て支援のネットワークづくり	42
(1) 子育て支援ネットワークづくりの促進	42
(2) 子育て支援情報の提供の充実	43
(3) 地域における子育て意識の啓発推進	44
4 子どもの健全育成	46
(1) 子どもの居場所づくりの整備推進	46
(2) 少年非行, いじめ・不登校等に対する支援の推進	48

施策の方向2 母子の健康確保と増進 52

1 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実	52
(1) 健康診査, 保健相談・指導の充実	52
(2) 母子保健の情報提供の充実	53
2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	55
(1) 思春期・青年期保健に関する知識の普及促進	55
(2) 喫煙, 飲酒, 薬物に関する教育の推進	56
(3) 心のケアと相談体制の充実	56
3 「食育」の推進	58
(1) 食に関する学習機会, 情報提供の充実	58
4 周産期・小児医療等の充実	60
(1) 周産期・小児医療の確保・充実	60
(2) 小児慢性特定疾病対策の推進	60
(3) 不妊・不育症に悩む方に対する支援の充実	61

施策の方向3 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備.. 62

1 次代の親の育成	62
(1) 男女協力による家庭を築くことの意義の普及・啓発の推進	62
(2) 子どもを生み育てることの意義の普及・啓発の推進	63
2 子どもの「生きる力」の育成に向けた学校の環境等の整備	65
(1) 確かな学力の向上	65
(2) 豊かな心の育成	65
(3) 健やかな体の育成	67
(4) 信頼される学校づくりの推進	68
(5) 幼児教育の充実	68
3 家庭や地域の教育力の向上	70
(1) 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実	70
(2) 地域の教育力の向上	70
4 子どもを取り巻く社会環境の整備	72
(1) 関係業界への自主的措置の促進	72
(2) 情報モラル教育の推進	72
(3) 情報リテラシーの向上	73

施策の方向4 子育てを支援する生活環境の整備..... 74

- 1 良質な住宅の確保 74
 - (1) ファミリー世帯への居住支援 74
- 2 安全な道路交通環境の整備 75
 - (1) 安全な道路交通環境の整備推進 75
- 3 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 76
 - (1) 交通安全教育の推進 76
- 4 安心して外出できる環境の整備 77
 - (1) 公共的施設のバリアフリー化の推進 77
 - (2) 子育てバリアフリー情報提供の充実 77
- 5 安全・安心なまちづくりの推進 78
 - (1) 犯罪等の防止に配慮した環境の整備推進 78
 - (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 78

施策の方向5 仕事と生活の調和の実現 79

- 1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しの推進 79
 - (1) 仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発活動の推進 79
- 2 仕事と子育ての両立のための基盤整備 82
 - (1) 多様な働き方に対応した子育て支援 82
 - (2) 育児休業制度等の普及・啓発の推進 83

施策の方向6 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援.. 85

- 1 児童虐待防止対策の充実 85
 - (1) 児童虐待・相談への対応および支援 85
 - (2) 関係機関との連携等 87
 - (3) 発生予防, 早期発見・早期対応等 87
- 2 ヤングケアラーへの支援 89
 - (1) ヤングケアラーの実態把握と支援 89
- 3 障がいのある子どもへの支援 92
 - (1) 障がいの早期発見・早期療育の充実 92
 - (2) 一貫した総合的な障がいのある子どもに対する施策の推進 92
 - (3) 教育的支援の推進 93
 - (4) 保育所等における障がいのある子どもの教育・保育等の推進 94

施策の方向7 ひとり親家庭の自立支援 95

- 1 ひとり親家庭の自立支援の推進 95
 - (1) 子育て・生活支援の充実 95
 - (2) 就業支援の充実 97
 - (3) 経済的支援の充実 98
 - (4) 情報提供および相談体制の充実 99

施策の方向 8 子どもの貧困対策..... 101

- 1 生活基盤の安定に向けた支援の充実 101
 - (1) 世帯の生活基盤の確保に向けた支援..... 101
 - (2) 自立に向けた就労相談・支援の充実..... 102
- 2 子どもの育ちと学びの支援の充実 104
 - (1) 乳幼児期の子どもの育ちと子育ての支援 104
 - (2) 子どもの遊びや学び，体験の支援 104
- 3 相談支援の充実 107
 - (1) 相談支援体制の充実..... 107

施策の方向 9 若者の自立支援 109

- 1 高等教育の修学支援 109
 - (1) 高等教育費の負担軽減..... 109
- 2 就労支援および経済基盤安定のための取組み..... 111
 - (1) 若者への就労支援の強化..... 111
- 3 悩みや不安を抱える若者に対する相談体制の充実 112
 - (1) ひきこもりの相談支援..... 112
- 4 若者の居場所づくりの推進..... 114
 - (1) 地域における多様な活動の場の充実 114

第5章 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 115

- 1 教育・保育提供区域 115
- 2 「量の見込み」の算出の考え方..... 116
- 3 「確保方策」の算出の考え方 117
- 4 量の見込み算出の基礎となる児童数の将来推計..... 117
- 5 教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」 120
 - ① 教育・保育「幼稚園，保育所，認定こども園等」 120
 - ② 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 127
- 6 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」 128
 - ① 利用者支援事業 129
 - ② 時間外保育事業（延長保育事業） 130
 - ③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 131
 - ④ 多様な主体の参入促進事業..... 131
 - ⑤ 放課後児童健全育成事業 132
 - ⑥ 子育て支援短期利用事業（ショートステイ事業） 134
 - ⑦ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） 134
 - ⑧ 養育支援訪問事業等 135
 - ⑨ 地域子育て支援拠点事業（子育てサロン） 137

⑩－１ 一時預かり事業（幼稚園型）	138
⑩－２ 一時預かり事業（幼稚園型を除く）	139
⑪ 病児保育事業，子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業））	141
⑫ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業（就学後））	142
⑬ 妊婦健康診査事業	142
⑭ 産後ケア事業	143

第６章 計画の推進..... 144

１ 子ども・若者の社会参画・意見反映	144
２ 計画の推進体制	145
３ 施策目標一覧	146

資料編..... 147

○ 具体的な施策の展開 個別事業	147
○ 函館市子ども・子育て会議委員名簿	184
○ 計画策定の経過	185
○ 函館市子ども・子育て会議条例	186
○ 函館市子ども条例	187
○ 函館市子ども・子育て支援に関するニーズ調査	189
○ 函館市ヤングケアラーに関する実態調査	190

第1章 計画策定の背景と趣旨等

I 計画策定の背景と趣旨

近年、我が国では、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっておらず、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、子どもを取り巻く環境は深刻な状況となっています。このため、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取り組みや政策を我が国社会の真ん中に据えて、強力に進めていくことが急務となっています。

本市では、すべての子どもに良質な生育環境を保証するとともに、妊娠・出産からの切れ目のない支援を行うため、平成27年3月に、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度からの5年間の第1期とする「函館市子ども・子育て支援事業計画」を次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」と一体的に策定しました。

また、平成28年4月には、「函館市子ども条例」が施行され、子どもが、夢と希望を持ちながら生き生きと成長し、発達段階に応じた生きる力を身に付けることができるまちづくりを目的とし、子どもの支援と子育ての支援に関し、市の責務、保護者・学校等・地域住民・事業者の役割を明らかにしました。

令和2年3月には、「第2期函館市子ども・子育て支援事業計画」を「市町村行動計画」と一体的に策定するとともに、「函館市子ども条例」に基づき、子どもや子育て家庭の支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画として位置付け、さらに、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村子どもの貧困対策計画」としても位置付け、本市における子ども・子育て支援の一層の推進を図りました。

こうしたなか、国においては、令和5年4月に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行され、同年12月には、こども基本法に基づき、こども施策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。こども大綱では、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」を目指しています。

本市においては、こども基本法第10条において、市町村は「こども大綱」および「都道府県こども計画」を勘案して「市町村こども計画」を策定する努力義務が課されていることから、こども大綱や函館市子ども条例などの目的を踏まえ、すべての子ども・若者が、身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現をめざし、「函館市こども計画」（令和7年度～令和11年度）を策定しました。

Ⅱ 計画の位置付け

この計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」および子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」を一体のものとして策定しています。なお、「函館市子ども条例」に基づく、子どもや子育て家庭の支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画としても位置付けています。

また、その推進にあたっては、将来を見据え、本市のまちづくりを総合的かつ体系的に進めるための「函館市総合計画基本構想」を踏まえ、「第3期函館市活性化総合戦略」など他の諸計画との整合・連携を図っていきます。

Ⅲ 計画の期間

令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間

Ⅳ 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、「函館市子ども会議」など、子ども・若者からの意見聴取により、こども施策への反映に努めたほか、「函館市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」や「函館市ヤングケアラーに関する実態調査」などの各種調査結果の活用や関係部局間の協議等により、各種事業の現状と課題を把握するとともに、日頃からこども施策に深く関わる立場にある、学識経験者、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（こども施策に関する事業に従事する者）および一般公募による市民からなる「函館市子ども・子育て会議」を設置し、計画への意見反映に努めました。

第2章 函館市の子ども・若者，子育て家庭を取り巻く状況

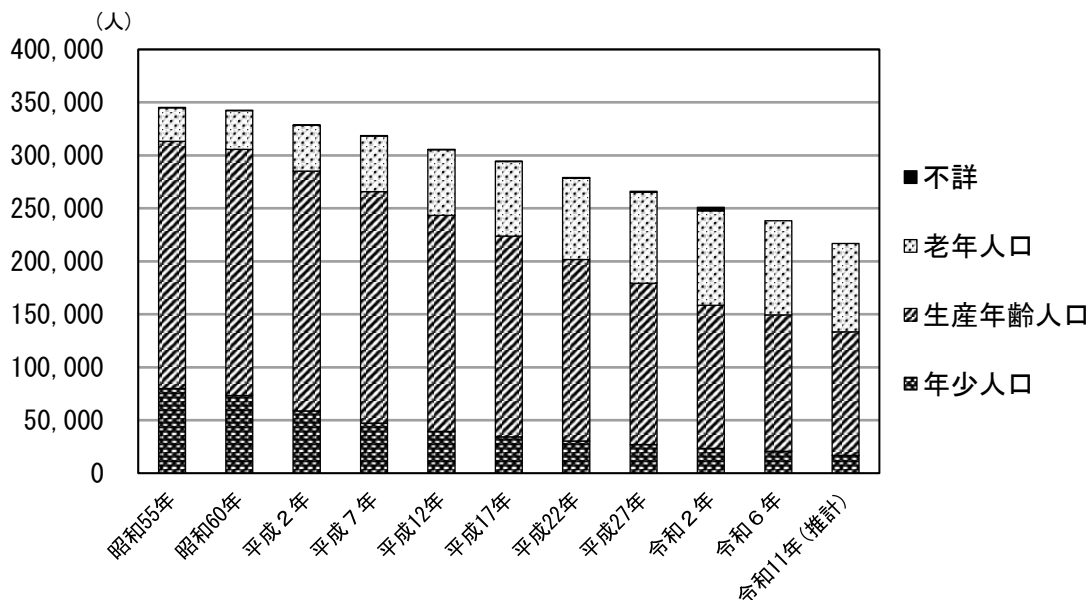
1 少子化等の現状

(1) 人口の推移と推計

令和6年(2024年)3月末日現在の住民基本台帳による函館市の総人口は、238,213人であり、昭和55年(1980年)をピークに総人口は減少を続けています。

また、年少人口(0歳～14歳の人口)も減少が続き、令和6年3月末日現在では20,874人となっており、総人口に占める構成割合が8.8%になるなど、少子化が進んでいます。

[年齢階層別人口の推移]



(単位: 人)

区分	昭和55年 (1980年)	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和6年 (2024年)	令和11年 (2029年)
年少人口	80,038 (23.2%)	73,429 (21.4%)	58,732 (17.9%)	47,487 (14.9%)	39,591 (13.0%)	34,369 (11.7%)	30,474 (10.9%)	27,131 (10.2%)	23,560 (9.4%)	20,874 (8.8%)	16,681 (7.7%)
生産年齢人口	233,334 (67.6%)	232,185 (67.8%)	226,263 (68.9%)	218,185 (68.6%)	203,855 (66.8%)	189,327 (64.3%)	171,405 (61.4%)	152,154 (57.2%)	134,953 (53.8%)	128,751 (54.0%)	116,854 (53.9%)
老年人口	31,712 (9.2%)	36,644 (10.7%)	43,411 (13.2%)	52,607 (16.5%)	61,855 (20.3%)	70,459 (23.9%)	76,637 (27.5%)	85,931 (32.3%)	89,257 (35.6%)	88,588 (37.2%)	83,300 (38.4%)
年齢不詳	81 (0.0%)	282 (0.1%)	87 (0.0%)	29 (0.0%)	10 (0.0%)	109 (0.0%)	611 (0.2%)	763 (0.3%)	3,314 (1.3%)	-	-
合計	345,165	342,540	328,493	318,308	305,311	294,264	279,127	265,979	251,084	238,213	216,835

資料：国勢調査※，令和6年は3月末日現在の住民基本台帳，令和11年は函館市子ども未来部推計

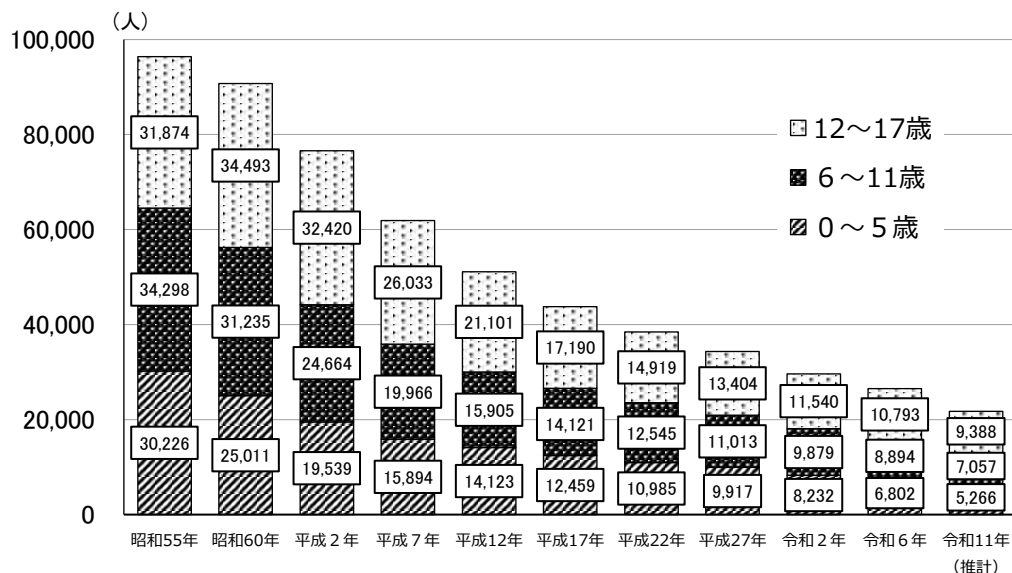
※ 年少人口(0～14歳)，生産年齢人口(15～64歳)，老年人口(65歳～)

※ 現在の市域に基づいて，数値を組み替えています(以下注釈がない限り同様)。

18歳未満人口についても、昭和55年の国勢調査では96,398人でしたが、令和6年には26,489人まで減少しています。

今後もこの傾向は続くものと思われ、計画期間の最終年度である令和11年度の18歳未満人口を、国の示す人口推計手法（コーホート変化率法※）によって推計すると、21,711人となり、少子化の一層の進行が見込まれます。

[18歳未満人口の推移と推計]



区 分	(単位: 人)										令和11年 (推計)	6年対比
	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和6年		
0 歳	4,509	3,823	2,897	2,545	2,242	1,953	1,783	1,567	1,212	933	791	84.8%
1 歳	4,750	4,080	3,110	2,503	2,339	1,949	1,781	1,497	1,281	1,053	843	80.1%
2 歳	4,937	4,076	3,184	2,667	2,349	2,089	1,797	1,679	1,331	1,089	873	80.2%
3 歳	5,004	4,161	3,249	2,624	2,333	2,105	1,894	1,720	1,396	1,176	884	75.2%
4 歳	5,345	4,411	3,449	2,740	2,362	2,140	1,793	1,698	1,472	1,206	923	76.5%
5 歳	5,681	4,460	3,650	2,815	2,498	2,223	1,937	1,756	1,540	1,345	952	70.8%
6 歳	6,019	4,671	3,841	3,023	2,459	2,323	1,947	1,748	1,560	1,353	1,043	77.1%
7 歳	5,987	4,852	3,896	3,156	2,545	2,303	2,006	1,814	1,604	1,368	1,071	78.3%
8 歳	5,677	4,960	3,961	3,238	2,538	2,323	2,086	1,830	1,637	1,506	1,166	77.4%
9 歳	5,734	5,263	4,191	3,324	2,633	2,291	2,108	1,804	1,639	1,520	1,165	76.6%
10 歳	5,462	5,606	4,302	3,523	2,777	2,465	2,147	1,910	1,713	1,589	1,301	81.9%
11 歳	5,419	5,883	4,473	3,702	2,953	2,416	2,251	1,907	1,726	1,558	1,311	84.1%
12 歳	5,386	5,936	4,694	3,757	3,107	2,544	2,259	1,982	1,815	1,703	1,321	77.6%
13 歳	5,550	5,620	4,776	3,828	3,192	2,580	2,334	2,082	1,829	1,737	1,502	86.5%
14 歳	4,578	5,627	5,059	4,042	3,264	2,665	2,351	2,137	1,805	1,738	1,535	88.3%
15 歳	5,503	5,595	5,602	4,381	3,564	2,845	2,628	2,294	1,938	1,875	1,614	86.1%
16 歳	5,528	5,905	6,120	4,919	3,942	3,228	2,603	2,475	2,013	1,791	1,616	90.2%
17 歳	5,329	5,810	6,169	5,106	4,032	3,328	2,744	2,434	2,140	1,949	1,800	92.4%
合 計	96,398	90,739	76,623	61,893	51,129	43,770	38,449	34,334	29,651	26,489	21,711	82.0%

資料：国勢調査、令和6年は3月末日の住民基本台帳、令和11年は函館市子ども未来部推計

※コーホート変化率法とは

同じ期間（学年）に生まれた人々について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

また、同手法で推計した計画期間の最終年度である令和11年度までの人口は、次のとおりとなります。

[計画期間の推計人口]

(単位:人)

区 分	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
0歳	933	897	867	840	814	791
1歳	1,053	962	926	896	869	843
2歳	1,089	1,057	966	930	900	873
3歳	1,176	1,076	1,042	950	914	884
4歳	1,206	1,188	1,087	1,052	959	923
5歳	1,345	1,204	1,183	1,084	1,048	952
0～5歳計	6,802	6,384	6,071	5,752	5,504	5,266
対総人口割合	2.9%	2.7%	2.6%	2.6%	2.5%	2.4%
6歳	1,353	1,336	1,197	1,176	1,077	1,043
7歳	1,368	1,345	1,329	1,190	1,170	1,071
8歳	1,506	1,364	1,341	1,326	1,186	1,166
9歳	1,520	1,476	1,338	1,316	1,303	1,165
10歳	1,589	1,517	1,472	1,335	1,313	1,301
11歳	1,558	1,589	1,517	1,471	1,333	1,311
6～11歳計	8,894	8,627	8,194	7,814	7,382	7,057
対総人口割合	3.7%	3.7%	3.6%	3.5%	3.3%	3.3%
12歳	1,703	1,540	1,573	1,501	1,455	1,321
13歳	1,737	1,753	1,583	1,621	1,541	1,502
14歳	1,738	1,731	1,748	1,577	1,615	1,535
15歳	1,875	1,736	1,728	1,746	1,575	1,614
16歳	1,791	1,925	1,778	1,770	1,792	1,616
17歳	1,949	1,799	1,935	1,786	1,777	1,800
12～17歳計	10,793	10,484	10,345	10,001	9,755	9,388
対総人口割合	4.5%	4.5%	4.5%	4.4%	4.4%	4.3%
0～17歳計	26,489	25,495	24,610	23,567	22,641	21,711
対総人口割合	11.1%	10.9%	10.7%	10.5%	10.2%	10.0%
18歳	1,661	1,736	1,603	1,725	1,599	1,589
19歳	1,807	1,696	1,781	1,642	1,783	1,645
20歳	1,921	1,772	1,662	1,744	1,611	1,752
21歳	1,871	1,936	1,788	1,674	1,757	1,627
22歳	1,760	1,740	1,799	1,664	1,561	1,640
23歳	1,805	1,732	1,714	1,770	1,638	1,543
24歳	1,736	1,717	1,648	1,631	1,686	1,562
25歳	1,784	1,710	1,689	1,621	1,603	1,658
26歳	1,697	1,761	1,679	1,664	1,595	1,578
27歳	1,721	1,671	1,739	1,660	1,648	1,578
28歳	1,727	1,717	1,664	1,732	1,657	1,640
29歳	1,849	1,686	1,675	1,620	1,689	1,614
18～29歳計	21,399	20,874	20,441	20,147	19,827	19,426
対総人口割合	9.0%	8.9%	8.9%	8.9%	9.0%	9.0%
30歳以上人口	190,385	187,632	184,676	181,701	178,668	175,698
総人口	238,213	234,001	229,727	225,415	221,136	216,835

資料：令和6年は3月末日の住民基本台帳、令和7～11年は函館市子ども未来部推計

(2) 出生数等の状況

本市の出生数は、昭和55年で4,137人と人口千人当たりの出生率は12.9でしたが、令和5年では、947人に減少しており、人口千人当たりの出生率は4.0と全国、全道の数値を下回っています。

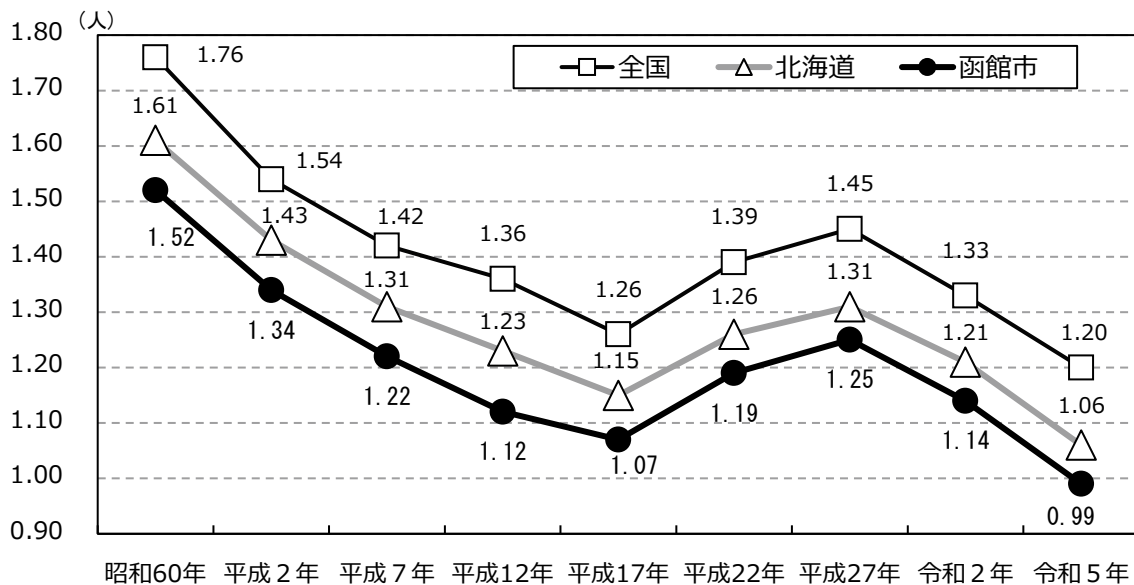
[出生数および出生率の推移]

区 分	出 生 数 (人)			出生率 (人口千対)		
	総 数	男	女	函 館 市	全 道	全 国
昭和55年	4,137	2,146	1,991	12.9	13.6	13.6
昭和60年	3,577	1,859	1,718	11.2	11.7	11.9
平成2年	2,778	1,408	1,370	9.0	9.7	10.0
平成7年	2,444	1,234	1,210	8.2	8.8	9.6
平成12年	2,153	1,090	1,063	7.5	8.2	9.5
平成17年	1,947	983	964	6.6	7.4	8.4
平成22年	1,827	922	905	6.5	7.3	8.5
平成27年	1,622	814	808	6.1	6.8	8.0
令和2年	1,231	630	601	4.9	5.7	6.8
令和5年	947	467	480	4.0	4.8	6.0

資料：市立函館保健所

また、近年の日本において人口規模が長期的に維持される合計特殊出生率の水準は概ね2.07とされていますが、本市では、昭和60年以降減少傾向にあり、令和5年には過去最低の0.99を記録し、全国、全道の数値を下回って推移しています。

[合計特殊出生率の推移]

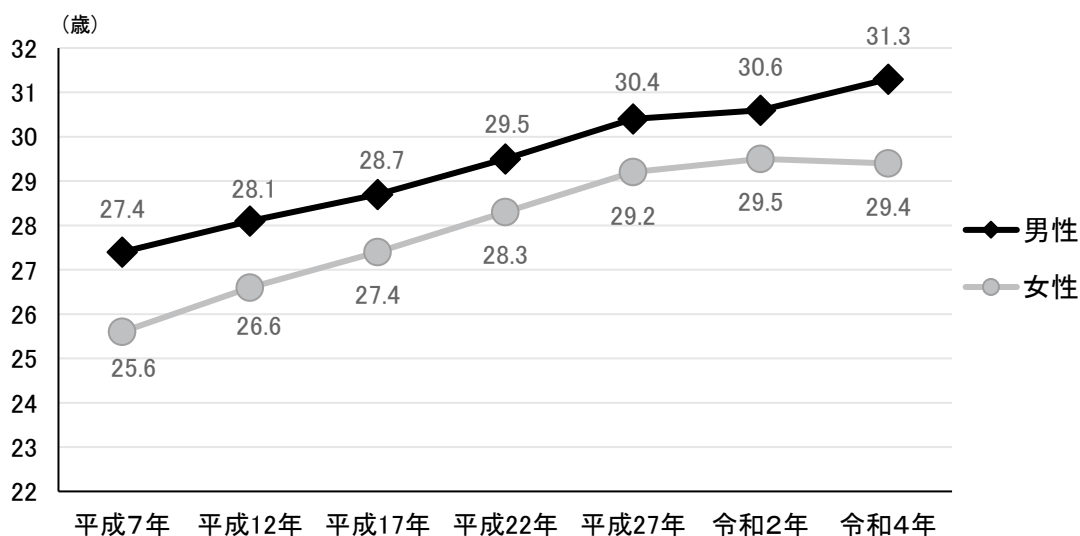


資料：市立函館保健所

(3) 婚姻および出産等の状況

本市の平均初婚年齢については、令和4年では男性31.3歳、女性29.4歳となっています。平成7年以降上昇傾向で推移していましたが、近年女性は横ばい傾向となっています。

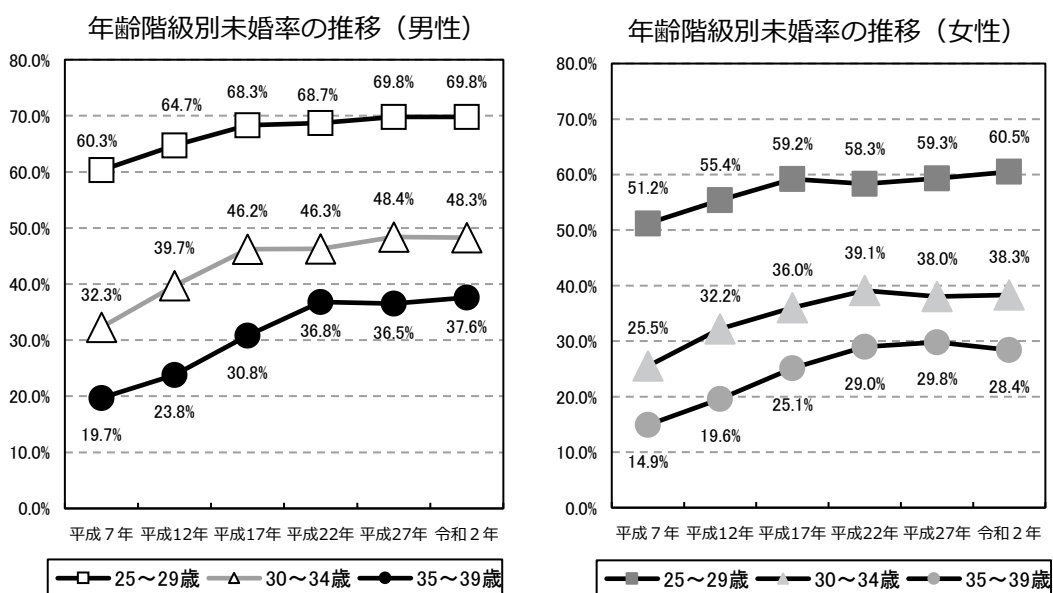
[平均初婚年齢の推移]



資料：市立函館保健所

本市の未婚率については、男女とも上昇傾向で推移していましたが、近年は概ね横ばい傾向となっています。

[年齢階級別未婚率の推移]



資料：国勢調査，函館市統計書

本市における婚姻と離婚の状況を、人口千人当たりの割合で見ると、令和5年で婚姻率は3.1で全国、全道の数値を下回っている状況にあり、離婚率は1.57で全道の数値を下回っているものの、全国の数値を上回っている状況にあります。

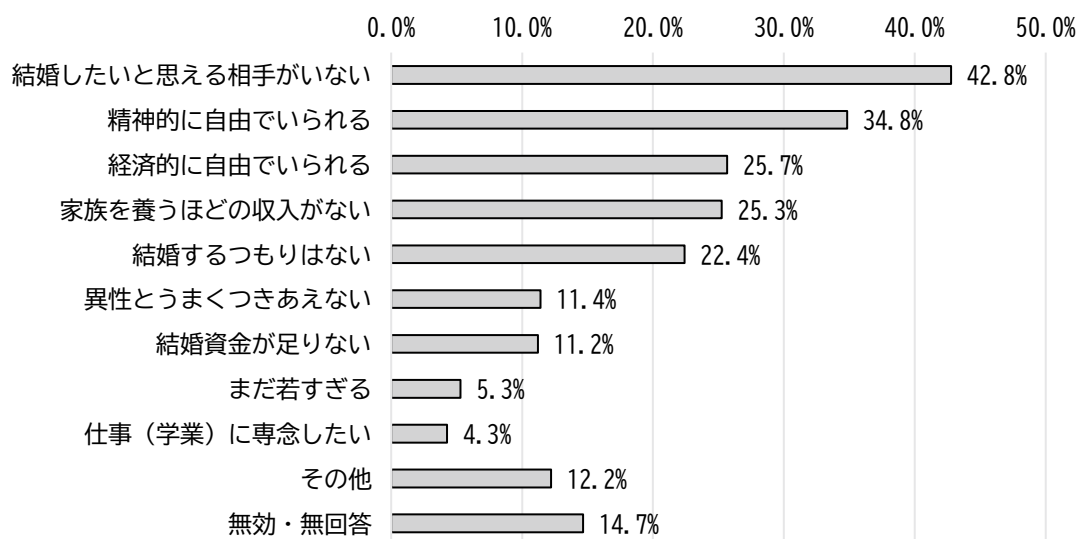
[婚姻率および離婚率]

区 分	率（人口千対）					
	婚 姻			離 婚		
	函館市	全 道	全 国	函館市	全 道	全 国
平成7年	6.2	6.3	6.4	2.18	1.98	1.60
平成12年	5.9	6.1	6.4	2.93	2.51	2.10
平成17年	5.2	5.3	5.7	2.68	2.42	2.08
平成22年	4.7	5.2	5.5	2.28	2.30	1.99
平成27年	4.5	4.8	5.1	2.12	2.09	1.81
令和2年	3.7	4.0	4.3	1.72	1.75	1.57
令和5年	3.1	3.4	3.9	1.57	1.71	1.52

資料：市立函館保健所

結婚に対する考え方について、本市が実施した「令和6年度地方創生に関するアンケート調査」によると、「結婚をしていない理由」の問いに対して、「結婚したいと思える相手がいない」と回答した割合が最も高く、「精神的に自由でいられる」「経済的に自由でいられる」が順に続きます。

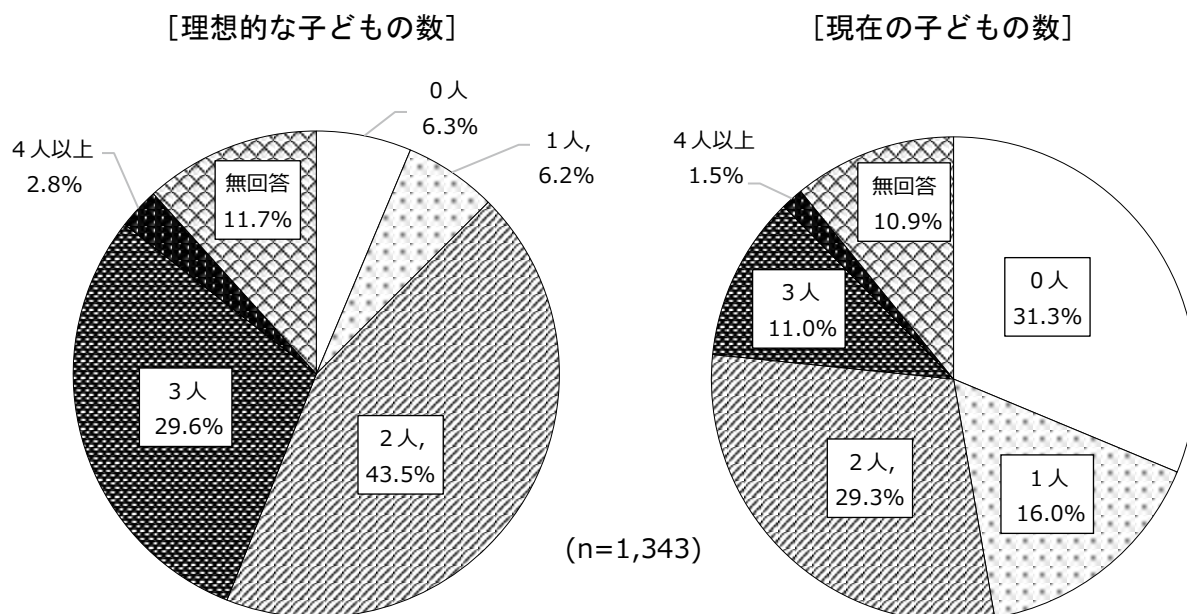
[結婚をしていない理由：(n = 491) (複数回答)]



資料：「令和6年度地方創生に関するアンケート調査」（20歳以上市民調査）

また、「理想的な子どもの数」と「現在の子どもの数」を比較すると、「理想的な子どもの数」は、「2人」が43.5%で最も高く、続いて「3人」が29.6%となっているのに対し、「現在の子どもの数」は、「0人」が31.3%で最も多く、続いて「2人」が29.3%、「3人」が11.0%となっており、「理想的な子どもの数」よりも少ない傾向にあります。

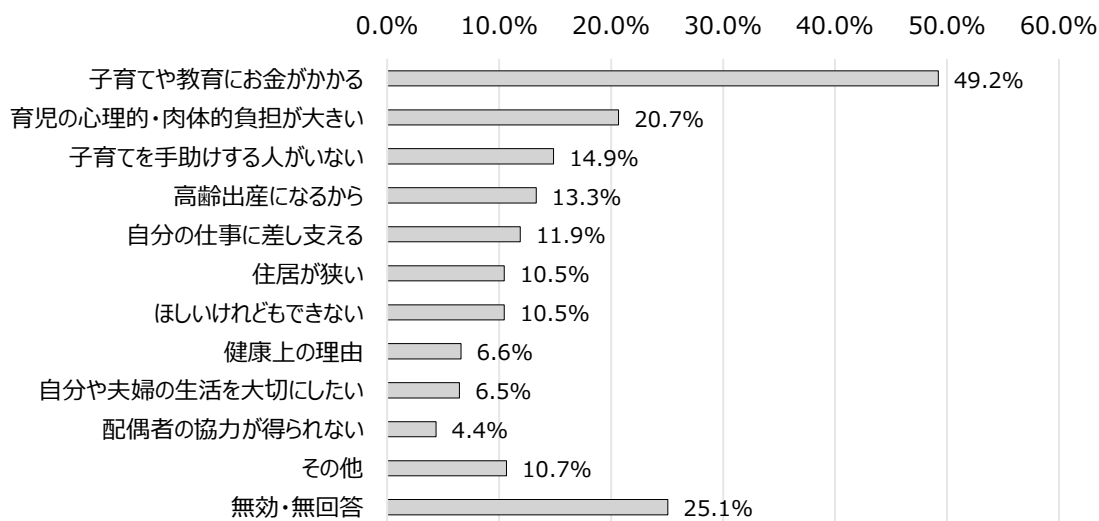
「理想的な子どもの数」が「現在の子どもの数」より多い理由については、「子育てや教育にお金がかかる」との回答が最も多くなっています。



資料：「令和6年度地方創生に関するアンケート調査」（20歳以上市民調査）

〔「理想と考える子どもの数」が「現在の子どもの数」より多い理由

または「理想的な子どもの数」が0人である理由：(n = 774)（複数回答）〕

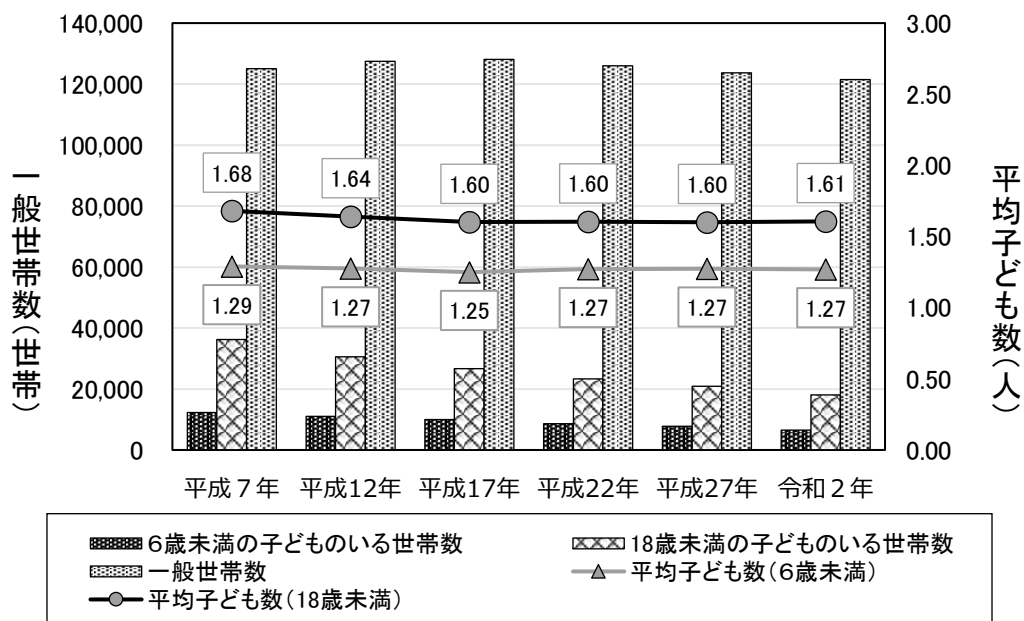


資料：「令和6年度地方創生に関するアンケート調査」（20歳以上市民調査）

2 世帯の状況

本市の施設世帯数^{※1}を除く一般世帯数^{※2}は平成17年まで増加傾向にあったものの、平成22年度から減少に転じています。また、「18歳未満の子どもがいる世帯数」や「6歳未満の子どもがいる世帯数」は減少し続けています。平均子ども数は、平成17年以降ほぼ横ばいで推移しています。

[子どものいる一般世帯数の推移]



区 分		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	世帯数	125,009世帯	127,415世帯	128,132世帯	125,956世帯	123,651世帯	121,455世帯
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
18歳未満の 子どものいる 世帯数 (内数)	世帯数	36,225世帯	30,598世帯	26,664世帯	23,340世帯	20,935世帯	18,035世帯
	構成比	29.0%	24.0%	20.8%	18.5%	16.9%	14.8%
	平均子ども数	1.68人	1.64人	1.60人	1.60人	1.60人	1.61人
6歳未満の 子どものいる 世帯数 (内数)	世帯数	12,286世帯	11,032世帯	9,931世帯	8,612世帯	7,763世帯	6,466世帯
	構成比	9.8%	8.7%	7.8%	6.8%	6.3%	5.3%
	平均子ども数	1.29人	1.27人	1.25人	1.27人	1.27人	1.27人

資料：国勢調査

※1 施設世帯数：病院，児童保護施設，少年院等のように棟・建物等ごとに世帯を数えるものの総数

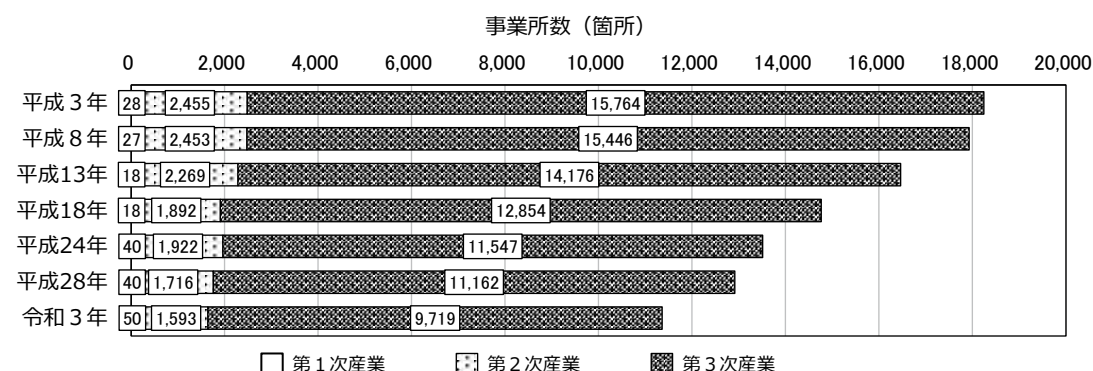
※2 一般世帯数：住居と家計を共にしている人の集まり等ごとに世帯を数えるものの総数

3 産業・就業構造の状況

(1) 産業構造と就業者

本市の産業構造は、卸売・小売業、サービス業を主体とした第3次産業の比重が極めて高くなっており、「令和3年経済センサス-活動調査」では、全事業所11,362か所のうち9,719か所と、全体の85.5%を第3次産業が占めています。

[産業分類別事業所数の推移]



(単位：箇所)

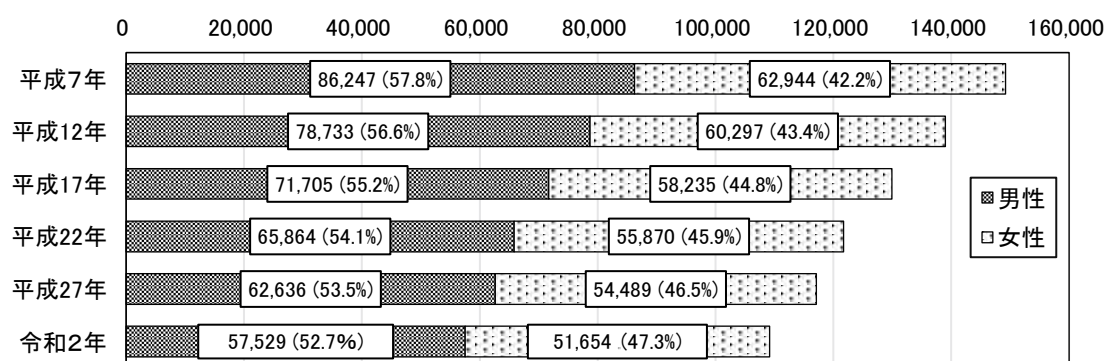
区 分		平成8年	平成13年	平成18年	平成24年	平成28年	令和3年
第1次産業	事業所数	27	18	18	40	40	50
	構成比	0.2%	0.1%	0.1%	0.3%	0.3%	0.4%
第2次産業	事業所数	2,453	2,269	1,892	1,922	1,716	1,593
	構成比	13.7%	13.8%	12.8%	14.2%	13.3%	14.0%
第3次産業	事業所数	15,446	14,176	12,854	11,547	11,162	9,719
	構成比	86.2%	86.1%	87.1%	85.5%	86.4%	85.5%
合 計	事業所数	17,926	16,463	14,764	13,509	12,918	11,362
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料：事業所・企業統計調査，経済センサス

本市の就業者数は、平成7年以降減少を続けていますが、就業者に占める女性の割合は、平成7年に42.2%であったものが、令和2年には47.3%へと増加しています。

[就業者数の推移]

(人)

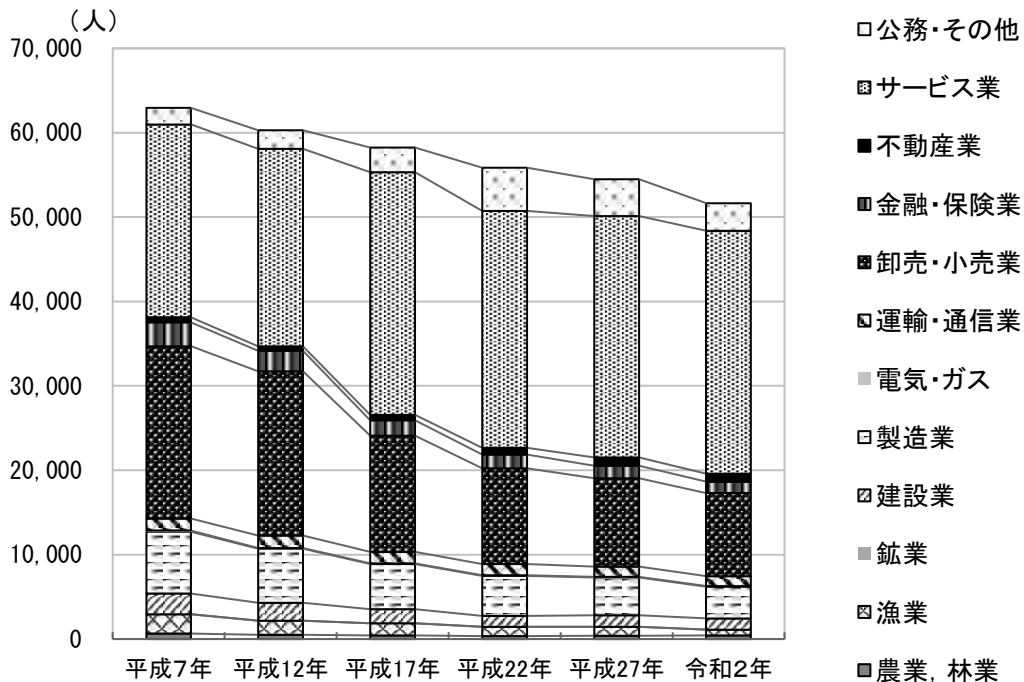


資料：国勢調査

(2) 女性の就業状況

本市の女性の就業者数は、平成7年以降減少していますが、第3次産業が大部分を占める産業構造は依然として続いており、特にサービス業の就業者数が多くなっています。

[女性の産業分類別就業者数の推移]



(単位：人)

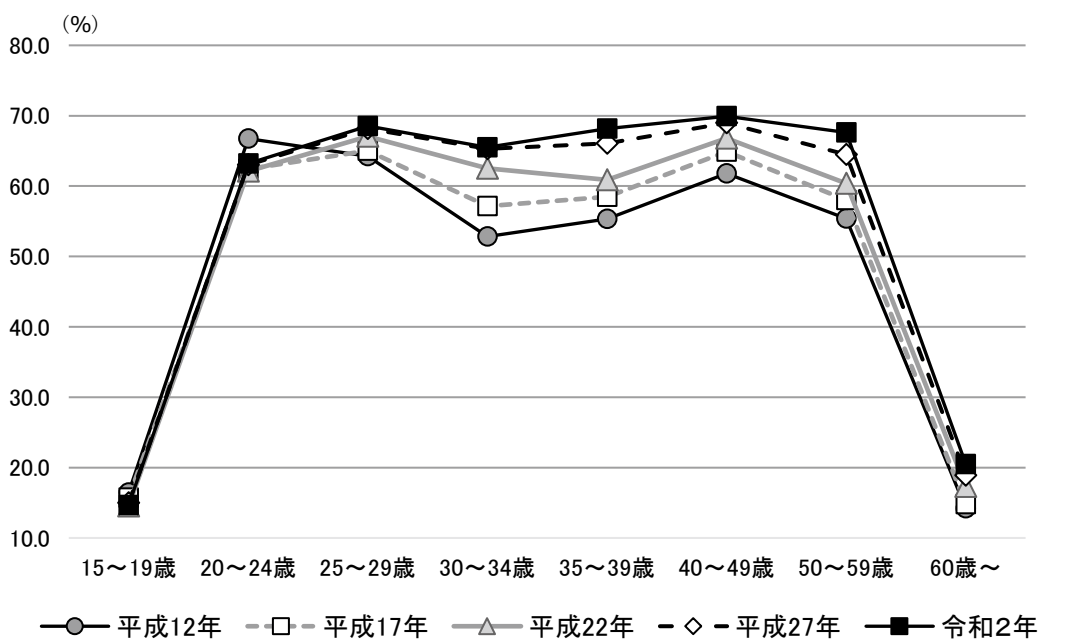
区 分		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
1次	農業・林業	653	519	418	349	396	437
	漁業	2,279	1,638	1,455	1,107	1,054	681
2次	鉱業	18	18	6	8	6	3
	建設業	2,440	2,105	1,661	1,281	1,346	1,332
	製造業	7,320	6,413	5,355	4,738	4,485	3,752
3次	電気・ガス	143	111	88	86	91	81
	運輸・通信業	1,425	1,477	1,364	1,316	1,198	1,171
	卸売・小売業	20,424	19,457	13,746	11,352	10,480	9,841
	金融・保険業	2,811	2,399	1,847	1,618	1,480	1,356
	不動産業	605	557	608	803	970	943
	サービス業	22,866	23,389	28,782	28,066	28,615	28,789
	公務・その他	1,960	2,214	2,905	5,146	4,368	3,268
合 計		62,944	60,297	58,235	55,870	54,489	51,654

資料：国勢調査

本市の女性の年齢階層別就業率の推移について、平成27年と令和2年を比較すると20歳以降の年齢階層で就業率が増加しています。

[女性の年齢階層別就業率の推移]

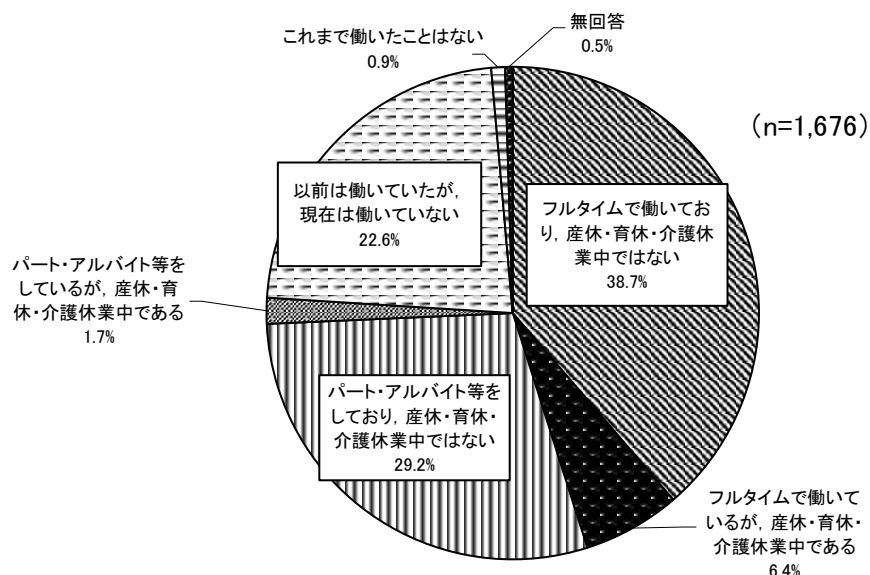
区 分		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
15～19 歳	総数	9,043人	7,547人	6,222人	5,480人	4,723人
	就業者数	1,486人	1,185人	905人	820人	693人
	就業者の割合	16.4%	15.7%	14.5%	15.0%	14.7%
20～24 歳	総数	9,232人	7,449人	6,192人	5,260人	4,465人
	就業者数	6,162人	4,651人	3,847人	3,314人	2,823人
	就業者の割合	66.7%	62.4%	62.1%	63.0%	63.2%
25～29 歳	総数	10,557人	8,504人	6,681人	5,619人	4,733人
	就業者数	6,782人	5,530人	4,480人	3,830人	3,244人
	就業者の割合	64.2%	65.0%	67.1%	68.2%	68.5%
30～34 歳	総数	9,750人	9,968人	8,055人	6,551人	5,218人
	就業者数	5,153人	5,696人	5,036人	4,278人	3,418人
	就業者の割合	52.9%	57.1%	62.5%	65.3%	65.5%
35～39 歳	総数	9,680人	9,461人	9,745人	7,987人	6,447人
	就業者数	5,357人	5,531人	5,935人	5,278人	4,393人
	就業者の割合	55.3%	58.5%	60.9%	66.1%	68.1%
40～49 歳	総数	22,447人	19,183人	18,335人	18,703人	17,369人
	就業者数	13,868人	12,443人	12,251人	12,898人	12,145人
	就業者の割合	61.8%	64.9%	66.8%	69.0%	69.9%
50～59 歳	総数	26,314人	26,125人	21,507人	18,634人	17,766人
	就業者数	14,576人	15,160人	12,984人	12,015人	12,009人
	就業者の割合	55.4%	58.0%	60.4%	64.5%	67.6%
60 歳～	総数	48,700人	54,400人	60,375人	63,789人	63,176人
	就業者数	6,913人	8,039人	10,432人	12,056人	12,929人
	就業者の割合	14.2%	14.8%	17.3%	18.9%	20.5%
総 数		145,723人	142,637人	137,112人	132,023人	123,897人
就業者数合計		60,297人	58,235人	55,870人	54,489人	51,654人
就業者の割合		41.4%	40.8%	40.7%	41.3%	41.7%



資料：国勢調査

本市が平成30年度と令和5年度に実施した「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果によると、本市の就学前児童の母親の就労状況について、フルタイムまたはパート・アルバイト等で就労中の人（産休・育休・介護休業中を除く）は、令和5年度には67.9%となり、平成30年度の58.2%から9.7ポイント増加しています。

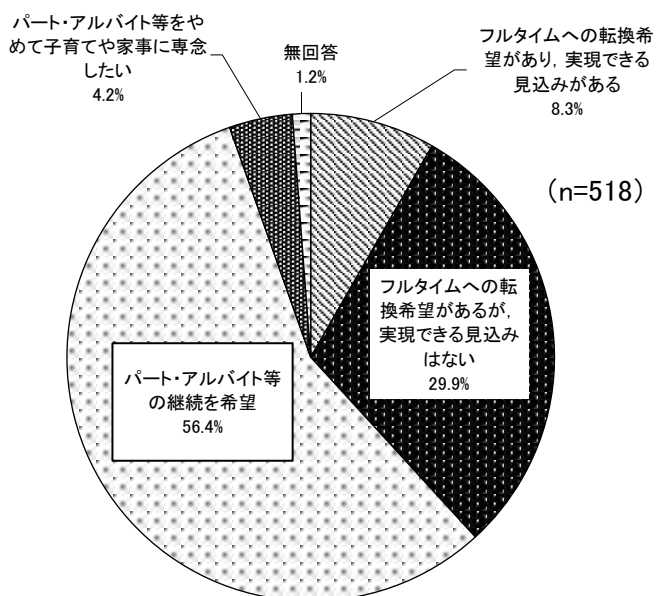
[就学前児童の母親の就労状況]



資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

また、現在、パート・アルバイト等をしている人のうち38.2%がフルタイムへの転換を希望していますが、そのうち8割弱（全体の29.9%）が「フルタイムへの転換希望があるが、実現できる見込みはない」と回答しています。

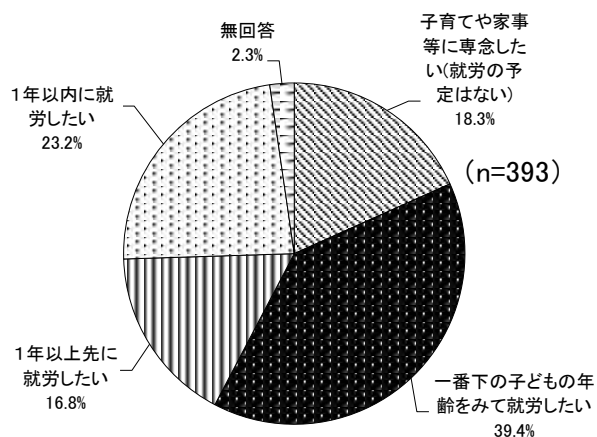
[パート・アルバイト等で勤務している就学前児童の母親のフルタイムへの転換希望]



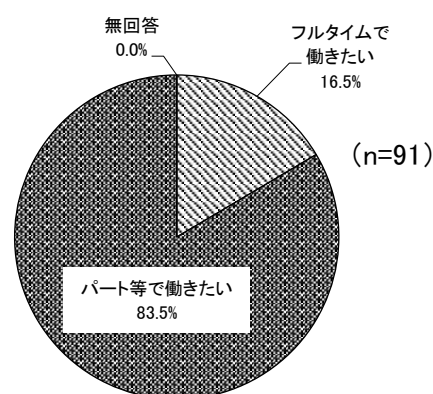
資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

就労していない就学前児童の母親の就労希望は、「一番下の子どもの年齢をみて就労したい」が39.4%、「1年以内に就労したい」が23.2%となっていますが、「1年以内に就労したい」と回答した人の希望する就労形態は、パート・アルバイト等が83.5%となっています。

〔現在就労していない就学前児童の母親の就労希望〕



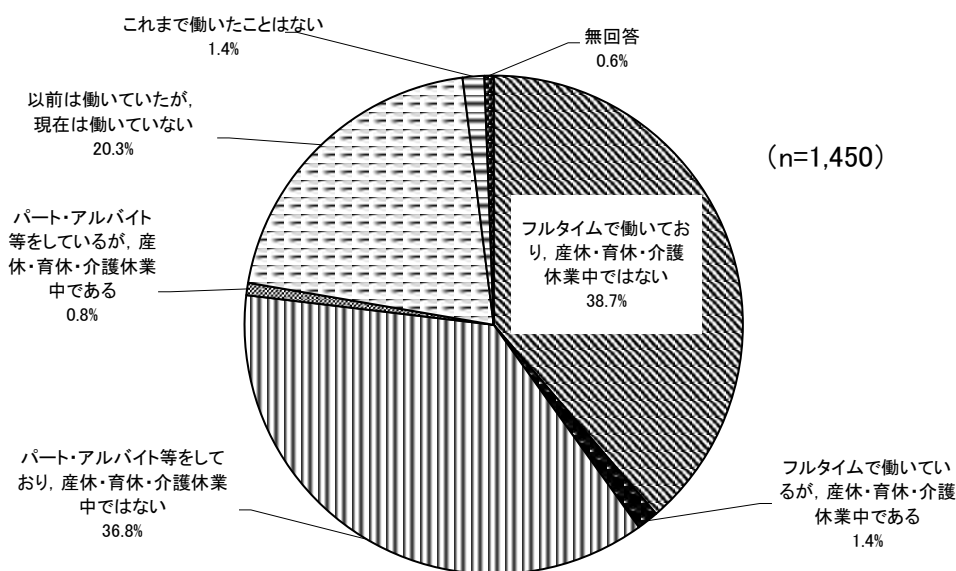
〔現在就労していない就学前児童の母親の1年以内の就労希望形態〕



資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

小学生の母親の就労状況について、フルタイムまたはパート・アルバイト等で就労中の人（産休・育休・介護休業中を除く）は、令和5年度には75.5%となり、平成30年度の72.5%と比較して同様の結果となっています。

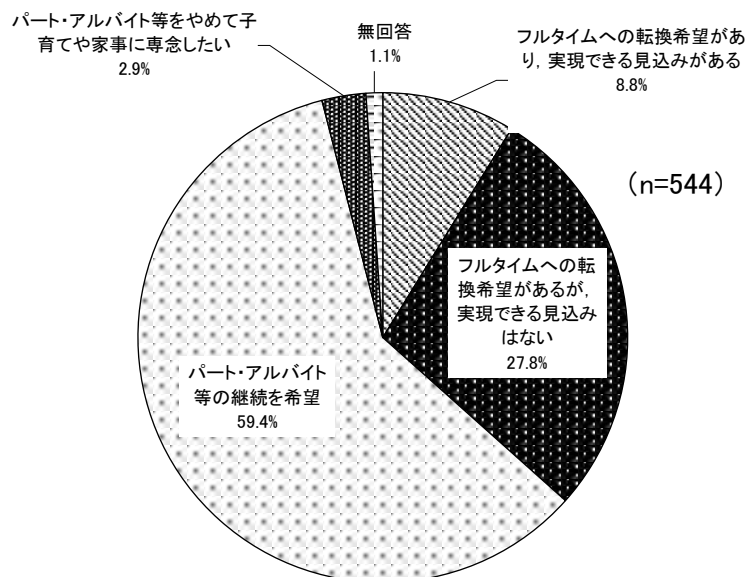
〔小学生の母親の就労状況〕



資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

また、現在、パート・アルバイト等をしている人のうち36.6%がフルタイムへの転換を希望しており、そのうち8割弱（全体の27.8%）が「フルタイムへの転換希望があるが、実現できる見込みはない」と回答しています。

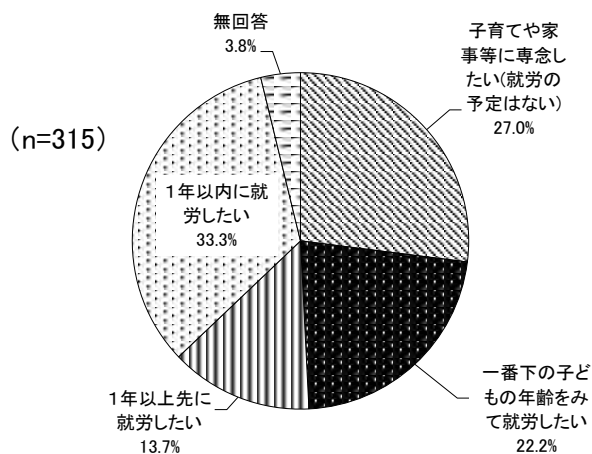
〔パート・アルバイト等で勤務している小学生の母親のフルタイムへの転換希望〕



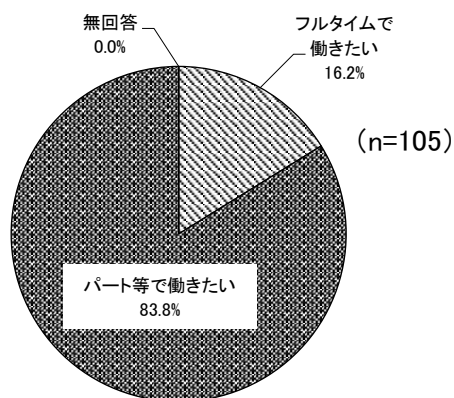
資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

就労していない小学生の母親の就労希望は、「子育てや家事等に専念したい（就労の予定はない）」が27.0%、「1年以内に就労したい」が33.3%となっていますが、「1年以内に就労したい」と回答した人の希望する就労形態は、パート・アルバイト等が83.8%となっています。

〔現在就労していない小学生の母親の就労希望〕



〔現在就労していない小学生の母親の1年以内の就労希望形態〕

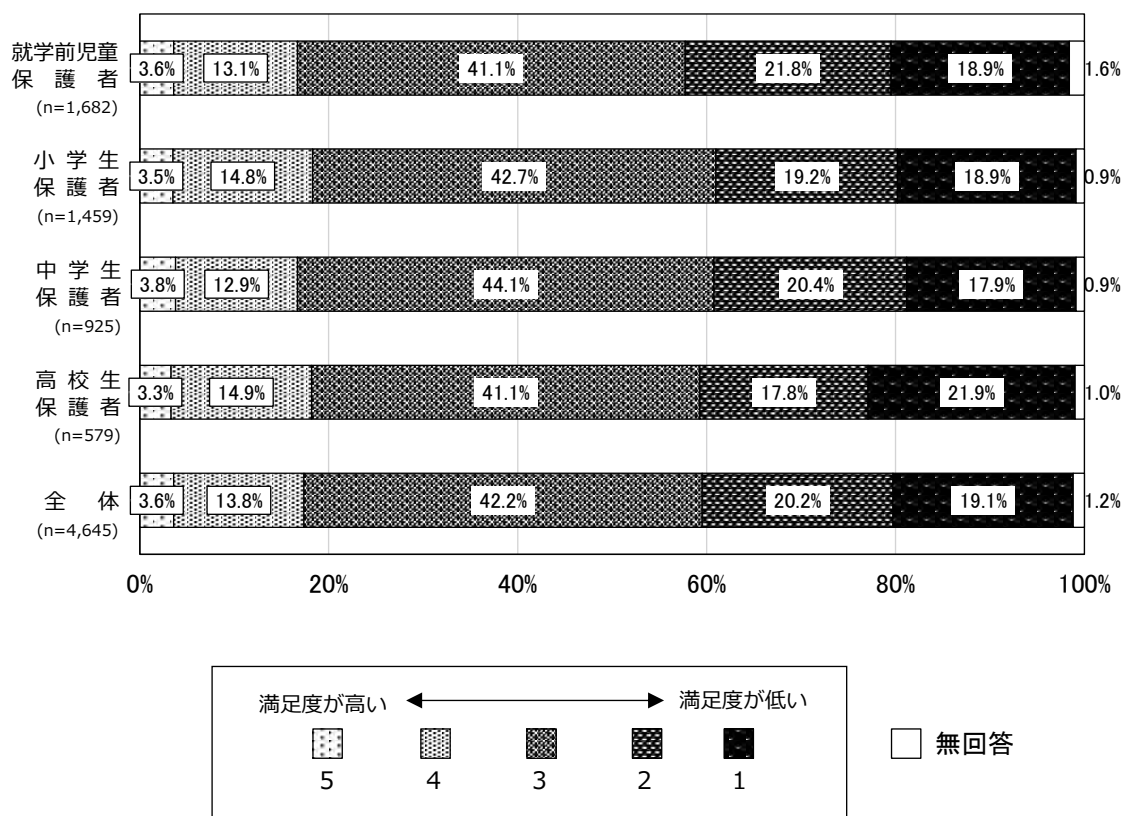


資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

4 子育て家庭の実態

現在の子育て環境や子育て支援についての満足度について、「5:高い」「4:やや高い」を合わせた割合は、就学前児童保護者が16.7%、小学生保護者が18.3%、中学生保護者が16.7%、高校生保護者が18.2%となっており、「1:低い」「2:やや低い」を合わせた割合は、就学前児童保護者が40.7%、小学生保護者が38.1%、中学生保護者が38.3%、高校生保護者が39.7%となっています。平成30年度の調査結果と比較すると、全体では「5:高い」「4:やや高い」の合計が22.7%から17.4%に減少し、「1:低い」「2:やや低い」の合計が34.7%から39.3%に増加しています。

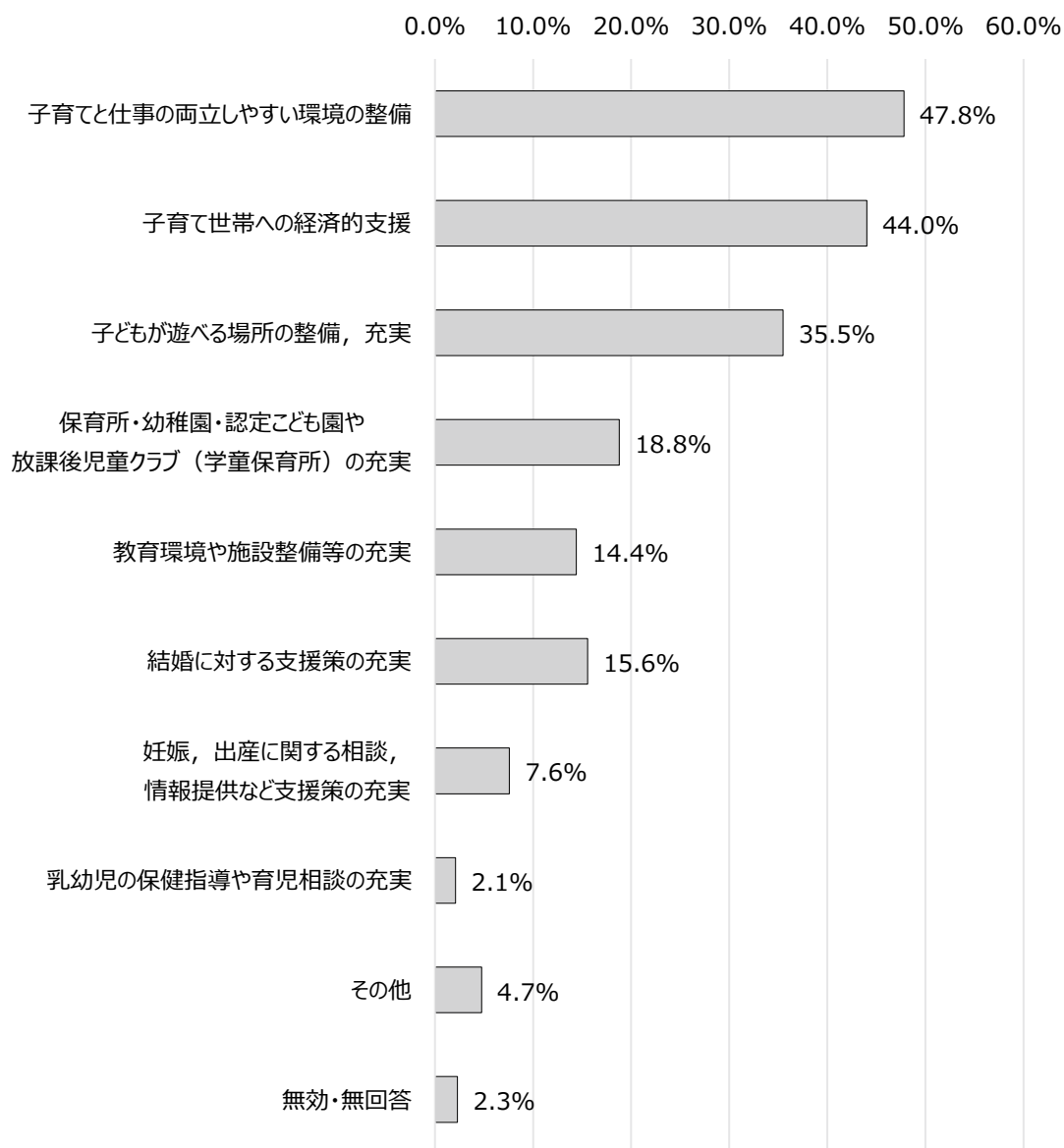
[現在の子育て環境や子育て支援についての満足度]



資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

地方創生に関するアンケート調査結果によると、安心して子どもを産み、子育てできる環境を整備するために取り組むべきことについて、満20歳～49歳の回答では、「子育てと仕事の両立しやすい環境の整備」が47.8%と最も高く、続いて「子育て世帯への経済的支援」が44.0%となっています。

[安心して子どもを産み、子育てできる環境を整備するために取り組むべきこと：
満20歳～49歳（n = 527）（複数回答）]



資料：「令和6年度地方創生に関するアンケート調査」（20歳以上市民調査）

5 子どもの貧困の状況

(1) 国における子どもの貧困の現状

国が実施した「国民生活基礎調査」によると、全国の相対的貧困率（等価可処分所得の中央値の半分の額である貧困線（令和3年は127万円）に満たない世帯の割合）は、平成30年に15.7%であったものが令和3年には15.4%と減少し、これらの世帯で暮らす18歳未満の子どもたちの貧困率も14.0%から11.5%へと減少しています。

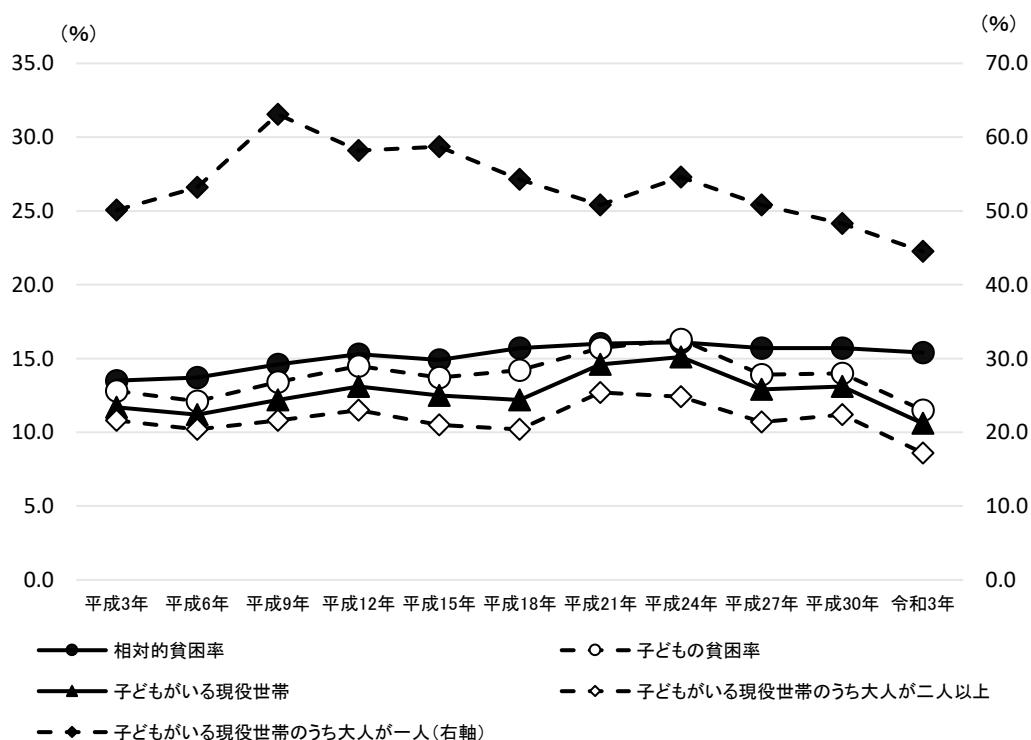
また、子どもがいる現役世帯のうち、ひとり親世帯の相対的貧困率は44.5%と、大人が2人以上いる世帯の8.6%に比べ非常に高い水準となっています。

[貧困率の推移]

(単位：%)

区 分	平成3年	平成6年	平成9年	平成12年	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年	平成27年	平成30年	令和3年
相対的貧困率	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.7	15.4
子どもの貧困率	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	14.0	11.5
子どもがいる現役世帯	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	13.1	10.6
大人が一人	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.3	44.5
大人が二人以上	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	11.2	8.6

資料：国民生活基礎調査



(2) 本市における子どもの貧困の現状

「国民生活基礎調査」では、市町村別の貧困率が公表されていないため、本市が行った調査の結果や生活保護世帯の状況等をもとに、本市における子どもの貧困の現状を把握しています。

普段の家計について、「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」によると、全体で「黒字でも赤字でもなくぎりぎりである」が42.5%、「黒字」が30.4%、「赤字」が25.5%となっています。また、年齢が上がるに従って、「黒字」と回答した割合が低くなっています。平成30年度の調査結果と比較すると、「黒字でも赤字でもなくぎりぎりである」が47.1%、「黒字」が29.4%、「赤字」が19.8%となっており、「赤字」の割合が増加しています。

[普段の家計について、最も近いもの]

区 分	黒字	毎月貯金 している	貯金は していない	黒字でも 赤字でも なくぎり ぎりであ る	赤字	貯金を 取り崩し	借金生活	無回答	回答 者数 (人)
就学前児童 保護者	33.0%	26.8%	6.2%	40.1%	25.2%	18.5%	6.7%	1.7%	1,682
小学生 保護者	31.5%	26.2%	5.3%	43.9%	22.8%	17.2%	5.6%	1.7%	1,459
中学生 保護者	27.7%	22.8%	4.9%	43.1%	28.1%	19.8%	8.3%	1.1%	925
高校生 保護者	24.0%	18.5%	5.5%	45.1%	29.0%	18.3%	10.7%	1.9%	579
合 計	30.4%	24.8%	5.6%	42.5%	25.5%	18.3%	7.2%	1.6%	4,645

資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

生活保護受給率について、本市においては平成30年度以降横ばいで推移しており、依然として全道、全国よりも高い受給率となっています。

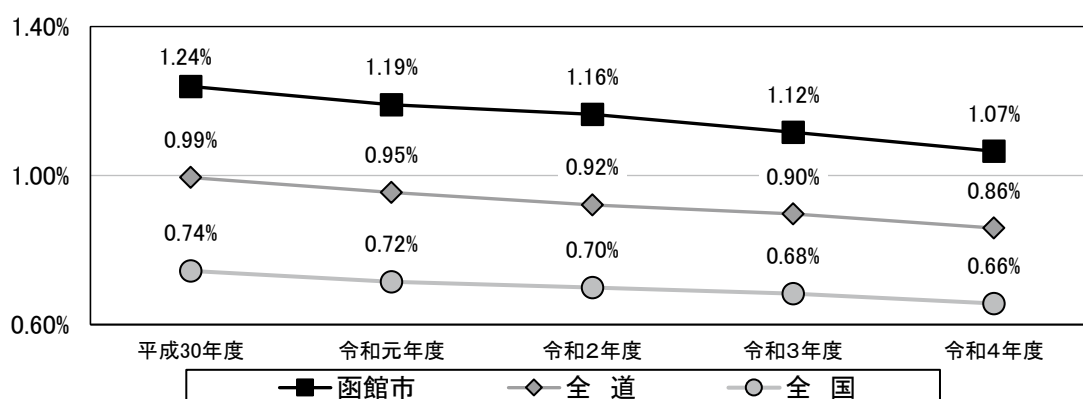
[生活保護受給率（人口千対）]

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
函 館 市	45.7	45.7	45.7	45.6	45.5
全 道	30.2	30.0	29.7	29.5	29.4
全 国	16.6	16.4	16.3	16.2	16.2

資料：「被保護者調査」、北海道保健福祉部、函館市保健福祉部

また、本市の児童扶養手当受給率の推移を見ると、平成30年度以降減少傾向にありませんが、全国・全道の受給率を上回っています。

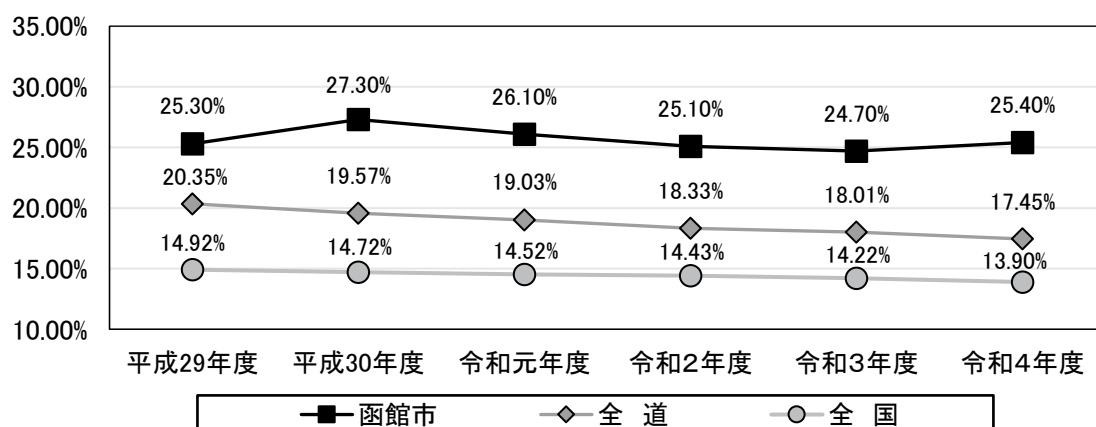
[児童扶養手当受給率の推移]



資料：「福祉行政報告例」，子ども未来部調製

さらに、本市の就学援助認定率については、ほぼ横ばいで推移していますが、全国・全道の認定率を上回っています。

[就学援助認定率]



資料：「就学援助実施状況等調査」，子ども未来部調製

本市の生活保護世帯の進学率を見ると、高等学校等（全日制・定時制・高等専門学校等を含む）への進学率および大学等（短大・専修学校・専門学校等を含む）への進学率は、全体と比較して、低くなっています。

[生活保護世帯の進学率]

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高等学校等進学率	生活保護世帯	96.0%	96.3%	89.9%	89.1%	92.1%
	全 体	99.4%	99.3%	99.1%	98.7%	98.9%
大学等進学率	生活保護世帯	38.8%	36.9%	41.7%	38.4%	31.8%
	全 体	71.9%	74.4%	74.9%	77.5%	77.1%

資料：函館市保健福祉部，「学校基本調査」，子ども未来部調製

第3章 計画の基本理念等

I 基本理念

次代を担う子どもたちが、地域において、人と人とのふれあいや支え合い、助け合いのなかで、個性や多様性が尊重され、のびのびと健やかにはぐくまれ、子どもたちの生き生きとした笑顔や歓声に包まれた地域社会の構築をめざすため、「函館市こども計画」の基本理念を次のように定めます。

「すべての子どもたちが輝き ひかりにあふれるまち はこだて」

子どもたちはもちろん、子育て家庭を地域において温かく見守り、支えていくなかで、子どもたちが健やかに成長し、生き生きと「ひかり」輝くことは、市民の願いです。

子どもたちの輝きは、家庭や地域の輝きへとつながり、やがては、市民一人ひとりが喜びに満ちあふれ、生き生きと「ひかり」輝いていく、そんな「ひかり」にあふれるまち「はこだて」をめざします。

基本理念に基づく施策を着実に進め、すべての子ども・若者が、身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現につなげていきます。

II 基本的な視点（8つの視点）

この計画における各施策の方向と事業の実施については、次の8つの基本的な視点のもとに取り組めます。

1 子ども・若者の視点

「函館市子ども条例」の理念に基づき、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮するとともに、子ども・若者が、自らに関わる施策について意見を表明し、社会参画する機会を設けることにより、子ども・若者の視点に立った取組みを進めていきます。

2 次代の親の育成という視点

子どもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な遊びや学び・体験等を通じて成長し、若者として社会生活をおくるようになり、やがて次代の親となるという認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立し家庭を持つことができるよう、中・長期的な視点に立った取組みを進めていきます。

3 すべての子ども・若者と子育て家庭への支援の視点

障がい、疾病、虐待、貧困など支援の必要な子ども・若者や子育て家庭を含め、すべての子ども・若者と子育て家庭への支援という視点に立った取組みを進めていきます。

4 地域社会全体で支援する視点

子育ての基本は家庭にあります。子どもは、地域社会の一員でもあることから、子どもを心身ともに健やかに育てるためには、家庭はもとより、地域、学校、企業、行政をはじめ地域社会全体が、地域の様々な社会資源を活用し、それぞれの役割を担いながら、連携を図ることが必要であり、子育てを地域社会全体で支援する視点に立った取組みを進めていきます。

5 サービス利用者の視点

多様化する子育て支援サービスのニーズに対応するため、子育て支援サービスの質を評価し、向上させていくという視点から、人材の資質の向上を図り、情報公開やサービス評価などの取組みを進めるほか、適切な情報提供を推進するなど、質の高い、多様な子育て支援サービスを提供するために、サービス利用者の視点に立った取組みを進めていきます。

6 仕事と生活の調和の実現の視点

希望するキャリアを諦めることなく、「ワーク・ライフ・バランス」を実現するためには、男女が協力して子育てを行うことが必要であり、また、働き方の見直しには、企業等の理解と協力が不可欠であることから、仕事と生活の調和の実現の視点に立った取組みを進めていきます。

7 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点

少子化の進行は、若年層の転出や未婚化・晩婚化、子育てに対する精神的、経済的負担感や孤立感が大きいことなど、様々な要因が複雑に絡み合っており、家庭を築き、安心して子どもを生み育てたいという希望をかなえることができるよう、子育て環境を整備し、様々な取組みを長期的かつきめ細やかに行っていく必要があります。

多様な働き方や生き方に合わせて、子育て等に係る必要な支援を受けることができるとともに、すべての子どもが健やかに成長することができるよう、就労・結婚・妊娠・出産・育児等の各段階に応じて切れ目のない支援の視点に立った取組みを進めていきます。

8 地域特性の視点

本市では、人口構造や産業構造、社会資源の状況等に地域での差異があることから、地域の実情に応じて、その特性を生かした事業展開を図るなど、地域特性の視点に立った取組みを進めていきます。

Ⅲ 施策の方向（９項目）

この計画の基本理念の実現に向けて、次の９の施策の方向を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

１ 地域における子育て支援

すべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ります。保育サービスについては、子どもの最善の利益を考えるとともに、利用者の生活実態や意向を十分に踏まえ、サービスの提供体制を整備します。

また、子育て家庭が必要とする情報の提供や地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進します。

さらに、地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての友だち関係の形成のほか、児童の自主性や社会性の発達などに大きな影響があると考えられることから、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことができる放課後や週末等の居場所づくりを推進します。

これらの取組みについて、より効果的な展開を図るため、必要に応じて、地域住民の協力を得ながら推進します。

２ 母子の健康確保と増進

母子保健は、人が生涯を通じて健康な生活を送るための第一歩であり、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育つことができる基礎でもあることから、安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備を推進します。

また、食を通じた豊かな人間性の形成や家族関係づくりによる心身の健全育成のほか、学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実や小児医療の充実に取り組みます。

３ 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

次代の親となる子どもが、豊かな人間性を形成し、自立した大人になるため、男女が協力して家庭を築くことや子どもを生み育てることの意義など、子どもの健やかな成長を促す教育・広報・啓発に取り組みます。

また、子どもが個性豊かに「生きる力」を伸ばすことができるような教育環境等の整備を推進します。

さらには、地域社会全体で子どもを育てるために、家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、情報モラル教育の推進など子どもを取り巻く社会環境の整備を進めます。

4 子育てを支援する生活環境の整備

子育て家庭が安心して快適に暮らすことができるよう、良質な住宅の提供や安心して外出できる環境の整備など、子育てに配慮したまちづくりを推進します。

また、子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るために関係機関と連携した活動を推進します。

5 仕事と生活の調和の実現

仕事と生活の調和の実現に向けて、国、道との緊密な連携はもとより、市民や企業等との協働を進めるなかで、事業主行動計画の策定等の取組みの周知・啓発や、働きやすい就業環境の整備など、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

また、関係法令制度等の周知・啓発はもとより、保育サービス等の充実により、仕事と子育ての両立のための基盤整備を推進します。

6 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待防止対策については、虐待の背景が多岐にわたることから、児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、社会的自立を促していくために、発生予防から早期発見、早期対応など、児童虐待の防止対策等の充実を図ります。

(2) ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーへの支援については、子どもの権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、子ども本人や家族に自覚がないなどの場合もあり、問題が顕在化しづらいことから、医療、福祉、教育等の関係者と連携し、早期発見・実態把握を行い、必要な支援につなげていきます。

(3) 障がいのある子どもへの支援

障がいのある子どもへの支援については、障がいの原因となる疾病や事故の予防、早期発見・早期治療の推進はもとより、障がいのある子どもの健全な発達を支援するなど、障がいのある子どもに対する施策の充実を図り、身近な地域で安心して生活できる環境の整備を推進します。

7 ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭では、子育てをしながら就労しなければならないなどといった理由により、厳しい生活環境に置かれている場合が多いなかで、ひとり親家庭の自立支援とともに、子どもの健全な育成を図るため、子育てや生活支援策、就業支援策、経済的支援策、さらには養育費の確保対策に取り組めます。

8 子どもの貧困対策

子どもの貧困の背景には、世帯状況や生活環境、所得、雇用等の様々な要因が絡み合っており、子どもの発達の諸段階において、多くの機会格差が生じていることを踏まえ、子どもの現在および将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、また世代を超えて貧困が連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等に努めます。

9 若者の自立支援

若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等へ進学できるよう、高等教育の修学支援に努めます。また、自立し社会で活躍するためには、就業し、経済的基盤を築くことが重要であることから、就労支援や経済基盤安定化の取組みを推進します。さらに、困難な状態にある若者の自立や社会参加に向けた支援に努めるとともに、18歳や20歳といった特定の年齢で必要なサポートが途切れないよう、若者の居場所づくりについても推進します。

IV

施策の体系

基本理念	施策の方向（9項目）	推進施策	推進事業
	施策の方向1 地域における子育て支援	1 地域における子育て支援サービスの充実	(1) 家庭における子育て支援 (2) 施設における子育て支援 (3) 子育て相談、情報提供体制の充実
		2 保育サービスの充実	(1) 多様な保育ニーズへの対応 (2) 保育サービスの質の向上
		3 子育て支援のネットワークづくり	(1) 子育て支援ネットワークづくりの促進 (2) 子育て支援情報の提供の充実 (3) 地域における子育て意識の啓発推進
		4 子どもの健全育成	(1) 子どもの居場所づくりの整備推進 (2) 少年非行、いじめ・不登校等に対する支援の推進
	施策の方向2 母子の健康確保と増進	1 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実	(1) 健康診査、保健相談・指導の充実 (2) 母子保健の情報提供の充実
		2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	(1) 思春期・青年期保健に関する知識の普及促進 (2) 喫煙、飲酒、薬物に関する教育の推進 (3) 心のケアと相談体制の充実
		3 「食育」の推進	(1) 食に関する学習機会、情報提供の充実
		4 周産期・小児医療等の充実	(1) 周産期・小児医療の確保・充実 (2) 小児慢性特定疾病対策の推進 (3) 不妊・不育症に悩む方に対する支援の充実
	施策の方向3 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備	1 次代の親の育成	(1) 男女協力による家庭を築くことの意義の普及・啓発の推進 (2) 子どもを生み育てることの意義の普及・啓発の推進
		2 子どもの「生きる力」の育成に向けた学校の教育環境等の整備	(1) 確かな学力の向上 (2) 豊かな心の育成 (3) 健やかな体の育成 (4) 信頼される学校づくりの推進 (5) 幼児教育の充実
		3 家庭や地域の教育力の向上	(1) 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実 (2) 地域の教育力の向上
		4 子どもを取り巻く社会環境の整備	(1) 関係業界への自主的措置の促進 (2) 情報モラル教育の推進 (3) 情報リテラシーの向上
	施策の方向4 子育てを支援する生活環境の整備	1 良質な住宅の確保	(1) ファミリー世帯への居住支援
		2 安全な道路交通環境の整備	(1) 安全な道路交通環境の整備推進
		3 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	(1) 交通安全教育の推進
		4 安心して外出できる環境の整備	(1) 公共施設のバリアフリー化の推進 (2) 子育てバリアフリー情報提供の充実
		5 安全・安心なまちづくりの推進	(1) 犯罪等の防止に配慮した環境の整備推進 (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
「すべての子どもたちが輝き ひかりにあふれるまち はこだて」	施策の方向5 仕事と生活の調和の実現	1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しの推進	(1) 仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発活動の推進
		2 仕事と子育ての両立のための基盤整備	(1) 多様な働き方に対応した子育て支援 (2) 育児休業制度等の普及・啓発の推進
	施策の方向6 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援	1 児童虐待防止対策の充実	(1) 児童虐待・相談への対応および支援 (2) 関係機関との連携等 (3) 発生予防、早期発見・早期対応等
		2 ヤングケアラーへの支援	(1) ヤングケアラーの実態把握と支援
		3 障がいのある子どもへの支援	(1) 障がいの早期発見・早期療育の充実 (2) 一貫した総合的な障がいのある子どもに対する施策の推進 (3) 教育的支援の推進 (4) 保育所等における障がいのある子どもの教育・保育等の推進
	施策の方向7 ひとり親家庭の自立支援	1 ひとり親家庭の自立支援の推進	(1) 子育て・生活支援の充実 (2) 就業支援の充実 (3) 経済的支援の充実 (4) 情報提供および相談体制の充実
	施策の方向8 子どもの貧困対策	1 生活基盤の安定に向けた支援の充実	(1) 世帯の生活基盤の確保に向けた支援 (2) 自立に向けた就労相談・支援の充実
		2 子どもの育ちと学びの支援の充実	(1) 乳幼児期の子どもの育ちと子育ての支援 (2) 子どもの遊びや学び、体験の支援
		3 相談支援の充実	(1) 相談支援体制の充実
	施策の方向9 若者の自立支援	1 高等教育の修学支援	(1) 高等教育費の負担軽減
		2 就労支援および経済基盤安定のための取組み	(1) 若者への就労支援の強化
		3 悩みや不安を抱える若者に対する相談体制の充実	(1) ひきこもりの相談支援
		4 若者の居場所づくりの推進	(1) 地域における多様な活動の場の充実

SDGsは、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略で、全ての国際連合加盟国が2030年までに取り組む行動計画として、17の分野別の目標と169項目の具体的な達成基準が掲げられ、我が国においても、2016年に「持続可能な開発目標実施指針」を策定し、国をあげて取組みを進めています。

本市では、個別行政分野における各種施策がSDGsの推進につながるものと考えており、本計画においてもSDGsの視点を取り入れ、各種施策を推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本計画における施策の方向について、SDGsの視点から、特に関連する17の目標を次のように掲げました。

【本計画におけるSDGsの視点】

本計画における9項目の施策の方向		特に関連する17の目標
1	地域における子育て支援	         
2	母子の健康確保と増進	   
3	子どもの健やかな成長のための教育環境の整備	   
4	子育てを支援する生活環境の整備	    
5	仕事と生活の調和の実現	   
6	特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援	    
7	ひとり親家庭の自立支援	    
8	子どもの貧困対策	        
9	若者の自立支援	        

第4章 具体的な施策の展開

施策の方向

1

地域における子育て支援

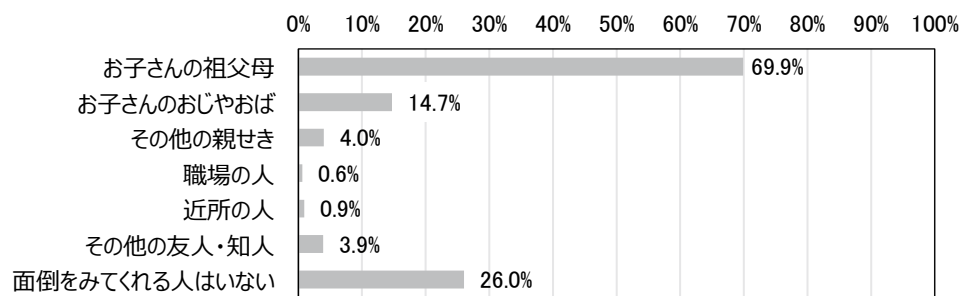
1 地域における子育て支援サービスの充実

(1) 家庭における子育て支援

－現状と課題－

- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化など家庭をめぐる環境が変化している中で、祖父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況にあります。
- 本市では、市内に居住する子どもの育児について援助を受けたい人で行いたい人が助け合う会員組織の「ファミリー・サポート・センター事業」を実施しており、保育園、幼稚園等の開始前、終了後の子どもの預かり、子どもが軽い病気の場合等に臨時的・突発的な子どもの預かり、保育園、幼稚園等への送迎を行う等の子育て支援活動を行っていますが、近年は担い手不足が課題となっています。
- 子育て家庭における育児不安やストレスの解消はもとより、孤立化を防止するため、子育て家庭の親子が安心できる居場所づくりとして、「地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）」を市内13か所に開設するとともに、子育てサロンの指導員が町会館等に出向き「まめっこサロン」を実施しているほか、乳幼児のいる家庭を対象とした子育て支援事業を各児童館において実施しています。
- 乳幼児健康診査（乳幼児健診）等により把握した、子育てに特に支援が必要と認められる家庭にヘルパー等を派遣する「子育て世帯訪問支援事業」、子育て経験者のボランティアが家庭訪問し、子育てに関する様々な悩みや相談に対応する「子育て支援隊」のほか、子育てアドバイザーや保健師等が生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭を訪問する「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」を実施しています。
- ニーズ調査結果によると、就学前児童の保護者が日頃から、子どもの面倒をみてもらえる相手としてあげているのは、「お子さんの祖父母」が69.9%と回答した割合が高く、続いて「お子さんのおじやおば」が14.7%、「面倒をみってくれる人はいない」と回答した人が26.0%となっています。

[日頃、子どもの面倒をみてくれる人：就学前児童保護者（n = 1,682）（複数回答）]



資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- 少子化や核家族化の進行に伴い、家族の結びつきや地域コミュニティが希薄化し、育児不安やストレスを抱え、孤立する子育て家庭が増えているなか、就学前児童保護者の約4分の1が親や親せき、知人に子どもを預けたり、出産前後の身の回りの世話を頼むことが難しい状況になっていると推測されます。

- また、保育園や幼稚園等の一時預かりの利用状況を見ると、就学前児童保護者の約2割がいずれかの事業を利用している状況となっており、事業を利用していない保護者の意向を合わせた利用目的では、買い物、冠婚葬祭、学校行事などの場合に、一時的に子どもの世話をしてくれるサービスが求められています。

[一時預かり等の利用状況（複数回答）]

区 分	保育園等の一時預かり※	幼稚園等の一時預かり※	ファミリー・サポート・センター	その他	利用している事業はない
就学前児童保護者 (n=1,682)	2.7%	10.9%	2.8%	1.5%	80.0%
小学生保護者 (n=1,459)	-	-	2.5%	1.4%	95.3%

※ 保育園等の一時預かり：一時的に家庭での保育が困難となった場合などにおいて、乳児または幼児を一時的に預かるサービス

※ 幼稚園等の一時預かり：在園児を対象として、教育時間終了前後や休業日等に一時的に預かるサービス

[一時預かり等の利用目的（複数回答）]

区 分	買い物、きょうだいや親の習い事、リフレッシュ等	冠婚葬祭、学校行事、きょうだいや親の通院等	不定期の就労	その他	利用する必要はない
就学前児童保護者 (n=1,682)	45.7%	42.4%	17.1%	3.0%	30.9%
小学生保護者 (n=1,459)	18.2%	20.8%	8.2%	2.9%	65.3%

※ 設問：事業を利用している、利用していないにかかわらず、どのような目的で利用したいか。

資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- 子育て家庭における育児不安やストレスの解消はもとより、社会問題となっている子育て家庭の孤立化を防いでいくためには、地域において子どもを生み育てやすい環境づくりを進めていく必要があります。

－施策の方向－

- 今後、身近で気軽に通える地域において子育て家庭の親子が安心できる居場所づくりを進めるため、「地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）」や子育てサロンの指導者が町会館等に出向き「まめっこサロン」を実施するほか、一時的に子どもの預かり等を行う「ファミリー・サポート・センター事業」や子育てに関する学習を行う「お父さんのための子育て講座」など、各種取組みを継続して実施します。
- 今後、子育て支援に係る環境の変化やニーズの複雑化に対応し、地域の子育て力の向上や子育て支援の推進を市民協働により図るため、「子育てアドバイザー」の養成について検討を進めるとともに、相談体制の強化および地域での見守りといった視点での取組みに努めます。

－個別事業－ 資料編 （１）家庭における子育て支援①～⑯参照

（２）施設における子育て支援

－現状と課題－

- 本市では、令和６年度において、23か所の保育所・幼稚園・認定こども園で、一時的に家庭での保育が困難となった場合などにおいて、乳児または幼児を一時的に預かる「一時預かり事業」を実施するとともに、59か所の幼稚園・認定こども園で在園児を対象とした教育時間終了前後や休業日等の預かり保育を実施しています。
- 保護者の疾病等で一時的に子どもの養育が困難となった場合に、保護者に代わって保育する「子育て支援短期利用事業（ショートステイ事業）」と保護者が急な残業などの理由で、夜間に不在となり、子どもの養育が困難となった場合に、保護者が帰宅するまでの間、施設において子どもを預かる「トワイライトステイ事業」を市内１か所の乳児院、2か所の児童養護施設および１か所の認可外保育園※で実施しています。（※ 認可外保育園ではトワイライトステイ事業のみ実施）
「子育て支援短期利用事業（ショートステイ事業）」については、児童養護施設等の空床を利用して実施されており、施設の状況によっては利用できないことが課題となっています。
- 生後６か月から小学６年生までの子どもが病気の際に、保護者に代わって一時的に預かる「病児保育事業」を、市立函館病院内の施設１か所で実施しています。
- また、認可保育所、認定こども園、幼稚園または企業主導型保育施設に通っていない生後６か月から満３歳未満の子どもを対象に、保護者の就労の有無等にかかわらず時間単位で保育所等※を利用できる「こども誰でも通園制度」を実施し、家庭とは異なる経験

や家族以外の人と関わる機会を子どもに提供するほか、孤立した育児の中で不安や悩みを抱える保護者の負担感の軽減等を図っています。

- 保護者が、昼間家庭にいない小学校児童の保護や健全育成のために実施している放課後児童健全育成事業では、令和6年度で70か所の放課後児童クラブ（学童保育所）を開設しているほか、南茅部地区において「小規模放課後児童支援事業」を実施しています。
- 放課後児童クラブ（学童保育所）の状況の推移を見ると、令和2年度は、施設数が60か所、入所児童数が2,452人で、入所率（小学校児童数に対する入所児童数の割合）が23.9%でしたが、令和6年度には、施設数が70か所、入所児童数が2,909人で、入所率32.8%と、小学校児童数は減少しているにもかかわらず、入所児童数は増加傾向にあり、これに伴い、施設数も増加しています。

[放課後児童クラブ（学童保育所）の状況の推移（各年度4月1日現在）]

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施箇所数 (箇所)	60	64	68	69	70
1年生	626	615	618	606	695
2年生	580	589	621	623	598
3年生	491	509	524	547	579
4年生	369	373	401	423	462
5年生	220	261	287	308	338
6年生	166	141	197	211	237
入所児童数 (人)	2,452	2,488	2,648	2,718	2,909
利用定員 (人)	2,548	2,711	2,868	2,921	2,960
入所率 (%)	23.9	25.1	27.4	30.0	32.8
《参考》 小学校児童数 (5月1日現在) (人)	10,263	9,931	9,680	9,381	8,879

※ 実施箇所数、入所児童数および利用定員は、民設民営の施設を含む

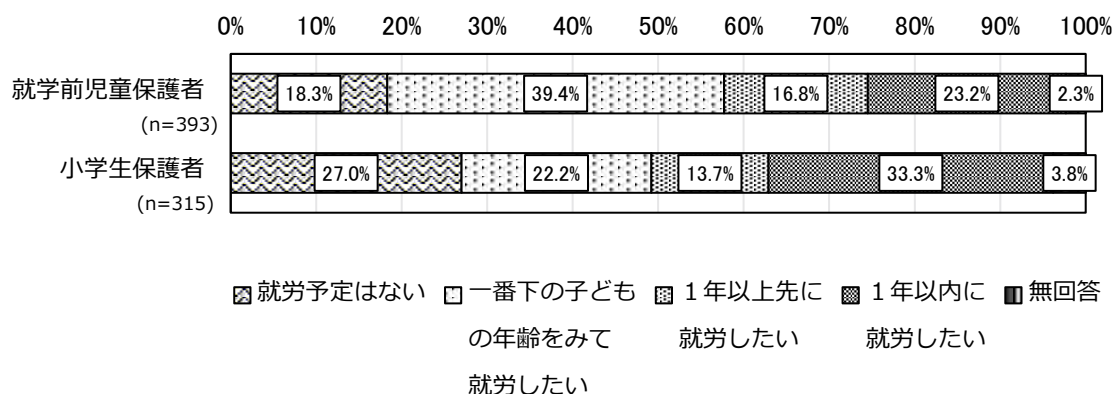
※ 小学校児童数には、国立、義務教育学校および私立小学校の児童を含む

資料：函館市子ども未来部調べ、「学校基本調査」

- 就学前児童の保護者（母親）のうち、現在働いていない、または、いままで働いたこととはない人への就労希望調査においても、「就労したい」が全体で79.4%、「子育てや家事等に専念したい(就労予定はない)」が18.3%という状況となっています。

※ 保育所等：保育所、認定こども園その他乳幼児に良質な成育環境を提供可能な施設であり、条例に基づき、こども誰でも通園制度を実施することについて市が認可した施設。

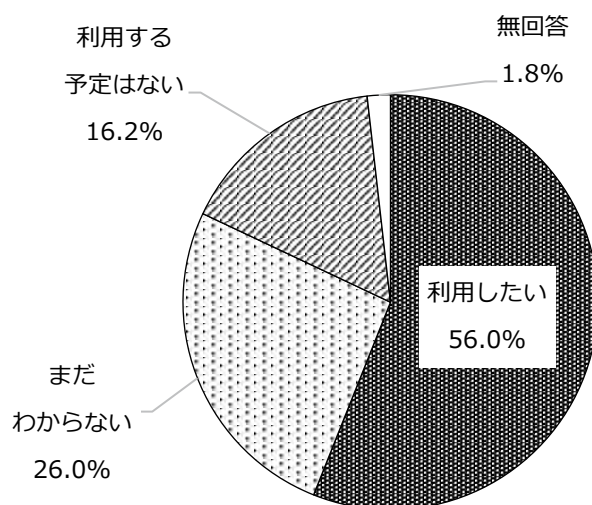
[現在就労していない方の就労希望：母親]



資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- ニーズ調査によると、就学前児童の保護者への放課後児童クラブ（学童保育所）利用の調査では、「利用したい」が56.0%と、約半数を占めており、今後も利用率は上昇することが見込まれます。

[放課後児童クラブ（学童保育所）の利用：就学前児童保護者 (n = 1,682)]



資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- 女性の就業が進み、今後も拡大することが見込まれることから、子育て家庭が安心して子どもを預けることができる子育て支援サービスの充実が必要です。
- 地域のつながりの希薄化、少子化の進行により、子ども同士が地域で遊び、育ち、学び合う機会が少なくなっていることから、放課後に、小学校児童が年齢の異なる子どもたちと遊び、遊びを通じて異年齢児交流が図られるような取り組みが必要です。

－施策の方向－

- 今後、多様化するニーズに的確に対応するため、保護者の病気や仕事などにより一時的に保育できないときや、育児疲れを解消したいときなどに、保育所などで子どもを預かる「一時預かり事業」や「病児保育事業」など各種施設における子育て支援サービスの充実に努めます。
- 「子育て支援短期利用事業（ショーステイ事業）」については、新たな地域資源の活用も含め、今後の確保方策について検討を進めます。
- 今後、「こども誰でも通園制度」は、法律に基づく新たな給付制度となることから、適切な提供体制を確保し、安定的な運用となるよう努めます。
- 放課後児童健全育成事業については、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりを進めるため、「函館市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例」に基づき、放課後児童クラブ（学童保育所）の質の向上と量の確保に努めます。
- 図書館やはこだてみらい館、はこだてキッズプラザ、青少年研修センターなどの施設で開催される各種イベントを通じ、子どもたちの創造力や社会性を育む学びや体験の機会を提供していきます。

－個別事業－ 資料編 （2）施設における子育て支援①～⑭参照

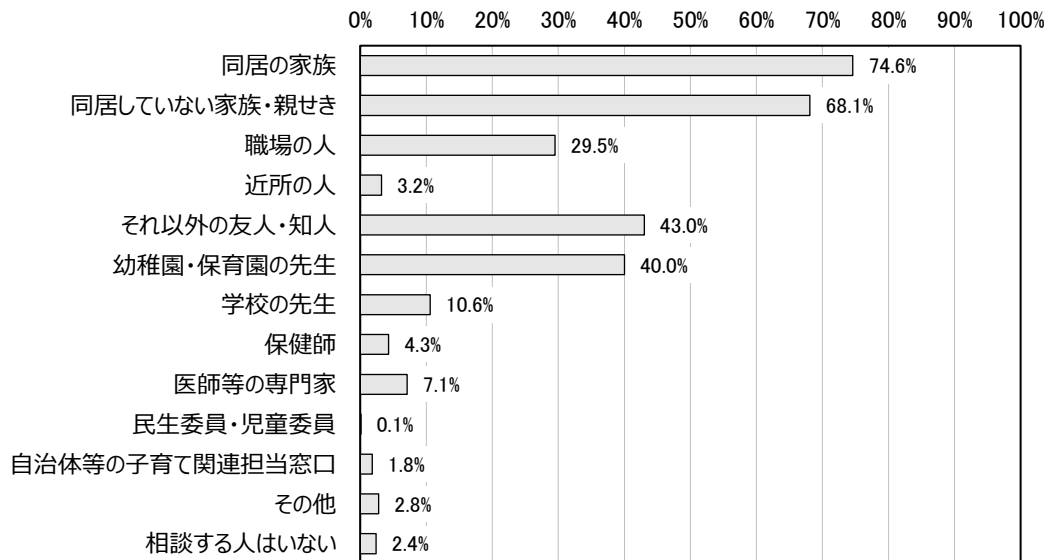
（3） 子育て相談、情報提供体制の充実

－現状と課題－

- 本市では、市内13か所に「地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）」を開設しているほか、児童館等を24施設設置しており、子育てアドバイザーをはじめとする子育て支援のボランティアの協力を得るなかで、子育てについての相談、助言、情報の提供などを行っています。
- 妊産婦・子育て世帯・子どもに対する相談に対し、切れ目なく、漏れなく支援するため「函館市子ども家庭センター」を函館市総合保健センターの1階に設置しており、「函館市子ども家庭センター」内には、妊娠・出産・子育て等に関する相談に、専任保健師・助産師がワンストップで対応する「マザーズ・サポート・ステーション」を設置するとともに、子育てや虐待など、子どもに関するあらゆる相談窓口として、「子どもなんでも相談 110番」を設置しています。
- 幼稚園では「未就園児施設開放・相談事業」、認定こども園では「子育て支援事業」、保育所では「地域の子育て家庭に対する支援事業」として、園庭開放や育児講座、相談事業等を行っています。

- ニーズ調査結果によると、就学前児童の保護者が子どもについての悩みや困りごとを相談する相手としてあげているのは、「同居の家族」「同居していない家族・親せき」「それ以外の友人・知人」が多く、次いで「幼稚園・保育園の先生」「職場の人」という状況となっていますが、中には「相談する人はいない」と回答した保護者もいます。

[子どもについての悩みを相談する相手：就学前児童保護者(n = 1,682) (複数回答)]



資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- 様々な相談機関等の有効活用を図るため、既存事業の効果的なPRに努めるとともに、身近な地域において、気軽に子育てに関する相談や情報交換、交流などの機会を確保することが必要です。

－施策の方向－

- 「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」により、子育てに関する適切な情報提供に努めるとともに、子育て家庭の親子が安心できる居場所づくりを進めるため、子育てアドバイザーをはじめとするボランティアの協力を得るなかで、「地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）」、「児童館における子育て支援事業」および「子育て支援コンシェルジュ事業」等を継続していきます。
- 妊娠・出産、子育て等に関する相談に対応した「マザーズ・サポート・ステーション」やひとり親支援に関する相談に対応した「ひとり親家庭サポート・ステーション」の周知に努めるとともに、支援が必要な家庭への訪問などによる相談についても積極的に進めていきます。

－個別事業－ 資料編（3）子育て相談、情報提供体制の充実①～⑮参照

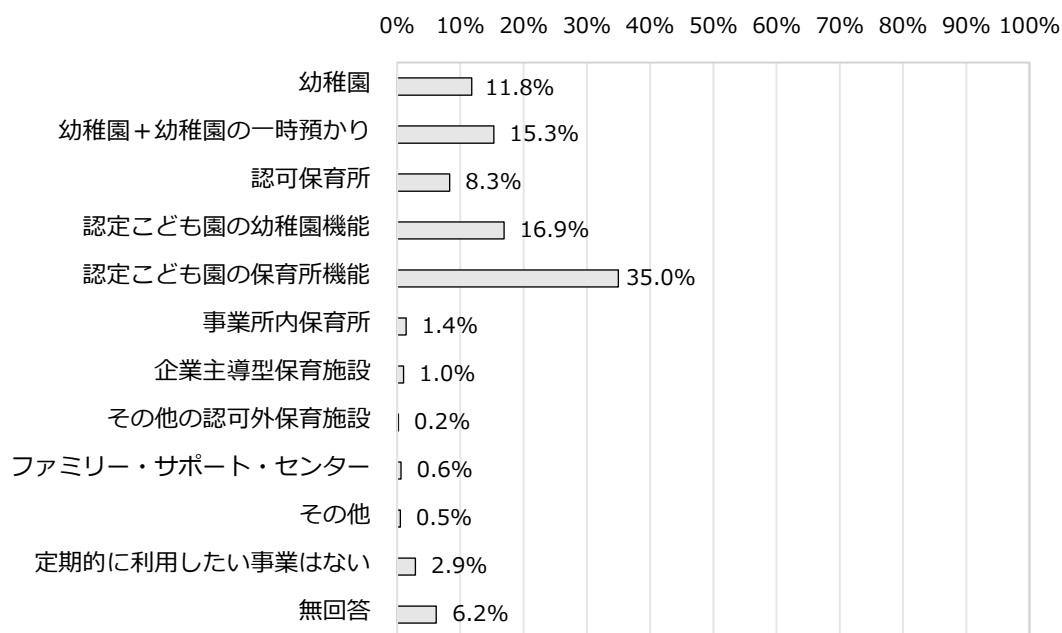
2 保育サービスの充実

(1) 多様な保育ニーズへの対応

－現状と課題－

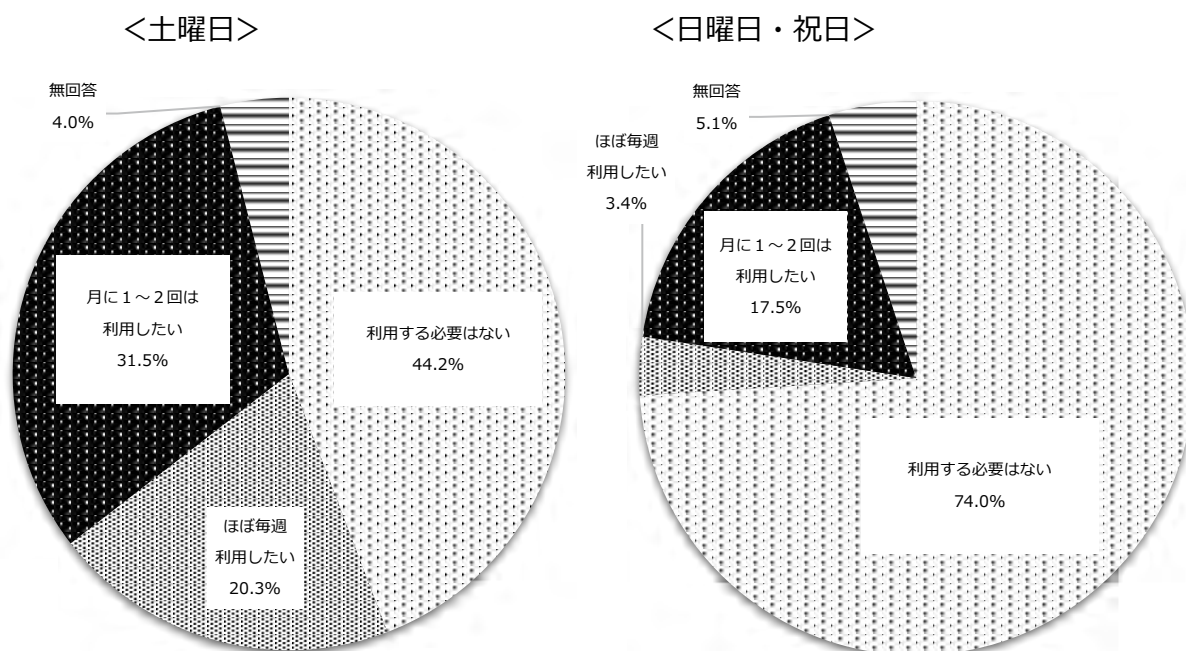
- 本市の保育所・認定こども園は、令和6年4月1日現在、公立が1園、民間が58園の計59園で、保育を利用する子どもの定員総数は4,264人となっており、それに対する入所児童数は、3,213人と定員を下回っていますが、年度の途中で入所児童数が増加し、定員を上回る施設もあります。
- 各保育所・認定こども園では、児童福祉施設の設備および運営に関する基準や、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、必要な職員配置や設備整備のもとで適正な保育が行われています。
- 令和6年度において、市内2か所の認定こども園で休日保育を実施しています。保育所・認定こども園における「延長保育事業」については、28か所の施設で実施しているほか、延長保育を独自事業として実施している施設があります。また「一時預かり事業」を60か所で実施しています。
- 就学前児童の保護者に対する保育ニーズの調査結果によると、認定こども園の保育所機能や幼稚園機能、幼稚園およびその一時預かりに係るニーズが、他に比べて高く、土曜日と日曜日・祝日の利用希望については、「ほぼ毎週利用したい」と「月に1～2回は利用したい」を合せると、土曜日が51.8%、日曜日・祝日が20.9%となっています。

[今後の利用希望：0歳～5歳の保護者（n=1,682）]



資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

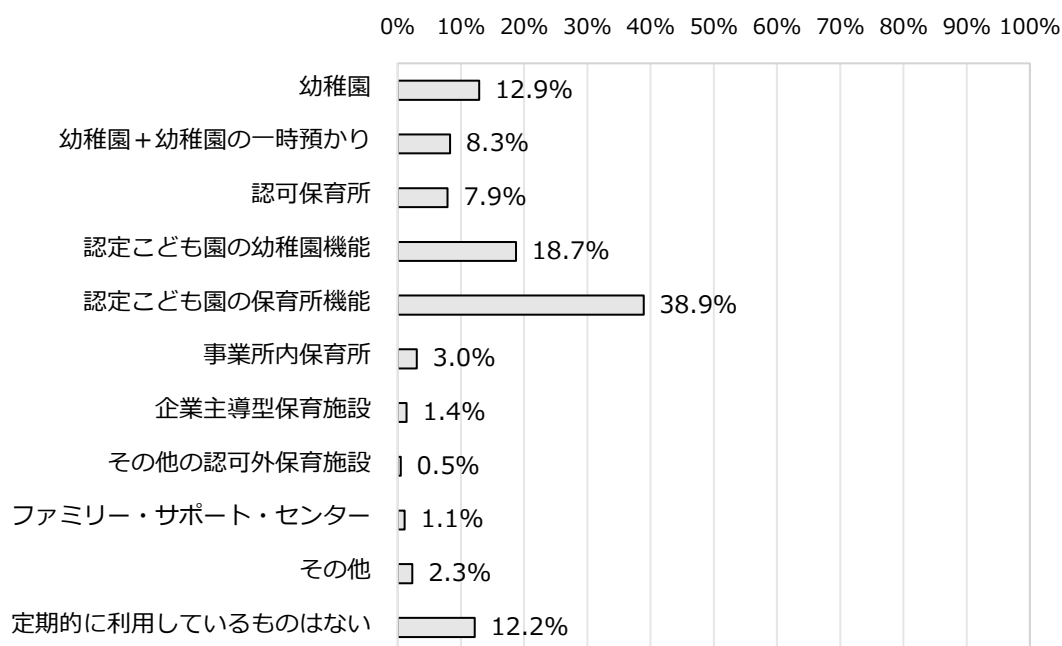
[土、日・祝日の定期的な利用希望：就学前児童保護者（n=1,682）]



資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- 就学前児童の保護者が、現在、定期的に利用しているのは、「認定こども園の保育所機能」が38.9%、次に「認定こども園の幼稚園機能」が18.7%、「幼稚園」が12.9%の順となっています。

[幼児教育・保育事業の平日の定期的な利用状況：就学前児童保護者(n = 1,682)（複数回答）]



資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- 女性の就業が進み、保護者の就業形態が多様化するなかで、保育サービスの充実を図り、多様なニーズに応じた適切なサービスの提供に努めるとともに、利用者の実情に応じた取組みを行うことが必要です。

－施策の方向－

- 女性の就業が進み、保育所・認定こども園の入所率が上昇傾向にあっても、少子化の進行により、保育所・認定こども園における入所児童数の減少は避けられない状況にあり、将来、各保育所・認定こども園の入所率に格差が生じることが予想されることから、今後においても、老朽化した施設の整備を進めるとともに、保育環境の充実を図り、適切な保育サービスの提供に努めます。
- 保護者の就業形態の多様化等に対応するため、ニーズの動向を的確に把握し、保育所や認定こども園等の民間活力の活用を図りながら、休日保育の実施のほか、「延長保育事業」や「一時預かり事業」の効果的な実施に努めるほか、認可外保育施設における「低年齢児保育対策事業」を継続します。
- 夜間・休日の保育ニーズや短時間勤務社員の利用にも対応できる企業主導型保育施設の設置にあたり、公募団体や事業者と連携を図りながら、地域の実情に応じた運営がなされるよう働きかけていきます。
- 多様化する子育て支援に関するニーズに対応するため、保育所が有する専門的な機能を活用した地域との交流活動の促進を図ります。

[保育所等の入所状況の推移（各年度4月1日現在）]

区 分			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認定こども園 (幼保連携型)	施設数		23か所	28か所	28か所	29か所	29か所
	入所児童数	2・3号	1,199人	1,565人	1,591人	1,574人	1,532人
		1号	1,144人	1,125人	1,077人	1,065人	1,010人
	定員		2,927人	3,352人	3,392人	3,477人	3,422人
	定員充足率		80.0%	80.3%	78.7%	75.9%	74.3%
認定こども園 (幼稚園型)	施設数		7か所	6か所	6か所	6か所	6か所
	入所児童数	2・3号	170人	140人	133人	123人	144人
		1号	614人	531人	461人	424人	383人
	定員		913人	793人	793人	798人	798人
	定員充足率		85.9%	84.6%	74.9%	68.5%	66.0%
認定こども園 (保育所型)	施設数		19か所	19か所	20か所	20か所	19か所
	入所児童数	2・3号	1,216人	1,144人	1,145人	1,096人	1,009人
		1号	182人	191人	179人	176人	179人
	定員		1,616人	1,546人	1,593人	1,553人	1,496人
	定員充足率		86.5%	86.4%	83.1%	81.9%	79.4%
認可保育所	施設数		11か所	7か所	5か所	5か所	5か所
	入所児童数		836人	420人	265人	268人	238人
	定員		900人	460人	330人	310人	310人
	定員充足率		92.9%	91.3%	80.3%	86.5%	76.8%
幼稚園	施設数		6か所	6か所	6か所	5か所	5か所
	入所児童数		468人	406人	378人	278人	251人
	定員		760人	760人	710人	545人	530人
	定員充足率		61.6%	53.4%	53.2%	51.0%	47.4%
認可外保育施設 (事業所内保育施設を除く)	施設数		9か所	10か所	10か所	10か所	11か所
	入所児童数		97人	98人	87人	99人	122人
	定員		179人	194人	215人	180人	240人
	定員充足率		54.2%	50.5%	40.5%	55.0%	50.8%
事業所内保育施設	施設数		17か所	15か所	14か所	14か所	12か所
	入所児童数		208人	355人	283人	255人	215人

※ 入所児童数は市外からの広域入所を含む。ただし、1号認定および幼稚園は除く。

資料：「子ども未来部の概要」

－個別事業－ 資料編 （1）多様な保育ニーズへの対応①～⑪参照

（2） 保育サービスの質の向上

－現状と課題－

- 保育所・認定こども園については、養護および教育を一体的に行うという保育の特性に基づき、子どもの年齢等に応じた適切な発達の援助を行うほか、子どもの健康および安全の確保、保護者に対する育児の相談、悩みなどへの指導・助言、地域における子育て支援など、地域の子育て支援拠点としての重要な役割を担っていることから、施設において、体系的な研修計画に基づき、施設内研修の実施や、職位・職務内容に応じた専門性の向上を図るための各種研修会への参加など、職員の資質の向上に努めています。

- 各施設における保育サービスの提供内容については、利用者ニーズに応じた施設を選択できるよう、市の窓口には各施設の保育内容等の情報を備えており、さらにホームページ等でも周知に努めています。

また、令和5年度から函館市公式LINEによるスマートフォンの位置情報を活用した保育園検索が可能となっています。

- 保育参観や公開保育など「開かれた保育」に向けた取組みによる課題や実践知の共有、各施設における保育士等および施設の自己評価・第三者評価の取組みを促進するなど、常に保育の内容や方法を見直し、その改善・向上が図られるようにすることが必要です。

－施策の方向－

- 今後においても、より一層利用者の視点に立った「保育サービスの情報提供」に努めるほか、「保育の質の向上」のため、保育士研修の充実を図るとともに、保育現場における自己評価等が効果的に実施されるよう取り組むことで、保育所・認定こども園での養護と教育の充実を図ります。
- 国の定める職員数を超えた職員を配置し、特色ある教育・保育の実践を行う施設に対する「特定教育・保育施設質向上事業」や、保育に係る周辺業務や園外活動の見守り等を行う保育支援者を配置し、保育士が保育に専念できる職場環境づくりを行う施設に対する「保育体制強化事業」の実施を継続していきます。

－個別事業－ 資料編 （2）保育サービスの質の向上①～⑥参照

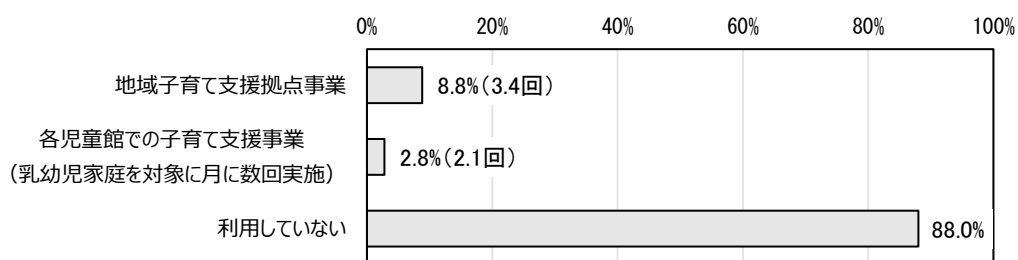
3 子育て支援のネットワークづくり

(1) 子育て支援ネットワークづくりの促進

－現状と課題－

- 本市では、これまで、「地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）」や「児童館における子育て支援事業」等の実施により、いろいろな遊びや情報交換等を通して、子育て家庭の親子等の交流を図ってきています。
- 「地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）」では、参加親子等のネットワーク化を図り、互いに支え合う子育てしやすい環境づくりを進めるため、育児サークルの育成にも取り組んでいます。
- 親子等のふれあいや交流促進のため、市内の子育てサロン合同の取組みによるイベント開催のほか、町会等で「まめっこサロン」を実施しています。
- ニーズ調査結果によると、就学前児童の保護者の地域子育て支援事業等の利用状況は、「地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）」が8.8%、「各児童館での子育て支援事業」が2.8%となっており、また、月平均の利用回数については、「地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）」3.4回、「各児童館での子育て支援事業」2.1回となっています。子育てサロン等については、定期的に利用されている実態にあることから、引き続き、地域に密着した事業展開を図るとともに、利用促進に向けた効果的なPRが必要です。

[地域子育て支援事業等の利用状況：就学前児童保護者（n=1,682）（複数回答）]



※（ ）内は、月平均利用回数

資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- 子育て家庭が互いに支え合う環境づくりとともに、子どもたちの健やかな成長はもとより、子育て家庭を地域全体で支えていくため、子育て支援に関わる市民団体から専門機関までの幅広い構成による「函館市子育て支援ネットワーク」を設立し、地域の子育て力の向上や子育て支援の機運の醸成に取り組んでいます。
- きめ細かな子育て支援サービスや保育サービスを効果的かつ効率的に提供し、地域を挙げて子育て支援を進めていくうえで、ネットワークのより一層の強化が重要であることから、構成団体が互いに支え合い、連携して活動する必要があります。

－施策の方向－

- 子育てサロンでの育児サークルの育成・支援はもとより、函館市子育て支援ネットワークにおける団体間の連携体制の充実・強化を図り、市民総ぐるみによる子育て支援のネットワークづくりとともに、効果的なPRにも努めます。

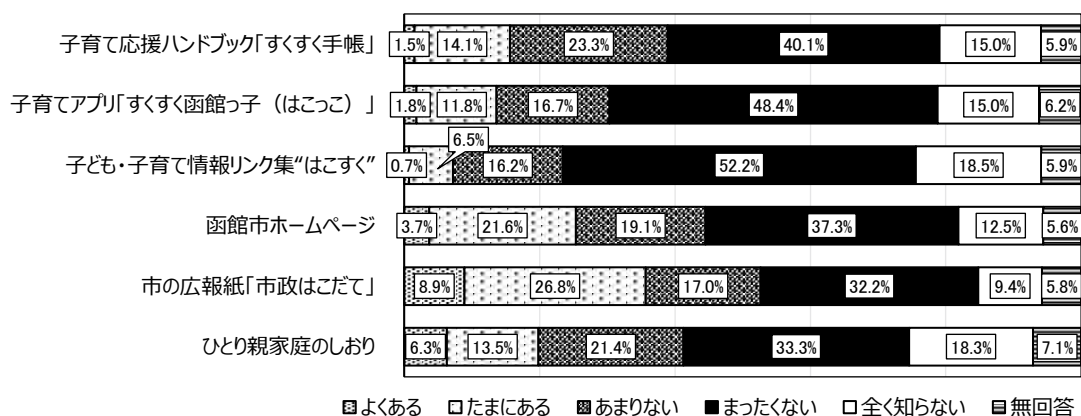
－個別事業－ 資料編 (1) 子育て支援ネットワークづくりの促進①～⑥参照

(2) 子育て支援情報の提供の充実

－現状と課題－

- 本市では、子どもや子育て家庭を対象としたイベント情報や各種手当等の申請案内のお知らせなど、市のホームページに子ども・子育て情報リンク集「はこすく」を掲載しているとともに、子ども・子育て支援に関する情報をスマートフォン向けアプリ「すくすく函館っ子（はこっこ）」でも配信しています。
- ニーズ調査結果によると、就学前児童の保護者が、子どもに関する事業やサービスなどの情報を得るための手段としてあげているのは、「よくある」「たまにある」を合わせた割合が高いものから、「市政はこだて」35.7%、「函館市ホームページ」25.3%、「ひとり親家庭のしおり」19.8%の順となっており、「全く知らない」と回答した人も一定割合いることから、各媒体の周知を図ることが必要です。

[子どもに関する事業等の情報を得るための手段：就学前児童保護者（n = 1,682）]



※ 子育て応援ハンドブック「すくすく手帳」は令和5年度の発行をもって廃止

※ 「ひとり親家庭のしおり」の回答者数は126人

資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- また、本市の情報に限らず、広く子どもに関する事業やサービスなどの情報を入手する方法としては、「インターネット検索（58.1%）」や「SNS（LINEやX（旧Twitter）など）（50.9%）」と回答した割合が高いことから、各媒体を効果的に活用することが必要です。

－施策の方向－

- 各種情報誌の充実を図るとともに、インターネットやスマートフォンのアプリでの情報発信のほか、SNS、学校を通じたお便りの配布など、様々な媒体を活用した情報提供の強化・充実に取り組みます。
- 転入者への発信や里帰り出産時における情報提供など、よりきめ細かく各々のニーズに合わせた情報提供に努めます。

－個別事業－ 資料編（2）子育て支援情報の提供の充実①～④参照

（3） 地域における子育て意識の啓発推進

－現状と課題－

- 少子化や核家族化の進行に伴い、家族の結びつきや地域コミュニティが希薄化し、子育て家庭が社会から孤立し、誰にも相談できない状況から児童虐待やヤングケアラーが表面化しづらく、社会問題になるなど、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。
- 主任児童委員や児童委員は、それぞれが担当する地域において、子育て世帯における家庭の状況を把握し、子育て支援等の制度やサービスに関する情報提供や相談への対応など、その世帯の状況に応じた支援活動を行っています。
- 全市立学校（幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校）において保護者・地域住民・教職員がともに知恵を出し合い、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えていく「地域とともにある学校づくり」の実現に向け、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の取組みを進めています。
- 次代を担う子どもたちの健やかな成長は、市民共通の願いでもあることから、子育て支援の充実は、行政、企業、地域を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題とし、また、子育てへの関心や理解を高め、子育て家庭を支え、さらには、地域ぐるみで見守るためにも、子育て支援に関する機運の醸成はもとより、子育てに関する意識啓発等の取組みの推進が必要です。
- 意識の啓発等に当たっては、町会や母親クラブ、育児サークル、子育て支援に関わる市民団体などの地域活動団体や、主任児童委員、児童委員のほか、社会福祉協議会や保育所、幼稚園などの子育て支援サービスを提供する民間事業者、高齢者や障がいのある人等に対するサービスを提供する民間事業者などと連携することも必要です。

－施策の方向－

- 子育て家庭へのインターネットやスマートフォンアプリ等による情報発信はもとより、「地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）」や「児童館における子育て支援事業」等の各種の子育て支援事業を進めるにあたっては、子育てアドバイザーをはじめ、主任児童委員や児童委員、町会や老人クラブで活動する高齢者等の地域住民、民間事業者等の協力により、世代間交流や地域交流も深めるなかで、地域における子育て意識の啓発に努めます。

－個別事業－ 資料編 （3）地域における子育て意識の啓発推進①～⑧参照

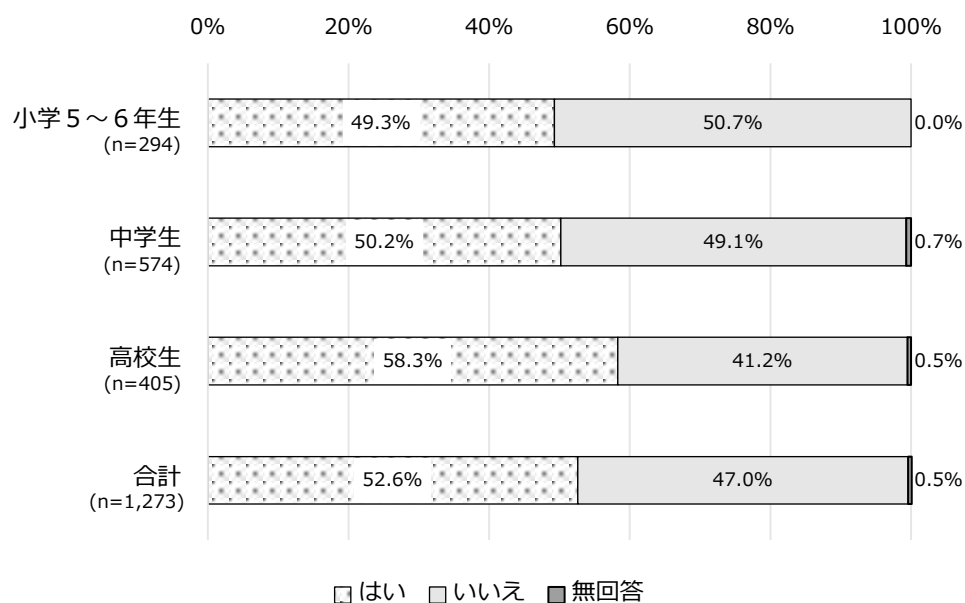
(1) 子どもの居場所づくりの整備推進

－現状と課題－

- 近年、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化などにより、子どもが地域コミュニティのなかでたくさんの人と関わりながら健やかに育つことが難しい状況になってきています。全ての子どもが、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていく必要があります。
- 本市では、18歳未満すべての子どもを対象に、遊びを通じた健全育成の拠点および子育て支援の場として、令和6年度では、「児童館」を23か所、「母と子の家」を1か所、設置しています。
少子化の進行に伴い、利用者数の減少が見込まれますが、今後は福祉的課題を抱える子育て家庭への支援など様々な役割を担うことが期待されています。また、多くの施設で老朽化が進んでいるほか、小学校の再編等を踏まえた配置を検討する必要があります。
- 子どもの健全育成の場として、「青少年研修センター」の設置や図書館における「絵本の読み聞かせ」、「公民館」や「亀田交流プラザ」での各種講座、さらには、小学校の余裕教室等を活用し、地域住民の協力のもと、遊びや交流活動等を行う「放課後子ども教室」を開催しているほか、民間施設や地域住民などによる「フリースクール」や「子ども食堂」、「第三の居場所」といった居場所も設置されています。
- また、「子どもの居場所づくり推進事業」として、学習習慣の定着および健全育成を図り、安全で安心して過ごすことができる多様な子どもの居場所づくりを促進するため、町会館等で子どもの学習支援等を行っています。
- 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童など、養育環境に関して課題のある家庭の子どもを包括的に支援していく必要があります。

- ニーズ調査結果によると、家や学校以外に「ここに居たい」と感じる居場所について、「ほしい（はい）」と回答した人は全体で52.6%となっています。

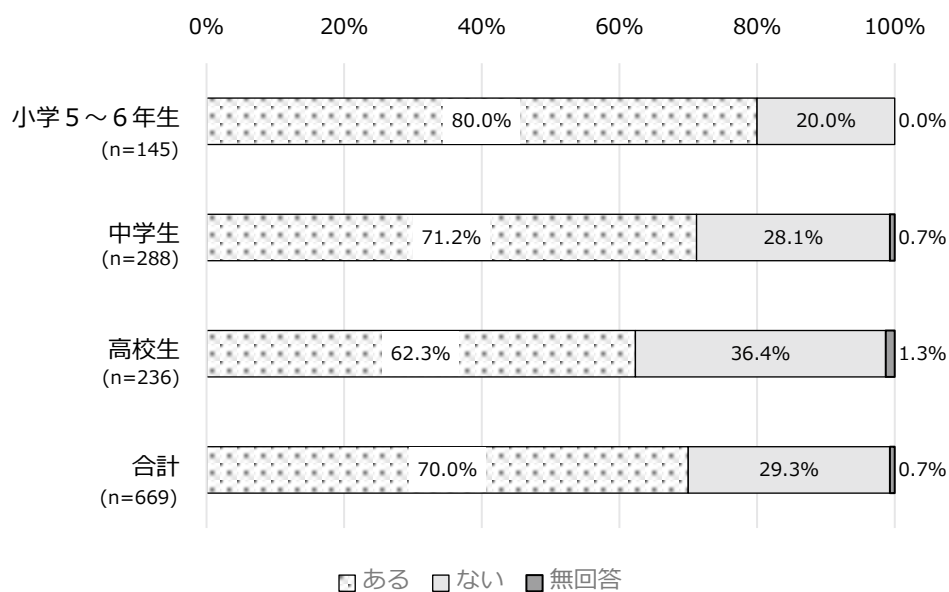
〔家や学校以外の居場所のニーズ〕



資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- また、居場所が「ほしい（はい）」と回答した人のうち、「ここに居たい」と感じる居場所があるかについて、全体で「ある」と回答した人が70.0%、「ない」と回答した人は29.3%となっています。また、年齢層が上がるほど「居場所がない」と回答する割合が高くなる傾向があります。

〔家や学校以外に「ここに居たい」と感じる居場所の有無〕



資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- 本市では、函館市子ども条例に基づき、子どもたち自身が子どもに関係する施策やまちづくりに関すること等について話し合い、意見発表することで社会参加することを目的として、「函館市子ども会議」を毎年開催しており、令和5年度は、市立函館高等学校の1年生が「高校生が居場所に求めるもの」をテーマに北海道教育大学函館校の教員・大学生のサポートを受けながら意見をまとめて市に報告しました。
- 会議では、高校生が普段からよく利用するGスクエアや亀田交流プラザ、中央図書館といった居場所の良い点、悪い点について、グループワークを行い、意見を出し合ったうえで、「どんな条件が整った居場所が欲しいか」についてリストアップし、市に対して意見表明を行いました。その結果、「高校生が居場所に求めるもの」として、「施設の選択肢が増える」「治安の良さ」「雰囲気の良い」「学生が遊べる場所」「勉強する人と話す人で居場所を分けてほしい」「無料Wi-Fi（ネット環境）」「できるだけお金がかからない」「アクセスのしやすさ」などの意見が出されました。

－施策の方向－

- 児童館については、令和6年8月に策定した「児童館のあり方」に基づき、利用する子どもの意見を児童館運営に取り入れる仕組みづくりなどに取り組むほか、施設の老朽化への対応などを進めます。
- 児童館や放課後児童クラブ（学童保育所）など多様な子どもの居場所づくりの確保に引き続き努めるとともに、その場を居場所と感ずるかどうかは子ども本人が決めるものであるという前提に立ち、今後も子どもの声を聴きながら居場所づくりなどの各種事業を進めていきます。
- 子どもの居場所づくりの推進にあたっては、地域の様々な居場所の担い手と連携し、継続的な支援や整備に取り組めます。

－個別事業－ 資料編 （1）子どもの居場所づくりの整備推進①～④参照

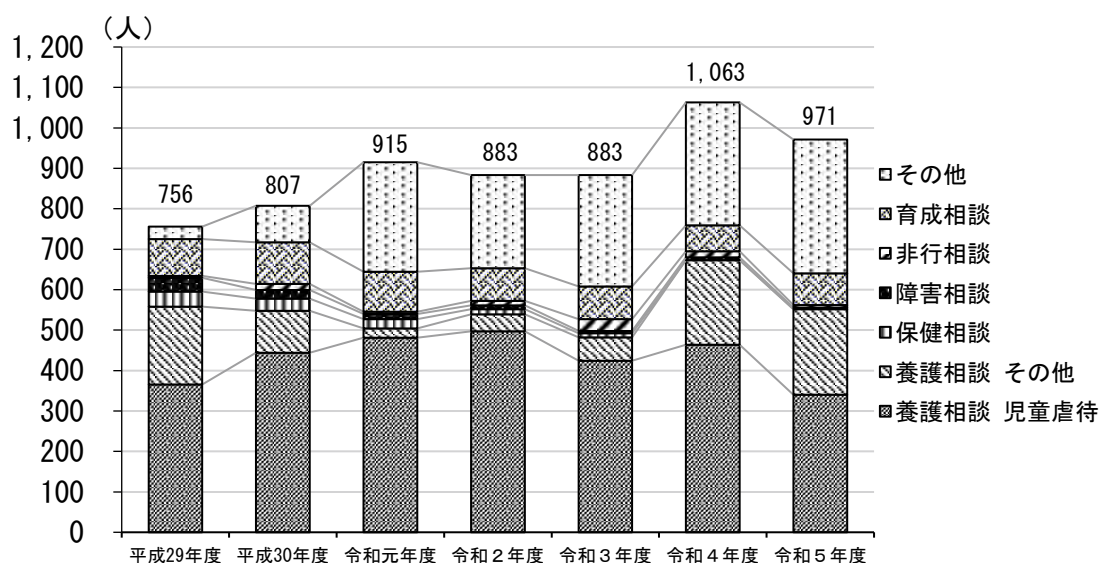
（2） 少年非行、いじめ・不登校等に対する支援の推進

－現状と課題－

- 市の青少年補導センターでは、子どもの健全育成を図るため、カラオケボックスやゲームセンター等で子どもたちへの声かけなどの注意・指導を行う「街頭補導活動」を行っています。また、子どもを取り巻く環境の浄化活動として、有害図書等の取扱い・陳列方法や、子どもの携帯電話・スマートフォンへのフィルタリング機能の義務化等について、書店やDVD・ビデオレンタル店、コンビニエンスストア等への立入調査を一斉に行い、店主等への説明や指導、協力要請を行う「有害図書等販売状況一斉立入調査」を実施しています。

- 市内に在住する、様々な背景や要因、状態により登校できない状況にある児童生徒を対象に、「サポートベース函館」（南北海道教育センター）において一人ひとりの状況に即した支援を行い、社会的自立または学校生活への意欲を高めているほか、フリースクール等情報交換会の開催により、フリースクールなどとの連携を推進しています。
- 「いじめ不登校等対策推進事業」として、児童生徒のいじめの問題や不登校等に関する児童生徒や保護者の不安を解消するため、函館市教育委員会と南北海道教育センターに電話相談窓口「はこだて子どもほっとライン」を設置し、児童生徒や保護者の教育上の悩みなどについて相談を実施しています。
- 児童生徒の心の在り方に関わる様々な課題に対し、児童生徒や保護者、教職員の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能のより一層の充実を図ることを目的に、市立中学校17校（拠点校）に13名のスクールカウンセラーを配置するとともに、令和5年度から、市立小学校38校に13名のスクールカウンセラーを学校規模に応じて年複数回派遣しています。
- 函館市こころの相談員（2名）を配置し、学校からの要請に応じて学校を巡回し、児童生徒やその保護者に対するカウンセリング等を行うほか、いじめや不登校の未然防止および早期対応に努めています。
さらに、いじめ撲滅のための啓発用リーフレットの作成・配布等を行っています。
- 北海道教育委員会においては、学校での外部からの執拗な苦情や過剰な要求などトラブルの初期対応に関して、学校が弁護士（スクールロイヤー）からの助言を受けることが可能な「スクールロイヤー制度」を導入しています。
- 「函館市子ども家庭センター」では、専任の相談員を配置し、子育て、障がい、病気、家庭内の問題、保育所・幼稚園・学校での問題、ヤングケアラーや虐待など、子どもに関するあらゆる相談窓口として、「子どもなんでも相談110番」を設置しており、子ども自らが相談しやすいよう、子ども専用電話（フリーダイヤル）と携帯ゲーム機などから専用フォームで相談できる子ども専用ページを設置しています。

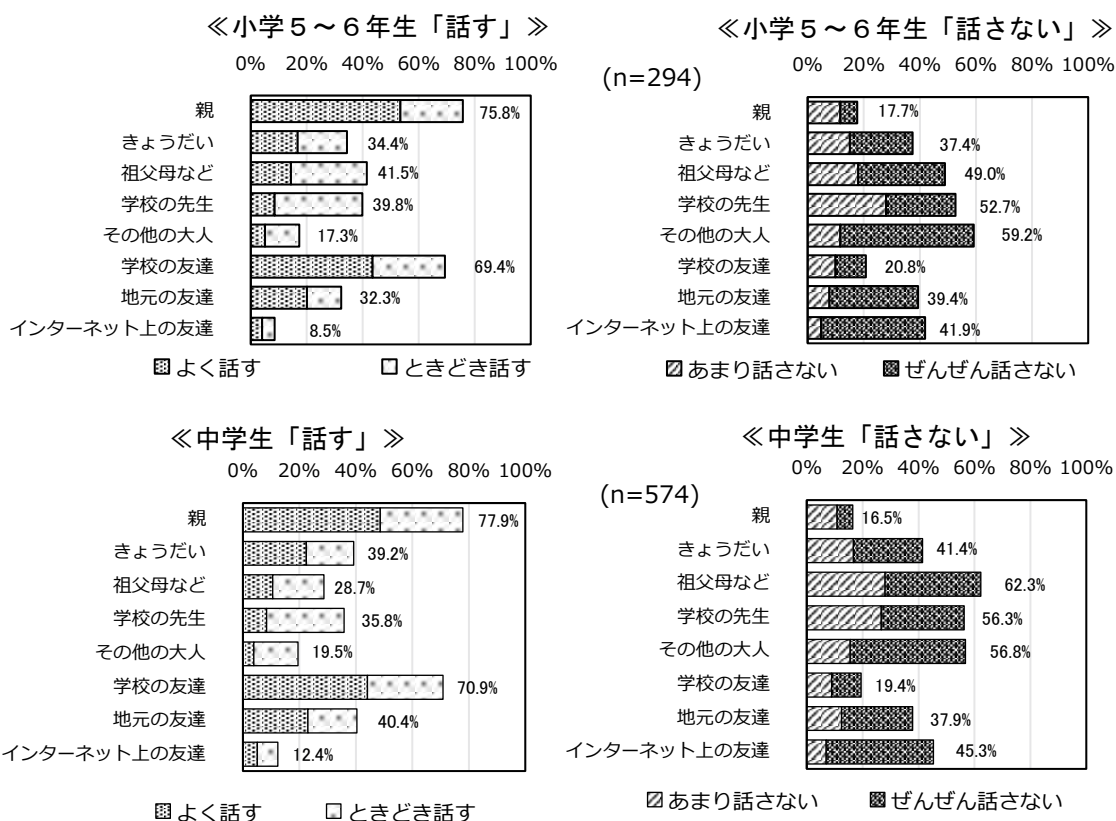
[子どもなんでも相談 110 番実施状況]



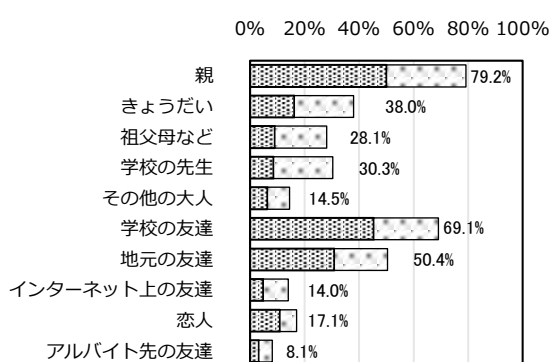
資料：子ども未来部調製

- ニーズ調査結果によると、小学5年生～高校生が「困っていることや悩みごと」「楽しいことや悲しいこと」を誰にどれくらい話すかについて聞いたところ、「よく話す」の割合が高いものは、「親」や「学校の友人」であった一方で、「親」や「学校の友人」に「ぜんぜん話さない」と回答した子どもがいることがわかります。

[困りごとや悩みの話し相手]

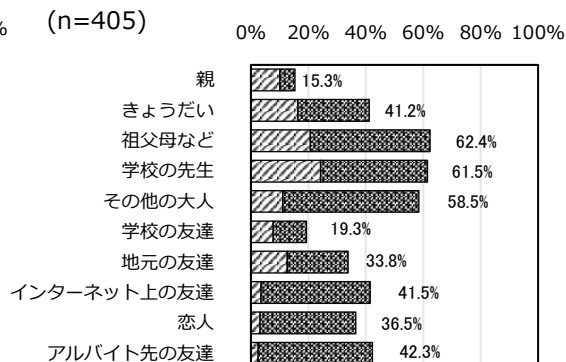


《高校生「話す」》



■ よく話す □ ときどき話す

《高校生「話さない」》



■ よく話す □ ときどき話す ■ あまり話さない ■ ぜんぜん話さない

資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- 困りごとや悩みの話し相手として、いずれの相手に対しても「ぜんぜん話さない」または「あまり話さない」と回答した子どもは、小学5～6年生で3.7%、中学生で4.0%、高校生で2.2%いたことから、子どもが家庭や学校、地域において孤立しないよう、身近な相談窓口の充実や、家庭と学校、地域が一体となって子どもを見守り、支えていけるような、地域ぐるみの支援が必要です。
- 喫煙や飲酒、不健全性行為等の非行問題については、家庭や学校における教育や啓発を推進するとともに、少年非行等の問題を抱える児童生徒の立ち直りへの支援、さらには、保護者の子育て支援はもとより、引きこもりやいじめ、不登校等への対応については、学校や児童相談所、警察、保護司等の連携体制を強化し、地域社会全体で対処することが必要です。
- 自分専用のスマートフォン等を所有している子どもが多いことから、平成30年度に小・中学生の主体的な議論により、その利用方法をまとめた「函館市児童生徒スマホ・ゲーム機等利用宣言」を作成するとともに、情報モラル教育のより一層の充実を図るよう周知・啓発を行っています。

－施策の方向－

- 各種事業の充実を図るとともに、家庭や学校、地域による連携も含めた子どもの見守りを強化することにより、非行の防止やいじめの根絶などに取り組んでいきます。

－個別事業－ 資料編（2）少年非行、いじめ・不登校等に対する支援の推進 ①～⑧参照

1 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

(1) 健康診査、保健相談・指導の充実

－現状と課題－

- 本市では、妊産婦・子育て世帯・子どもに係る相談に対し、切れ目なく、漏れなく支援するため「函館市子ども家庭センター」を函館市総合保健センターの1階に設置しています。「函館市子ども家庭センター」内には、妊娠・出産・子育て等に関する相談に、専任相談員がワンストップで対応する「マザーズ・サポート・ステーション」を設置し、妊娠届出時に全妊婦を対象に面接・電話・訪問等により相談支援を実施しているほか、必要に応じて地区担当保健師や関係機関と連携し、継続的に支援する体制を取っています。
- 現在、妊娠届出をマザーズ・サポート・ステーションで行う割合は約9割となり、妊婦との面談の実施率は100%近くを維持しています。
- 多胎や若年妊婦、妊娠21週以降の妊娠届出等のハイリスク妊婦に対しては、マザーズ・サポート・ステーションや医療機関との連携によりできるだけ早期に把握し、個別に保健指導等を行い、支援につなげています。
- 産後2週間および1か月の産婦を対象に健診費用を助成する「産婦健康診査事業」で把握した産後うつ病質問票の高得点者や、出産後に妊娠届出を行った産婦、未熟児・先天性疾患のある乳児等をもつ産婦などのハイリスク産婦についても、医療機関からの連絡等により早期に把握し、保健師等が家庭訪問等により必要な支援を行っています。
- また、出産後1年以内の産婦および乳児で、産後ケアを必要とする方を対象に、助産師等が、産後の心身のケアや子育て等についての指導を行う宿泊型・通所型・訪問型による「産後ケア事業」を実施し、安心して子育てができる支援体制を確保しています。
- 乳幼児の健康診査（健診）として、生後4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児健診を実施しており、受診率の維持・向上に向け、周知に努めています。特に、養育支援が必要な状況を早期に把握するため、未受診児に対しては、文書や訪問等による状況確認や受診勧奨を強化しています。
- 乳幼児健診の二次スクリーニング健診として、「経過観察健診（理学療法士による訓練を含む）」や「小児肥満フォロー児健診（のびっこ健診）」を実施しているほか、精密健診を医療機関に委託して実施するなど、様々な場面で、保健相談・指導を行い、子どもの健やかな発育・発達の促進に努めています。

- 「定期予防接種」については、乳幼児期に接種すべき種類が増え、接種スケジュールも過密・複雑になってきています。一定の接種率は保たれていますが、流行の抑止に必要とされる接種率95%に達していないものもあることから、接種対象者への個別通知や再勧奨通知、広報の充実などにより、積極的な接種勧奨に努めていく必要があります。
- 妊娠期から出産・子育てまで一貫した「伴走型相談支援」と合わせ、「経済的支援」として、妊娠届出時や出生届出時を通じて給付金を支給する「出産・子育て応援給付金給付事業」を令和5年2月から実施しています。
- むし歯の減少をはじめとした口腔の健康保持を促すため、乳幼児健診時の歯科相談・歯科健診や、フッ素塗布を実施しているほか、養育支援が必要な母子の早期把握と情報共有のため、「周産期母子医療センターとの連携」にも取り組んでいます。

－施策の方向－

- 母体の健康管理の出発点である妊娠の届出は、母子の心身の異常の発生を予防し、または減少させ、安心・安全な分娩を迎えるためにも早期の届出が重要であることから、妊娠11週以内の届出をさらに向上させるとともに、継続的な支援を図るうえでも「マザーズ・サポート・ステーション」の周知に取り組みます。
- 特にハイリスク妊婦に対しては、マザーズ・サポート・ステーションにおける面接や医療機関との連携等により妊娠初期から状況を把握し、早期に訪問等による保健指導等の支援を開始するなど、強化・充実に努めます。
- 妊婦の健康管理や子どもたちの健全育成のため、引き続き妊娠・出産・乳幼児期における各種健診および二次スクリーニングの充実を図るほか、未受診児については、関係機関との連携や家庭訪問等を実施し、子どもの状況確認や受診勧奨を行い、受診率の向上はもとより、必要に応じた適切な支援ができるよう対策に取り組みます。
- 定期予防接種についても、子どもの命と健康を守るため確実に実施できるように、周知・啓発活動を一層強化し、接種率向上に努めます。

－個別事業－ 資料編 (1) 健康診査, 保健相談・指導の充実①～⑰参照

(2) 母子保健の情報提供の充実

－現状と課題－

- 本市では、子育てサポート情報通信「すくすく」を市のホームページやフリーペーパー等に掲載し、母子保健に関する情報を広く提供しているほか、初妊婦とその配偶者、家族を対象に「プレパパ・プレママ教室（両親学級）」を開催し、妊娠中の健康管理や出産、育児に関する知識の普及に取り組んでいます。

- 少子化や核家族化などにより、地域社会のなかで、子育ての知識や技術の継承が難しくなっていることや、育児情報の多くがインターネットから得られていることを踏まえ、それぞれに適した情報を手軽に入手できるよう、育児に関する情報提供の方法や掲載内容の充実に努めていく必要があります。

－施策の方向－

- 父親の育児への参加を促すとともに、周囲の家族も母親の産後の心身の状態を十分理解し、育児を支える環境づくりが整えられるよう、プレパパ・プレママ教室の継続と内容の充実に努めていきます。
- 健康な妊娠生活を送るための出産・育児に関する正しい知識の普及・啓発に向け、保健・福祉等の関係機関と連携しながら、従来の広報手段に加え、スマートフォン向け子育てアプリ「すくすく函館っ子（はこっこ）」やフリーペーパー等、多様なコンテンツを活用した情報提供に努めていきます。

－個別事業－ 資料編 （２）母子保健の情報提供の充実①～⑧参照

2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

(1) 思春期・青年期保健に関する知識の普及促進

－現状と課題－

- 本市では、市内の児童生徒を対象に「思春期教室」を開催しており、特に中学生については、「函館・性と薬物を考える会」への委託により、各学校に医師や助産師等の講師を派遣し、正しい性の知識の習得や適切な行動が取れるよう出前健康教育を実施しています。
- 市内の小学校などで、子どもが様々な暴力から自分の心と体を守る、暴力防止のための予防教育である「CAPプログラム」を実施しています。
- 性の多様性理解促進等事業として映画上映会や講演会、出前講座等の啓発活動を行っています。また、函館市女性センターにおいて、セクシャルマイノリティ相談を実施しています。
- 女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取り組みであるプレコンセプションケアに関する体制整備が求められています。

－施策の方向－

- 思春期の子どもたちの現状や思春期の心と身体の発達に関する理解を深めるため、保護者や思春期にある子どもたちに係わる医療、保健、福祉、教育関係者等を対象に、講演会を継続して開催します。
- 子どもたちに対しては、生命の尊さを実感させるとともに性に関して、男女の関係や相互理解の必要性、さらには身体についての正確な情報を得て、自分で判断し、自ら健康管理や長期的なライフプランの設計ができるよう、学校と連携した健康教育を継続して行います。
- 学校においても、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置などを進めており、子どもや保護者が安心して相談できるよう、相談体制の充実を図っていきます。
- 保健・医療・福祉・教育等の関係者の連携を強化し、思春期・青年期の心と体の健康づくりを支援する思春期保健連絡会を継続して行います。

－個別事業－ 資料編 (1) 思春期・青年期保健に関する知識の普及促進

①～⑩参照

(2) 喫煙、飲酒、薬物に関する教育の推進

－現状と課題－

- 未成年者の喫煙・飲酒は、成人に比べて心身に大きな悪影響を与えるとともに、成人後の喫煙、飲酒の習慣に結びつきやすく、特に、喫煙は、違法薬物使用の入り口となるおそれがあるため、喫煙および飲酒の防止には早い時期からの普及・啓発が重要であることから、小学生を中心に講座を開催しています。

－施策の方向－

- 喫煙や飲酒が未成年者の心身に及ぼす害について理解を深め、子どもの心と体の健康づくりを進めるとともに、薬物の使用防止の普及・啓発を図ります。

－個別事業－ 資料編 (2) 喫煙、飲酒、薬物に関する教育の推進①～④参照

(3) 心のケアと相談体制の充実

－現状と課題－

- 本市における平成30年からの5年間の自殺者の状況は、総数が減少傾向となっているなか、子ども・若者の自殺者は毎年一定数発生しています。

[自殺者数の推移]

(単位：人)

区 分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
自殺者総数	54	49	42	37	40
うち10～14歳	0	0	0	0	0
うち15～19歳	1	3	1	1	1
うち20～24歳	2	4	1	0	2
うち25～29歳	1	1	2	3	2
計	4	8	4	4	5

資料：市立函館保健所

- 子どもの自殺死亡者根絶のため、幅広い関係者が児童生徒の問題行動の未然防止や自殺の兆候の早期発見等に取り組むほか、児童生徒の心のケアのため、学校においてスクールカウンセラーの配置などを進め、子どもや保護者が安心して相談できるよう、相談体制の充実が必要です。
- 次代を担う子ども・若者たちには、心の健康の保持・増進や良好な人格形成、生活上の困難・ストレスに直面したときの対処方法を身につけさせるための支援、さらには命の大切さを実感させる取り組みが必要です。
- 教職員や雇用者をはじめとする市民が自殺対策の重要性について理解と関心を深められるよう、自殺予防に関する正しい知識の普及・啓発に努めています。

- 令和元年度から10年間の「函館市自殺対策行動計画」を策定し、自殺対策の取組みを推進しています。
- 性暴力被害者への支援については、NPO法人ウィメンズネット函館への委託により、性暴力被害者相談窓口を設置し、電話や面接による相談のほか、必要に応じて医療機関や警察など、関係機関との連携した支援や各種手続きに係る同行などの対応を行っています。

－施策の方向－

- 学校の教育活動を通じて、児童生徒が自分の命はもとより、他の人の命の尊さに気づくことができるよう、命の大切さにかかわる教育の充実を図ります。
- 教職員や雇用者をはじめとする市民に対しては、研修の実施などを通して、心の健康や自殺対策に関する知識の普及・啓発を図るとともに、自殺の危険性の高い子ども・若者に気づいたときの対応方法や相談機関の周知などを図り、早期発見と早期対応に対処できる人材養成に取り組みます。
- 引き続き、関係機関と連携を図り、性犯罪・性暴力被害者支援に取り組みます。

－個別事業－ 資料編 (3) 心のケアと相談体制の充実①～⑨参照

(1) 食に関する学習機会、情報提供の充実

－現状と課題－

- 「食」は、生きていくために欠くことのできないもので、子どもたちが生涯にわたって健康な心身と豊かな人間性を育み、いきいきと暮らしていくことができるようになるための基本であり、本市では、保育所・認定こども園や学校における食育の推進のほか、離乳食教室や啓発事業などに取り組んでいます。
- 望ましい食習慣の定着のためには、子どもの頃から基本的な生活リズムをつくるための「早寝・早起き・朝ごはん」を身に付け、食の知識や食を選択する力を習得するための様々な取り組みを実践することが必要です。
- ニーズ調査によると、朝食を毎日食べる子どもの割合は、小学生で88.1%、中学生で79.6%、高校生で75.3%となっています。

[子どもの朝食のとり方：小学生保護者、中学生保護者、高校生保護者]

区 分	毎日食べる	週5～6回 食べる	週3～4回 食べる	週1～2回 食べる	ほとんど 食べない	無回答
小学生保護者 (n=1,459)	88.1%	4.2%	2.5%	1.9%	2.1%	1.0%
中学生保護者 (n=925)	79.6%	7.2%	4.9%	2.4%	5.8%	0.1%
高校生保護者 (n=579)	75.3%	6.9%	4.7%	2.9%	10.0%	0.7%

資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- また、小・中学生で朝食を食べない理由の多くが「時間がないから」、「食欲がないから」となっており、基本的な生活リズムが実践できていないことが、その要因と思われます。

[小・中学生の朝ごはんを食べない理由（複数回答）]

区 分	小学5年生 (n=244)	中学2年生 (n=366)
食欲がないから	48.4%	52.5%
時間がないから	50.0%	54.4%
いつもたべないから	5.7%	10.7%
太りたくないから	9.4%	4.4%
その他	9.4%	11.5%

資料：函館市栄養教育研究会「令和4年度食生活に関する調査報告書」

- 食育はあらゆる世代に必要ですが、特に子どもたちに対する食育は、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育む上で重要です。子どものうちに健全な食生活を確立するため、家庭と保育園・幼稚園等、学校等が連携し、食育の推進を図る必要があります。また、20歳代、30歳代の若い世代は、他の世代と比べて、「食に関する興味・関心が低い」、「朝食欠食の割合が高い」、「栄養バランスに配慮した食生活を送っている人が少ない」等の状況があります。20歳代、30歳代を中心とする世代は、これから親になる世代や子育て世代でもあり、次世代を担う子どもたちのためにも、健康や栄養に関する興味・関心や知識を高め、健全な食生活を実践することができるよう食育の推進を図る必要があります。
- なお、市内の保育施設における食物アレルギー対応については、国のガイドラインに基づき、医師の生活管理指導表の提出により、保護者と保育施設が連携を図り、各保育施設が個々の状況に応じて適切な対応を行っているほか、学校給食においては、平成25年12月に「函館市学校給食食物アレルギー対策マニュアル」を策定し、各学校でマニュアルに基づき、個別に対応を行うことにより、食物アレルギー事故の未然防止に努めています。

－施策の方向－

- 市民一人ひとりが食育に理解を深め、食を通して心豊かで健やかな暮らしを実現することを目的に策定した「第3次函館市食育推進計画」に基づき、関係機関・団体との連携を図りながら、食育を推進します。

－個別事業－ 資料編 (1) 食に関する学習機会、情報提供の充実①～④参照

4 周産期・小児医療等の充実

(1) 周産期・小児医療の確保・充実

－現状と課題－

- 道南圏域では、本市に小児救急を行う医師、医療機関が集中しています。
- 小児救急医療に関しては、初期から三次までの体制が整備されており、新生児、未熟児医療に関しては、総合周産期母子医療センターなどが整備されているほか、未熟児の養育のために、入院に要する費用の一部を給付しています。
- 近年、二次救急医療機関における小児救急患者に占める軽症者の割合が高いことが指摘されており、小児科勤務医の負担が増加していることから、救急医療体制を含めた小児医療体制の確保が課題となっています。
- 子どもの疾病は、短期間で重症化することがあり、後遺症を残さずに事故や疾病から子どもを守ることは、子どもの将来にとって重要です。そのため、新生児、未熟児医療、小児救急医療をはじめとする小児医療の確保のほか、休日・夜間における適切な受診の普及・啓発が必要です。

－施策の方向－

- 休日・夜間の小児救急医療体制の確保と適切な受診の普及・啓発に努めます。

－個別事業－ 資料編 (1) 周産期・小児医療の確保・充実①～④参照

(2) 小児慢性特定疾病対策の推進

－現状と課題－

- 本市では、長期にわたる療養と治療のために多額の費用を要する小児慢性特定疾病を発症した子どもに対する医療費の給付と、日常生活の便宜を図るための日常生活用具の給付を実施しています。
- 慢性疾病を持つ子どもの健全育成および自立促進を図るため、自立支援員を配置し、相談支援や社会参加に関する支援などに総合的に取り組んでいます。

－施策の方向－

- 小児慢性特定疾病医療費の給付と日常生活用具給付事業を継続するとともに、長期にわたり療養を必要とする子どもや家族からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言および関係機関との連携調整などを進めます。

－個別事業－ 資料編（2） 小児慢性特定疾病対策の推進①～③参照

（3） 不妊・不育症に悩む方に対する支援の充実

－現状と課題－

- 令和4年4月から有効性・安全性が確認された不妊治療が保険適用されましたが、本市では、不妊治療を受けている方の経済的負担を軽減するため、医療保険適用の不妊治療と併用して実施した先進医療に係る費用や交通費の一部を助成しています。また、不育症の疑いがある方に対し、その原因特定のための検査および治療に対する助成を行っています。
- 令和4年度から、不妊や不育症に悩む方々に対し、保健師による一般相談や、産婦人科医による専門相談を行う不妊相談窓口を開設しています。

－施策の方向－

- 晩婚化の影響により、今後も不妊治療を必要とする夫婦の増加が予想されることから、不妊治療等助成事業や不育症治療費助成事業を継続していきます。

－個別事業－ 資料編（3） 不妊・不育症に悩む方に対する支援の充実①～③参照

1 次代の親の育成

(1) 男女協力による家庭を築くことの意義の普及・啓発の推進

－現状と課題－

- 男女共同参画社会の実現には、男女が共に家事・育児等を担っていくことが大切です。近年、共働き世帯は増加傾向にありますが、職場や家庭などでの性別による固定的役割分担意識は、男性の家事・育児・介護等への参画を妨げ、結果として男性にとっても、長時間労働やワーク・ライフ・バランスの実現が難しくなることから、男女が共に暮らしやすい社会に向け、意識の改革が必要となってきます。また、少子高齢化が進行するなかで、女性が社会においてより一層活躍することが期待されており、これからは、男女が共にその個性と能力に応じて社会のあらゆる場で活躍し、喜びも社会的責任も共に分かち合うという共通認識が必要となっています。そのため、男女共同参画の意識啓発を進めていくことが重要であることから、本市では、小・中学生を対象とした啓発誌の発行や、男女共同参画意識の高揚を図るための啓発パネル展・男女共同参画フォーラムの開催など各種事業に取り組んでいます。
- 令和3年度男女共同参画に関する市民・事業者意識調査結果によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、18歳以上市民の47.0%が否定的に受け止めており、平成28年度の調査（36.2%）と比較すると、10.8ポイント増加しています。性別による固定的役割分担意識は少しずつ変化していますが、女性より男性に肯定的な意識が根強く残っており、男女共同参画に関する男性の理解の促進をさらに図っていく必要があります。

〔「男は仕事，女は家庭」という考え方についてどう思いますか(n = 794)〕

区 分	賛成	どちらかといえ ば賛成	どちらかといえ ば反対	反対	どちらとも いえない	無回答
全 体	1.6%	8.8%	19.9%	27.1%	41.6%	1.0%
女 性	1.1%	7.4%	23.7%	28.4%	38.7%	0.7%
男 性	2.3%	10.8%	14.8%	25.6%	45.1%	1.5%
18～29 歳	1.1%	8.8%	22.0%	36.3%	31.9%	0.0%
30～39 歳	1.7%	2.5%	20.8%	35.8%	39.2%	0.0%
40～49 歳	1.1%	9.8%	18.0%	27.3%	43.2%	0.5%
50～59 歳	2.1%	7.7%	21.0%	23.6%	44.1%	1.5%
60～69 歳	1.5%	11.8%	20.6%	23.5%	41.9%	0.7%
70 歳以上	3.0%	14.9%	14.9%	16.4%	46.3%	4.5%
無回答	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%

資料：「令和3年度男女共同参画に関する市民・事業者意識調査」（18歳以上市民調査）

－施策の方向－

- 男女が協力して家庭を築き，子どもを生み育てることの意義の普及・啓発のために，「思春期教室」や男性の家事・子育てへの主体的な参画促進を目的とした講座など各種事業に取り組むとともに，函館市男女共同参画推進条例に基づき，関連施策を推進します。

－個別事業－ 資料編 （1）男女協力による家庭を築くことの意義の普及・啓発の推進①～④参照

（2） 子どもを生み育てることの意義の普及・啓発の推進

－現状と課題－

- 思春期といわれる時期は，子どもから大人への過渡期であり，身体の著しい成長に比べ，精神的・社会的に未熟であり，様々な問題が生じやすい時期といわれています。
- 思春期の子どもたちが，生命の大切さや人権・人格の尊重，男女平等の精神に基づいた異性観を持ち行動できるように「思春期教室」を開催しています。また，現代の子どもたちは，インターネットやスマートフォンの普及などにより，氾濫する性などの情報のなかに置かれていることから，早い時期に正しい性知識等を習得し，自分で情報を取捨選択する力を養うことが必要です。

－施策の方向－

- 思春期の子どもたちの心身の健康を守るとともに、子どもを生み育てることの意義の普及・啓発のため、学校との連携をより密にし、講師派遣や教材の貸出しなどに取り組むほか、保健・医療・福祉・教育等の関係者に、思春期に関する現状や対処方法等に係る情報を提供するなど、思春期保健の充実を図ります。

－個別事業－ 資料編 (2)子どもを生み育てることの意義の普及・啓発の推進

①～②参照

2 子どもの「生きる力」の育成に向けた学校の環境等の整備

(1) 確かな学力の向上

－現状と課題－

- 子どもが社会の変化のなかで主体的に生きていくことができるよう、知識・技能の確実な習得と思考力、判断力、表現力等の育成が重要であることから、小学校6年生児童および中学校3年生生徒を対象とした全国学力・学習状況調査等により、学習状況を把握し、学習指導上の課題を明確にするとともに、子どもの学習意欲を高める指導方法等の改善を図ることが必要です。
- また、学力向上のためには、家庭における学習や生活習慣づくりが大切だという考えのもと、広報紙による啓発や、地域人材を活用した小学校におけるアフタースクールの実施などを通して、放課後や長期休業中の学習の取組みを促進し、児童の主体的な学習習慣の定着による学力向上を図っていく必要があります。

－施策の方向－

- 望ましい生活習慣および学習習慣のより一層の定着を図るため、児童生徒の理解を深める取組みを推進するとともに、学習状況を的確に把握し、学習指導の充実を図ります。

－個別事業－ 資料編 (1)確かな学力の向上 ①～③参照

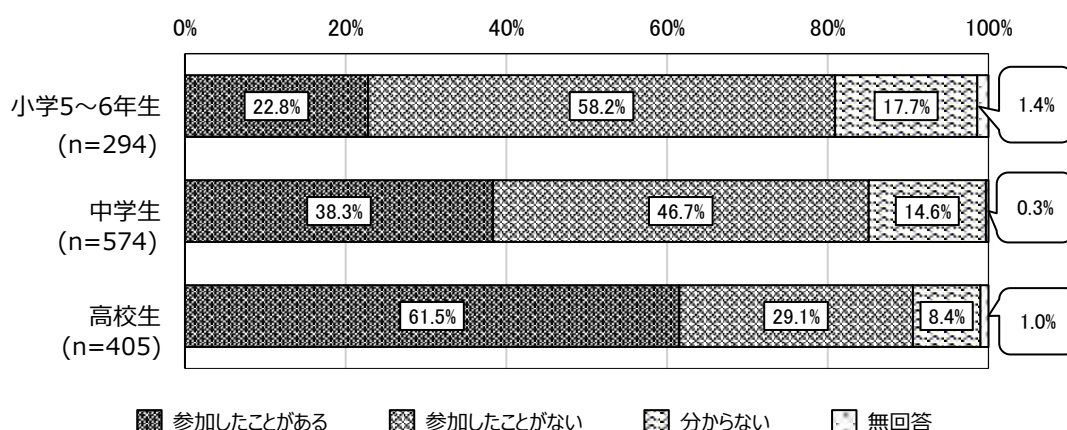
(2) 豊かな心の育成

－現状と課題－

- 各学校においては、新しい学習指導要領に基づき子ども一人ひとりの豊かな心の育成をめざし、地域の特性を生かした全体計画や道徳の時間の年間指導計画の見直しを図るとともに、ボランティアなどの様々な体験活動を生かした道徳教育の工夫や学校での道徳教育の充実を図る学校教育指導を行っています。
- 加えて、子どもたちの豊かな成長を図るため、子どもの実態を踏まえ、地域人材や地域資源を積極的に活用した体験学習活動を実施しています。
- また、子どもが安心して活動できる放課後の居場所として、小学校の余裕教室等を提供し、地域住民や保護者、学生などの参画を得ながら、遊びや交流活動を通して子どもたちの健全育成を図る「放課後子ども教室」を開催しています。

- さらに、いじめや不登校に対応して、南北海道教育センターの指導主事やこころの相談員による教育相談を実施するとともに、子どもに関するあらゆる相談を受け付ける窓口として函館市子ども家庭センター内に「子どもなんでも相談 110番」を設置しており、子ども自らが悩みを相談しやすいように子ども専用電話（フリーダイヤル）と子ども専用ページ（ホームページ）を開設しています。
- 将来のまちづくりを担う子どもたちが、函館の歴史や現在の魅力を再発見して正しく認識し、まちに対する誇りや地域愛を高めることで、まちの魅力を向上・発信し次世代に継承することができるよう、「函館TOM向上推進事業 まちを理解する小学生向けオリジナル映像」を制作し、各学校に配布するとともに、函館市公式動画チャンネル（YouTube）で公開しているほか、希望者への映像の貸出しを実施しています。
- ニーズ調査結果によると、ボランティア活動に「参加したことがない」と回答した小学5～6年生が58.2%、中学生が46.7%、高校生が29.1%となっています。

[地域社会などでボランティア活動に参加したことがありますか：小学5年生～高校生]



資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- 児童生徒を取り巻く家庭・地域の環境が大きく変化し、児童生徒が自然のなかで豊かな体験をしたり、文化芸術を体験して感性を高めたりする機会が限られていることが指摘されています。そのため、学校において家庭・地域と連携・協働しながら、体系的・継続的な体験活動などの機会を確保することが求められています。
- また、いじめ、非行等の問題行動や不登校に対応するために、全小中学校および義務教育学校に年1回以上スクールカウンセラーを派遣する体制を整えるなど、専門的な相談体制の強化のほか、スクールソーシャルワーカーによる、学校、家庭、地域、関係機関とのネットワークづくりなども必要です。

－施策の方向－

- 今後も道徳教育の充実のために、学校教育指導の充実を図り、関係教育団体との連携を強化していくとともに、他者への思いやりや行動力、協調性、前向きに生きていく力など、心の豊かさを家庭や同じ地域で暮らす多くの人たちとのふれあいのなかで育む「放課後子ども教室」を開催します。
- 家庭・地域と連携・協働し、自然体験活動やボランティア活動などの体験活動の充実を図ります。また、各教科における表現の場・活動の充実を図るとともに、社会教育施設を活用した鑑賞などの学習活動を推進します。
- 子どもや保護者の不登校やいじめに係わる悩みや不安に対応するため、南北海道教育センターでの教育相談および函館市子ども家庭支援センターでの「子どもなんでも相談 110番」の活用を推進します。

－個別事業－ 資料編 (2)豊かな心の育成 ①～⑨参照

(3) 健やかな体の育成

－現状と課題－

- 健康や保健に関する諸調査の結果によると、本市においては、朝食を欠食する児童生徒の割合や中学校1年生の一人平均のむし歯（う歯）の本数が全国平均を上回る傾向にあります。
- 児童生徒が自らの身体状況を把握し、望ましい生活習慣や健康の保持増進に必要な知識を身に付けるため、これらに関する指導や取組みの充実を図る必要があります。
- 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果によると、本市においては、「運動が好きである」、「体育科・保健体育科の授業が楽しい」と回答した児童生徒の割合は全国平均を上回る傾向にあります。一方、体力は握力などの一部の項目を除き全国平均を下回る傾向にあります。こうしたことから、学校の教育活動全体を通じて基礎的な身体能力の育成や運動習慣の定着に向けた取組みの充実を図るとともに、体育の授業や体育的行事などの工夫・改善を図る必要があります。
- 子どもが体を動かすことの楽しさや大切さを理解し、自ら進んで体を動かす習慣を身に付けるためには、学校や地域において運動・スポーツ活動に参加できる環境づくりが大切です。

－施策の方向－

- 健康の保持増進に必要な知識・技能や感染症対策を含めた望ましい生活習慣・食習慣を児童生徒に身に付けるための指導の充実を図ります。
- 学校教育においては、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現する観点から、教科としての体育科・保健体育科において基礎的な身体能力の育成を図るとともに、運動会・体育大会、遠足、集会などの特別活動において、児童生徒の発達の段階を考慮して、学校教育活動全体を通じて体力の向上や健康の増進を図ります。
- 地域における子どもの身近な運動・スポーツ活動の場となるスポーツ少年団やスポーツクラブなどの活動を支援します。

－個別事業－ 資料編 (3) 健やかな体の育成 ①～④参照

(4) 信頼される学校づくりの推進

－現状と課題－

- 学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校づくり」の実現に向け、すべての市立幼稚園、小中学校、義務教育学校および高等学校で、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入しているほか、各種研修等の実施により教員の資質向上に努めています。
- 今後も地域、家庭、学校の緊密な連携のもと、地域に根ざした信頼される学校づくりにより、児童生徒が安心して教育を受けることができる環境づくりを進めていくことが必要です。

－施策の方向－

- コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を推進していくなかで、特色ある学校運営に努めるとともに、学校施設の適切な整備を図るなど、信頼される学校づくりを推進します。

－個別事業－ 資料編 (4) 信頼される学校づくりの推進 ①～④参照

(5) 幼児教育の充実

－現状と課題－

- 幼稚園・保育所・認定こども園の各施設では、それぞれ幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、組織的・計画的に幼児教育が進められています。

- 本市の幼稚園・保育所・認定こども園と小学校等との連携・接続を強化することにより、子どもの発達と学びの連続性を確保し、子どもの育ちの課題解決につなげる体制を構築するため、「函館市幼保小連携連絡会議」を設置しているほか、幼保小連携のあり方を探るとともに幼保小連携をより一層深めるための研修として、「幼保小連携推進協議会」を開催しています。
- また、幼稚園・保育所・認定こども園では、子どもに関する情報を小学校と共有し、緊密な連携を図るため、子どもの保育等に関する記録を作成し小学校へ引き継いでいます。
- 幼児期は、自我が芽生え、他者の存在を意識して、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる人間形成の過程で重要な時期であるため、身近な環境を通じて乳幼児期にふさわしい経験を保障することや、幼児の主体的・対話的で深い学びを促し、発達段階に応じた指導や活動の援助を行うことが必要です。

－施策の方向－

- 子どもの良質な成育環境を確保する観点から、幼児期における教育内容の充実を図るとともに、保育所が有する専門的な機能を活用した地域との交流活動の促進や家庭教育・子育ての支援の充実を図ります。
- 北海道幼児教育推進センターからの情報等を各施設に提供するとともに、市と教育委員会との連携・協力のもと、幼児教育の充実を図ります。
- 幼稚園・保育所・認定こども園での教育内容と小学校教育のカリキュラムとの連続性を確保し、相互の理解と連携を一層深めるため、幼稚園・保育所・認定こども園の職員と小学校の教職員との意見交換や交流学习のほか、園児と児童の交流、就学に向けた引継ぎなどの取組みの充実を図ります。

－個別事業－ 資料編（５）幼児教育の充実 ①～③参照

3 家庭や地域の教育力の向上

(1) 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実

－現状と課題－

- 家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化を背景とした地域社会のつながりや支え合いの希薄化によって、子どもを地域で育てるという考え方が次第に失われ、子育てについて悩みや不安を抱え、孤立を感じる家庭が見られます。

家庭は、乳幼児期から自己肯定感などを育成するとともに、子どもたちの基本的な生活習慣や倫理観、自立心や自制心などを身に付ける上で重要な役割を担っていることから、身近な地域において、保護者に対する子育てに関する学習機会や情報の提供、相談などの支援が必要です。

- 保護者に対する家庭教育支援として、乳幼児健診など多くの保護者が集まる機会を活用し、発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行っているほか、子育て中の保護者が家庭教育に関して気軽に相談したり専門家の支援を受けられるよう、地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）やこども誰でも通園制度の試行的事業などに取り組んでいます。

- また、保護者や教職員、地域の関係者が集まる機会に講師を派遣し、家庭教育に関する学習機会を提供する「家庭教育支援事業（家庭教育セミナー）」を実施しています。

－施策の方向－

- 家庭教育や子育てに関する学習機会や情報提供、知識の普及・啓発を図るとともに、より一層家庭教育支援の推進を図るため、今後も継続して関連事業を実施します。

－個別事業－ 資料編 (1) 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実

①～⑥参照

(2) 地域の教育力の向上

－現状と課題－

- 都市化や地域コミュニティの希薄化などにより、地域社会のなかで世代間交流やボランティア等を体験する機会が減少しているうえ、子ども会やスポーツ少年団の指導者の確保も難しい状況となっています。

- このようななか、地域住民や関係機関などの協力を得ながら、子どもに対する多様な体験活動の機会の提供や世代間交流を図るため、放課後子ども教室を開催しているほか、「子どもの居場所づくり推進事業」として、学習習慣の定着および健全育成を図るため、町会館等で子どもの学習支援等を行っています。また、学校施設の地域への開放、総合型地域スポーツクラブの育成支援、スポーツ・レクリエーション指導者の育成などに取り組んでいます。
- 学校・保護者・地域がともに知恵を出し合い、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えていくため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を推進しています。また、函館市内の小学校に、放課後や長期休業中に児童の学習支援を行うアフタースクールを設置し、地域人材を活用して、学習習慣の定着および主体的な学習態度の形成をめざす取り組みを行い、学力の一層の向上を図っています。

－施策の方向－

- 地域の教育力の向上のため、地域資源を活用し、関連事業の充実を図ります。

－個別事業－ 資料編 (2)地域の教育力の向上①～⑧参照

(1) 関係業界への自主的措置の促進

－現状と課題－

- 情報の氾濫やSNSなどにより、青少年が性犯罪などに巻き込まれる事件が起きていることから、青少年を取り巻く環境の浄化活動として、有害図書等の取扱い・陳列方法や、青少年の携帯電話・スマートフォンへのフィルタリング機能の義務化等について、書店やDVD・ビデオレンタル店、コンビニエンスストア等への立入調査を一斉に行い、店主等への説明や指導、協力要請を行っています。

－施策の方向－

- 青少年を取り巻く社会環境を整備するとともに、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、健全育成を図るため、関係機関や関係団体との連携のもと、街頭指導や社会環境浄化活動、情報発信等に取り組みます。

－個別事業－ 資料編 (1)関係業界への自主的措置の促進 ①参照

(2) 情報モラル教育の推進

－現状と課題－

- 情報社会において適切な判断と、それに基づく活動を行うことができるよう、必要な情報モラルの普及をめざし、小中学校および義務教育学校では児童生徒の利用実態に応じた指導を行うとともに、保護者等への周知・啓発を行っています。
- スマートフォン等を通じて容易に接続できるインターネット上のいじめや有害情報から子どもを守るため、子どもが利用するスマートフォン等におけるフィルタリングの普及促進等を図ることが必要です。また、「函館市児童生徒スマホ・ゲーム機等利用宣言」を作成し、情報モラル教育のより一層の充実を図るよう周知・啓発を行っています。
- 各種メディアへの過度な依存による弊害について啓発するとともに、子どもたちが有害情報等に触れないよう、学校、家庭および地域における情報モラル教育を推進することが必要です。

－施策の方向－

- 情報モラルを身に付けるための指導の充実を図るとともに、保護者をはじめとする地域住民に対する啓発を行います。

－個別事業－ 資料編 (2)情報モラル教育の推進 ①参照

(3) 情報リテラシーの向上

－現状と課題－

- スマートフォン等の急速な普及に伴い、インターネット上での誹謗中傷や個人情報の流出などの事例が発生しています。
- インターネットにおける小中学校、義務教育学校および高等学校に関する書き込みや有害サイトの検索・監視・サイト管理者等への削除要請などを行うとともに、児童生徒や保護者への情報リテラシー（情報活用能力）の向上を図っています。

－施策の方向－

- 情報端末を使用した問題行動等の未然防止や早期発見・早期対応を図るため、引き続き、ネットパトロール事業等の取組みを推進します。

－個別事業－ 資料編 (3)情報リテラシーの向上 ①参照

1 良質な住宅の確保

(1) ファミリー世帯への居住支援

－現状と課題－

- 西部地区では少子高齢化の進展や人口減少の割合が他の地区に比べ顕著であるほか、西部・中央部地区の適切な管理が行われていない空家は市域全体の半数以上を占めています。西部・中央部地区における空家の活用と若年層の定住化を促進し、活力あるまちづくりを推進するため、民間賃貸住宅に入居する子育て世帯に対し家賃補助を行っています。
- 子育て世帯への居住支援として、市営住宅への優先入居を行っています。

－施策の方向－

- 西部・中央部地区の民間賃貸住宅に転入した子育て世帯を支援することにより、空家の活用と若年層の定住化を促進し、活力あるまちづくりを進めます。

－個別事業－ 資料編 (1)ファミリー世帯への居住支援 ①～②参照

2 安全な道路交通環境の整備

(1) 安全な道路交通環境の整備推進

－現状と課題－

- 幼児・児童を交通事故から守ることを目的として、幼稚園、保育所、小学校の周辺にスクールゾーンを設けるとともに、児童館などのある地域には幼児ゾーンを設定し、警戒標識の設置を行っています。また、市の関係部局や警察、町会連合会等で組織する「函館市通学路安全対策会議」により、通学路の安全対策の協議を行っているほか、各学校では安全教育の実施や安全マップの作成、町会と連携した見守り活動などに取り組んでいます。

[スクールゾーン・幼児ゾーン警戒標識設置状況]

区 分	スクールゾーン					幼児ゾーン				合 計
	小学校	幼稚園	保育所	認 定 こども園	小 計	公園	児童館	その他	小 計	
対象施設数（箇所）	39	4	4	38	85	74	20	4	98	183
設置本数（本）	246	7	6	55	314	99	38	5	142	456

資料：市民部交通安全課 令和6年9月現在

- また、歩道の縦断こう配、段差の解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置などすべての人が安心して通行することができる道路交通環境の整備が求められています。

－施策の方向－

- 安全な道路交通環境の整備のために、歩行者において主要な路線における道路等のバリアフリー化を推進するほか、スクールゾーンや幼児ゾーンの設定や通学路の安全対策を、引き続き行います。

－個別事業－ 資料編 (1)安全な道路交通環境の整備推進 ①～④参照

3 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

(1) 交通安全教育の推進

－現状と課題－

- 交通指導員による交通安全教室を計画的に実施するとともに、ゴーカートや自転車、誰もが一緒に楽しく遊べるインクルーシブ遊具等を配備し、楽しみながら交通ルールを学ぶための交通公園を設置しているほか、交通安全パネル展を開催し、交通安全意識の向上を図っています。
- また、市内の交通事故は、発生件数・死傷者数とも減少傾向にあるものの、交通事故撲滅に向けて、引き続き、交通安全対策を推進していく必要があります。
- チャイルドシートの誤使用や未装着による子どものけがなどを防止し、適切な装着の徹底を図るため、その使用方法や使用効果について、引き続き啓発活動を行う必要があります。

－施策の方向－

- 交通安全教育指針に基づき段階的、体系的な交通安全教育に取り組むとともに、関係機関等との連携を強化します。
- チャイルドシート装着の重要性や正しい使用方法等の周知を図るため、保護者を対象とした交通安全教室を継続的に実施します。

－個別事業－ 資料編 (1)交通安全教育の推進 ①～④参照

4 安心して外出できる環境の整備

(1) 公共的施設のバリアフリー化の推進

－現状と課題－

- 「函館市福祉のまちづくり条例」に基づき、多くの市民が利用する公共的施設について整備基準を定め、妊婦をはじめとするすべての人が無理なく利用できるようにするほか、民間の公共的施設に対しては「福祉のまちづくり施設整備費補助制度」により整備費の一部を市が補助するなど、公共的施設のバリアフリー化の推進に取り組んでいます。利用の促進を図るため制度のさらなる周知が必要となっています。
- また、すべての人が公共的施設を安心して円滑に利用するためには、施設整備の面だけでなく、相手の気持ちになって考え、お互いに支え合う、いわゆる「心のバリアフリー」化に向けた取組みの推進が求められています。

－施策の方向－

- 函館市福祉のまちづくり条例の理念の普及・啓発を図りながら、公共的施設の整備や「心のバリアフリー」化の推進に取り組めます。

－個別事業－ 資料編 (1)公共的施設のバリアフリー化の推進 ①～③参照

(2) 子育てバリアフリー情報提供の充実

－現状と課題－

- 妊婦や乳幼児連れの保護者等が安心して外出できるよう、子育て世帯に優しい設備や配慮のある施設等に関する情報（子育てバリアフリー情報）の提供が求められており、現状把握に基づく適切な情報提供が必要です。
- 本市では、スマートフォン向けアプリ「すくすく函館っ子（はこっこ）」や市ホームページの子ども・子育てに関する情報をまとめたリンク集「はこすく」などにより子育てに関わる施設等について情報を発信しています。

－施策の方向－

- 授乳やおむつ替えができる設備のほか、子育てサロンや児童館、民間施設内の子どもの遊び場など、子育て世帯に優しい設備や配慮のある施設について、現状を把握し、情報提供を進めます。

－個別事業－ 資料編 (2)子育てバリアフリー情報提供の充実 ①～②参照

5 安全・安心なまちづくりの推進

(1) 犯罪等の防止に配慮した環境の整備推進

－現状と課題－

- 夜間の交通安全を目的として、市道上で既存電柱を利用して街路灯の設置を行っているほか、町会等が設置する街路灯については、犯罪防止などの観点から、その設置費用や電灯料の一部を市が補助していますが、依然として蛍光灯・水銀灯による電灯料の負担が大きく、LED化を進めていく必要があります。

－施策の方向－

- 市道上における交通安全等のため、今後も街路灯の整備を進めるとともに、通学路等における安全・安心のため、町会等への設置補助や電灯料補助を継続します。

－個別事業－ 資料編 (1)犯罪等の防止に配慮した環境の整備推進 ①～③参照

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

－現状と課題－

- 地域における各種防犯活動を展開している函館市中央地区防犯協会および函館西防犯協会に対して補助金を交付し、犯罪のない明るい社会づくりに向けた活動を支援しています。
- また、子どもたちが事件に巻き込まれそうになったときの避難場所として、通学路などに面した商店や公共施設のほか、一般家庭に依頼してポスターを貼り、逃げ込むことができる場所を明らかにする「こども110番のいえ・みせ」に取り組んでいます。
- 緊急性の高い安心・安全情報や市政情報について、インターネットを利用して配信している「函館市ANSINメール」やX(旧Twitter)、LINEでは、安心・安全情報の一つとして不審者情報についても提供しています。

－施策の方向－

- 防犯協会や町会との連携を強化するとともに、「こども110番のいえ・みせ」の取り組み等を継続します。

－個別事業－ 資料編 (2)子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 ①～⑤参照

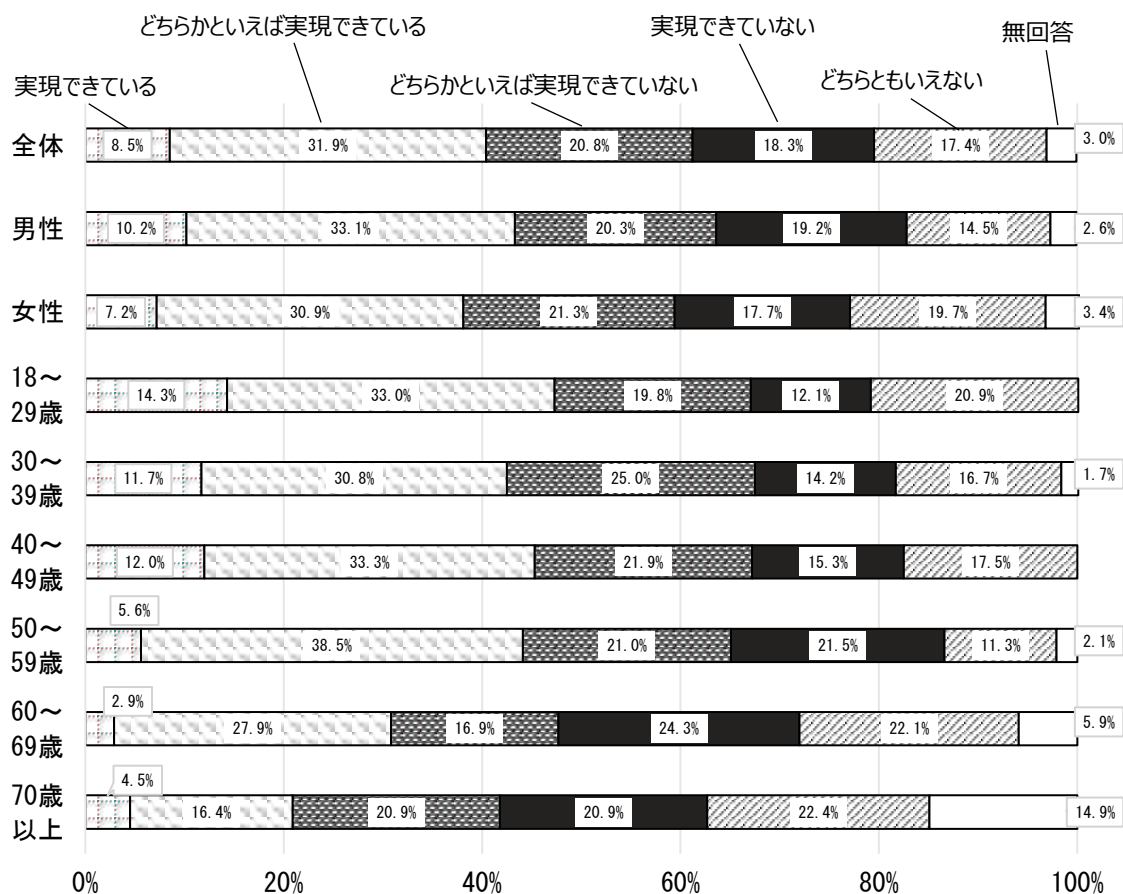
1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しの推進

(1) 仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発活動の推進

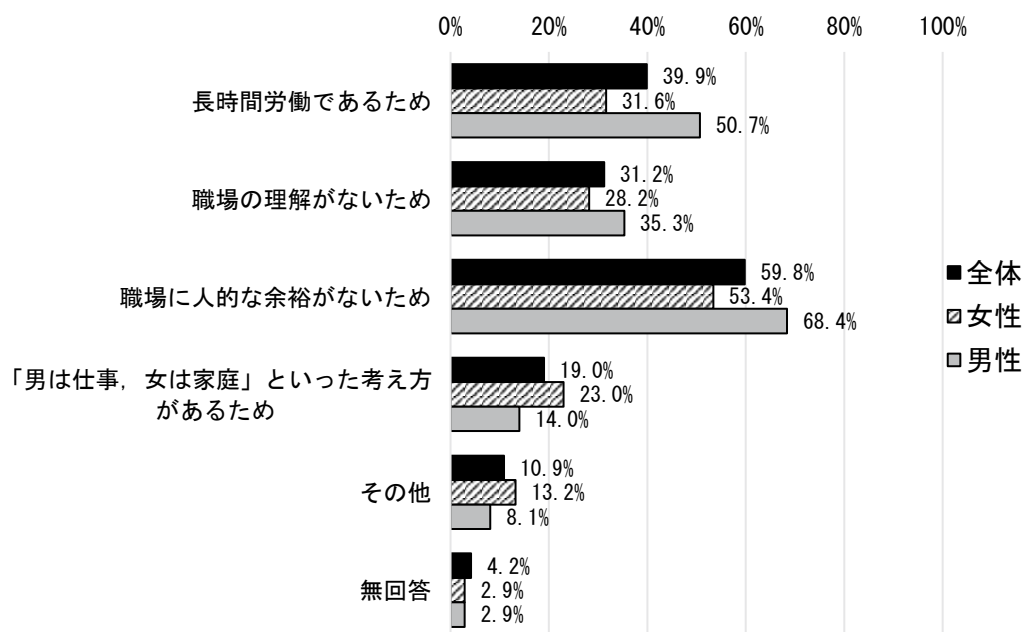
－現状と課題－

- 「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」の改正など、制度上の男女平等は整ってきましたが、人々の意識の面では、性別による固定的役割分担意識はいまだ根強く残っているため、働く場においては、職域も限定的なものとなり、また一方では、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントの被害が生じるなど、女性の能力が十分に発揮できる状況になっていない実態があります。
- また、女性の雇用形態としてパートタイム労働者など非正規雇用の割合が高いことなどから、賃金や待遇の男女格差が大きくなっており、これらへの対策が求められています。
- さらに、長時間労働等の慣行は、男性にとっては、育児や家庭へ参画したいという意欲があっても実現できなくなるほか、女性にとっても、家庭生活の負担が大きくなるなど問題も出てきます。
- 令和3年度男女共同参画に関する市民・事業者意識調査によると、「ワーク・ライフ・バランスの実現度」について「実現できていない」「どちらかといえば実現できていない」を合わせた割合は全体で39.1%となっており、その理由としては、「職場に人的な余裕がないため」「長時間労働であるため」と回答する割合が高くなっています。

「ワーク・ライフ・バランス」を実現できていると思いますか(n = 794)



「ワーク・ライフ・バランス」を実現できていない理由は何だと思いますか(n = 311) (複数回答)



資料：「令和3年度男女共同参画に関する市民・事業者意識調査」(18歳以上市民調査)

- 男女にとって均等な就業機会と待遇が得られ、また結婚・出産した女性が働き続けることができるよう、雇用等の場の男女共同参画の促進と、男女が共に働きやすいワーク・ライフ・バランスの推進など就業環境の整備を進める必要があります。

－施策の方向－

- 「仕事と生活の調和が実現した社会」とは、具体的に「就労による経済的自立が可能な社会」や「多様な働き方・生き方が選択できる社会」、「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」をめざすものであり、これらの実現が、やがては、子どもを生育しやすい環境づくりにもつながっていきます。
- このため、本市では、国、道との緊密な連携はもとより、市民や企業等との協働を進めるなかで、仕事と生活の調和の実現に向け、「女性活躍推進法」に基づく「事業主行動計画」の策定等の取り組みの周知・啓発や、積極的な改善措置（ポジティブアクション※）を普及促進するよう理解と協力を求めるとともに、働きやすい就業環境の整備など、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

－個別事業－ 資料編 (1)仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発活動の推進 ①～④参照

※ ポジティブアクション: 様々な分野において、活動に参加する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供すること。

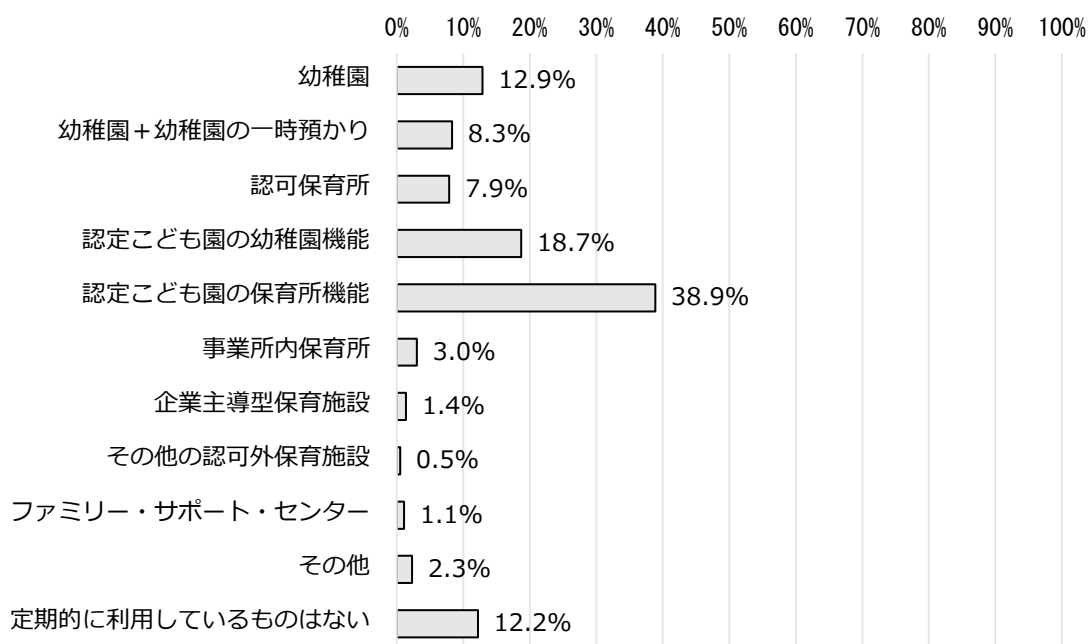
2 仕事と子育ての両立のための基盤整備

(1) 多様な働き方に対応した子育て支援

－現状と課題－

- 本市では、仕事と子育ての両立支援のために、各種保育サービスの提供をはじめ、放課後児童健全育成事業（学童保育事業）のほか、ファミリー・サポート・センター事業に取り組んでいます。
- また、市の広報紙やホームページを活用し、企業を対象とした関係制度等の周知・啓発を行っています。
- ニーズ調査結果によると、就学前児童保護者が、現在、定期的に利用しているのは、「認定こども園の保育所機能」が38.9%、次に「認定こども園の幼稚園機能」が18.7%、「幼稚園」が12.9%の順になっています。

〔幼児教育・保育事業の平日の定期的な利用状況：就学前児童保護者（n = 1,682）（複数回答）〕（再掲）



資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- 今後においては、多様化するニーズに的確に対応するため、各種保育サービス等の充実とあわせて効果的なPR行方など、工夫した取り組みが必要です。

－施策の方向－

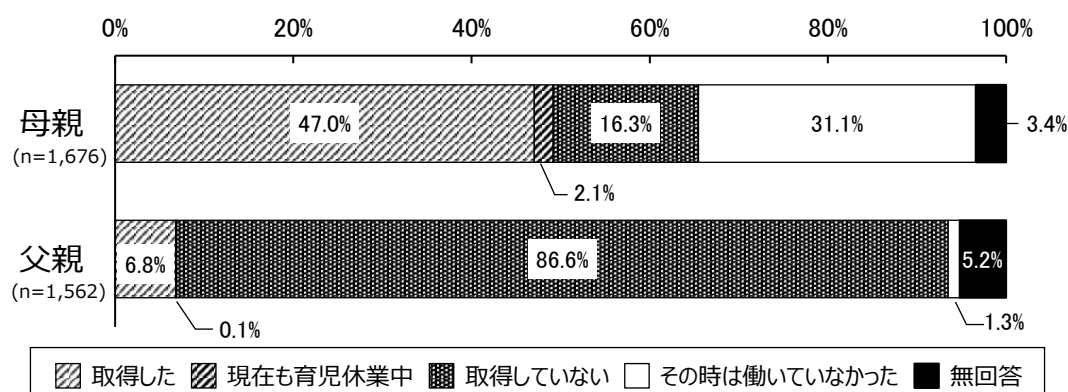
- 国、道、企業等との連携を図るなかで、関係法制度等の周知・啓発はもとより、保育サービス等の充実を図るなど、仕事と子育ての両立支援を進めます。

(2) 育児休業制度等の普及・啓発の推進

－現状と課題－

- 出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、育児休業などの制度について、市の広報紙やホームページや「労働者のためのハンドブック」等による周知・啓発に努め、その利用促進を図っています。
- ニーズ調査結果によると、就学前児童保護者の「育児休業の取得状況」について、母親の育児休業取得状況は、「取得した」「現在も育児休業中」を合わせた割合は49.1%、「取得していない」が16.3%となっており、父親の育児休業取得状況は、「取得した」「現在も育児休業中」を合わせた割合は6.9%となっています。

[育児休業の取得状況：就学前児童保護者]



「その時は働いていなかった」、「無回答」を除いた育児休業取得率

【母親】 75.0%

【父親】 7.3%

資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- また、「その時は働いていなかった」および「無回答」を除いた育児休業取得率については、母親75.0%、父親7.3%であり、平成30年度調査の母親70.8%、父親3.4%と比較すると取得率は上昇しているものの、男性の制度利用は依然として低いことから、男女共同参画推進の観点からも、引き続き育児休業制度や出生時育児休業制度（産後パパ育休）の利用促進を図るなど、さらなる取組みの充実が必要です。

－施策の方向－

- 男女とも仕事と育児を両立できるように，国，道，企業等との連携のもと，育児休業制度等の普及・啓発を行うなど，地域の実情に応じた取組みを進めます。

－個別事業－ 資料編 (2)育児休業制度等の普及・啓発の推進 ①～④参照

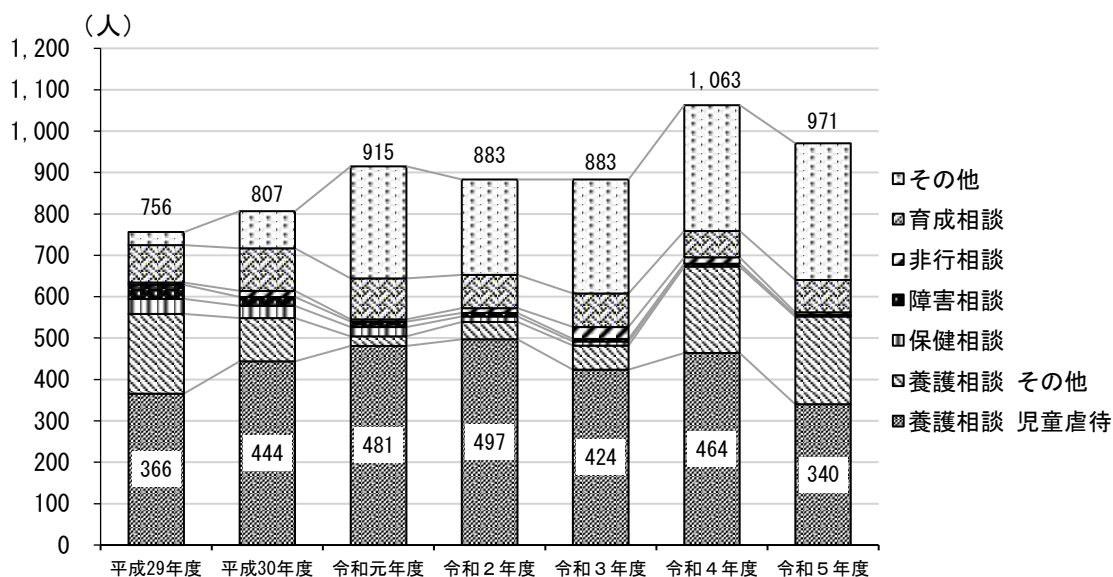
1 児童虐待防止対策の充実

(1) 児童虐待・相談への対応および支援

－現状と課題－

- 本市では、妊産婦・子育て世帯・子どもに対する相談に対し、切れ目なく、漏れなく支援するため、令和6年4月に「函館市子ども家庭センター」を函館市総合保健センターの1階に開設しました。
- 函館市子ども家庭センターには、子育てや虐待など、子どもに関するあらゆる相談窓口として、「子どもなんでも相談110番」を設置しており、子ども自らが相談しやすいよう、子ども専用電話（フリーダイヤル）と携帯ゲーム機などから専用フォームで相談できる子ども専用ページを開設しています。
- 子どもなんでも相談110番における実施状況を見ると、令和5年度の相談受付件数は971件で、うち児童虐待に係る受付件数は340件となっています。

〔子どもなんでも相談110番実施状況〕（再掲）



※ 相談受付件数：当該年度中に子どもなんでも相談110番で相談を受け付けた件数。

資料：子ども未来部調整

- 虐待の内容別相談件数を見ると、令和5年度では、身体的虐待が94件、ネグレクトが49件、性的虐待が4件、心理的虐待が193件の合計340件となっています。また、当該年度の件数に前年度から引き続き対応を行っているケースを合わせた虐待対応件数は、令和4年度の654件から令和5年度は719件に増加しており、本市の0歳から18歳までの人口が減少傾向にある一方で、虐待対応件数については減少していないことから、さらなる虐待対応・相談支援体制の充実が必要です。

[虐待の内容別相談件数]

(単位：件)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体的虐待	123	130	95	126(185)	94(191)
ネグレクト	110	100	98	88(138)	49(138)
性的虐待	3	4	2	4(4)	4(4)
心理的虐待	245	263	229	246(327)	193(386)
計	481	497	424	464(654)	340(719)

※ 各年度中の虐待受付件数

※ 括弧内は前年度から引き続き対応を行っているケースを合わせた当該年度の虐待対応件数

資料：子ども未来部調整

- 家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭など、支援が必要な家庭を訪問支援員が訪問し、家事・育児等の支援を実施する「子育て世帯訪問支援事業」や不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や児童の発達保障等のために保健師等が相談・支援を行う「養育支援訪問事業」などの家庭支援事業を実施しています。
- 児童虐待については、全国的にも児童相談所への虐待対応件数が一貫して増加を続けており、また、子どもが虐待により死亡する事件が発生するなど、多くのかけがえのない子どもの命が失われていることから、子育て世帯への包括的な支援により、虐待の未然防止が最重要課題となっています。

－施策の方向－

- 支援が必要な子どもや家庭に対しては家庭支援事業の活用を提案し、利用促進に繋がります。

－個別事業－ 資料編 (1)児童虐待・相談への対応および支援 ①～③参照

(2) 関係機関との連携等

－現状と課題－

- 本市では、「函館市要保護児童対策地域協議会」において、関係機関の連携による児童虐待など要保護児童等に係る支援体制の強化に努めており、構成団体による代表者会議のほか、進行管理や支援の検討を行う実務者会議、必要に応じて個別ケース検討会議を開催するなど、適切な対応を図っています。また、関係機関等を対象に、研修会等を開催しています。
- 函館市要保護児童対策地域協議会を構成する市や教育委員会、児童相談所、警察等の関係機関が連携しているところではありますが、個々の事例の解決につながるよう、さらなる連携やより実効性のある取組みが求められています。
- また、同じ函館市子ども家庭センター内に設置されている、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談支援を行うマザーズ・サポート・ステーションと適切に情報を共有しながら、子どもの発達段階や過程の状況等に応じて支援を実施することも求められています。

－施策の方向－

- 要保護児童対策地域協議会の活動を円滑かつ効果的に進めるため、市は調整機関として中心的な役割を担い、支援の一体性、連続性を確保するとともに、児童相談所等関係機関との円滑な連携を強化します。
- また、個々の虐待事例に対して、迅速かつ適切に対応するため、当該協議会個別ケース検討会議において情報交換等を行い、各機関の役割や支援方針について検討し、児童の安全確保を最優先としながら、家庭の状況等に応じた適切な対応に努めます。

－個別事業－ 資料編 (2)関係機関との連携等 ①～②参照

(3) 発生予防、早期発見・早期対応等

－現状と課題－

- 子育て家庭の孤立化はもとより、育児に手が掛かることや家庭基盤の問題が児童虐待の要因となる場合があることから、これまで、「乳幼児健康診査」等の健診時や保健指導を通じて、子育てに関してリスクを持つ家庭の把握や相談・支援等を行ってきたほか、「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」や「子育て世帯訪問支援事業」を実施し、支援等の充実を図っています。

- また、児童虐待を含め、子どもに関するあらゆる相談窓口として「子どもなんでも相談 110 番」を設置しているほか、児童虐待対応マニュアルを作成し、関係団体等に配布するなど、その発生予防はもとより、早期発見・早期対応等に努めていますが、近年、相談や支援が必要なケースは増加傾向にあり、さらなる体制の強化が必要です。

－施策の方向－

- 「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」と「子育て世帯訪問支援事業」の連携を深めるなど育児不安や負担感、孤立感の軽減および適切な養育環境の確保に向けた取組みを図るとともに、妊娠11週以内の妊娠届出に関する周知・啓発や「乳幼児健康診査」の受診率の維持・向上を図るほか、未受診者等の状況確認などに取り組みます。
- 相談体制の充実や相談先から関係機関につなぐなどの連携を図るほか、子育て家庭の見守り体制を強化するなかで、児童虐待の発生予防等に取り組みます。

－個別事業－ 資料編 (3)発生予防, 早期発見・早期対応等 ①～⑪参照

2 ヤングケアラーへの支援

(1) ヤングケアラーの実態把握と支援

ー現状と課題ー

- ヤングケアラーとは、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のことであり、責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

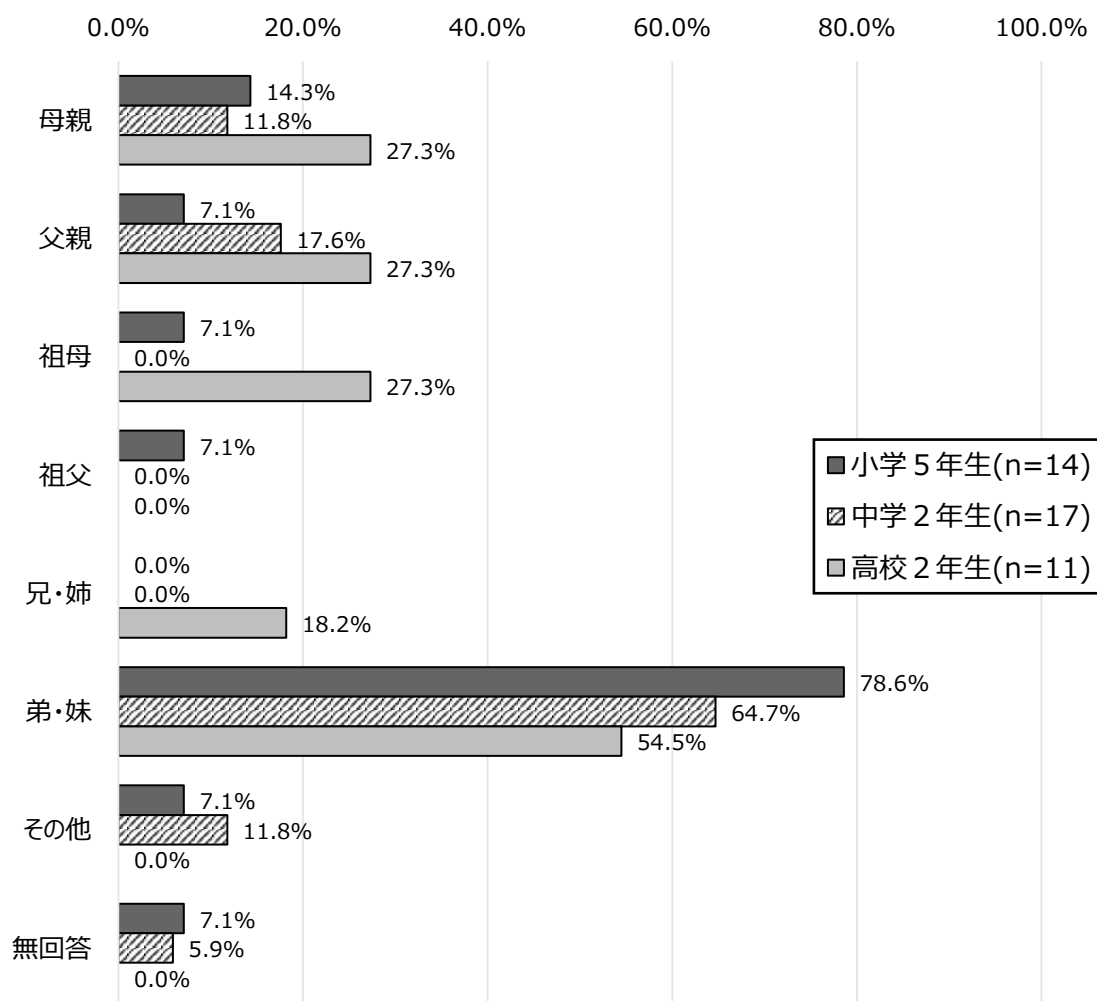
[ヤングケアラーとは]



資料：こども家庭庁 (<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer>)

- 子どもの権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、子ども本人や家族に自覚がないなどの場合もあり、問題が顕在化しづらいことから、医療、福祉、教育等の関係者が連携し、早期発見・実態把握を行い、必要な支援につなげていく必要があります。
- 「令和5年度函館市ヤングケアラーに関する実態調査報告書」によると、市内の小学5年生・中学2年生・高校2年生を対象にアンケート調査を行った結果、自分が世話をしている家族が「いる」と回答した人の割合は、約3%となっており、世話をしている家族の続柄を見ると、「弟・妹」の割合が最も高くなっています。

[自分がお世話をしている家族の続柄（複数回答）]



資料：「令和5年度函館市ヤングケアラーに関する実態調査報告書」

- ヤングケアラーがおかれている状況は多岐にわたるため、経済的困窮や要介護、精神疾患など、様々な課題が複合的に絡み合っている場合には、関係各所が連携して、組織横断的に取り組む必要があり、特に、支援の上で地域のネットワークの活用が求められる場合や、世帯が養育上の問題を抱えている場合には、「函館市要保護児童対策地域協議会」を活用し、必要に応じて個別ケース検討会議を開催するなどの対応を行っています。また、令和6年度にはヤングケアラーマニュアルを作成し、関係機関等を対象に、研修会等を開催しており、今後も関係機関の連携による支援体制の強化が求められています。

－施策の方向－

- ヤングケアラー支援においては、医療、福祉、教育等の関係者と連携し、早期発見・実態把握を行い、必要な支援につなげていくほか、「子どもなんでも相談110番」等の活用促進を図るとともに、ヤングケアラー本人が気軽に相談できる仕組みづくりを進めます。また、児童館・学童保育所や民間の子どもの居場所などがヤングケアラーの発見のきっかけとなり得ることから、これらの機関との連携による支援体制の構築を進めます。
- 支援にあたっては、子ども自身がどのように考えているかが重要であることから、子ども自身が自分の状況について理解し、今後について子どもと一緒に考え、解決していく伴走型支援に取り組めます。
また、ヤングケアラーに係る課題は、家族が抱える様々な問題が複合化しやすいことから、各専門機関と連携し、ヤングケアラー本人とその家族の包括的な状況把握と支援に取り組めます。

－個別事業－ 資料編 (1)ヤングケアラーの実態把握と支援 ①～⑦参照

3 障がいのある子どもへの支援

(1) 障がいの早期発見・早期療育の充実

－現状と課題－

- 発育や発達の遅れを可能な限り早期に発見するため、乳幼児健康診査等の充実を図っているほか、健康診査の結果、経過観察を必要とする乳幼児に対する継続的な相談や訪問活動を行い、療育への円滑な移行を図っています。
- 子ども発達支援事業において、発達の遅れなどに心配のある子どもや、その家族に対し、発達相談や評価、療育支援等を行い、必要に応じて早期に療育へつなげる等の支援体制の確保を図っています。

－施策の方向－

- 乳幼児健康診査の受診率の維持・向上を図るとともに、関係機関と連携し、障がいの早期発見・早期療育に取り組みます。
- 日常的に適切な療育や相談指導を受けることができるよう、子ども発達支援センター等の機能を整備するとともに、はこだて療育・自立支援センターの支援機能強化に係る施設整備や環境改善を行い、診療・評価・相談・療育の一貫した早期療育ができる専門的支援の確保など、発達支援体制の充実を図ります。

－個別事業－ 資料編 (1)障がいの早期発見・早期療育の充実 ①～⑧参照

(2) 一貫した総合的な障がいのある子どもに対する施策の推進

－現状と課題－

- 障がいのある子どもの発達支援を進めるため、医療や療育の支援体制の整備に努めています。
- 適切な医療や医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、ライフステージに沿った切れ目のない一貫した総合的な取り組みを推進するとともに、障害児通所支援等のサービス量と質の確保を図ることが必要です。

－施策の方向－

- 障がいのある子どもおよびその保護者に対する相談支援体制を充実し、情報の提供および助言を行うとともに、保健・医療・福祉・教育などの関係機関において相互に連携を図り、身近な場所で、それぞれのニーズに応じた、質の高い専門的な支援を切れ目なく一貫して受けることができるよう、障害児通所支援等の充実を図ります。また、障がいのある子どもが、障害児支援を利用し、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包摂（インクルージョン）を推進します。

－個別事業－ 資料編（２）一貫した総合的な障がいのある子どもに対する施策の推進 ①～⑫参照

（３） 教育的支援の推進

－現状と課題－

- 発達障がいを含む障がいのある子どもの可能性を最大限に伸ばし、集団への適応や将来の社会参加と自立に向けて成長と発達を促し、一人ひとりの教育的ニーズにあった支援を行うため、教員を対象として、学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）、自閉症スペクトラム（ASD）等、特別な支援を要する児童生徒への教育的対応について研修会を実施しているほか、特別支援教育サポートチームを設置し、各学校の教育的対応に関する助言を行ったり、特別支援教育支援員を配置するなど、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への学習や生活上の支援を行っています。
- 市立小中学校および義務教育学校に在籍する発達障がい等の教育的支援が必要な児童生徒に対して、就学相談や就学後のフォローアップ訪問、巡回相談をとおして実態把握を行うとともに、各学校における特別支援教育推進上の諸課題に対して、学校支援や助言を行う特別支援教育巡回指導員を配置しています。
- また、市立小中学校および義務教育学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学用品費等の経費の一部を助成しています。
- 今後も支援を必要とする児童生徒への社会全体の理解が深まるよう、特別支援教育のさらなる充実や理解啓発に取り組むことが必要です。

－施策の方向－

- 特別支援教育支援員の専門性の向上につながる研修の充実を図るほか、教育上特別な配慮を要する児童生徒に対して、個に応じたきめ細かな支援を行うことができるよう、各種事業を継続して実施します。

－個別事業－ 資料編（３）教育的支援の推進 ①～⑦参照

(4) 保育所等における障がいのある子どもの教育・保育等の推進

－現状と課題－

- 障がいのある子どもの教育・保育等（教育・保育および子育て支援事業）については、統合保育における療育効果や障がいの種類や程度に応じた適切な発達支援が期待できるうえ、ノーマライゼーションの理念の普及・啓発においても重要な取組みであり、ニーズへの適切な対応が必要なことから、一人ひとりの子どもの発達過程や障がいの状態を把握し、適切な環境のもと子どもの状況に応じて実施することが必要です。
- 保育所、認定こども園、幼稚園、放課後児童クラブ（学童保育所）において、障がいのある子どもの教育・保育等を行っていますが、受け入れにあたり、保育所、認定こども園、幼稚園においては、子ども一人ひとりの発達特性に応じて必要な対応が異なることから、対応に必要な人員が不足しがちであり、また、放課後児童クラブ（学童保育所）においては、職員不足により障がいのある子どもの担当職員を配置できていないクラブもあるため、各施設の人員確保に対する支援の一層の充実が求められています。

－施策の方向－

- 保育所、認定こども園、幼稚園においては、教育・保育等に携わる職員の研修の充実や職員配置等に対する支援を推進するとともに、保育人材の確保対策に取り組み、受け入れ体制の整備を進めます。
- 放課後児童クラブ（学童保育所）においては、支援員等の研修や職員配置等に対する支援を行うとともに、小学校や放課後等デイサービス等と連携を図りながら受け入れ体制の整備を進めます。

－個別事業－ 資料編 (4)保育所等における障がいのある子どもの教育・保育等の推進 ①～④参照

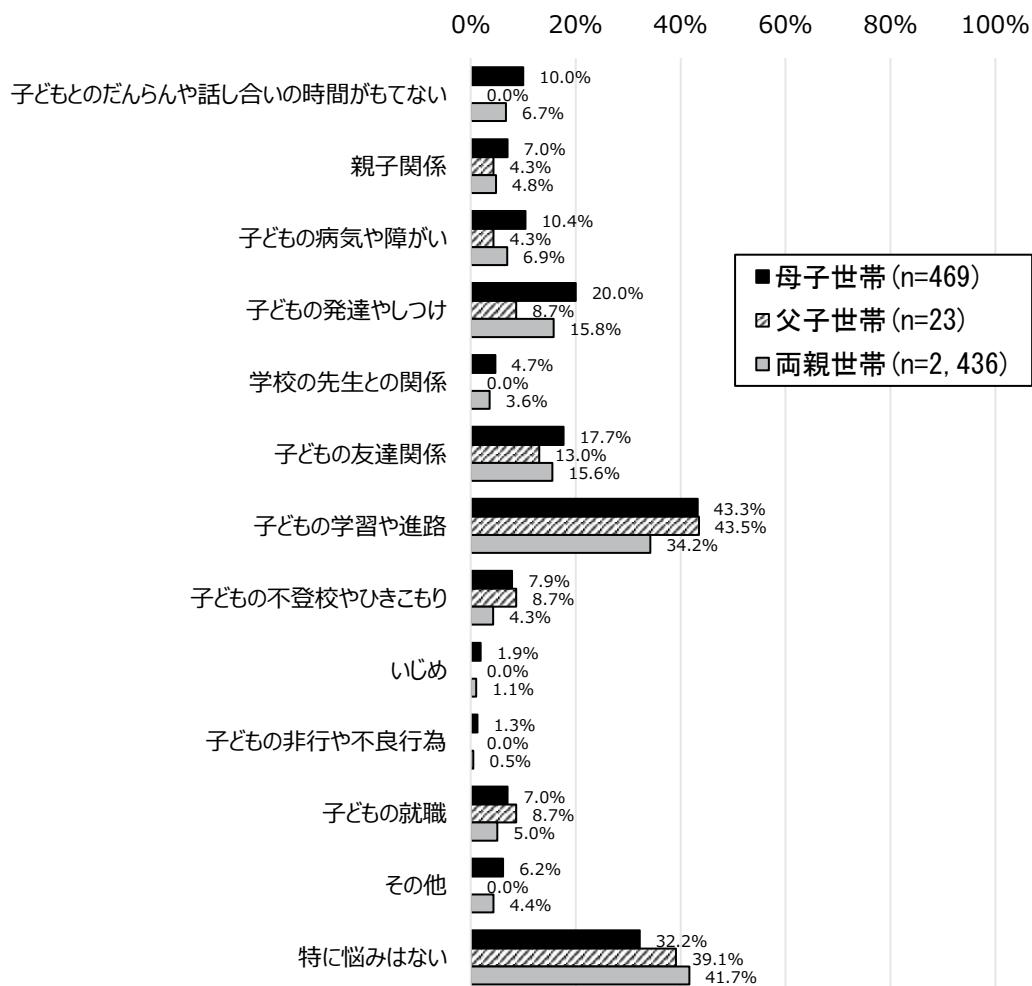
1 ひとり親家庭の自立支援の推進

(1) 子育て・生活支援の充実

－現状と課題－

- ひとり親家庭については、子育てや生活支援の充実が必要であるため、保育所・認定こども園への優先入所や市営住宅への優先入居、保護者の病気時や急な残業時などに対応した子育て支援短期利用事業（ショーツステイ事業）、トワイライトステイ事業を実施しているほか、母子生活支援施設での生活支援など、生活環境の改善とその自立を支援しています。
- また、病児保育事業では、ひとり親家庭等を対象に利用料の免除を行っているほか、母子・父子福祉センターでは、生活の安定や就労、福祉の向上のための事業や、生きがいを深め、健康で明るい生活を送るための趣味・教養教室を開催しています。
- ニーズ調査結果によると、「子どもについての悩み」について、祖父母同居を含めたひとり親世帯では、「子どもの学習や進路」と回答した割合が両親世帯に比べて高くなっています。

[子どもについての悩み（小学生～高校生保護者）（複数回答）]



※ 各世帯には祖父母同居を含む

資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- ひとり親家庭については、母親等の収入状況が自立に影響するため、就業、求職活動、職業訓練等を行う際に、子育て支援サービスや相談体制の充実などきめ細かな支援が必要です。

－施策の方向－

- ひとり親家庭のニーズに対応した子育て支援サービスの充実を図るとともに、母子生活支援施設での生活支援や就業支援、育児相談、教育相談などを通じて、自立を促進します。

－個別事業－ 資料編 (1) 子育て・生活支援の充実 ①～⑪参照

(2) 就業支援の充実

－現状と課題－

- ニーズ調査結果によると、ひとり親家庭の親の働き方について、母子世帯では「フルタイムで働いている」が58.6%、「パート・アルバイト等をしている」が27.3%、「働いていない」が13.8%となっており、父子世帯では「フルタイムで働いている」が82.8%、「パート・アルバイト等をしている」が3.4%、「働いていない」が13.8%となっています。

また、母親のフルタイム勤務への転換希望について、両親世帯では「転換希望がある」が34.0%であるのに対し、母子世帯では55.9%となっています。

[ひとり親家庭の母親の働き方、父親の働き方]

区 分	フルタイム勤務	パート・アルバイト等勤務	働いていない	無回答
母子世帯 (n=589)	58.6%	27.3%	13.8%	0.3%
父子世帯 (n=29)	82.8%	3.4%	13.8%	0.0%

※ 各世帯には祖父母同居を含む

[母親のフルタイム勤務への転換希望]

区 分	転換希望あり	パート等の継続を希望	パート等をやめて子育てや家事に専念したい	無回答
両親世帯 (n=1,484)	34.0%	61.3%	3.3%	1.5%
母子世帯 (n=161)	55.9%	41.6%	1.9%	0.6%

※ 各世帯には祖父母同居を含む

資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- より良い就業に向けた能力の開発を支援するため、技能習得事業や資格取得のための教育訓練講座の受講料の一部などを支給する「母子家庭等自立支援給付金支給事業」に取り組んでいるほか、母子家庭等就業・自立支援センターと連携し、一貫した就業支援サービスの提供に努めています。
- また、ひとり親の雇用を促進するため、市内在住のひとり親家庭の父母等を雇用し、国の特定求職者雇用開発助成金の支給決定を受けた市内の事業主に対し、国の助成金の半額を上乗せして支給しています。

－施策の方向－

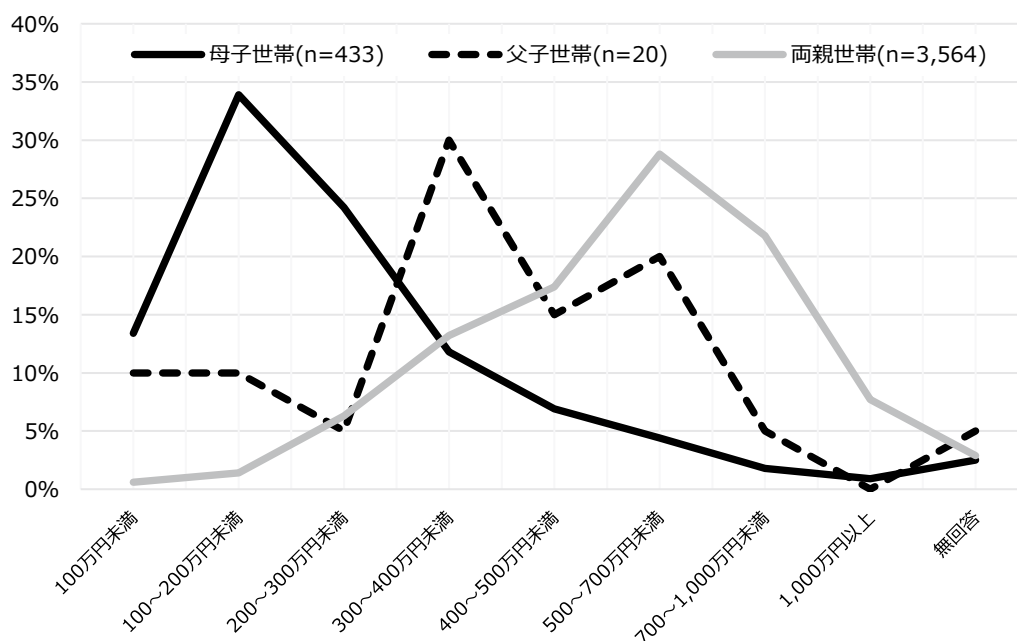
- 各種事業の効果的な展開により、ひとり親家庭等の親のスキルアップを図るとともに、民間事業者の理解と協力を得るなかで、就業に係る各種制度の周知・啓発を行ないながら、就業支援の充実を図ります。
- 引き続き、ひとり親家庭の資格取得における支援の拡充や、ひとり親家庭等の父母の雇用を行う事業主に対する支援など就業促進を図ります。

(3) 経済的支援の充実

－現状と課題－

- ニーズ調査結果によると、世帯の年収について、母子世帯の71.5%が300万円未満となっており、本市では、ひとり親家庭に対する経済的支援策として、「遺児手当」や「ひとり親家庭等医療費助成制度」のほか、「母子・父子・寡婦福祉資金貸付金」などに組み込んでいます。

[世帯年収（税込）はいくらですか]

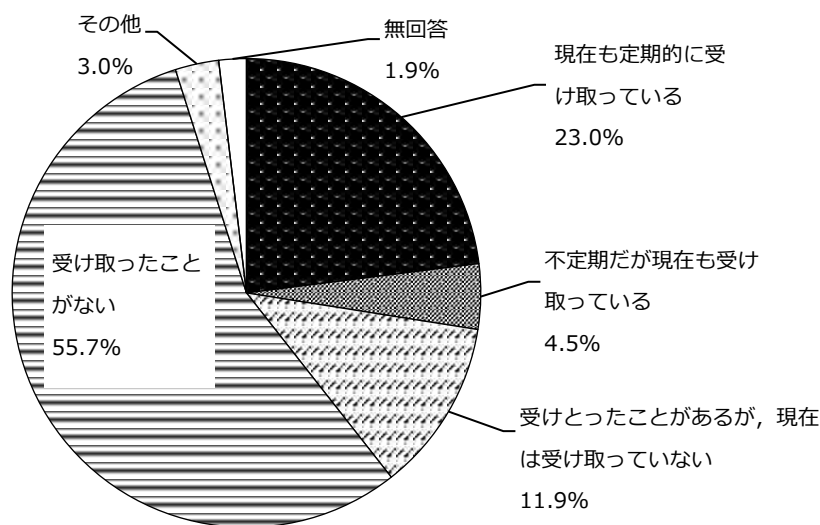


区 分	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400～500万円未満	500～700万円未満	700～1,000万円未満	1,000万円以上	無回答
母子世帯 (n=433)	13.4%	33.9%	24.2%	11.8%	6.9%	4.4%	1.8%	0.9%	2.5%
父子世帯 (n=20)	10.0%	10.0%	5.0%	30.0%	15.0%	20.0%	5.0%	0.0%	5.0%
両親世帯 (n=3,564)	0.6%	1.4%	6.3%	13.2%	17.4%	28.8%	21.8%	7.7%	2.9%

資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- 「養育費を受け取っていますか」について、「受け取ったことがない」が55.7%と依然として多く、「受け取ったことがあるが現在は受け取っていない」が11.9%となっており、現在受け取っていない割合が67.6%となっています。

〔養育費を受け取っていますか：ひとり親（n=470）〕



資料：「令和5年度年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

－施策の方向－

- 各種手当，制度等を継続し，ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図ります。
- 相談機能の強化を図るとともに，国が定めた「養育費の手引き」の活用などにより，養育費確保に向けた情報提供に努めるほか，養育費の取り決めにに関する公正証書等の作成や養育費不払い対策として民間保証会社と保証契約を締結した場合に経費の一部を補助する「養育費確保支援事業」を今後も継続します。

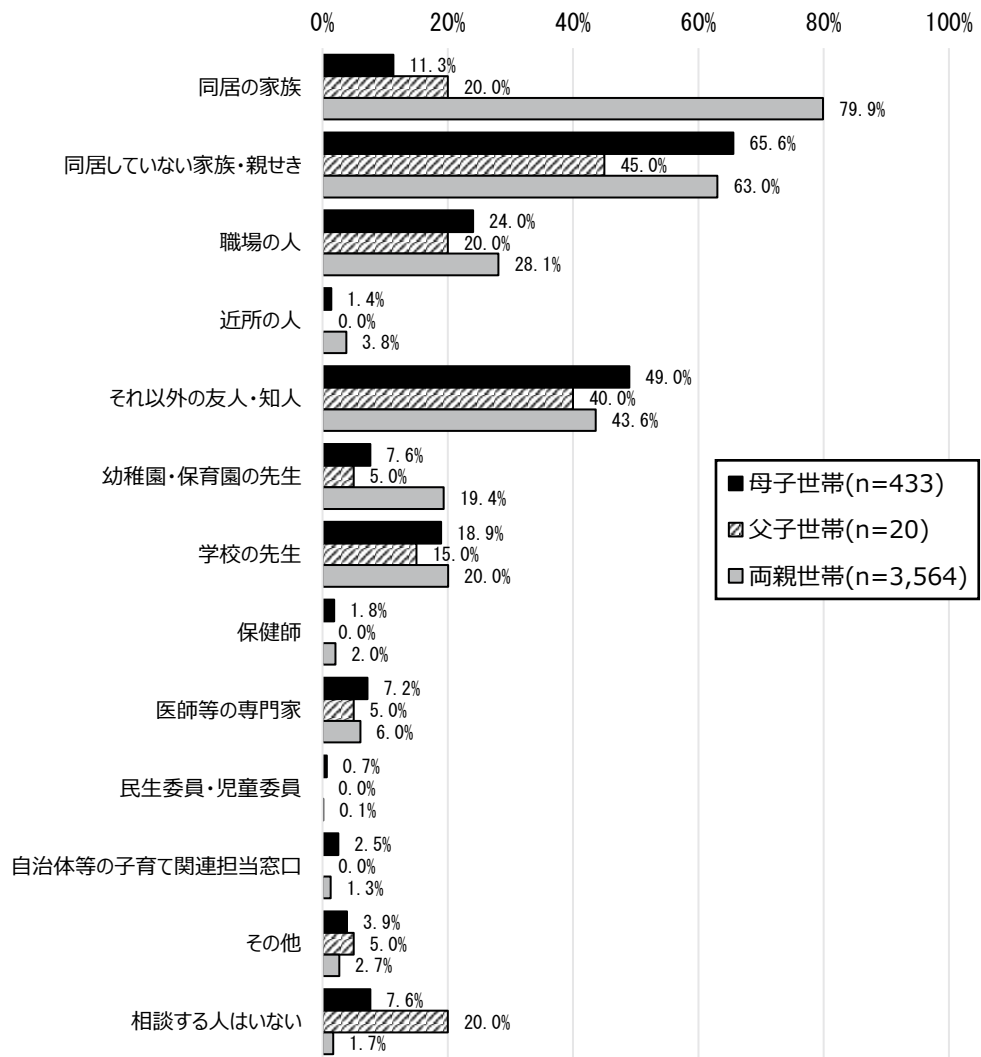
－個別事業－ 資料編 (3)経済的支援の充実 ①～⑩参照

(4) 情報提供および相談体制の充実

－現状と課題－

- ニーズ調査結果によると，ひとり親世帯の保護者が子どもについての悩みや困りごとを相談する相手としてあげているのは，母子世帯，父子世帯共に「同居していない家族・親せき」「それ以外の友人・知人」が多くなっている一方で，ひとり親家庭で「相談する人はいない」と答えた割合が比較的多くなっています。

[子どもについての悩みを相談する相手（複数回答）]



資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- ひとり親家庭が抱える様々な悩み等について相談に応じるため、市役所本庁舎に「ひとり親家庭サポート・ステーション」を設置し、専任の相談員を配置するとともに、ひとり親家庭の福祉の向上を図るため、各種制度や相談窓口等を紹介した「ひとり親家庭のしおり」を作成し、ひとり親家庭に配布しています。

－施策の方向－

- 既存事業の効果的なPRを実施するとともに「ひとり親家庭サポート・ステーション」により、支援員による家庭訪問の実施や関係機関への付添を行うなど機動性を高め、きめ細かな支援に取り組みます。

－個別事業－ 資料編 (4)情報提供および相談体制の充実 ①～⑤参照

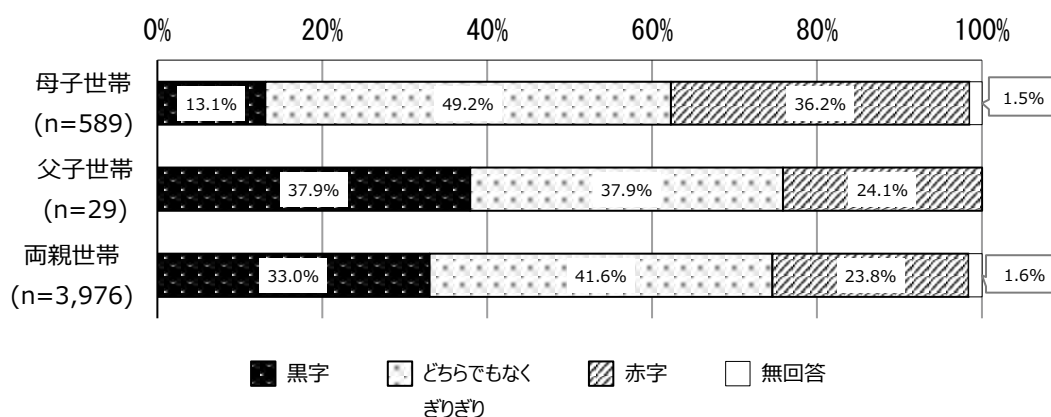
1 生活基盤の安定に向けた支援の充実

(1) 世帯の生活基盤の確保に向けた支援

－現状と課題－

- 「子どもの貧困」とは、貧困により、子どもが適切な養育や教育、医療を受けられないことや多様な体験の機会を得られないこと、権利や利益が害され、社会から孤立してしまうことをいいます。
- 本市では、子どもの貧困を解消するため、子育て家庭への経済的支援として、高校生年代までの子どもを養育している家庭に児童手当を、ひとり親家庭等で子どもを養育している場合に児童扶養手当を支給しているほか、認可保育施設における第2子以降の保育料の完全無償化や小学校に入学した子どもへの1人10万円の祝金の支給、放課後児童健全育成事業（学童保育所）の利用料の軽減や子どもの医療費の助成などを行っています。
- また、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを進めるため、子育て家庭への居住支援として、市営住宅への優先入居等を行っています。
- ニーズ調査結果によると、普段の家計で最も近いものとして、両親世帯では「黒字」が33.0%、「赤字」が23.8%となっていますが、母子世帯では「黒字」が13.1%と比較的少なく、「赤字」が36.2%と比較的多くなっています。

[普段の家計について、もっとも近いもの]



※ 各世帯には祖父母同居を含む

資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

－施策の方向－

- 各種手当、制度等を継続し、子どもの成長段階に応じた経済的支援に努めます。

(2) 自立に向けた就労相談・支援の充実

－現状と課題－

- ニーズ調査結果によると、母親の就労状況は、「フルタイム勤務」が42.3%、「パート・アルバイト等勤務」が36.0%、「働いていない」が21.0%となっており、父親の就労状況では、「フルタイム勤務」が96.4%となっています。

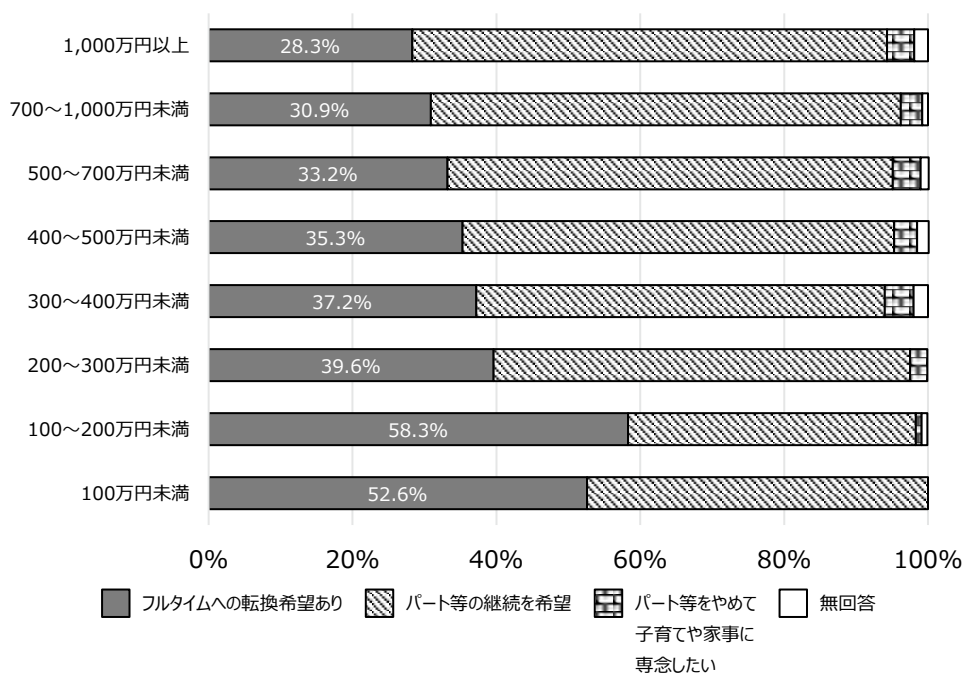
[母親の就労状況、父親の就労状況]

区 分	フルタイム 勤 務	パート・アル バイト等勤務	働いていない	無回答
母親 (n=4,616)	42.3%	36.0%	21.0%	0.7%
父親 (n=4,056)	96.4%	0.9%	1.3%	1.4%

資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- また、パート・アルバイト等で働いている母親のうち、「フルタイム勤務への転換希望あり」は、世帯年収が100～200万円未満の世帯で最も割合が高く、58.3%となっています。

[フルタイム勤務への転換希望（母親）：世帯の年収階層別（n = 1,605）]



資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- 低所得で生活困難な状況にある世帯については、積極的に就労支援をしていく必要があり、特に、フルタイム勤務への転換を希望している女性への就職のサポートに努める必要があります。

－施策の方向－

- ひとり親家庭の保護者が看護師や介護福祉士など、就職に有利な資格を取得するための支援を行うなど、就職につなげるとともに、所得の増大に資するよう支援の充実を図ります。

－個別事業－ 資料編 (2)自立に向けた就労相談・支援の充実 ①～⑪参照

2 子どもの育ちと学びの支援の充実

(1) 乳幼児期の子どもの育ちと子育ての支援

－現状と課題－

- 子どもの健全な成長を図るため、親の妊娠・出産期から生活困窮を含めた家庭内の課題を早期把握した上で、適切な支援へつなぐ必要があります。また、乳幼児期から義務教育、高等教育へと子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援を提供する必要があります。
- 若年妊娠やDV被害などの困難を抱えた女性に対しては、妊娠・出産期から相談に応じ、また、妊婦健診等を通じて早期に把握に努める必要があります。
- また、世帯年収にかかわらず、子どもの健やかな発育・発達を支えるとともに望ましい食習慣や生活習慣の形成は重要であることから、食育の支援や啓発事業に取り組んでいます。

－施策の方向－

- 親の妊娠・出産期から継続的な支援を図るため「マザーズ・サポート・ステーション」の周知に取り組むとともに、「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」、窓口における面談や各種健診を通じ、困難や悩みを抱える女性を早期に発見できるよう取り組みます。
- 配偶者や交際相手からの暴力（DVおよびデートDV）については、市の「女性相談室」（函館市配偶者暴力相談支援センター）において、専門の相談員による窓口、電話、メールでの相談対応や関係機関への付き添い支援を通じ、問題解決に取り組めます。
- 離乳食教室や啓発事業などを通じ、食育の支援に取り組めます。

－個別事業－ 資料編 (1)乳幼児期の子どもの育ちと子育ての支援 ①～⑯参照

(2) 子どもの遊びや学び、体験の支援

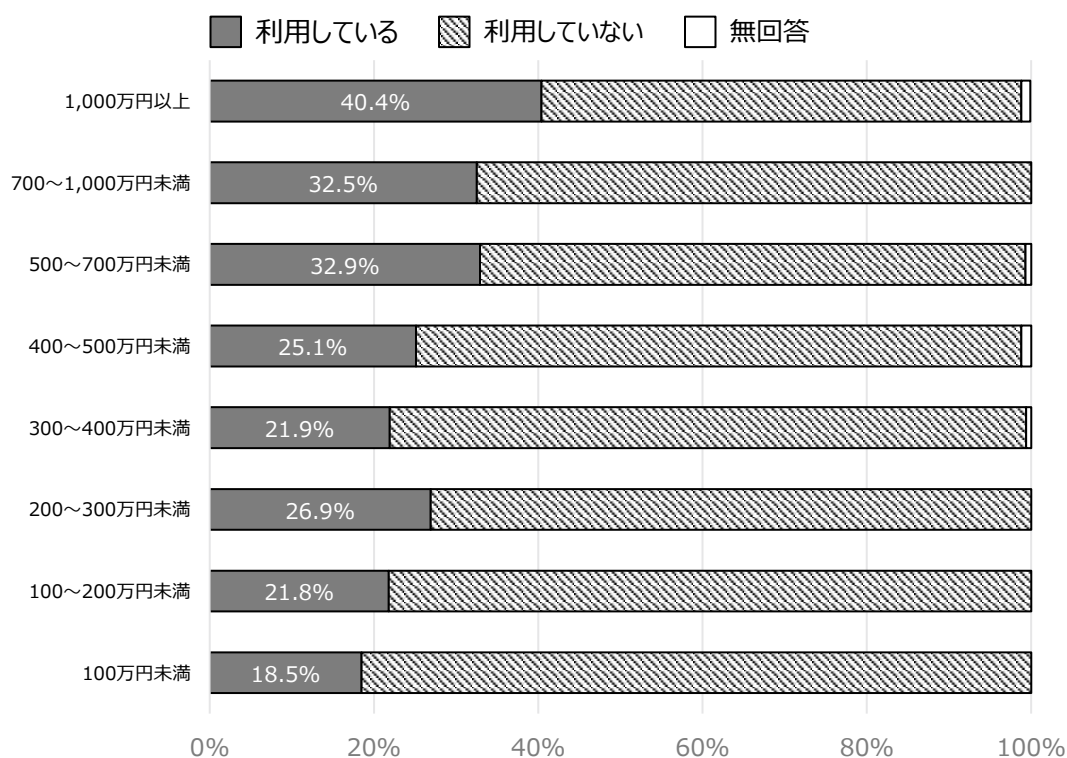
－現状と課題－

- 経済的な理由により、国公立小中学校および義務教育学校への就学が困難と認められる市内の児童生徒の数は、子どもの数の減少とともに減少傾向にあるものの、市立の小中学校および義務教育学校の全児童生徒数に占める準要保護世帯の児童生徒数の割合は

25%前後で推移しており、令和5年度は認定基準額の改定などの影響により、28.2%に増加しています。

- ニーズ調査結果によると、「学習塾や家庭教師の利用状況」では、所得階層が高くなるほど、「利用している」と回答した割合が高くなる傾向があります。

[学習塾や家庭教師の利用状況：小学5年生～高校生 (n = 1,108)]



資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- 保護者の収入など家庭の状況が子どもの学力や体験の機会に影響を与えるなど、教育における格差が指摘されており、本市では「ひとり親家庭等子どものための学習支援事業」や「生活困窮世帯の中学生を対象とした学習支援等事業」により、支援が必要な小・中学生の学びの支援を行っているほか、町会館等において学習習慣の定着などを目的とした「子どもの居場所づくり推進事業」を行っています。
- また、子どもが安心して多様な体験や遊びができる機会や、学習する機会を確保するため、「函館マリンフェスティバル」や「はこだて国際科学祭」など様々な体験型のイベントを開催しています。

- ニーズ調査結果によると、高校生本人が考える自分の進路は、「高校まで」が16.0%、「進学希望」が72.8%となっています。進路を「高校まで」とした理由として「進学に必要なお金のことが心配だから」に、「非常にあてはまる」「まああてはまる」と回答した割合は、55.4%となっており、進学を希望しない理由の約半数が金銭的な理由となっています。

[あなたは将来、どの段階まで進学したいですか：高校生(n=405)]

区 分	高校まで	進学希望	まだわからない	無回答
高校生	16.0%	72.8%	10.6%	0.5%

資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

[「高校まで」と答えた方のその理由について、それぞれどれくらいあてはまるか]

区 分	非常に あてはまる	まあ あてはまる	どちらとも いえない	あまり あてはまらない	まったく あてはまらない	無回答
進学に必要なお金のことが心配だから	27.7%	27.7%	6.2%	7.7%	30.8%	0.0%
きょうだいの進学にお金がかかるから	9.2%	15.4%	10.8%	4.6%	53.8%	6.2%
親や家族の面倒をみなければならぬから	0.0%	4.6%	10.8%	16.9%	60.0%	7.7%

資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- 本市では、小学校に入学した子どもへの1人10万円の祝金を支給する「小学校入学祝金」や国公立の小中学校および義務教育学校に通う児童生徒を対象とした「就学援助制度」、高等学校などへの進学のための「奨学金貸与事業」、優秀な学生に対する「育英金支給事業」、勉学意欲・能力がありながら、経済的な理由で修学が困難な大学生を対象に「奨学金支給事業」を行っています。

－施策の方向－

- 教育費の負担は非常に大きいことから、就学援助等の継続とともに、国における高等教育の授業料等減免制度や給付型奨学金制度を勘案したうえで、市の支援制度の見直しについても検討していきます。
- また、引き続き、生活習慣の形成や進学や就業に関する情報提供など、生活全般を支える視点を含めた学習支援事業を実施するほか、経済状況に関わらずすべての子ども達が健やかに成長できるよう様々な体験や遊びの機会の確保に取り組みます。

－個別事業－ 資料編 (2)子どもの遊びや学び、体験の支援 ①～⑪参照

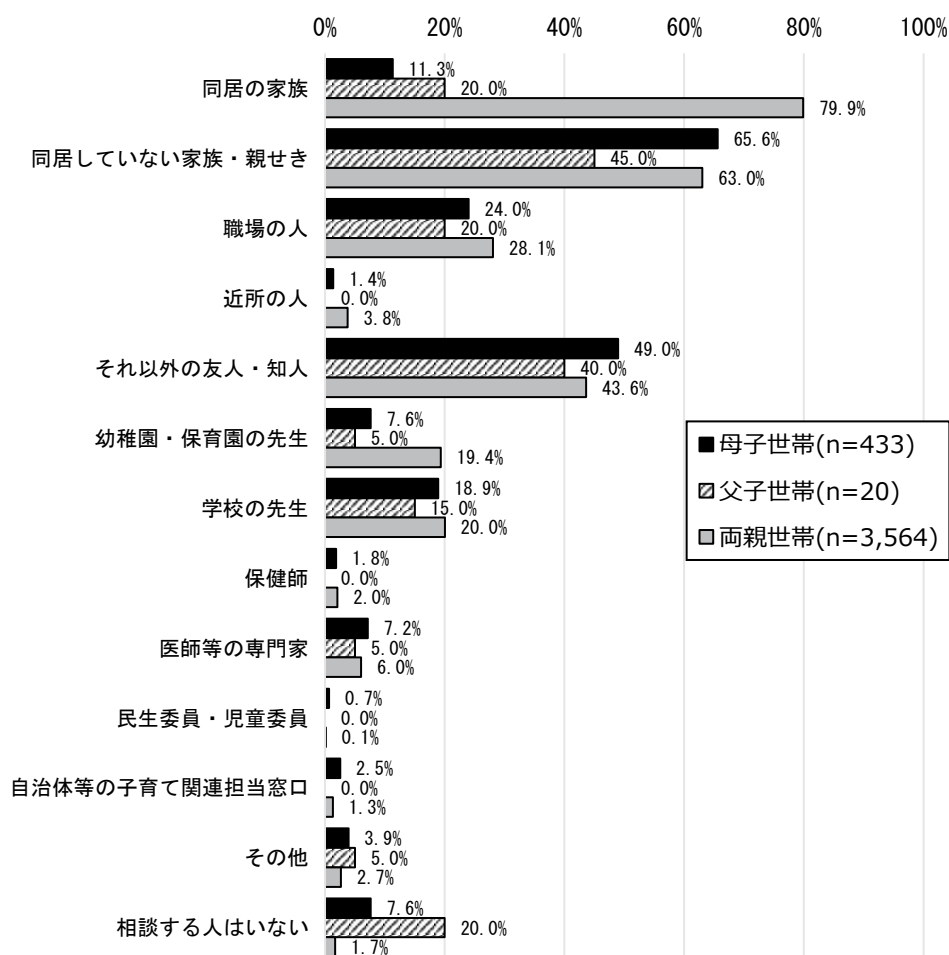
3 相談支援の充実

(1) 相談支援体制の充実

－現状と課題－

- ㊦ ニーズ調査結果によると、保護者が子どもについての悩みや困りごとを相談する相手としてあげているのは、両親世帯で「同居の家族」が79.9%、「相談する相手がない」は、1.7%となっていますが、母子世帯については、「同居していない家族・親戚」が65.6%と比較的高くなっており、「相談する人はいない」が7.6%、父子世帯については、「相談する人はいない」が20.0%となっており、ひとり親家庭において、悩みごとを相談する相手がない割合が比較的高い結果となっています。

[子どもについての悩みを相談する相手（複数回答）]（再掲）



資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- 本市では、「函館市子ども家庭センター」において、子どもに関するあらゆる相談に応じているほか、ひとり親家庭が安心して生活できるよう「ひとり親家庭サポート・ステーション」を開設し問題解決のお手伝いやアドバイスを行っています。また、さまざまな理由により生活に困っている方の自立に向けた相談・支援を行う「自立相談支援事業」を市内10か所の地域包括支援センター（福祉拠点）で実施しています。
- 貧困の状況にある子どもたちやその家族には、必要な支援制度を知らない、手続きが分からない、利用に消極的な状況も見られることから、相談窓口の周知に努めるとともに、アウトリーチの充実などが必要です。

－施策の方向－

- 「マザーズ・サポート・ステーション」「ひとり親家庭サポート・ステーション」「自立相談支援事業」などの相談窓口によるきめ細かな支援に取り組むとともに、スクールソーシャルワーカーによる学校と福祉部門の連携やアウトリーチによる支援も進め、生活困窮世帯が抱える悩み、課題の解消を図ります。

－個別事業－ 資料編 (1)相談支援体制の充実 ①～⑫参照

1 高等教育の修学支援

(1) 高等教育費の負担軽減

－現状と課題－

- ニーズ調査結果によると、高校生本人が考える自分の進路は、「高校まで」が16.0%、「進学希望」が72.8%となっています。進路を「高校まで」とした理由として「進学に必要なお金のことが心配だから」に、「非常にあてはまる」「まああてはまる」と回答した割合は、55.4%となっており、進学を希望しない理由の約半数が金銭的な理由となっています。

〔あなたは将来、どの段階まで進学したいですか：高校生(n=405)〕（再掲）

区 分	高校まで	進学希望	まだわからない	無回答
高校生	16.0%	72.8%	10.6%	0.5%

資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

〔「高校まで」と答えた方のその理由について、それぞれどれくらいあてはまるか〕（再掲）

区 分	非常に あてはまる	まあ あてはまる	どちらとも いえない	あまり あてはまらない	まったく あてはまらない	無回答
進学に必要なお金のことが心配だから	27.7%	27.7%	6.2%	7.7%	30.8%	0.0%
きょうだいの進学にお金がかかるから	9.2%	15.4%	10.8%	4.6%	53.8%	6.2%
親や家族の面倒をみなければならないから	0.0%	4.6%	10.8%	16.9%	60.0%	7.7%

資料：「令和5年度子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- 本市の大学等進学率（短大・専修学校・専門学校等を含む）は、令和5年度では、全体で77.1%が進学している一方、生活保護世帯では、31.8%と全体を大きく下回っています。

[大学等進学率]（再掲）

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
大 学 等 進 学 率	生活保護世帯	38.8%	36.9%	41.7%	38.4%	31.8%
	全 体	71.9%	74.4%	74.9%	77.5%	77.1%

資料：函館市保健福祉部、「学校基本調査」、子ども未来部調製

- 若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学する機会を確保するため、経済的理由により修学困難な学生・生徒を対象として奨学金を貸与する事業のほか、優秀な学生に対する育英金を支給する事業や人物・学業ともに優秀で、経済的な理由により修学が困難な大学生を対象に返還が不要な奨学金を支給する事業を行っています。
- また、令和6年度からは、公立はこだて未来大学において、生計維持者が函館市、北斗市、七飯町に入学時3年前から継続して住所を有する学部生を対象として、授業料と入学料の無償化を実施しています。

－施策の方向－

- 経済的支援が必要な学生に利用されるよう、周知・広報に努めるとともに、国における高等教育の授業料等減免制度や給付型奨学金制度を勘案したうえで、市の支援制度の見直しについても検討していきます。

－個別事業－ 資料編 (1)高等教育費の負担軽減 ①～④参照

2 就労支援および経済基盤安定のための取組み

(1) 若者への就労支援の強化

－現状と課題－

- 本市人口における「転入」と「転出」の差である「社会減」（転出超過）は、2023年で744人となっています。「社会減」の原因としては、「進学や就職による若年層の転出」が主な要因となっており、15～29歳の若者の転出超過が全体の7割以上を占めています。
- 近年の企業の人手不足の状況等を背景に、就職を希望する高校生・大学生等の就職決定率は非常に高い水準で推移していますが、一方で、令和5年度に市が実施した労務状況調査により、市内企業に就職した新規学卒者の約2割が3年以内に離職しているという結果が得られているほか、令和4年度に市が実施した若者の地元就職・定着に関する調査では、市内の高校生・大学生においては「函館にはやりたい仕事や職場が少なそう」、「就職先の選択肢が限られている」ことを理由に市外で働くことを選択している実情を把握したことから、市では、若者の就職支援や市内で働くことを希望する若者に対する市内企業の情報発信など、様々な事業に取り組んでいます。
- 就職相談やセミナーの開催など、若者を含む幅広い年代の求職者への支援を行うため、北海道と共同で「ジョブカフェ函館」を開設しているほか、国が運営する「若者サポートステーション」への支援や連動した事業等を実施しています。

－施策の方向－

- ハローワークなど関係機関と連携した取組みや奨学金返還支援事業等の各種支援のほか、市内企業の様々な情報を積極的に発信すること等により、若者の就労支援および経済基盤の安定化を促進します。

－個別事業－ 資料編 (1)若者への就労支援の強化 ①～⑤参照

3 悩みや不安を抱える若者に対する相談体制の充実

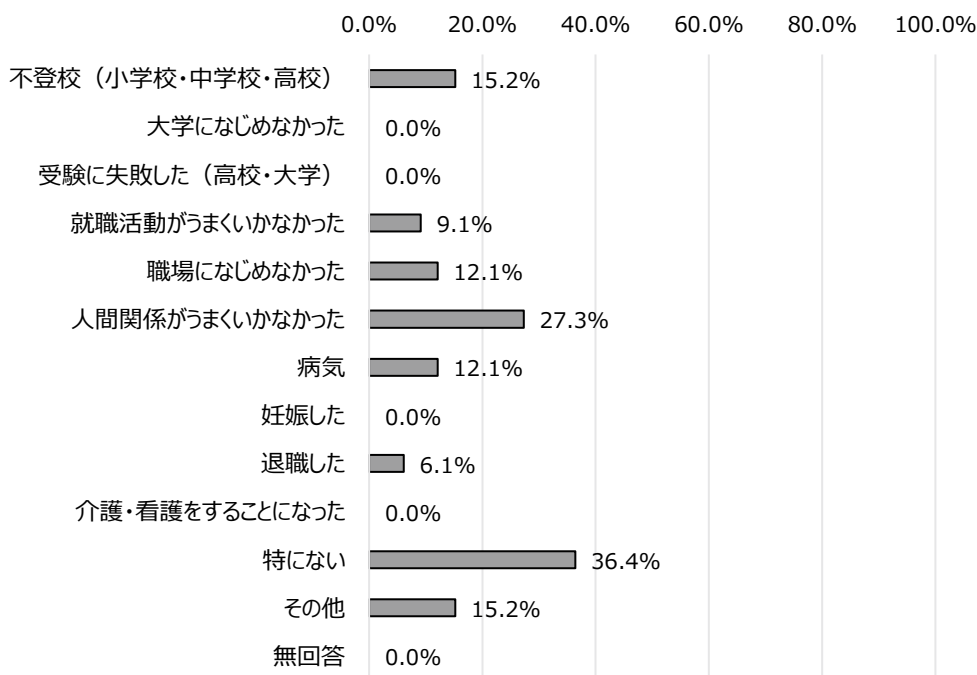
(1) ひきこもりの相談支援

－現状と課題－

● 令和2年度に実施した「市民の生活状況に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」結果によると、本市の15歳～39歳の広義のひきこもり群^{※1}の推計数は1,824人（出現率4.27%）、また、狭義のひきこもり群^{※2}では693人（出現率1.68%）と推計されています。

● ひきこもりになったきっかけは、「人間関係がうまくいかなかった」が27.3%、「不登校」が15.2%と比較的高くなっています。

[ひきこもりになったきっかけ：15歳～39歳（n = 33）（複数回答）]



※ 資料：「令和2年度 市民の生活状況に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」

※1 広義のひきこもり群：「趣味の用事のときだけ外出する」「近所のコンビニなどには出かける」「自室からは出るが、家からは出ない」「自室からほとんど出ない」のいずれかに当てはまり、かつ、「6か月以上現在の状態にある者」であって、「病気」・「妊娠」・「その他（自宅で仕事や出産・育児）」・「専業主婦・主夫または家事手伝い」・「普段自宅で家事・育児をしている」のいずれも該当しない者

※2 狭義のひきこもり群：「広義のひきこもり群」から「趣味の用事のときだけ外出する」を除いた者

- 市内10か所の地域包括支援センター（福祉拠点）において「ひきこもり」や「孤独・孤立」、複合している困難な課題などを抱える人に対して相談支援を行っているほか、函館市社会福祉協議会では、総合相談センターにおいて「不登校」や「ひきこもり」の相談窓口を開設し、不登校中の子どもの親やひきこもり当事者などの相談に応じ、適切なアドバイスや解決に向けて支援を行っています。
- ひきこもりの支援については、相談窓口などの社会環境の体制づくりのほか、ひきこもり者が集える居場所づくりや外部からのアプローチなど、多様な支援が求められています。

－施策の方向－

- 引き続き、ひきこもり等に対する相談支援体制の充実や居場所づくりを実施するほか、アウトリーチによる支援も進め、ひきこもり者が抱える悩み、課題の解消に取り組みます。

－個別事業－ 資料編 (1)ひきこもりの相談支援 ①～③参照

4 若者の居場所づくりの推進

(1) 地域における多様な活動の場の充実

－現状と課題－

- 国のこどもの居場所づくりに関する指針によると、子どもの居場所づくりの対象となる場所は、子どものみならず、大学生や20代の若者の居場所を含めた概念であり、高校を卒業し成年となる18歳や20歳といった特定の年齢で必要なサポートが途切れないよう、子どもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことが必要です。
- 本市では、若者が学習や読書等で自由に利用できるスペースとして「亀田交流プラザ」、「Gスクエア」、「青年センター」、「はこだてみらい館」、「まちづくりセンター」、「フリースペースヨリドコロ」などの居場所が設置されています。
- また、若者にとっての居場所とは、物理的な「場」だけではなく、地域におけるボランティア活動やスポーツ活動、大学等における課題解決型学習などの学習活動やクラブ・サークル活動、SNSやメタバース（仮想空間）などのオンライン空間など、多様な形態を取り得るものであり、こうした居場所においては、若者が「支援される側」だけではなく担い手として「支援する側」に回ることもあり、地域における新たな交流やつながりを得られる場として機能している場合があります。
- 本市においては、民間が運営する子ども食堂の場合、企画・運営にボランティアとして大学生等が携わっているケースがあり、大学生等は「支援する側」として食事の提供や遊び・体験活動等の企画・運営に携わる一方で、「支援される側」として大人から調理方法や運営方法に関する助言等を得ることにより、将来、社会人として、親として暮らしていくための経験を積むとともに、子ども食堂における活動自体が大学生等にとっての居場所にもなっていると考えられます。
- 少子高齢化が進展し、様々な場面で担い手が不足している本市にとって、こうした取り組みは、子ども・若者の居場所であるとともに若者の多様な活動の場でもあり、将来の担い手の育成にもつながることから、地域の担い手と連携した継続的な取り組みが必要です。

－施策の方向－

- 居場所づくりの推進にあたっては、地域の様々な居場所の担い手と連携し、継続的な支援や整備に取り組みます。

－個別事業－ 資料編 (1)地域における多様な活動の場の充実 ①～⑤参照

第5章 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みと確保方策

「子ども・子育て支援法」により、国の基本指針に即して、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画を定めることとされています。

1 教育・保育提供区域

地理的条件や人口、教育・保育および子育てに係る施設や事業、社会資源の配置状況、通園等の交通事情や市民のニーズ等を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として定める区域（教育・保育提供区域）を次のとおり設定します。

教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を通じた共通の区域として、通勤途上等、居住エリア以外での利用などの多様なニーズや短期間の需要の変動にも柔軟に対応可能な区域として、平成16年合併前の「旧函館市域」と「東部4地域」の2区域を基本とします。

ただし、地域子ども・子育て支援事業のうち、性質上、利用対象者が限定されるもの、または市全域を対象とするものについては、「函館市全体＝1区域」とします。

なお、教育・保育提供区域は、小・中学校の通学区域の性質とは異なり、居住している区域外にある施設の利用を制限するものではありません。

[教育・保育および地域子ども・子育て支援事業と区域]

区 分	施設・事業名	区 域
教育・保育等	【教育・保育施設】 幼稚園、保育所、認定こども園等	2区域
	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）※	1区域
地域子ども・子育て支援事業	時間外保育事業（延長保育事業） 放課後児童健全育成事業 地域子育て支援拠点事業 一時預かり事業	2区域
	利用者支援事業 子育て支援短期利用事業 乳児家庭全戸訪問事業 養育支援訪問事業等 病児保育事業 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 妊婦健康診査事業 産後ケア事業	1区域

※ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）については、令和7年度は地域子ども・子育て支援事業（試行的事業）として実施、令和8年度以降は教育・保育等の「乳児等のための支援給付」として実施される予定。

区 域	該当町名
旧函館市域	入舟町, 船見町, 弥生町, 弁天町, 大町, 末広町, 元町, 青柳町, 谷地頭町, 住吉町, 宝来町, 東川町, 豊川町, 大手町, 栄町, 旭町, 東雲町, 大森町, 松風町, 若松町, 千歳町, 新川町, 上新川町, 海岸町, 大縄町, 松川町, 万代町, 浅野町, 吉川町, 北浜町, 港町1～3丁目, 追分町, 亀田町, 大川町, 田家町, 白鳥町, 八幡町, 宮前町, 中島町, 千代台町, 堀川町, 高盛町, 宇賀浦町, 日乃出町, 的場町, 時任町, 杉並町, 本町, 梁川町, 五稜郭町, 柳町, 松陰町, 人見町, 金堀町, 乃木町, 柏木町, 川原町, 深堀町, 駒場町, 広野町, 湯浜町, 湯川町1～3丁目, 戸倉町, 榎本町, 花園町, 日吉町1～4丁目, 上野町, 高丘町, 滝沢町, 見晴町, 鈴蘭丘町, 上湯川町, 銅山町, 旭岡町, 西旭岡町1～3丁目, 鱒川町, 寅沢町, 三森町, 紅葉山町, 庵原町, 亀尾町, 米原町, 東畑町, 鉄山町, 蛾眉野町, 根崎町, 高松町, 志海苔町, 瀬戸川町, 赤坂町, 銭亀町, 中野町, 新湊町, 石倉町, 古川町, 豊原町, 石崎町, 鶴野町, 白石町, 富岡町1～3丁目, 神山1～3丁目, 陣川1～2丁目, 陣川町, 神山町, 東山町, 山の手1～3丁目, 赤川1丁目, 赤川町, 亀田中野町, 水元町, 亀田大森町, 石川町, 桔梗町, 西桔梗町, 昭和町, 亀田本町, 亀田港町, 中道1～2丁目, 鍛冶1～2丁目, 美原1～5丁目, 昭和1～4丁目, 本通1～4丁目, 東山1～3丁目, 北美原1～3丁目, 桔梗1～5丁目
東部4地域	－戸井地域－ 小安町, 小安山町, 釜谷町, 汐首町, 瀬田来町, 弁才町, 泊町, 館町, 浜町, 新二見町, 原木町, 丸山町 －恵山地域－ 日浦町, 吉畑町, 豊浦町, 大濶町, 中浜町, 女那川町, 川上町, 日和山町, 高岱町, 日ノ浜町, 古武井町, 恵山町, 柏野町, 御崎町 －楸法華地域－ 恵山岬町, 元村町, 富浦町, 島泊町, 新恵山町, 絵紙山町, 新八幡町, 新浜町, 銚子町 －南茅部地域－ 古部町, 木直町, 尾札部町, 川汲町, 安浦町, 臼尻町, 豊崎町, 大船町, 双見町, 岩戸町

2 「量の見込み」の算出の考え方

「量の見込み」とは、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業がどれだけ必要とされているかという見込みのことですが、その標準的な算出方法は、国の手引き（「市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等のための手引き」）等）に示されており、児童数の将来推計や実際のサービスの利用状況（利用率）、本市が令和5年度に実施したニーズ調査結果に基づく利用意向率等から、その手引きを参考に算出します。

なお、具体的な算出方法等については、各市町村において、国の標準的な算出方法によらず、より効果的、効率的な方法により算出を行うこともできるとされています。

児童数（推計）

×

利用率 または
利用意向率 等

=

量の見込み

3 「確保方策」の算出の考え方

「確保方策」とは、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業が、施設・事業者等によって、いつ、どれだけ提供されるかというサービスの供給量の見込みのことです。

なお、「量の見込み」に対して「確保方策」が不足している場合には、どのように供給量を確保していくかを検討する必要がありますが、実際にそれぞれの「量の見込み」に対してどれだけ供給量を確保できるかについては、本市の財政的な問題のほか、事業者が実際にどれだけ事業を実施しようとするかという意向によって影響を受けることになります。

4 量の見込み算出の基礎となる児童数の将来推計

計画期間中の児童数について、令和2年（2020年）から令和6年（2024年）の1歳年齢ごと男女別人口を基に、コーホート変化率法を用いて「旧函館市域」と「東部4地域」ごとに推計しました。

【旧函館市域】

(単位：人)

	実績					推計				
	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
0歳	1,175	1,167	1,073	1,004	909	876	847	821	796	774
1歳	1,382	1,185	1,165	1,067	1,031	937	904	875	849	824
2歳	1,366	1,340	1,162	1,167	1,065	1,034	939	906	877	851
3歳	1,376	1,354	1,339	1,167	1,153	1,054	1,021	926	893	864
4歳	1,516	1,361	1,343	1,325	1,178	1,167	1,066	1,033	937	904
5歳	1,559	1,502	1,346	1,325	1,319	1,176	1,162	1,063	1,028	930
6歳	1,579	1,535	1,486	1,335	1,317	1,311	1,170	1,156	1,057	1,023
7歳	1,561	1,568	1,536	1,466	1,330	1,313	1,307	1,166	1,152	1,053
8歳	1,703	1,555	1,550	1,513	1,462	1,327	1,310	1,305	1,163	1,149
9歳	1,657	1,699	1,541	1,539	1,487	1,435	1,303	1,286	1,283	1,143
10歳	1,686	1,659	1,684	1,519	1,535	1,483	1,430	1,299	1,282	1,280
11歳	1,789	1,678	1,658	1,682	1,518	1,536	1,484	1,431	1,298	1,281
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	1,175	1,167	1,073	1,004	909	876	847	821	796	774
1－2歳	2,748	2,525	2,327	2,234	2,096	1,971	1,843	1,781	1,726	1,675
3－5歳	4,451	4,217	4,028	3,817	3,650	3,397	3,249	3,022	2,858	2,698
小計	8,374	7,909	7,428	7,055	6,655	6,244	5,939	5,624	5,380	5,147
6－8歳	4,843	4,658	4,572	4,314	4,109	3,951	3,787	3,627	3,372	3,225
9－11歳	5,132	5,036	4,883	4,740	4,540	4,454	4,217	4,016	3,863	3,704
小計	9,975	9,694	9,455	9,054	8,649	8,405	8,004	7,643	7,235	6,929
合計	18,349	17,603	16,883	16,109	15,304	14,649	13,943	13,267	12,615	12,076

【東部4地域】

(単位：人)

	実績					推計				
	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
0歳	34	30	26	21	24	21	20	19	18	17
1歳	29	32	28	23	22	25	22	21	20	19
2歳	37	28	33	25	24	23	27	24	23	22
3歳	49	38	26	30	23	22	21	24	21	20
4歳	48	44	36	26	28	21	21	19	22	19
5歳	40	48	43	37	26	28	21	21	20	22
6歳	56	37	46	43	36	25	27	20	20	20
7歳	42	54	36	45	38	32	22	24	18	18
8歳	43	42	54	35	44	37	31	21	23	17
9歳	45	41	41	54	33	41	35	30	20	22
10歳	54	46	39	41	54	34	42	36	31	21
11歳	58	55	46	39	40	53	33	40	35	30

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	34	30	26	21	24	21	20	19	18	17
1～2歳	66	60	61	48	46	48	49	45	43	41
3～5歳	137	130	105	93	77	71	63	64	63	61
小計	237	220	192	162	147	140	132	128	124	119
6～8歳	141	133	136	123	118	94	80	65	61	55
9～11歳	157	142	126	134	127	128	110	106	86	73
小計	298	275	262	257	245	222	190	171	147	128
合計	535	495	454	419	392	362	322	299	271	247

5 教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」

① 教育・保育「幼稚園、保育所、認定こども園等」

(1) 量の見込みの算出方法

提供区域毎に計画期間内におけるそれぞれの幼稚園・保育所・認定こども園等（教育・保育施設）の現在の利用状況や潜在的な利用希望を含めた「量の見込み」に対し、それに見合う幼稚園・保育所・認定こども園等の提供体制としての利用定員を確保していくための計画（確保方策）を定めます。

なお、量の見込みや確保する提供体制としての利用定員は次の「認定区分ごと」に設定します。

認定区分	1号	2号		3号
		学校教育	左記以外	
対象となる子ども	教育を希望する満3歳以上	保育を必要とするが教育を希望する満3歳以上	保育を必要とする満3歳以上	保育を必要とする満3歳未満
対象施設	幼稚園、認定こども園（幼稚園機能）		保育所、認定こども園（保育所機能）	

量の見込みについては、これまでの利用実績から利用率を推計し、算出しました。

(2) 利用実績および「量の見込み」と「確保方策」

【函館市全体の利用実績】

(単位：人)

年度	認定区分		1号	2号		3号			合計
				学校教育	左記以外	2歳	1歳	0歳	
令和2年度 (2020年度)	利用児童数		1,605 (2,408)	2,764		1,689			6,058
				803	1,961	1,473		216	
	利用定員	特定教育・保育施設	3,311		2,030	1,316		389	7,046
		確認を受けない幼稚園	70						70
		認可外保育施設			82	174		18	274
		計	3,381		2,112	1,897			7,390
					1,490	407			
令和3年度 (2021年度)	利用児童数		1,468 (2,318)	2,850		1,659			5,977
				850	2,000	1,434		225	
	利用定員	特定教育・保育施設	3,189		1,964	1,300		388	6,841
		確認を受けない幼稚園	70						70
		認可外保育施設			166	222		31	419
		計	3,259		2,130	1,941			7,330
					1,522	419			
令和4年度 (2022年度)	利用児童数		1,312 (2,161)	2,736		1,592			5,640
				849	1,887	1,402		190	
	利用定員	特定教育・保育施設	3,060		1,976	1,319		393	6,748
		確認を受けない幼稚園	70						70
		認可外保育施設			357	279		88	724
		計	3,130		2,333	2,079			7,542
					1,598	481			
令和5年度 (2023年度)	利用児童数		1,139 (2,000)	2,694		1,542			5,375
				861	1,833	1,370		172	
	利用定員	特定教育・保育施設	2,942		1,975	1,303		393	6,613
		確認を受けない幼稚園	70						70
		認可外保育施設			333	270		91	694
		計	3,012		2,308	2,057			7,377
					1,573	484			
令和6年度 (2024年度)	利用児童数		1,020 (1,884)	2,614		1,463			5,097
				864	1,750	698	616	149	
	利用定員	特定教育・保育施設	2,916		1,919	692	578	381	6,486
		確認を受けない幼稚園	70						70
		認可外保育施設			333	141	129	91	694
		計	2,986		2,252	2,012			7,250
					833	707	472		

※ 特定教育・保育施設：市が施設型給付費の支給対象となることを確認した教育・保育施設

※ 1号の括弧内の人数は「1号」と「2号の学校教育」の人数の合計

【函館市全体の「量の見込み」と「確保方策」】

(単位：人)

年度	認定区分		1号	2号		3号			合計
				学校教育	左記以外	2歳	1歳	0歳	
令和7年度 (2025年度)	量の見込み		822 (1,712)	2,559		1,417			4,798
				890	1,669	668	606	143	
	確保方策	特定教育・保育施設	2,826		1,904	688	571	378	6,367
		確認を受けない幼稚園	45						45
		認可外保育施設			333	141	129	91	694
		計	2,871		2,237	1,998			7,106
						829	700	469	
令和8年度 (2026年度)	量の見込み		693 (1,597)	2,536		1,359			4,588
				904	1,632	617	603	139	
	確保方策	特定教育・保育施設	2,735		1,885	683	564	383	6,250
		確認を受けない幼稚園	20						20
		認可外保育施設			333	141	129	91	694
		計	2,755		2,218	1,991			6,964
						824	693	474	
令和9年度 (2027年度)	量の見込み		529 (1,447)	2,478		1,331			4,338
				918	1,560	599	598	134	
	確保方策	特定教育・保育施設	2,650		1,870	679	557	380	6,136
		確認を受けない幼稚園	0						0
		認可外保育施設			333	141	129	91	694
		計	2,650		2,203	1,977			6,830
						820	686	471	
令和10年度 (2028年度)	量の見込み		399 (1,332)	2,448		1,316			4,163
				933	1,515	589	596	131	
	確保方策	特定教育・保育施設	2,568		1,855	675	550	377	6,025
		確認を受けない幼稚園	0						0
		認可外保育施設			333	141	129	91	694
		計	2,568		2,188	1,963			6,719
						816	679	468	
令和11年度 (2029年度)	量の見込み		275 (1,223)	2,414		1,301			3,990
				948	1,466	582	592	127	
	確保方策	特定教育・保育施設	2,488		1,840	671	543	374	5,916
		確認を受けない幼稚園	0						0
		認可外保育施設			333	141	129	91	694
		計	2,488		2,173	1,949			6,610
						812	672	465	

※ 1号の括弧内の人数は「1号」と「2号の学校教育」の人数の合計

【旧函館市域の利用実績】

(単位：人)

年度	認定区分		1号	2号		3号			合計	
				学校教育	左記以外	2歳	1歳	0歳		
令和2年度 (2020年度)	利用児童数		1,567 (2,362)	2,683		1,660			5,910	
				795	1,888	1,448		212		
	利用定員	特定教育・保育施設	3,151		1,953	1,287		380	6,771	
		確認を受けない幼稚園	70							70
		認可外保育施設			82	174		18	274	
		計	3,221		2,035	1,859			7,115	
				1,461		398				
令和3年度 (2021年度)	利用児童数		1,439 (2,277)	2,758		1,629			5,826	
				838	1,920	1,408		221		
	利用定員	特定教育・保育施設	3,029		1,887	1,271		379	6,566	
		確認を受けない幼稚園	70							70
		認可外保育施設			166	222		31	419	
		計	3,099		2,053	1,903			7,055	
				1,493		410				
令和4年度 (2022年度)	利用児童数		1,293 (2,133)	2,659		1,561			5,513	
				840	1,819	1,374		187		
	利用定員	特定教育・保育施設	2,900		1,899	1,290		384	6,473	
		確認を受けない幼稚園	70							70
		認可外保育施設			357	279		88	724	
		計	2,970		2,256	2,041			7,267	
				1,569		472				
令和5年度 (2023年度)	利用児童数		1,123 (1,979)	2,627		1,521			5,271	
				856	1,771	1,351		170		
	利用定員	特定教育・保育施設	2,782		1,898	1,274		384	6,338	
		確認を受けない幼稚園	70							70
		認可外保育施設			333	270		91	694	
		計	2,852		2,231	2,019			7,102	
				1,544		475				
令和6年度 (2024年度)	利用児童数		1,008 (1,869)	2,554		1,445			5,004	
				861	1,693	688	609	148		
	利用定員	特定教育・保育施設	2,756		1,842	675	566	372	6,211	
		確認を受けない幼稚園	70							70
		認可外保育施設			333	141	129	91	694	
		計	2,826		2,175	1,785			6,786	
				822	732	231				

※ 1号の括弧内の人数は「1号」と「2号の学校教育」の人数の合計

【旧函館市域の「量の見込み」と「確保方策」】

(単位：人)

年度	認定区分		1号	2号		3号			合計
				学校教育	左記以外	2歳	1歳	0歳	
令和7年度 (2025年度)	量の見込み		812 (1,698)	2,502		1,399			4,713
				886	1,616	660	597	142	
	確保方策	特定教育・保育施設	2,671	1,828	671	559	369	6,098	
		確認を受けない幼稚園	45					45	
		認可外保育施設		333	141	129	91	694	
		計	2,716	2,161	1,960			6,837	
			812	688	460				
令和8年度 (2026年度)	量の見込み		685 (1,585)	2,485		1,341			4,511
				900	1,585	608	595	138	
	確保方策	特定教育・保育施設	2,588	1,814	667	552	366	5,987	
		確認を受けない幼稚園	20					20	
		認可外保育施設		333	141	129	91	694	
		計	2,608	2,147	1,946			6,701	
			808	681	457				
令和9年度 (2027年度)	量の見込み		521 (1,435)	2,427		1,314			4,262
				914	1,513	590	591	133	
	確保方策	特定教育・保育施設	2,508	1,800	663	545	363	5,879	
		確認を受けない幼稚園	0					0	
		認可外保育施設		333	141	129	91	694	
		計	2,508	2,133	1,932			6,573	
			804	674	454				
令和10年度 (2028年度)	量の見込み		391 (1,320)	2,397		1,330			4,088
				929	1,468	581	589	130	
	確保方策	特定教育・保育施設	2,430	1,786	659	538	360	5,733	
		確認を受けない幼稚園	0					0	
		認可外保育施設		333	141	129	91	694	
		計	2,430	2,119	1,918			6,467	
			800	667	451				
令和11年度 (2029年度)	量の見込み		267 (1,211)	2,365		1,286			3,918
				944	1,421	574	586	126	
	確保方策	特定教育・保育施設	2,354	1,772	655	531	357	5,669	
		確認を受けない幼稚園	0					0	
		認可外保育施設		333	141	129	91	694	
		計	2,354	2,105	1,904			6,363	
			796	660	448				

※ 1号の括弧内の人数は「1号」と「2号の学校教育」の人数の合計

【東部4地域の利用実績】

(単位：人)

年度	認定区分		1号	2号		3号			合計
				学校教育	左記以外	2歳	1歳	0歳	
令和2年度 (2020年度)	利用児童数		38 (46)	81		29			148
				8	73	25		4	
	利用定員	特定教育・保育施設	160		77	29		9	275
		確認を受けない幼稚園	0						0
		認可外保育施設			0	0		0	0
		計	160		77	38			275
				29		9			
令和3年度 (2021年度)	利用児童数		29 (41)	92		30			151
				12	80	26		4	
	利用定員	特定教育・保育施設	160		77	29		9	275
		確認を受けない幼稚園	0						0
		認可外保育施設			0	0		0	0
		計	160		77	38			275
				29		9			
令和4年度 (2022年度)	利用児童数		19 (28)	77		31			127
				9	68	28		3	
	利用定員	特定教育・保育施設	160		77	29		9	275
		確認を受けない幼稚園	0						0
		認可外保育施設			0	0		0	0
		計	160		77	38			275
				29		9			
令和5年度 (2023年度)	利用児童数		16 (21)	67		21			104
				5	62	19		2	
	利用定員	特定教育・保育施設	160		77	29		9	275
		確認を受けない幼稚園	0						0
		認可外保育施設			0	0		0	0
		計	160		77	38			275
				29		9			
令和6年度 (2024年度)	利用児童数		12 (15)	60		18			90
				3	57	10	7	1	
	利用定員	特定教育・保育施設	160		77	17	12	9	275
		確認を受けない幼稚園	0						0
		認可外保育施設			0	0	0	0	0
		計	160		77	38			275
				17	12	9			

※ 1号の括弧内の人数は「1号」と「2号の学校教育」の人数の合計

【東部4地域の「量の見込み」と「確保方策」】

(単位:人)

年度	認定区分		1号	2号		3号			合計
				学校教育	左記以外	2歳	1歳	0歳	
令和7年度 (2025年度)	量の見込み		10 (14)	57		18			85
				4	53	8	9	1	
	確保方策	特定教育・保育施設	155	76	17	12	9	269	
		確認を受けない幼稚園	0				0		
		認可外保育施設			0	0	0	0	
		計	155	76	38			269	
			17	12	9				
令和8年度 (2026年度)	量の見込み		8 (12)	51		18			77
				4	47	9	8	1	
	確保方策	特定教育・保育施設	147	71	16	12	17	263	
		確認を受けない幼稚園	0				0		
		認可外保育施設			0	0	0	0	
		計	147	71	45			263	
			16	12	17				
令和9年度 (2027年度)	量の見込み		8 (12)	51		17			76
				4	47	9	7	1	
	確保方策	特定教育・保育施設	142	70	16	12	17	257	
		確認を受けない幼稚園	0				0		
		認可外保育施設			0	0	0	0	
		計	142	70	45			257	
			16	12	17				
令和10年度 (2028年度)	量の見込み		8 (12)	51		16			75
				4	47	8	7	1	
	確保方策	特定教育・保育施設	138	69	16	12	17	252	
		確認を受けない幼稚園	0				0		
		認可外保育施設			0	0	0	0	
		計	138	69	45			252	
			16	12	17				
令和11年度 (2029年度)	量の見込み		8 (12)	49		15			72
				4	45	8	6	1	
	確保方策	特定教育・保育施設	134	68	16	12	17	247	
		確認を受けない幼稚園	0				0		
		認可外保育施設			0	0	0	0	
		計	134	68	45			247	
			16	12	17				

※ 1号の括弧内の人数は「1号」と「2号の学校教育」の人数の合計

② 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

普段保育所・認定こども園に通っていない子どもを対象に、月10時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件等を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度。

※ 令和7年度は地域子ども・子育て支援事業（試行的事業）として実施、令和8年度以降は「乳児等のための支援給付」として実施される予定。

（１）量の見込みの算出方法

量の見込みについて、対象年齢（0歳6か月～3歳未満）の未就園児の推計人口および利用時間（10時間）から必要定員数を算出しました。

（２）「量の見込み」と「確保方策」

（単位：人）

区分	年度	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
函館市全体	0歳児	量の見込み	14	13	12	11
		確保方策	8	13	13	13
	1歳児	量の見込み	18	17	15	13
		確保方策	9	16	16	16
	2歳児	量の見込み	17	12	10	7
		確保方策	8	11	11	11

【参考】量の見込み（必要定員数）の考え方

（ア）「必要受入れ時間数」の算出方法

・対象年齢（0歳6か月～3歳未満）の未就園児数

（単位：人）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	237	220	208	196	186
1歳児	313	284	261	241	222
2歳児	288	202	170	144	121

・必要受入れ時間数（未就園児数×月10時間）

（単位：時間）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	2,370	2,200	2,080	1,960	1,860
1歳児	3,130	2,840	2,610	2,410	2,220
2歳児	2,880	2,020	1,700	1,440	1,210

・定員一人1月当たりの受入れ可能時間数：月176時間（8時間×22日）

（イ）「必要定員数」の算出方法

必要定員数 = 必要受入れ時間数 ÷ 定員一人1月当たりの受入れ可能時間数

6 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」

地域子ども・子育て支援事業とは、子ども・子育て支援法第59条各号に掲げられた次の14事業のことを指します。

- | | |
|--------------------|---------------|
| ① 利用者支援事業 | ⑧ 養育支援訪問事業等 |
| ② 時間外保育事業（延長保育事業） | ⑨ 地域子育て支援拠点事業 |
| ③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | ⑩ 一時預かり事業 |
| ④ 多様な主体の参入促進事業 | ⑪ 病児保育事業 |
| ⑤ 放課後児童健全育成事業 | ⑫ 子育て援助活動支援事業 |
| ⑥ 子育て支援短期利用事業 | ⑬ 妊婦健康診査事業 |
| ⑦ 乳児家庭全戸訪問事業 | ⑭ 産後ケア事業 |

このうち、全国共通で「量の見込み」を算出することとされている①、②および⑤～⑭について、事業の区分ごとに算出します。

① 利用者支援事業

【子育て支援コンシェルジュ】

保育士資格を持つ相談員が、相談に応じそれぞれのニーズに合った情報提供や助言、関係窓口（機関）との連絡調整を行う。

【子ども家庭センター】

全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う。

(1) 量の見込みの算出方法

量の見込みについて、これまでの実績から算出しました。

過去5年間の利用実績

(単位：箇所)

区分	年度		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
函館市全体	実施箇所数	基本型・特定型	1	-	-	-	-
		母子保健型	1	1	1	1	1
	実施状況	基本型・特定型	1	※ 国の制度改正により、令和3年度から左記事業は利用者支援事業（特定型）に該当しなくなったため、市単独事業として事業を継続			
			子育て支援コンシェルジュ（特定型）				
		母子保健型	1	1	1	1	1
			マザーズ・サポート・ステーション（母子保健型） ※ 令和6年度から「こども家庭センター型」				

(2) 「量の見込み」と「確保方策」

(単位：箇所)

区分	年度		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
函館市全体	量の見込み	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
		こども家庭センター型	1	1	1	1	1
	確保方策	こども家庭センター型	函館市子ども家庭センター				

※ 基本型（地域子育て相談機関）、特定型は設置しない。

【妊婦等包括相談支援事業】

妊婦・その他配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う。

（１）量の見込みの算出方法

量の見込みについて、妊娠届出数に１組当たりの面談回数（３回）を乗じて算出しました。

（２）「量の見込み」と「確保方策」

区分	年度	令和７年度 (2025年度)	令和８年度 (2026年度)	令和９年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
函館市全体	量の見込み	妊娠届出数 847 １組当たり面談 回数 ３回 面談実施合計 回数 2,541回	妊娠届出数 819 １組当たり面談 回数 ３回 面談実施合計 回数 2,457回	妊娠届出数 793 １組当たり面談 回数 ３回 面談実施合計 回数 2,379回	妊娠届出数 766 １組当たり面談 回数 ３回 面談実施合計 回数 2,298回	妊娠届出数 740 １組当たり面談 回数 ３回 面談実施合計 回数 2,220回
	確保方策 (こども 家庭セン ター)	2,541回	2,457回	2,379回	2,298回	2,220回

② 時間外保育事業（延長保育事業）

保護者の就業形態の多様化に対応するため、通常の利用時間以外の時間において、引き続き保育を実施する。

（１）量の見込みの算出方法

量の見込みについて、これまでの利用実績から利用率を推計し、算出しました。

過去５年間の利用実績

(単位：人)

区分	年度	令和２年度 (2020年度)	令和３年度 (2021年度)	令和４年度 (2022年度)	令和５年度 (2023年度)	令和６年度 (2024年度)
函館市全体	利用実人数	529	450	507	663	580
旧函館市域	利用実人数	529	450	507	663	579
東部４地域	利用実人数	0	0	0	0	1

※ 令和６年度は見込み

(2) 「量の見込み」と「確保方策」

(単位：人)

区分	年度	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
函館市全体	量の見込み	873	846	818	801	783
	確保方策	873	846	818	801	783
旧函館市域	量の見込み	871	844	816	799	781
	確保方策	871	844	816	799	781
東部4地域	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保方策	2	2	2	2	2

③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

幼稚園・保育所・認定こども園を利用する低所得世帯・多子世帯に対して、保護者が支払うべき副食材料費、日用品、文房具等の購入費用や行事への参加に必要な費用の一部を補助する。

④ 多様な主体の参入促進事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する。

⑤ 放課後児童健全育成事業

保護者が、労働等により昼間家庭にいない小学校児童を対象に、放課後児童クラブ（学童保育所）において、その保護や健全な育成を行う。

（１）量の見込みの算出方法

量の見込みについて、これまでの利用実績から利用率を推計したほか、ニーズ調査結果における就学前児童保護者の利用希望を踏まえ、利用率は増加するものとして算出しました。

過去５年間の利用実績

（単位：人）

区分	年度	令和２年度 (2020年度)	令和３年度 (2021年度)	令和４年度 (2022年度)	令和５年度 (2023年度)	令和６年度 (2024年度)
函館市全体	１年生	626	615	618	606	695
	２年生	580	589	621	623	598
	３年生	491	509	524	547	579
	４年生	369	373	401	423	462
	５年生	220	261	287	308	338
	６年生	166	141	197	211	237
	利用児童数	2,452	2,488	2,648	2,718	2,909
	利用定員	2,548	2,711	2,868	2,921	2,960
旧函館市域	１年生	626	615	618	606	695
	２年生	580	589	621	623	598
	３年生	491	509	524	547	579
	４年生	369	373	401	423	462
	５年生	220	261	287	308	338
	６年生	166	141	197	211	237
	利用児童数	2,452	2,488	2,648	2,718	2,909
	利用定員	2,548	2,711	2,868	2,921	2,960
東部４地域	１年生	0	0	0	0	0
	２年生	0	0	0	0	0
	３年生	0	0	0	0	0
	４年生	0	0	0	0	0
	５年生	0	0	0	0	0
	６年生	0	0	0	0	0
	利用児童数	0	0	0	0	0
	利用定員	0	0	0	0	0

(2) 「量の見込み」と「確保方策」

(単位：人)

区分	年度	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
函館市全体	1年生	648	601	614	581	582
	2年生	696	644	597	610	577
	3年生	545	627	581	539	551
	4年生	474	440	506	469	435
	5年生	358	363	337	387	359
	6年生	250	260	264	245	281
	量の見込み	2,971	2,935	2,899	2,831	2,785
	確保方策	3,082	3,047	3,012	2,944	2,898
旧函館市域	1年生	643	596	610	577	578
	2年生	690	639	592	606	573
	3年生	539	622	576	534	547
	4年生	468	435	502	465	431
	5年生	354	358	333	384	356
	6年生	246	257	260	242	279
	量の見込み	2,940	2,907	2,873	2,808	2,764
	確保方策	3,073	3,038	3,003	2,935	2,889
東部4地域	1年生	5	5	4	4	4
	2年生	6	5	5	4	4
	3年生	6	5	5	5	4
	4年生	6	5	4	4	4
	5年生	4	5	4	3	3
	6年生	4	3	4	3	2
	量の見込み	31	28	26	23	21
	確保方策	9	9	9	9	9

⑥ 子育て支援短期利用事業（ショートステイ事業）

保護者が病気、出産、冠婚葬祭等で一時的に子どもの養育が困難となった場合に、7日間以内で、保護者に代わって子どもの養育を行う。

（１）量の見込みの算出方法

量の見込みについて、新型コロナウイルス感染症流行前の利用実績と直近の利用実績を踏まえ算出しました。

過去５年間の利用実績

（単位：人）

区分	年度	令和２年度 (2020年度)	令和３年度 (2021年度)	令和４年度 (2022年度)	令和５年度 (2023年度)	令和６年度 (2024年度)
函館市全体	利用延人数	124	42	12	66	271
	利用延定員	1,825	1,825	1,825	1,825	1,825

※ 令和６年度は見込み

（２）「量の見込み」と「確保方策」

（単位：人）

区分	年度	令和７年度 (2025年度)	令和８年度 (2026年度)	令和９年度 (2027年度)	令和１０年度 (2028年度)	令和１１年度 (2029年度)
函館市全体	量の見込み	141	141	141	141	141
	確保方策	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095

※ 確保方策は、定員数（３人）に365日をかけて算出しているが、空床利用のため利用できない場合がある。

⑦ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後４か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭を保健師やこんにちは赤ちゃん訪問員が訪問し、子育てに関する情報提供や相談等に対応する。

（１）量の見込みの算出方法

量の見込みについて、人口推計（出生数）から算出しました。

過去５年間の利用実績

（単位：人）

区分	年度	令和２年度 (2020年度)	令和３年度 (2021年度)	令和４年度 (2022年度)	令和５年度 (2023年度)	令和６年度 (2024年度)
函館市全体	利用実人数	1,157	1,081	1,033	946	872
	実施状況	実施体制：地区保健師 14人、こんにちは赤ちゃん訪問員 3人、 マザーズ・サポート・ステーション専任相談員 3人、 母子保健相談員 7人 実施機関：母子保健課				

※ 令和６年度は見込み

(2) 「量の見込み」と「確保方策」

(単位：人)

区分	年度	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
函館市全体	量の見込み	897	867	840	814	791
	確保方策	実施体制：地区保健師 11人, こんにちは赤ちゃん訪問員 3人, マザーズ・サポート・ステーション専任相談員 3人, 母子保健相談員 7人 実施機関：母子保健課				

⑧ 養育支援訪問事業等

【養育支援訪問事業】

児童の養育に関して、保護者を支援することが特に必要と認められる家庭に対し、保健師や家庭児童相談員等が訪問し、子どもの養育に関する指導や助言を行う。

※ 児童福祉法の改正により、令和6年度から当該事業の育児・家事援助部分が子育て世帯訪問支援事業に移行した。

(1) 量の見込みの算出方法

量の見込みについて、これまでの実績等から算出しました。

(2) 「量の見込み」と「確保方策」

(単位：人)

区分	年度	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
函館市全体	量の見込み	50	50	50	50	50
	確保方策	実施体制：保健師、家庭児童相談員等 実施機関：子ども見守り・相談課				

【子育て世帯訪問支援事業】

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施する。

(1) 量の見込みの算出方法

量の見込みについて、直近の利用実績を基に算出しました。

(2) 「量の見込み」と「確保方策」

(単位：人日)

区分	年度	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
函館市全体	量の見込み	530	530	530	530	530
	確保方策	530	530	530	530	530

【児童育成支援拠点事業】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童および家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する。

(1) 量の見込みの算出方法

量の見込みについて、直近の対象児童数から算出しました。

(2) 「量の見込み」と「確保方策」

(単位：人)

区分	年度	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
函館市全体	量の見込み	12	12	12	12	12
	確保方策	-	-	20	20	20

【親子関係形成支援事業】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者およびその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなど、必要な支援を行う。

(1) 量の見込みの算出方法

量の見込みについて、推計児童数およびニーズ調査結果（子どもへの接し方）を踏まえ算出しました。

(2) 「量の見込み」と「確保方策」

(単位：人)

区分	年度	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
函館市全体	量の見込み	54	51	48	46	44
	確保方策	-	-	48	46	44

⑨ 地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）

子育て家庭における子育ての不安等を緩和し，子どもの健やかな育ちを促進するため，親子等の交流の場を開設し，子育てについての相談，情報の提供，助言その他の援助を行う。

(1) 量の見込みの算出方法

量の見込みについて，直近の利用実績やニーズ調査結果（地域子育て支援拠点事業の利用状況）から利用率を推計し，今後の利用希望を踏まえ算出しました。

過去5年間の利用実績

区分	年度	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
函館市全体	利用延人数（人）	18,475	17,668	16,707	20,799	22,628
	実施状況（箇所）	13	13	13	13	13
旧函館市域	利用延人数（人）	17,984	16,677	16,137	19,764	21,695
	実施状況（箇所）	11	11	11	11	11
東部4地域	利用延人数（人）	491	991	570	1,035	933
	実施状況（箇所）	2	2	2	2	2

※ 令和6年度は見込み

(2) 「量の見込み」と「確保方策」

区分	年度	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
函館市全体	量の見込み（人）	22,050	20,862	20,159	19,531	18,957
	確保方策（箇所）	13	13	13	13	13
旧函館市域	量の見込み（人）	21,102	19,965	19,292	18,691	18,142
	確保方策（箇所）	11	11	11	11	11
東部4地域	量の見込み（人）	948	897	867	840	815
	確保方策（箇所）	2	2	2	2	2

⑩－１ 一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園・認定こども園（幼稚園機能）で、教育時間前後や休業日等において、希望する児童を預かる。

（１）量の見込みの算出方法

量の見込みについて、これまでの利用実績を踏まえ算出しました。

過去５年間の利用実績

（単位：人）

区分	年度	令和２年度 (2020年度)	令和３年度 (2021年度)	令和４年度 (2022年度)	令和５年度 (2023年度)	令和６年度 (2024年度)
函館市全体	１号認定	46,631	47,004	39,067	45,826	42,393
	２号認定	140,031	139,119	144,065	148,765	152,941
	利用延人数	186,662	186,123	183,132	194,591	195,334
旧函館市域	１号認定	44,282	45,760	37,948	44,667	40,931
	２号認定	138,446	137,763	143,206	148,115	152,442
	利用延人数	182,728	183,523	181,154	192,782	193,373
東部４地域	１号認定	2,349	1,244	1,119	1,159	1,462
	２号認定	1,585	1,356	859	650	499
	利用延人数	3,934	2,600	1,978	1,809	1,961

※ 令和６年度は見込み

（２）「量の見込み」と「確保方策」

（単位：人）

区分	年度	令和７年度 (2025年度)	令和８年度 (2026年度)	令和９年度 (2027年度)	令和１０年度 (2028年度)	令和１１年度 (2029年度)
函館市全体	１号認定	51,566	42,598	32,512	25,253	17,923
	２号認定	139,418	141,627	143,872	146,153	148,470
	量の見込み	190,984	184,225	176,384	171,406	166,393
	確保方策	190,984	190,984	190,984	190,984	190,984
旧函館市域	１号認定	50,038	41,171	31,038	23,779	16,449
	２号認定	138,081	140,290	142,535	144,816	147,133
	量の見込み	188,119	181,414	173,573	168,595	163,582
	確保方策	188,119	188,119	188,119	188,119	188,119
東部４地域	１号認定	1,528	1,474	1,474	1,474	1,474
	２号認定	1,337	1,337	1,337	1,337	1,337
	量の見込み	2,865	2,811	2,811	2,811	2,811
	確保方策	2,865	2,865	2,865	2,865	2,865

⑩－２ 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

【一時預かり事業】

保育所・認定こども園・幼稚園において、保護者の突発的な事情や社会参加のほか、保護者の心理的・身体的負担の軽減のため、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かる。

【子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業（就学前））】

育児の援助を受けたい人（依頼会員）と行いたい人（提供会員）が会員登録し、育児について助け合う会員組織の事業で、子育て家庭の支援を行う。

【子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）】

保護者が急な残業などの理由により、夜間に不在となり、子どもの養育が困難となった場合やその他緊急の用事ができた場合に、保護者が帰宅するまでの間、施設で夕食を提供し、保育を行う。

（１）量の見込みの算出方法

量の見込みについて、これまでの利用実績を踏まえ算出しました。

過去５年間の利用実績

（単位：人）

区分	年度	令和２年度 (2020年度)	令和３年度 (2021年度)	令和４年度 (2022年度)	令和５年度 (2023年度)	令和６年度 (2024年度)
函館市全体	利用延人数	10,510	10,703	7,394	8,773	7,064
	一時預かり	6,645	6,935	4,450	5,587	4,679
	ファミリー・サポート・センター	3,859	3,768	2,690	3,008	2,178
	トワイライトステイ	6	0	254	178	207
旧函館市域	利用延人数	10,510	10,703	7,394	8,773	7,064
	一時預かり	6,645	6,935	4,450	5,587	4,679
	ファミリー・サポート・センター	3,859	3,768	2,690	3,008	2,178
	トワイライトステイ	6	0	254	178	207
東部４地域	利用延人数	0	0	0	0	0
	一時預かり	0	0	0	0	0
	ファミリー・サポート・センター	0	0	0	0	0
	トワイライトステイ	0	0	0	0	0

※ 令和６年度は見込み

(2) 「量の見込み」と「確保方策」

(単位：人)

区分	年度	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
函館市全体	一時預かり	5,560	5,287	5,009	4,793	4,586
	ファミリー・サポート・センター	3,068	2,918	2,764	2,645	2,531
	トワイライトステイ	226	226	226	226	226
	量の見込み	8,854	8,431	7,999	7,664	7,343
	一時預かり	5,560	5,287	5,009	4,793	4,586
	ファミリー・サポート・センター	3,068	2,918	2,764	2,645	2,531
	トワイライトステイ	4,015	4,015	4,015	4,015	4,015
	確保方策	12,643	12,220	11,788	11,453	11,132
	一時預かり	5,560	5,287	5,009	4,793	4,586
	ファミリー・サポート・センター	3,068	2,918	2,764	2,645	2,531
旧函館市域	トワイライトステイ	226	226	226	226	226
	量の見込み	8,854	8,431	7,999	7,664	7,343
	一時預かり	5,560	5,287	5,009	4,793	4,586
	ファミリー・サポート・センター	3,068	2,918	2,764	2,645	2,531
	トワイライトステイ	4,015	4,015	4,015	4,015	4,015
	確保方策	12,643	12,220	11,788	11,453	11,132
	一時預かり	0	0	0	0	0
	ファミリー・サポート・センター	0	0	0	0	0
	トワイライトステイ	0	0	0	0	0
	量の見込み	0	0	0	0	0
東部4地域	一時預かり	0	0	0	0	0
	ファミリー・サポート・センター	0	0	0	0	0
	トワイライトステイ	0	0	0	0	0
	量の見込み	0	0	0	0	0
	一時預かり	0	0	0	0	0
	ファミリー・サポート・センター	0	0	0	0	0
	トワイライトステイ	0	0	0	0	0
	確保方策	0	0	0	0	0

⑪ 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業））

【病児保育事業】

保護者が就労している場合などにおいて、子どもが病気の際に、家庭で保育ができない保護者に代わって、医療機関に近接した施設で一時的に預かり、保育を行う。

【子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業））】

育児の援助を受けたい人（依頼会員）と行いたい人（提供会員）が会員登録し、育児について助け合う会員組織の事業で、子育て家庭の支援を行う。

（１）量の見込みの算出方法

量の見込みについて、新型コロナウイルス感染症流行前の利用実績を踏まえ算出した。

過去５年間の利用実績

（単位：人）

区分	年度	令和２年度 (2020年度)	令和３年度 (2021年度)	令和４年度 (2022年度)	令和５年度 (2023年度)	令和６年度 (2024年度)
函館市全体	利用延人数	403	827	579	441	599
	病児保育事業	121	213	119	0	189
	ファミリー・サポート・センター	282	614	460	441	410

※ 令和６年度は見込み

（２）「量の見込み」と「確保方策」

（単位：人）

区分	年度	令和７年度 (2025年度)	令和８年度 (2026年度)	令和９年度 (2027年度)	令和１０年度 (2028年度)	令和１１年度 (2029年度)
函館市全体	量の見込み	770	744	716	698	679
	病児保育事業	738	738	738	738	738
	ファミリー・サポート・センター	450	450	450	450	450
	確保方策	1,188	1,188	1,188	1,188	1,188

⑫ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業（就学後））

育児の援助を受けたい人（依頼会員）と行いたい人（提供会員）が会員登録し、育児について助け合う会員組織の事業で、子育て家庭の支援を行う。

（１）量の見込みの算出方法

量の見込みについて、ニーズ調査結果（小学校就学児におけるファミリー・サポート・センターの利用意向）および利用実績を踏まえ算出しました。

過去５年間の利用実績

（単位：人）

区分	年度		令和２年度 (2020年度)	令和３年度 (2021年度)	令和４年度 (2022年度)	令和５年度 (2023年度)	令和６年度 (2024年度)
函館市全体	利用延人数	低学年	387	765	811	839	657
		高学年	512	519	467	461	596
		計	899	1,284	1,278	1,300	1,253

※ 令和６年度は見込み

（２）「量の見込み」と「確保方策」

（単位：人）

区分	年度		令和７年度 (2025年度)	令和８年度 (2026年度)	令和９年度 (2027年度)	令和１０年度 (2028年度)	令和１１年度 (2029年度)
函館市全体	量の見込み	低学年	826	787	752	704	673
		高学年	496	472	451	422	404
		計	1,322	1,259	1,203	1,126	1,077
	確保方策		1,322	1,322	1,322	1,322	1,322

⑬ 妊婦健康診査事業

母子健康手帳交付時、初回から妊娠39週前後までの妊婦健康診査について、望ましい回数とされる14回分の受診票と超音波検査用受診票を交付し、健診費用の一部を助成する。

（１）量の見込みの算出方法

量の見込みについて、妊娠届出件数の見込みから算出しました。

過去5年間の利用実績

区分	年度	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
函館市全体	利用実績	受診者(人)	1,231	1,147	1,040	958
		健診回数(回)	14,421	13,499	12,516	11,679
	実施状況	実施場所：北海道内・外医療機関および助産所 実施体制：医療機関および助産所に委託 検査項目：国が定める標準的項目 健診回数：14回				

※ 令和6年度は見込み

(2) 「量の見込み」と「確保方策」

区分	年度	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
函館市全体	量の見込み	受診者(人)	847	819	793	766
		健診回数(回)	11,266	10,893	10,547	10,188
	確保方策	実施場所：北海道内・外医療機関および助産所 実施体制：医療機関および助産所に委託 検査項目：国が定める標準的項目 健診回数：14回				

⑭ 産後ケア事業

出産後、1年以内の産婦および乳児を対象として、お母さんと赤ちゃんが安心して過ごせるよう、助産師等が産後の体調管理や育児をサポートする宿泊型・通所型・訪問型産後ケアを行う。

(1) 量の見込みの算出方法

量の見込みについて、人口推計（出生数）および令和6年度の利用人数の見込から算出しました。

(2) 「量の見込み」と「確保方策」

(単位：人)

区分	年度	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
函館市全体	量の見込み (利用延人数)	518	501	486	470	457
	確保方策	518	501	486	470	457

第6章 計画の推進

1 子ども・若者の社会参画・意見反映

- 令和5年4月に施行されたこども基本法においては、全てのこどもについて、その年齢および発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることが基本理念として掲げられるとともに、国や地方自治体がこども施策に子ども・若者などの意見を反映する措置を講ずることが義務付けられています。

【意見反映の2つの意義】

- 1 こどもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。
- 2 こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

資料：「こども・若者の意見反映に向けたガイドライン」

- 本市においては、平成28年4月に函館市子ども条例が施行され、平成29年度からは同条例に基づき、子どもたち自身が子どもに関係する施策やまちづくりに関すること等について話し合い、意見発表することで社会参加することを目的として、「函館市子ども会議」を毎年開催しています。
- 令和6年度の子ども会議では、「鍛冶児童館でやってみたいことは」をテーマに、普段から鍛冶児童館を利用する小学3年生～中学2年生の13名がグループワークを行い、北海道教育大学函館校の教員や大学生の助けを借りながら、自分たちの意見をまとめ、グループごとに発表しました。その結果、「体育館で遊ぶことが多いからクーラーとカーテンがほしい」「外で遊ぶとき、時間が分からないから時計がほしい」「日・祝日も少しでも児童館に来られるようにしたい」「中学生以上もイベントや大会に参加できるようにしたい」「スマホを使って動画を見たり、勉強に使いたい」「おなかが空いたときにお菓子を食いたい」「色々なスポーツ、遊びの大会を増やしてほしい」など様々な意見が出されました。
- これらの意見については、市（児童館・担当課）が検討を行い、意見を反映できるのか、反映できない場合はなぜなのか、参加者に伝える（フィードバックする）ことで、よりよい児童館づくりにつながることや、子どもたちの社会参画意識の醸成、地域社会への愛着を育むことが期待されます。
- 本市においては、子ども会議のほか、「函館市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」や「若者の地元就職促進事業調査」「市長を囲むキャンパストーク」「イベント・出前講座実施後のアンケート」など様々な場面・部局において、こども施策に関する子ども・若者の意見聴取に取り組んでいるとともに、「函館市ヤングケアラーに関する実態調

査」など、いわゆる“声を聴かれにくい子ども・若者”の意見を把握する機会をつくり、施策への反映や本計画の策定等を行っており、今後も、こども施策の策定・推進にあたっては、子ども・若者の声を幅広く聴取し、意見反映に取り組んでいくものとします。

2 計画の推進体制

- 本計画の推進にあたっては、「こどもまんなか社会」の実現に向け、関係部局と連携して横断的な施策に取り組むとともに、行政と市民や教育・保育をはじめとした事業者、子育て支援に関わる市民団体、企業など、地域の関係機関等がそれぞれの役割を担い、連携して子育て支援を推進していくものとします。また、日頃からこども施策に深く関わる立場にある、学識経験者、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（こども施策に関する事業に従事する者）および一般公募による市民からなる「函館市子ども・子育て会議」を設置し、当該会議において定期的に計画の進捗状況の確認・評価を行い、次年度以降の取組みに反映させていくものとします。

3 施策目標一覧

本計画の成果を評価するための施策目標を以下のように定めます。

施策の方向	調査事項・事業名	指 標		直近の現状 (令和 5 年度)	目 標 (令和 11 年度)
全体	「市への意見表明の意欲」 【子ども・子育て支援に関するニーズ調査】	市役所の取組みについて思ったこと や意見を伝えたいと思うかにつ いて, 「そう思う」「ややそう思 う」と回答した子どもの割合		18.6%	70%
1	マザーズ・サポート・ステーション事業	全ての妊婦に対する状況把握率		99.2%	100%
	すくすく函館っ子（母子手帳アプリ）の 登録率	未就学児（0～5歳）の登録率 （5月1日現在）		20.6% (令和6年度)	70%
2	乳幼児健康診査	受診率	4か月児健診	98.8%	98.0%以上
			1歳6か月児健診	97.7%	98.0%以上
			3歳児健診	98.7%	98.0%以上
	妊産婦保健指導	妊娠 11 週以下での妊娠届出率		94.4%	100%
3	育児休業取得率 【子ども・子育て支援に関するニーズ調査】	育児休業 取得率	母親	75.0%	増加
			父親	7.3%	
	ボランティア活動への参加率 【子ども・子育て支援に関するニーズ調査】	「参加したこ とがある」	小学 5～6 年生	22.8%	増加
			中学生	38.3%	増加
			高校生	61.5%	増加
4	年齢層別・状態別死傷者数 【数字で見る交通安全】	0～19 歳人口 1,000 人当たりの 交通事故死傷者数（12 月末現在）		2.14 人 (令和 4 年)	減少
5	育児休業制度に関する規定設置率 【函館市労務状況調査】	設置率		84.5%	増加
	育児休業取得率（再掲） 【子ども・子育て支援に関するニーズ調査】	—			
6	市内における児童虐待による死亡事例数	市内における児童虐待による死亡 事例数		0 件	継続
	乳幼児健康診査（再掲）	—			
7	ひとり親家庭の母親・父親の働き方 【子ども・子育て支援に関するニーズ調査】	フルタイム 勤務の割合	母子世帯	58.6%	増加
			父子世帯	82.8%	増加
8	生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率	進学率 (全日制, 定時制, 高等専門学校等を含む)		92.1%	増加
	生活保護世帯の子どもの大学等進学率	進学率 (短大, 専修学校, 専門学校等を含む)		31.8%	増加
9	「進学等の意向」 【子ども・子育て支援に関するニーズ調査】	希望する進学先を「高校まで」と した理由として, 「進学に必要な お金のことが心配だから」に, 「まああてはまる」「非常にあて はまる」と回答した高校生の割合		55.4%	減少
	大学等進学率	進学率 (短大, 専修学校, 専門学校等を含む)		77.1%	増加

資料編

○ 具体的な施策の展開 個別事業

施策の方向 1 地域における子育て支援			
1 地域における子育て支援サービスの充実			
(1) 家庭における子育て支援			
No.	事業名	事業内容等	所管部局
①	函館市子ども条例の推進	本条例は、全ての子どもが生まれながらにして持っている基本的人権を尊重しつつ、力を合わせて全ての子どもの健やかな成長を支え、安心して子どもを育てることができる社会の実現をめざすことを目的として制定しており、その広報、啓発を図るとともに本条例に基づく各種事業を行う。	子ども未来部 子ども企画課
②	地域子育て支援拠点事業(子育てサロン)	子育て家庭における子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進するため、親子等の交流の場を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。	子ども未来部 子どもサービス課
③	子育てサロン合同の取組み	・子育てサロンの指導員が地域に出向き子育て支援活動を行う「地域支援活動」として、町会館等で「まめっこサロン」を実施する。 ・子育てサロンの周知により利用促進を図るため、乳幼児健診会場に出向き、「子育て支援コーナー」として子育てサロンの紹介を行う。 ・子育てサロンの周知により利用促進を図るとともに、子育て中の親子が集い様々な遊びを通じて交流する場を設け、子育て支援情報の提供や育児・栄養相談を実施し、子育て家庭の支援を図る。	子ども未来部 子どもサービス課
④	子育て支援隊	子育て家庭における子育てに関する様々な悩みや相談に対応するため、コーディネーターを配置し、ケースマネジメントや関係機関との連携を図るとともに、子育てに関する悩みの傾聴や子どもとの遊び方の助言のほか、各種サービスに係る情報提供等を行う子育て支援員が家庭訪問する。	子ども未来部 子どもサービス課
⑤	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を受けたい人(依頼会員)と行いたい人(提供会員)が会員登録し、育児について助け合う会員組織の事業で、子育て家庭の支援を行う。	子ども未来部 子どもサービス課
⑥	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等の保護者が、技術習得、疾病、出張、事故、看護等の理由で一時的に生活援助などのサービスが必要な場合に支援員を派遣する。	子ども未来部 子育て支援課
⑦	子育てアドバイザー活用推進事業	子育てに関する専門的な知識や技能を有し、地域において積極的なボランティア活動を行う、子育てアドバイザーを活用し、子育て家庭を支援するとともに、その自主的な活動を促進する。	子ども未来部 子ども健やか育成課
⑧	児童館における子育て支援事業	児童館や母と子の家において、子育てアドバイザーをはじめとするボランティアの協力を得るなかで、子どもたちの健やかな成長を地域全体で支えていくための仕組みづくりを進める。	子ども未来部 子ども健やか育成課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
⑨	子育て世帯訪問支援事業	対象家庭を訪問し、家事支援、育児・養育支援を基本に家庭状況に応じて、子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言、地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供、支援対象者や児童の状況・養育環境の把握、市への報告を行う。	子ども未来部 子ども見守り・相談課
⑩	養育支援訪問事業	児童の養育に関して、保護者を支援することが特に必要と認められる家庭に対し、保健師や家庭児童相談員等が訪問し、子どもの養育に関する指導や助言を行うことにより、家庭における子どもの適切な養育環境を確保する。	子ども未来部 子ども見守り・相談課
⑪	親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者およびその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなど、必要な支援を行う。	子ども未来部 子ども見守り・相談課 ・ 母子保健課
⑫	どさんこ・子育て特典制度（道事業）	妊娠中もしくは小学生までの子どもを持つ子育て家庭が、協賛店や協賛施設を利用する際に、認証カードを提示することで、商品の割引やグッズの提供などの特典が受けられる。	子ども未来部 子ども健やか育成課
⑬	お父さんのための子育て講座	子育て中の父親等が、子育ての楽しさやすばらしさを実感できるよう、男女共同参画の視点を取り入れた子育てに関する学習会や遊びの体験会等を実施する。	子ども未来部 子ども健やか育成課
⑭	乳児家庭全戸訪問事業（こにちは赤ちゃん事業）	生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭を子育てアドバイザーや保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供や相談等に対応する。	子ども未来部 母子保健課
⑮	はこだてキッズプラザ	託児機能を有し、親子によるふれあいや遊びのほか、子育てに関する情報交換等の場を提供する。	経済部 商業振興課
⑯	はこだてみらい館	子どもをはじめ、広く市民から観光客までが先端技術を活用した体験や交流が出来る場を提供する。	経済部 商業振興課
（２）施設における子育て支援			
①	病児保育事業	保護者が就労している場合などにおいて、子どもが病気の際に、家庭で保育ができない保護者に代わって、医療機関に近接した施設で一時的に預かり、保育する事業。	子ども未来部 子どもサービス課
②	一時預かり事業（一般型）	保育所・認定こども園・幼稚園において、保護者の突発的な事情や社会参加のほか、保護者の心理的・身体的負担の軽減のため、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かる事業。	子ども未来部 子どもサービス課
③	一時預かり事業（幼稚園型）	幼稚園・認定こども園（幼稚園機能）で、教育時間前後や休業日等において、希望する児童を預かる事業。（預かり保育）	子ども未来部 子どもサービス課 ・ 学校教育部 学校教育課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
④	子育て支援短期利用事業（ショートステイ事業）	保護者が病気、出産、冠婚葬祭等で一時的に子どもの養育が困難となった場合に、7日間以内、保護者に代わって、保育する事業。 事業の実施にあたっては、委託先の施設において、満床等の理由により受け入れができないケースがあるなどの課題があることから、今後、新たな地域資源の活用を含め、さらなる受入体制の確保に向けた検討を進める。	子ども未来部 子育て支援課
⑤	トワイライトステイ事業	仕事の都合などの事情により、保護者が平日の夜間や休日に不在となり、一時的に児童の養育が困難となった場合やその他の緊急の場合に、保護者が帰宅するまでの間、児童養護施設等で児童を預かり、保育や生活指導、食事の提供を行う。	子ども未来部 子育て支援課
⑥	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充を目指し、こども誰でも通園制度を実施する。	子ども未来部 子どもサービス課
⑦	放課後児童健全育成事業（学童保育事業）の充実	保護者が、労働等により昼間家庭にいない小学校児童を対象に、放課後児童クラブ（学童保育所）において、その保護や健全な育成を行う。 平成27年度から、放課後児童クラブ（学童保育所）の質の改善をめざし、子ども・子育て支援新制度のもと、「函館市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例」を施行している。 本条例に基づき、各クラブに対する適切な指導検査等を行うなかで、設備および運営の適正化、放課後児童支援員等処遇改善や保護者負担の軽減などに努めており、今後も放課後児童健全育成事業の充実を図る。	子ども未来部 子ども健やか育成課
⑧	小規模放課後児童支援事業	南茅部地区において民間の事業者に運営を委託し、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の放課後の居場所を整備する。	子ども未来部 子ども健やか育成課
⑨	放課後子ども教室推進事業	小学校の余裕教室等を放課後の児童の活動場所として提供し、地域住民や保護者、学生などにボランティアとして協力を得るなかで、遊びや交流活動を通じて児童の健全育成を図る。	子ども未来部 子ども健やか育成課
⑩	放課後児童対策に係る放課後児童クラブ（学童保育所）と放課後子ども教室の連携	放課後子ども教室のコーディネーター、指導員、放課後児童クラブ関係者、学校関係者、行政関係者等を構成員とする会議を開催するなど、放課後児童クラブ（学童保育所）と放課後子ども教室の連携を図る。	子ども未来部 子ども健やか育成課
⑪	放課後児童支援員等資質向上研修会	放課後児童健全育成事業および放課後子ども教室推進事業の一体的または連携した実施に携わる放課後児童支援員等およびボランティア等を対象に、児童の健全育成に関する必要な知識習得のための研修会を実施する。	子ども未来部 子ども健やか育成課
⑫	はこだてキッズプラザ	（再掲） P.148	経済部 商業振興課
⑬	はこだてみらい館	（再掲） P.148	経済部 商業振興課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
⑭	青少年研修センター	青少年の健全育成と市民の生涯学習活動の促進を図るための宿泊研修施設で、社会性や思いやりの心など、青少年の豊かな人間性をはぐくむ各種体験活動事業を実施する。	生涯学習部 生涯学習文化課
(3) 子育て相談、情報提供体制の充実			
①	地域子育て支援拠点事業(子育てサロン)	(再掲) P.147	子ども未来部 子どもサービス課
②	子育てサロン合同の取組み	(再掲) P.147	子ども未来部 子どもサービス課
③	子育て支援隊	(再掲) P.147	子ども未来部 子どもサービス課
④	幼稚園・認定こども園における未就園児向け施設開放・相談事業	未就園児と保護者を対象に施設を開放し、未就園児を持つ子育て家庭への支援を行うとともに、その機会に、子育てや幼児教育に関する各種の相談に応じて、必要な情報提供等を行う。	子ども未来部 子どもサービス課 ・ 学校教育部 教育指導課
⑤	ひとり親家庭サポート・ステーション事業	ひとり親家庭が抱える様々な悩み等に対して、相談内容や家庭状況に応じて、必要な訪問支援や関係機関への付添支援などを行う。	子ども未来部 子育て支援課
⑥	子ども家庭センター	母子保健機能と児童福祉機能をそれぞれ担ってきた函館市子育て世代包括支援センター（名称：マザーズ・サポート・ステーション）と函館市子ども家庭総合支援拠点を函館市子ども家庭センターとして位置付け、子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目なく、漏れなく対応することを目指していく。	子ども未来部 子ども見守り・相談課 ・ 母子保健課
⑦	子どもなんでも相談 110 番	専任の相談員を配置し、子育て、障がい、病気、家庭内の問題、保育所・幼稚園・学校での問題、ヤングケアラーや虐待など、子どもに関するあらゆる相談を受け付ける窓口として、「子どもなんでも相談 110 番」を設置している。	子ども未来部 子ども見守り・相談課
⑧	子育てネットらんど	子育て支援に関わる市民団体や専門機関など 15 団体に子ども未来部を加えた 16 団体により構成される函館市子育て支援ネットワークによる地域の子育て力の向上や子育て支援の機運の醸成を図るためのイベントを開催する。	子ども未来部 子ども健やか育成課
⑨	子育て支援ネットワーク研修会	子育て支援ネットワーク参加団体の実務者や子育て家庭等を対象に、子育てに役立つ知識や情報等を得るための講演会等を開催する。	子ども未来部 子ども健やか育成課
⑩	子育てアドバイザー活用推進事業	(再掲) P.147	子ども未来部 子ども健やか育成課
⑪	児童館における子育て支援事業	(再掲) P.147	子ども未来部 子ども健やか育成課
⑫	お父さんのための子育て講座	(再掲) P.148	子ども未来部 子ども健やか育成課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
⑬	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	（再掲） P.148	子ども未来部 母子保健課
⑭	マザーズ・サポート・ステーション事業	子育て世代が抱える妊娠、出産、子育て等に関する相談に専任の相談員がワンストップで対応し、必要に応じて関係機関と連携し、切れ目のない支援を実施する。	子ども未来部 母子保健課
⑮	子育て支援コンシェルジュ事業	子育て支援サービス等に係る総合案内窓口として、保護者への情報提供のほか相談対応など、利用者支援等を行う。	経済部 商業振興課 ・ 子ども未来部 子ども企画課
2 保育サービスの充実			
（１）多様な保育ニーズへの対応			
①	一時預かり事業（幼稚園型）	（再掲） P.148	子ども未来部 子どもサービス課 ・ 学校教育部 学校教育課
②	通常保育事業（保育所および認定こども園）	保護者の労働や疾病等の理由により、保育を必要とすることが認められる児童を、保護者に替わって保育を行い、児童の心身の健全な発達を図る。	子ども未来部 子どもサービス課
③	延長保育事業	保護者の就業形態の多様化等に対応するため、通常の保育時間を超えて、保育所・認定こども園の保育時間を延長する。	子ども未来部 子どもサービス課
④	保育所・認定こども園・幼稚園における障がい児の受入れ	保育所・認定こども園・幼稚園では、健康面や発達面において特別な支援が必要な児童を受け入れている。	子ども未来部 子どもサービス課
⑤	地域型保育事業	認可保育所の補完的役割を担う、3歳未満の子どもを対象とした19人以下の小規模保育事業を実施する。	子ども未来部 子どもサービス課
⑥	低年齢児保育対策事業（認可外保育施設）	認可保育所の補完的役割を担う認可外保育施設において、委託により低年齢児保育を実施する。	子ども未来部 子どもサービス課
⑦	保育所地域活動事業	地域において多様化する子育て支援に関するニーズに対応するため、地域に開かれた社会資源として、保育所が有する専門的な機能を活用し、地域住民との交流事業を実施する。	子ども未来部 子どもサービス課
⑧	認定こども園への円滑な移行促進	幼稚園機能と保育所機能を併せ持つ認定こども園の設置により、地域の実情に応じた多様化するニーズへの対応が図られることから、既存の幼稚園や保育所からの円滑な移行促進を図る。	子ども未来部 子どもサービス課
⑨	病児保育事業	（再掲） P.148	子ども未来部 子どもサービス課
⑩	一時預かり事業（一般型）	（再掲） P.148	子ども未来部 子どもサービス課
⑪	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	（再掲） P.149	子ども未来部 子どもサービス課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
(2) 保育サービスの質の向上			
①	保育サービスの情報提供	保育サービスの実施状況等に関する情報を市の情報冊子などで提供するとともに、利用者の選択肢を広げるため、ホームページなどを利用した積極的な情報提供を推進する。	子ども未来部 子どもサービス課 子ども企画課
②	保育の質の向上	各種研修会への参加、保育所内研修の積極的な実施を促進するとともに、研修機会の拡充、各保育所に対する指導監督体制の充実を図る等、保育の質の向上に努める。	子ども未来部 子どもサービス課
③	保育サービスにおける第三者評価事業の普及促進	保育サービスの提供内容などを、公正・中立な第三者機関が評価を行い、その結果が公表されることとなる第三者評価事業の普及促進を図る。	子ども未来部 子どもサービス課
④	保育体制強化事業	清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意等、保育に係る周辺業務や園外活動時の見守り等を行う者（保育支援者）の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図ることによって、保育士が働きやすい職場環境を整備する。	子ども未来部 子どもサービス課
⑤	特定教育・保育施設質向上事業	各施設がより特色のある教育・保育を実践する等、多様な教育・保育サービスを提供するために、国の定める必要な職員数を超えた保育士、幼稚園教諭および保育教諭等の配置に対し支援を行う。	子ども未来部 子どもサービス課
⑥	保育士の処遇改善と人材確保	各施設における保育士を確保するため賃金等の改善を図るとともに、保育所等で勤務していない保育士有資格者に対する情報提供や講義、施設見学などの事業を実施するほか、保育士の仕事の魅力を伝え、イメージの向上を図るためのPR活動を行う。	子ども未来部 子どもサービス課
3 子育て支援のネットワークづくり			
(1) 子育て支援ネットワークづくりの促進			
①	地域子育て支援拠点事業(子育てサロン)	(再掲) P.147	子ども未来部 子どもサービス課
②	子育てサロン合同の取組み	(再掲) P.147	子ども未来部 子どもサービス課
③	児童館における子育て支援事業	(再掲) P.147	子ども未来部 子ども健やか育成課
④	お父さんのための子育て講座	(再掲) P.148	子ども未来部 子ども健やか育成課
⑤	子育て支援ネットワーク事業	子育て支援に関わる市民団体や専門機関など15団体に子ども未来部を加えた16団体により「函館市子育て支援ネットワーク」を構成しており、市民と協働して子育て支援を推進するため、地域の子育て力の向上や子育て支援の機運を高めるための研修会等を実施する。	子ども未来部 子ども健やか育成課
⑥	はこだてキッズプラザ	(再掲) P.148	経済部 商業振興課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
(2) 子育て支援情報の提供の充実			
①	子育てアプリ 「すくすく函館っ子」(はこっこ)	妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のないサポートや子育て支援に係る情報提供等のさらなる充実を図るため、母子健康手帳機能等を備えた函館市子育てアプリ「すくすく函館っ子」(はこっこ)として様々な子育てに関する情報を配信する。	子ども未来部 子ども企画課
②	子ども・子育て 情報「はこす く」	結婚・妊娠・出産・育児など子育てに関する情報(子ども・子育てに関する制度や、相談窓口の案内、各種手当等の申請方法のお知らせなど)をまとめたリンク集を市のホームページから発信する。	子ども未来部 子ども企画課
③	函館市公式 LINE による子育て情 報の配信	子育てに関する情報や、スマートフォンの位置情報を活用した周辺保育所・認定こども園・幼稚園の検索機能などを有する子育てメニューを函館市公式 LINE に設け、子育て情報を配信する。	子ども未来部 子ども企画課
④	子育てサポート 情報通信「すく すく」の発信	子どもの発達段階に応じた子育てワンポイント情報やその時々話題となっている事柄をコンパクトにまとめ、年に2回ホームページに掲載するとともに、フリーペーパーなどにも適宜掲載するなど、より手軽に子育て情報を入手できるよう情報の発信方法を工夫する。	子ども未来部 母子保健課
(3) 地域における子育て意識の啓発推進			
①	主任児童委員、 児童委員の活動 の促進	児童の健全育成や虐待防止の取組みなど、子どもと子育て家庭への支援を住民と一体となって進めるため、主任児童委員、児童委員の活動を促進する。	保健福祉部 地域福祉課
②	子育てアプリ 「すくすく函館 っ子」(はこっ こ)	(再掲) P.153	子ども未来部 子ども企画課
③	子ども・子育て 情報「はこす く」	(再掲) P.153	子ども未来部 子ども企画課
④	地域子育て支援 拠点事業(子育て サロン)	(再掲) P.147	子ども未来部 子どもサービス課
⑤	児童館における 子育て支援事業	(再掲) P.147	子ども未来部 子ども健やか 育成課
⑥	子育て支援ネッ トワーク事業	(再掲) P.152	子ども未来部 子ども健やか 育成課
⑦	子育てサポート 情報通信「すく すく」の発信	(再掲) P.153	子ども未来部 母子保健課
⑧	コミュニティ・ス クール(学校運 営協議会制度)	協議会の委員として委嘱・任命された地域住民や保護者、教職員が一定の権限と責任を持って、知恵を出し合い、協働して学校の運営に参画し、子どもたちの豊かな成長を支えていく「地域とともにある学校」の実現に取り組む。	学校教育部 学校再編・地 域連携課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
4 子どもの健全育成			
(1) 子どもの居場所づくりの整備推進			
①	中学生学習支援等事業	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮世帯の中学生に対し、高校進学に向けての学習支援や保護者へ生活習慣や育成環境の改善に関する助言などを行うもので、選択した1教科の週1回の個別指導での授業や、模擬試験、進路相談、居場所の提供、自立相談支援機関等と連携した生活上の相談支援を行う。	保健福祉部 地域包括ケア推進課（福祉拠点担当）
②	函館市子ども条例の推進	(再掲) P.147	子ども未来部 子ども企画課
③	子ども会議	子どもたちが社会参加することを目的として、子どもに関する施策やまちづくりに関すること等について、子どもたち自身が話し合い、意見発表をする機会を設ける。	子ども未来部 子ども企画課
④	児童館等の充実	児童に集団的・個別的な遊びの指導や生活の援助を行い、スポーツ教室や文化事業などの各種事業を実施する中で、異年齢や異世代の交流を推進し、児童に体験の場を提供する。また、子育てアドバイザー等、地域のボランティアとともに、未就学児童とその保護者を対象とした子育て支援事業を実施する。さらに、地域住民との連携による地域の児童の見守り等を行い、児童に関する様々な問題の未然防止と早期発見に努める。 なお、平成27年度から、一部の児童館に指定管理者制度を試験的に導入し、平成30年度の検証の結果、令和2年度から本格的に導入しており、今後においても指定管理者の管理・運営を検討していく。	子ども未来部 子ども健やか育成課
⑤	児童館等の施設や機能の維持・整備	「児童館のあり方」に基づき、施設の老朽化への対応や社会情勢の変化などを踏まえた児童館の配置（施設や機能の維持・整備）について、安心・安全に児童館を利用することができるよう必要な補修や改修を行うほか、特に体力増進に関する指導機能を持つ児童センターについては、地域における子どもの健やかな成長を支援する拠点として維持していく。 また、児童館が配置されていないエリアについては、学校の余裕教室での放課後子ども教室の実施や拡充のほか、学習の習慣づけの支援をはじめとする子どもの居場所づくりを進める。	子ども未来部 子ども健やか育成課
⑥	児童館の機能移転の検討	「児童館のあり方」に基づき、児童館の補修等を行うなかでも、長期的な使用が困難な状況になった場合には、学校の余裕教室など既存施設を活用し、現在の児童館の主たる利用者である小学生の放課後の遊び場や居場所の確保に努めるなど、児童館機能の移転について検討する。	子ども未来部 子ども健やか育成課
⑦	放課後児童健全育成事業(学童保育事業)の充実	(再掲) P.149	子ども未来部 子ども健やか育成課
⑧	小規模放課後児童支援事業	(再掲) P.149	子ども未来部 子ども健やか育成課
⑨	放課後子ども教室推進事業	(再掲) P.149	子ども未来部 子ども健やか育成課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
⑩	放課後児童対策に係る放課後児童クラブ（学童保育所）と放課後子ども教室の連携	（再掲） P.149	子ども未来部 子ども健やか育成課
⑪	放課後児童支援員等資質向上研修会	（再掲） P.149	子ども未来部 子ども健やか育成課
⑫	子どもの居場所づくり推進事業	学習習慣の定着および健全育成を図り、安全で安心して過ごすことができる多様な子どもの居場所づくりを促進するため、身近な地域において、子どもの自主性を生かした学習支援等を行う。	子ども未来部 子ども企画課
⑬	学力向上推進事業	学力向上のためには、家庭における学習や生活習慣づくりが大切だという考えのもと、広報紙による啓発や、地域人材を活用した小学校におけるアフタースクールの実施などをとおして、放課後や長期休業中の学習の取組みを促進し、児童の主体的な学習習慣の定着による学力向上を図る。	学校教育部 学校教育課 ・ 教育指導課
⑭	総合的な子どもの居場所づくりの検討	町会館等を活用した学習支援や、放課後等に小学校で学習支援を行うアフタースクール、児童館、放課後児童クラブ（学童保育所）、放課後子ども教室のほか、民間の取組みなどを踏まえ、各地域における多様な子どもの居場所づくりを総合的に検討する。	子ども未来部 子ども健やか育成課 ・ 子ども企画課 ・ 学校教育部 学校教育課
⑮	根崎生活館	児童・生徒育成事業として、習字教室、まなび方教室などを実施しているほか、小・中学校の夏休みや冬休み期間には、スポーツ教室などの特別教室も実施する。	子ども未来部 子ども健やか育成課
⑯	函館コミュニティプラザ（Gスクエア）	多目的ホールやフリースペースなどを備え、市民、特に若者が気軽に来場し、広く交流できる場所を提供する。	経済部 商業振興課
⑰	都市公園安全・安心対策事業（公園施設長寿命化対策）	都市公園の遊具等施設については、老朽化に対する安全性の確保、また、公園施設のライフサイクルコスト削減の観点から、遊具等施設の改築・更新に努める。	土木部 公園河川整備課
⑱	青少年研修センター	（再掲） P.150	生涯学習部 生涯学習文化課
⑲	公民館	小学生対象の公民館講座として、絵画教室や樹脂粘土教室などを実施する。	生涯学習部 生涯学習文化課
⑳	ウィークエンド・サークル活動推進事業	休日に、障がいのある児童・生徒に対して、学生ボランティアと一緒に活動できる体験の場と機会を提供する。	生涯学習部 生涯学習文化課
㉑	絵本の読み聞かせ	子どもの時期から本に親しみ、本と接する機会の提供等を目的に、ボランティアによる紙芝居や絵本を使った読み聞かせの実演をする。	生涯学習部 生涯学習文化課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
㉔	函館アリーナ	子どもを対象とした各種の学習型事業やスポーツ教室のほか、プロスポーツ選手によるクリニックなどを実施する。	生涯学習部 スポーツ振興課
㉕	亀田交流プラザ	講堂や体育室、会議室などを配置し、各種講演会や展示会、発表会、会議、研修、サークル活動やスポーツ活動など、多目的に利用でき、また、高齢者対象大学の実施や、高齢者や児童への活動の場の提供など、多彩な事業を展開することで、幅広い世代の市民に生涯にわたる学習活動の場および多様な交流の場を提供し、豊かな市民生活と活力ある地域社会の創造に寄与する。 また、館内2階に開設している児童コーナーは、美原児童館の機能を継承しており、児童（18歳未満）の活動の場の無料開放事業や、児童を対象とした無料体験講座および季節行事等を実施するほか、児童図書コーナーを配置している。	生涯学習部 生涯学習文化課
㉖	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童および家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する。	子ども未来部 子ども見守り・相談課 ・ 子ども健やか育成課
(2) 少年非行、いじめ・不登校等に対する支援の推進			
①	函館市子ども条例の推進	(再掲) P.147	子ども未来部 子ども企画課
②	子どもなんでも相談110番	(再掲) P.150	子ども未来部 子ども見守り・相談課
③	青少年補導センター	函館市補導センターの育成補導員および少年補導委員（市内小・中・高等学校等の教員に委嘱）により、大型店舗やカラオケボックス、ゲームセンター等で街頭補導活動を実施する。	子ども未来部 子ども健やか育成課
④	有害図書等販売状況一斉立入調査	青少年を取り巻く環境の浄化活動として、有害図書等の取扱い、陳列方法や、青少年の携帯電話・スマートフォンへのフィルタリング機能の義務化等について、書店やDVD・ビデオレンタル店、コンビニエンスストア等への立入調査を一斉に行い、店主等への説明や指導、協力要請を行う。 北海道青少年健全育成条例に基づき実施（道職員併任）	子ども未来部 子ども健やか育成課
⑤	いじめ不登校等対策推進事業	児童・生徒のいじめの問題や不登校等について、その対応に係わる協議等を行い、啓発用リーフレットの作成・配布や「はこだて子どもホットライン（子どもの悩み相談電話）」（南北海道教育センター）の開設などに取り組む。	学校教育部 教育指導課 ・ 南北海道教育センター
⑥	スクールカウンセラーの配置	児童・生徒の心の在り方に関わる様々な課題に対し、児童・生徒や保護者、教職員の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能のより一層の充実を図ることを目的に、市立中学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、市立小学校にスクールカウンセラーを派遣する。	学校教育部 南北海道教育センター

No.	事業名	事業内容等	所管部局
⑦	こころの相談員 配置事業	子どもの悩み相談電話の対応および学校等の要請等に応じて学校を巡回し、児童・生徒および保護者等へのカウンセリングや学校および教育委員会への助言を行う相談員を配置し、教育委員会や学校等と連携し、いじめや不登校等の未然防止および早期解決に努める。	学校教育部 学校教育課 ・ 教育指導課
⑧	サポートベース 函館	函館市内に在住する、様々な背景や要因、状態により登校できない状況にある児童生徒を対象に、「サポートベース函館」（南北海道教育センター）においてひとりひとりの状況に即した支援を行い、社会的自立または学校生活への意欲を高める。	学校教育部 南北海道教育 センター
施策の方向2 母子の健康確保と増進			
1 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実			
(1) 健康診査、保健相談・指導の充実			
①	妊産婦歯科健康 診査	妊娠中から産後は、つわりや授乳による食習慣や歯みがき習慣の変化等により、歯肉炎等の歯科疾患を発症しやすくなるため、妊娠中から口腔の状態をチェックすることにより、異常の早期発見、早期治療や、生まれてくる子どもの歯科保健意識の向上につなげる。	保健福祉部 健康増進課
②	妊婦健康診査	母子健康手帳交付時、初回から妊娠 39 週前後までの妊婦健康診査について、望ましい回数とされる 14 回分の受診票と超音波検査用受診票を交付し、健診費用の一部を助成。さらに、多胎妊娠の方が標準的な妊婦健診以外に自費で受診した健診の費用の一部についても助成することにより妊婦の経済的負担を軽減しており、今後も妊婦の健康管理を図るため、健診受診率の向上に努める。	子ども未来部 母子保健課
③	出産・子育て応 援給付金給付事 業	全ての妊婦・子育て家庭が、より安心して出産・子育てができるよう、本市の既存の取組みを生かしながら、妊娠期から出産・子育てまで一貫した「伴走型相談支援」の充実を図るとともに、「経済的支援」として妊娠届出時、出生届出時を通じた給付金の支給を一体的に実施する。 ※令和7年度からは、経済的支援については「妊婦のための支援給付」、伴走型相談支援については「妊婦等包括相談支援事業」として法に位置付けられる予定であり、国制度に則って引き続き事業を実施していく。	子ども未来部 母子保健課
④	妊産婦健診交通 費等助成事業	妊産婦健康診査や出産時に受診することができる医療機関が遠方にある妊産婦の心身や経済的負担の軽減を図るため、交通費や宿泊費の一部を助成	子ども未来部 母子保健課
⑤	妊産婦保健指導	妊娠 11 週以内の早期の妊娠届出率の向上を図るほか、妊産婦訪問や電話相談への対応など、保健指導を充実・強化するとともに、母子支援連絡システム事業を活用した医療機関との連携により、ハイリスク妊産婦への支援を強化する。	子ども未来部 母子保健課
⑥	新生児聴覚検査	聴覚障がいの早期発見・早期療育を図るため、新生児聴覚検査費用の一部を助成	子ども未来部 母子保健課
⑦	乳幼児健康診査	子どもの疾病や障がいを早期に発見し、早期治療や早期療育につなげるとともに、育児に関する様々な相談に応じ、子どもの健全育成が図られるよう、4 か月、10 か月、1 歳 6 か月、3 歳児の健康診査を継続し、受診率の向上を図る。	子ども未来部 母子保健課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
⑧	乳幼児健康診査 二次スクリーニング	乳幼児健診において、発育・発達が遅れが疑われる子どもを対象とした経過観察健診（訓練含む）と、肥満予防対策が必要と認められた子どもを対象とした小児肥満フォロー健診を実施する。	子ども未来部 母子保健課
⑨	乳幼児精密健康 診査	乳幼児健診において、より精密な検査が必要と認められた子どもを対象に、医療機関で精密健診を実施し、その結果に応じて保健師による適切な支援を行う。	子ども未来部 母子保健課
⑩	乳幼児保健指導	保護者の様々な育児不安等に適切に対応し、その解消に努めることで子どもの健全育成や児童虐待予防が図られるよう、乳幼児健診での保健指導、未熟児や多胎児、障がいのある子ども等への訪問等による相談支援のほか、乳幼児健診未受診者への受診勧奨や状況確認、医療機関からの母子支援連絡票による養育支援が必要な母子の早期把握および適切な支援を行う。	子ども未来部 母子保健課
⑪	定期予防接種	感染症を予防するために、主に乳幼児に接種する、ＢＣＧ、四種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ）、麻しん、風しん、水痘、ヒブ、小児用肺炎球菌等の各ワクチンをはじめ、主に小学6年生を対象に接種する二種混合ワクチン（ジフテリア、破傷風）第2期や、主に中学1年女子を対象に接種する子宮頸がん予防ワクチンを実施してきた。また、平成28年4月から日本脳炎ワクチンが北海道においても定期予防接種となったほか、同年10月からはＢ型肝炎ワクチン、令和2年10月からはロタウイルスが定期予防接種となった。令和6年4月から四種混合とヒブを合わせた五種混合ワクチンが導入されるなど、接種スケジュールが複雑で過密になっている。接種の誤りを防ぎ、適切な時期に接種することができるよう、個別通知や広報等により、積極的な勧奨に努め、接種率の向上を図る。	子ども未来部 母子保健課
⑫	乳幼児歯科健 診・相談	10か月児健診時に歯科相談、1歳6か月児健診、3歳児健診時に歯科健診と歯科相談を実施しているほか、1歳から就学前の幼児を対象にフッ素塗布を行っており、歯科保健についての正しい知識の普及・啓発により受診率等の向上に努めるとともに、むし歯有病率の減少を図る。	子ども未来部 母子保健課
⑬	周産期母子医療 センター（道事 業）との連携	分娩に伴う妊産婦や乳児の死亡を減少させるため、状況に応じて市内の全産婦人科が周産期母子医療センター（総合周産期母子医療センター：函館中央病院）への搬送を行っており（道事業）、また、退院後の母子支援のため、同センターとの定期連絡会等を実施するなど、今後も同センターとの連携を強化する。	子ども未来部 母子保健課
⑭	産後ケア事業	出産後1年以内の産婦および乳児で、産後ケアを必要とする方を対象に、従来の宿泊型のほか、令和4年度から通所型、訪問型により、助産師等が母体と乳児のケアを行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。また、ハイリスク産婦およびハイリスク乳児等を持つ母親を対象に、保健師が家庭訪問し、産後うつ等の心の健康状態を早期に把握し、適切な支援を行い、母親の育児不安の解消を図る。	子ども未来部 母子保健課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
⑮	産婦健康診査	産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後の初期段階における母子に対する支援の強化として、産後2週間前後と産後1か月前後の産婦に対し健診費用の助成を行う。健診の結果、支援が必要と判断された産婦に対し、宿泊型産後ケア事業や訪問指導等の支援を行う。	子ども未来部 母子保健課
⑯	乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん事業）	（再掲） P.148	子ども未来部 母子保健課
⑰	マザーズ・サポート・ステーション事業	（再掲） P.151	子ども未来部 母子保健課
（２）母子保健の情報提供の充実			
①	妊産婦および乳幼児の喫煙・受動喫煙防止普及・啓発事業	母子健康手帳交付時や乳幼児健診等の機会を通じて、妊娠中および出産後の喫煙や、乳幼児の受動喫煙の害について普及・啓発を図る。	保健福祉部 健康増進課
②	子育てアプリ「すくすく函館っ子」（はこっこ）	（再掲） P.153	子ども未来部 子ども企画課
③	子ども・子育て情報「はこすく」	（再掲） P.153	子ども未来部 子ども企画課
④	事故防止周知啓発事業	乳幼児健診、両親学級、こんには赤ちゃん訪問等の機会を通じて、誤飲、転落、転倒、やけど等の子どもの事故予防に向けた周知・啓発を行う。	子ども未来部 母子保健課
⑤	両親学級「プレママ・プレパパ教室」	初妊婦とその夫・家族に対して、妊娠中の健康管理や出産・育児に関する知識の普及・啓発のため、体験学習および講義を行う。	子ども未来部 母子保健課
⑥	乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん事業）	（再掲） P.148	子ども未来部 母子保健課
⑦	子育てサポート情報通信「すくすく」の発信	（再掲） P.153	子ども未来部 母子保健課
⑧	えほんふれあい事業	絵本の読み聞かせを通じて、保護者と子どものふれあいを深め、安定した関係をつくることを目的として、10か月児健診時に読み聞かせグループによる読み聞かせを実演し、推薦絵本と読み聞かせ案内についての情報を提供する。	生涯学習部 生涯学習文化課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実			
(1) 思春期・青年期保健に関する知識の普及促進			
①	特定感染症検査等事業	エイズやHIV感染の早期発見とまん延防止のため、HIV抗体検査を今後も継続実施するとともに、より受けやすい検査・相談体制の整備を図る。	生涯学習部 生涯学習文化課
②	エイズ対策促進事業	青少年層や教育機関関係者を対象とした研修会・健康教育等を開催し、エイズ等の性感染症に係る正しい知識の普及・啓発および予防教育を行う。	保健福祉部 保健予防課
③	思春期保健講演会	思春期の子どもを持つ保護者をはじめ、関係機関職員や思春期保健に関心のある一般市民等を対象に、思春期の特徴や性行動を含めた問題行動の現状や対応方法についての適切な知識の普及を図るため講演会を開催する。	子ども未来部 母子保健課
④	思春期教室	思春期の子どもたちが、生命の尊さを認識し、人間尊重、男女平等の精神に基づいた異性観を持ち、適切な行動をとることができるよう、出前健康教育を実施するほか、思春期教材の貸出しや情報提供などを行う。 「函館・性と薬物を考える会」の協力のもと、教育委員会や学校等との連携を一層強化し、思春期教室の拡充に努める。	子ども未来部 母子保健課
⑤	思春期保健相談	思春期における身体的、精神的問題や性に関する不安や悩み等について、個々のケースに応じた相談を行う。	子ども未来部 母子保健課
⑥	思春期保健連絡会	思春期の子どもの心と身体健康づくりを支援する思春期保健対策の進め方について検討し、思春期保健事業の効果的な推進を図るため、関係機関・団体と情報交換や意見交換を実施する。	子ども未来部 母子保健課
⑦	性の多様性理解促進等事業	性の多様性に関する市民理解を促進するため、映画上映会や講演会、出前講座等の啓発活動を行う。	市民部 市民・男女共同参画課
⑧	プレコンセプションケアの取り組み推進	男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、将来の妊娠のための、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取り組みを推進している。	子ども未来部 母子保健課 ・保健福祉部 健康増進課
⑨	スクールカウンセラーの配置	(再掲) P.156	学校教育部 南北海道教育センター
⑩	スクールソーシャルワーカー配置事業	不登校、暴力行為、児童虐待等様々な問題に対して、学校と連携を図りながら、課題・状況を把握するとともにその解決を図る。また、個別のケースに応じて関係機関との連携により、児童生徒の問題解決を図る。	学校教育部 南北海道教育センター
(2) 喫煙、飲酒、薬物に関する教育の推進			
①	未成年者飲酒防止対策事業	小学校を対象に、未成年者飲酒防止講座を実施し、未成年者の飲酒が及ぼす健康影響について普及・啓発を図る。	保健福祉部 健康増進課
②	未成年者喫煙防止対策事業	小学生を中心に、小・中学生および高校生を対象とした未成年者喫煙防止講座を実施し、未成年者の喫煙が及ぼす健康影響について普及・啓発を図る。	保健福祉部 健康増進課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
③	薬物乱用防止普及事業（「ダメ。ゼッタイ。」普及運動）	北海道と連携し、薬物乱用防止指導員による青少年を対象とした「ヤング街頭キャンペーン」での街頭啓発をはじめ、中学校・高校等での啓発活動を行い、若年層の薬物乱用防止の普及・啓発を図る。	保健福祉部 地域保健課
④	妊産婦および乳幼児の喫煙・受動喫煙防止普及・啓発事業	（再掲） P.159	保健福祉部 健康増進課
（３）心のケアと相談体制の充実			
①	自殺対策事業	自殺の現状や自殺対策に関する情報の交換および共有を図り総合的に自殺対策を推進するため、保健・医療・福祉関係機関、教育関係機関、警察関係機関等で構成される函館市自殺対策連絡会議、実務者会議を定期的に開催するほか、自殺予防に関する正しい知識の普及・啓発および人材養成等を行う。	保健福祉部 障がい保健福祉課
②	子どもなんでも相談１１０番	（再掲） P.150	子ども未来部 子ども見守り・相談課
③	いじめ不登校等対策推進事業	（再掲） P.156	学校教育部 教育指導課
④	こころの相談員配置事業	（再掲） P.157	学校教育部 学校教育課・ 教育指導課
⑤	サポートベース函館	（再掲） P.157	学校教育部 南北海道教育センター
⑥	スクールカウンセラーの配置	（再掲） P.156	学校教育部 南北海道教育センター
⑦	スクールソーシャルワーカー配置事業	（再掲） P.160	学校教育部 南北海道教育センター
⑧	南北海道教育センターにおける教育相談	幼児、児童・生徒の教育上の諸問題の解決を図るため、本人、保護者、学校教育関係者の申し出により、適応、進路および適性に関する相談を実施する。	学校教育部 南北海道教育センター
⑨	性暴力被害者相談窓口	「NPO法人ウィメンズネット函館」への委託により、電話や面接による相談のほか、必要に応じて医療機関や警察など、関係機関との連携した支援、各種手続きに係る同行などの対応を行っている。	子ども未来部 子育て支援課
３ 「食育」の推進			
（１）食に関する学習機会、情報提供の充実			
①	離乳食教室	生後４～５か月の第一子を持つ親を対象とし、離乳食初期食（５～６か月）のデモンストレーションおよび試食の提供をし、離乳食の進め方についての講話を実施する。	保健福祉部 健康増進課
②	第３次函館市食育推進計画	市民一人ひとりが食育に理解を深め、食を通して心豊かで健やかな暮らしを実現することを目的に策定した「第３次函館市食育推進計画」に基づき、関係機関・団体との連携を図りながら、食育を推進する。	保健福祉部 健康増進課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
③	食育だよりの発行	乳幼児を持つ公立認定こども園の保護者を対象に、食事が心身の発達に与える影響など、食事の重要性について周知・啓発を図るため、食育だよりを毎月作成し、配布する。	子ども未来部 子どもサービス課
④	学校における食育の推進	幼児、児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるための食育の取組みについて、各学校教職員に対する指導・助言を行うとともに、栄養教育研究会と連携し、食育の取組みについての普及・啓発を行う。	学校教育部 教育指導課
4 周産期・小児医療等の充実			
(1) 周産期・小児医療の確保・充実			
①	小児救急電話相談事業（道事業）の普及・啓発	夜間における子どもの急な病気やけがなどの際に、専任の看護師や医師が保護者等からの電話相談に対し、助言を行う「小児救急電話相談事業」の普及・啓発を図る。	保健福祉部 地域保健課
②	小児救急に関する情報提供	子どもによくある症状に対する応急処置のポイントや、時間外でもすぐに病院・診療所を受診した方が良い時のポイントなどの情報を冊子にまとめ、乳児家庭訪問などで配布するほか、市のホームページに掲載するなど、情報提供を実施する。	保健福祉部 地域保健課
③	小児救急医療体制の維持・支援	休日および夜間に小児重症救急患者を受け入れる医療機関に対して補助金を交付し、小児科医師の院内待機体制の整備を支援することにより、初期から三次へ至る小児救急医療体制を維持・支援していく。	保健福祉部 地域保健課
④	未熟児養育医療の給付	養育のために病院等に入院することを必要とする未熟児に対して、その養育に必要な医療費を給付する。	子ども未来部 母子保健課
(2) 小児慢性特定疾病対策の推進			
①	小児慢性特定疾病医療の給付	18歳未満で発症した小児慢性特定疾病患者の医療に要する費用を患者家族の負担能力に応じて助成する。	子ども未来部 母子保健課
②	日常生活用具の給付	小児慢性特定疾病の対象となっている子どもに対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付する。	子ども未来部 母子保健課
③	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	慢性的な疾病により、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成および自立促進を図るため、児童等およびその家族からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うとともに、医療や教育、保健、患者・家族会等関係者による関係機関会議を開催し、地域の支援体制の確立を図る。	子ども未来部 母子保健課
(3) 不妊・不育症に悩む方に対する支援の充実			
①	不妊治療等助成事業	子どもを望む患者の経済的負担を軽減し、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進するため、医療保険適用の不妊治療と併用して実施した先進医療に係る費用や交通費の一部を助成する。	子ども未来部 母子保健課
②	不育症治療費助成事業	2回以上の流産、死産あるいは早期新生児死亡等の既往があり、国内の産科または婦人科を標ぼうする医療機関で不育症の因子を特定するための検査および検査結果に基づく治療を受けた者に対し、費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。	子ども未来部 母子保健課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
③	不妊相談窓口	不妊や不育に悩む方への相談支援や治療に関する情報提供等について、専門的知識を有する医師等を配置して対応することにより、不安や精神的負担の軽減を図る。	子ども未来部 母子保健課
施策の方向 3 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備			
1 次代の親の育成			
(1) 男女協力による家庭を築くことの意義の普及・啓発の推進			
①	男女共同参画推進事業	男女共同参画社会を推進するうえで必要な情報誌、啓発誌の発行や市内の女性団体等で構成する実行委員会形式によるはこだて男女共同参画フォーラムの開催などにより広報・啓発活動を行う。	市民部 市民・男女共同参画課
②	お父さんのための子育て講座	(再掲) P.148	子ども未来部 子ども健やか育成課
③	両親学級「プレママ・プレパパ教室」	(再掲) P.159	子ども未来部 母子保健課
④	思春期教室	(再掲) P.160	子ども未来部 母子保健課
(2) 子どもを生み育てることの意義の普及・啓発の推進			
①	思春期保健講演会	(再掲) P.160	子ども未来部 母子保健課
②	思春期教室	(再掲) P.160	子ども未来部 母子保健課
2 子どもの「生きる力」の育成に向けた学校の教育環境等の整備			
(1) 確かな学力の向上			
①	教育用コンピュータ整備事業	多様な子供たち一人一人に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境を実現するため、1人1台端末の整備を行う。	学校教育部 学校教育課
②	学力向上推進事業	(再掲) P.155	学校教育部 学校教育課・ 教育指導課
③	日本語指導支援補助者による補助業務	函館日本語教育研究会(J T S)へ委託し、日本語指導支援の必要な児童生徒へ取り出し指導等の支援を行っている。	学校教育部 教育指導課
(2) 豊かな心の育成			
①	放課後子ども教室推進事業	(再掲) P.149	子ども未来部 子ども健やか育成課
②	子ども会議	(再掲) P.154	子ども未来部 子ども企画課
③	子どもなんでも相談 110番	(再掲) P.150	子ども未来部 子ども見守り・相談課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
④	道徳教育の充実	豊かな心の育成をめざすため、学校教育指導を通じて各学校に指導を行うとともに、道徳教育に係る学校教育指導資料等の作成、函館市道徳教育研究会との連携のもとでの公開研究会等における助言等を行う。	学校教育部 教育指導課
⑤	体験学習活動の充実	市立の小中学校および義務教育学校において、外部講師として地域人材を活用したり、校外において地域の歴史や産業などに直接触れて体験することにより、学習に対する興味関心を喚起し、学力向上を図る。	学校教育部 学校教育課
⑥	こころの相談員配置事業	(再掲) P.157	学校教育部 学校教育課 教育指導課
⑦	スクールカウンセラーの配置	(再掲) P.156	学校教育部 南北海道教育センター
⑧	スクールソーシャルワーカー配置事業	(再掲) P.160	学校教育部 南北海道教育センター
⑨	南北海道教育センターにおける教育相談	(再掲) P.161	学校教育部 南北海道教育センター
(3) 健やかな体の育成			
①	児童館スポーツ教室	市内の一部児童館を活用し、小学1～4年生を対象にドッジボールや長縄等のスポーツ教室を開催する。	子ども未来部 子ども健やか育成課
②	函館アリーナ	(再掲) P.156	生涯学習部 スポーツ振興課
③	スポーツ少年団への助成	青少年へのスポーツの普及、体力の向上、さらには青少年の健全育成のため、少年野球等8種目の競技交流事業をはじめ、ジュニアリーダー研修、育成母集団研修、体力テスト等の事業を実施している函館市スポーツ少年団に対し、運営費用の一部を補助する。	生涯学習部 スポーツ振興課
④	スポーツ・レクリエーション指導者育成事業	スポーツ・レクリエーションの資格取得に要する経費の一部を補助する。	生涯学習部 スポーツ振興課
(4) 信頼される学校づくりの推進			
①	学校再編に伴う施設整備	学校再編を行う場合は、必要となる施設整備を実施し学習環境の向上に努める。	学校教育部 学校再編・地域連携課
②	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）	(再掲) P.153	学校教育部 学校再編・地域連携課
③	私立学校運営助成費補助金	私立学校の教育条件の維持向上等を図るため、私立学校を設置する学校法人に対して補助金を交付する。	子ども未来部 子ども企画課
④	私立専修学校運営助成費補助金	私立専修学校の教育条件の維持向上等を図るため、私立専修学校を設置する学校法人等に対して補助金を交付する。	子ども未来部 子ども企画課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
(5) 幼児教育の充実			
①	保育の質の向上	(再掲) P.152	子ども未来部 子どもサービス課
②	学校(園)教育指導の充実	学校教育指導監や指導主事が市立幼稚園を訪問し、研究協議等を通じて保育の質の向上や幼小接続に資する指導・助言を行う。	学校教育部 教育指導課
③	幼保小接続の推進	本市の幼稚園、保育所、認定こども園と小学校等との連携・接続を強化することにより、子どもの発達と学びの連続性を確保し、子どもの育ちの課題解決につなげる体制を構築するため、函館市幼保小連携連絡会議を設置するほか、幼保小連携の在り方を探るとともに幼保小連携をより一層深めるための研修として、幼保小連携推進協議会を開催する。	子ども未来部 子どもサービス課 ・ 学校教育部 南北海道教育センター
3 家庭や地域の教育力の向上			
(1) 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実			
①	第3次函館市食育推進計画	(再掲) P.161	保健福祉部 健康増進課
②	地域子育て支援拠点事業(子育てサロン)	(再掲) P.147	子ども未来部 子どもサービス課
③	乳幼児健康診査	(再掲) P.157	子ども未来部 母子保健課
④	子どものスマートフォン使用についての注意喚起	1歳6か月児および3歳児健診において、子どものスマートフォン使用についての注意喚起のためのリーフレットを配布しているほか、子育てサポート情報通信「すくすく」にて、スマートフォン使用による影響について掲載している。	子ども未来部 母子保健課
⑤	出生祝記念品事業	赤ちゃんの誕生を祝うとともに、子どもの健やかな成長を願い、出生時に函館市で住民登録した子どもがいる世帯に、市から道南スギを使用した積み木を贈る。	子ども未来部 子ども企画課
⑥	家庭教育支援事業(家庭教育セミナー)	保護者や教職員、地域の関係者が集まる機会に講師を派遣し、家庭教育に関する学習機会を提供する。	生涯学習部 生涯学習文化課
(2) 地域の教育力の向上			
①	放課後子ども教室推進事業	(再掲) P.149	子ども未来部 子ども健やか育成課
②	子どもの居場所づくり推進事業	(再掲) P.155	子ども未来部 子ども企画課
③	スポーツ少年団への助成	(再掲) P.164	生涯学習部 スポーツ振興課
④	総合型地域スポーツクラブ育成支援事業	地域に根付いた生涯スポーツの振興を図るため、総合型地域スポーツクラブに対して、その活動に要する費用の一部を補助する。	生涯学習部 スポーツ振興課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
⑤	スポーツ・レクリエーション指導者育成事業	(再掲) P.164	生涯学習部 スポーツ振興課
⑥	キャリア教育の推進（はこだてっ子職場体験協力事業所一覧の公開）	職場体験の可能な事業所を市のホームページに公開することで、生徒のキャリア形成と自己実現につながる職場体験を実施できるようにするとともに、多くの市民に生徒の活動や事業所の協力を知ってもらうことにより「地域全体で函館の子どもを育てる」という機運を醸成し、学校・家庭・地域が連携した教育活動を推進する。	学校教育部 教育指導課
⑦	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）	(再掲) P.153	学校教育部 学校再編・地域連携課
⑧	学力向上推進事業	(再掲) P.155	学校教育部 学校教育課・ 教育指導課
4 子どもを取り巻く社会環境の整備			
(1) 関係業界への自主的措置の促進			
①	有害図書等販売状況一斉立入調査	(再掲) P.156	子ども未来部 子ども健やか育成課
(2) 情報モラル教育の推進			
①	情報モラル教育の推進	情報活用場面における自他の権利や責任、ネットワーク上のルールやマナーなど、情報社会で適正な活動を行うために必要な情報モラルを児童生徒に身に付けさせ、各学校の指導の充実を図るとともに、保護者をはじめとする地域住民に対する啓発を行う。	学校教育部 教育指導課
(3) 情報リテラシーの向上			
①	情報リテラシーの向上	情報端末を使用した問題行動の未然防止や早期発見・早期対応を図るため、インターネットにおける小中学校、義務教育学校および高等学校に関する書き込みや有害サイトの検索・監視・サイト管理者等への削除要請などを行うとともに、児童生徒や保護者への情報リテラシー（情報活用能力）の向上を図る。	学校教育部 教育指導課
施策の方向4 子育てを支援する生活環境の整備			
1 良質な住宅の確保			
(1) ファミリー世帯への居住支援			
①	ヤングファミリー住まいりんぐ支援事業	西部地区および中央部地区の空家の有効活用と若年層の定住化を促進し、活力あるまちづくりを進めるため、当該地区内に転入してきた子育て世帯に対し、民間賃貸住宅の家賃一部を補助する。	都市建設部 住宅課
②	市営住宅への子育て世帯の優先入居	市営住宅においては、中学校卒業前の児童を扶養している子育て世帯を対象とした市営住宅への優先入居を実施している。	都市建設部 住宅課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
2 安全な道路交通環境の整備			
(1) 安全な道路交通環境の整備推進			
①	スクールゾーン、幼児ゾーン警戒標識の設置	幼児、児童の交通事故防止を目的に、幼稚園、保育所、小学校の半径 500 メートルをスクールゾーンとして、また、児童館および児童・幼児公園の半径 100 メートルを幼児ゾーンとして設定して、警戒標識を設置し、運転者の注意を喚起しており、引き続き、必要な地域の把握に努めるとともに、計画的な設置を推進する。	市民部 交通安全課
②	未就学児童に対する交通安全対策	「未就学児等及び高齢者運転の交通安全緊急対策」に基づき、未就学児を中心とした子どもが日常的に集団で移動する経路の安全確保のため、安全点検とその結果を踏まえた対策に取り組む。	子ども未来部 子どもサービス課
③	道路のバリアフリー化等の整備	歩行者において主要な路線における歩道の縦断こう配、段差の解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置などによりバリアフリー化を進める。	土木部 道路建設課 ・ 道路管理課
④	通学路等の安全対策	市や警察、道路管理者、学校関係者、保護者、町会などで組織する「函館市通学路安全対策会議」において、関係機関との連携を図りながら、通学路の点検を行い、歩道の整備や防護柵の設置などのハード対策および交通規制や交通安全、防犯教育などのソフト対策を含めて、通学路の安全対策に継続して取り組む。	学校教育部 保健給食課
3 子どもの交通安全を確保するための活動の推進			
(1) 交通安全教育の推進			
①	交通安全教室の開催	交通指導員による交通安全教室を計画的に実施し、また、あわせて交通指導員の研修の機会を増やし、指導力の向上に努める。	市民部 交通安全課
②	梁川交通公園の設置運営	交通遊具をはじめとして、動力式ゴーカート、自転車等を配備し、市内の幼児・小学校児童等が、楽しみながら、交通ルールを学ぶ。	市民部 交通安全課
③	交通安全パネル展の開催	交通安全パネル展を開催し、事故事例の説明や事故防止対策用品を紹介するなど、交通安全意識の一層の向上を図る。	市民部 交通安全課
④	チャイルドシート安全利用の普及活動	保護者を対象とした交通安全教室の開催により、チャイルドシートの誤使用や未装着による子どものけがなどを防止する。	市民部 交通安全課
4 安心して外出できる環境の整備			
(1) 公共的施設のバリアフリー化の推進			
①	函館市福祉のまちづくり条例の推進	「函館市福祉のまちづくり推進委員会」を開催し、各種施策について調査研究を行うとともに、病院、百貨店、ホテル、飲食店など多数の人が利用する公共的施設について、バリアフリー化に係わる整備基準の周知・普及のほか、人を思いやる心などの意識の啓発を図るため、「心のバリアフリー」化に向けた取組みとしてパネル展の開催、出前講座、広報紙などによる啓発活動を推進する。	保健福祉部 地域福祉課
②	福祉のまちづくり施設整備費補助金	既存の公共的施設について、整備基準に沿ったバリアフリー化整備を行う際に整備費用の一部を市が補助しており、より多くの人に利用してもらうため、一層のPRに努める。	保健福祉部 地域福祉課
③	道路のバリアフリー化等の整備	(再掲) P.167	土木部 道路建設課 ・ 道路管理課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
(2) 子育てバリアフリー情報提供の充実			
①	子育てアプリ 「すくすく函館っ子」(はこっこ)	(再掲) P.153	子ども未来部 子ども企画課
②	子ども・子育て 情報「はこすく」	(再掲) P.153	子ども未来部 子ども企画課
5 安全・安心なまちづくりの推進			
(1) 犯罪等の防止に配慮した環境の整備推進			
①	街路灯設置費等 補助事業	町会等が街路灯の新設、取替え等をする際、費用の一部を市が補助する。	市民部 市民・男女共同参画課
②	街路灯電灯料補助 事業	町会等が設置する街路灯の電灯料の一部を市が補助する。	市民部 市民・男女共同参画課
③	街路灯の整備	交通量の多い市道交差点において、街路灯設置が交通事故減少に効果的と見られる箇所に既存電柱等を活用して街路灯を設置する。	土木部 道路管理課
(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進			
①	函館市ANSIN メールの配信	緊急性の高い不審者情報等の安心・安全情報およびその他の市政情報をインターネットを利用して配信する。	企画部 広報広聴課 ・ 市民部 くらし安心課
②	地域安全安心促進 交付金助成事業	青色回転灯装備車を使用して防犯パトロールを実施している町会に対し、経費の一部を助成する。	市民部 市民・男女共同参画課
③	防犯協会補助事業	各種防犯活動を展開している函館市中央地区防犯協会、函館西防犯協会に補助金を交付する。	市民部 くらし安心課
④	函館市防犯カメラ の設置および運用に関する ガイドライン	防犯カメラの有用性とプライバシーの保護との調和を図り、防犯カメラの適正な設置・運用が図られるようにするため、設置・運用に関するガイドラインについて周知する。	市民部 くらし安心課
⑤	こども110番 のいえ・みせ	子どもたちが事件に巻き込まれそうになったときの避難場所として、通学路などに面した商店や公共施設のほか、一般家庭に依頼してポスターを貼り、逃げ込むことができる場所を周知するとともに、地域住民の子どもの安全確保に対する意識高揚を図る。	学校教育部 教育指導課
施策の方向5 仕事と生活の調和の実現			
1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しの推進			
(1) 仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発活動の推進			
①	ワーク・ライフ・ バランス推進事業	性別に関わらず誰もが活躍できる環境づくりに必要なワーク・ライフ・バランスを推進するため、市内の企業や高等教育機関等にアドバイザーを派遣し企業の支援や、就労前の学生に対し、労働関係法令や仕事と生活の調和の重要性などの理解を深めてもらうための講座を実施する。また、事業所向けに勉強会を実施する。	市民部 市民・男女共同参画課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
②	お父さんのための子育て講座	(再掲) P.148	子ども未来部 子ども健やか育成課
③	子育て女性等の就職支援	ハローワーク函館マザーズコーナーについて、市の広報紙、ホームページ等により周知を図るとともに、女性向けの就職基礎講座や就職マッチングイベントを開催し、就職支援に取り組む。	経済部 雇用労政課
④	キャリア教育の推進（はこだてっ子職場体験協力事業所一覧の公開）	(再掲) P.166	学校教育部 教育指導課
2 仕事と子育ての両立のための基盤整備			
(1) 多様な働き方に対応した子育て支援			
①	ファミリー・サポート・センター事業	(再掲) P.147	子ども未来部 子どもサービス課
②	各種保育サービス	(再掲) P.151	子ども未来部 子どもサービス課
③	放課後児童健全育成事業(学童保育事業)の充実	(再掲) P.149	子ども未来部 子ども健やか育成課
④	仕事と家庭の両立支援制度の周知・啓発	国や道が実施する両立支援促進のための各種施策などを市の広報紙やホームページ等において周知・啓発を図る。	経済部 雇用労政課
⑤	女性・高齢者の多様な働き方促進支援事業	女性や高齢者の潜在的な労働力の活用を図るため、『短時間就労（短時間、少日数）』を生み出し、多様な就業形態による雇用創出に取り組む企業と潜在人材とのマッチングを図る。	経済部 雇用労政課
(2) 育児休業制度等の普及・啓発の推進			
①	男女共同参画推進事業	(再掲) P.163	市民部 市民・男女共同参画課
②	ワーク・ライフ・バランス推進事業	(再掲) P.168	市民部 市民・男女共同参画課
③	育児休業制度等の利用促進	育児休業制度等に係る助成金について、市の広報紙やホームページ等により労使双方に対して、その周知に努める。	経済部 雇用労政課
④	子育てアプリ「すくすく函館っ子」（はっここ）	(再掲) P.153	子ども未来部 子ども企画課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
施策の方向6 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援			
1 児童虐待防止対策の充実			
(1) 児童虐待・相談への対応および支援			
①	子どもなんでも相談 110番	(再掲) P.150	子ども未来部 子ども見守り・相談課
②	子育て世帯訪問支援事業	(再掲) P.148	子ども未来部 子ども見守り・相談課
③	養育支援訪問事業	(再掲) P.148	子ども未来部 子ども見守り・相談課
(2) 関係機関との連携等			
①	函館市要保護児童対策地域協議会	市のほか、児童相談所や警察、教育委員会等の公的機関をはじめ、学校や児童施設、町会や民生児童委員など、子どもに関わる様々な団体を含めた関係機関により構成されており、代表者会議や実務者会議のほか、個別ケース検討会議を開催し、被虐待児などの要保護児童等の適切な支援を図るために必要な情報交換や支援の内容に関する協議等を行う。	子ども未来部 子ども見守り・相談課
②	マザーズ・サポート・ステーション事業	(再掲) P.151	子ども未来部 母子保健課
(3) 発生予防、早期発見・早期対応等			
①	主任児童委員、児童委員の活動の促進	(再掲) P.153	保健福祉部 地域福祉課
②	児童虐待防止意識啓発事業	児童虐待対応マニュアルや児童虐待防止啓発用カード等を作成し、関係機関に配布するとともに、保護者をはじめ広く市民に周知することで、児童虐待の防止および対応に関する意識啓発を図る。	子ども未来部 子ども見守り・相談課
③	子育て世帯訪問支援事業	(再掲) P.148	子ども未来部 子ども見守り・相談課
④	養育支援訪問事業	(再掲) P.148	子ども未来部 子ども見守り・相談課
⑤	子どもなんでも相談 110番	(再掲) P.150	子ども未来部 子ども見守り・相談課
⑥	マザーズ・サポート・ステーション事業	(再掲) P.151	子ども未来部 母子保健課
⑦	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	(再掲) P.148	子ども未来部 母子保健課
⑧	妊婦健康診査	(再掲) P.157	子ども未来部 母子保健課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
⑨	妊産婦保健指導	(再掲) P.157	子ども未来部 母子保健課
⑩	乳幼児健康診査	(再掲) P.157	子ども未来部 母子保健課
⑪	乳幼児保健指導	(再掲) P.158	子ども未来部 母子保健課
2 ヤングケアラーへの支援			
(1) ヤングケアラーの実態把握と支援			
①	関係機関等職員研修の実施	ヤングケアラーへの理解を深め、地域でのヤングケアラー支援の機運を醸成するため、ヤングケアラー支援に関係する機関等の職員を対象に研修を実施する。	子ども未来部 子ども見守り・相談課
②	ヤングケアラーの実態把握	支援対象となるヤングケアラーを把握するため、学校等の関係機関を通じて記名式等による調査の実施について検討する。	子ども未来部 子ども見守り・相談課
③	市民向け周知・啓発活動	子ども向けの出前講座の実施など、子ども自身がヤングケアラーに気づくような取り組みを行う。	子ども未来部 子ども見守り・相談課
④	相談支援体制の充実	市内のヤングケアラーが相談しやすいLINEを利用した相談窓口を開設する。	子ども未来部 子ども見守り・相談課
⑤	ヤングケアラー等がいる家庭へのヘルパー派遣(子育て世帯訪問支援事業)	被介護者が受けられるサービスが決定するまでの期間に家事支援を行うヘルパーを派遣し、ヤングケアラーの負担軽減を図る。	子ども未来部 子ども見守り・相談課
⑥	函館市要保護児童対策地域協議会	(再掲) P.170	子ども未来部 子ども見守り・相談課
⑦	子どもなんでも相談110番	(再掲) P.150	子ども未来部 子ども見守り・相談課
3 障がいのある子どもへの支援			
(1) 障がいの早期発見・早期療育の充実			
①	障害児等発達支援事業(巡回支援専門員整備事業、発達支援コーディネーター養成およびフォローアップ事業)	発達の遅れまたは障がいのある児童とその家族が日常的に適切な療育や相談指導を受けることができるよう、発達支援センターの機能を整備するとともに、発達支援センターの地域の中核的役割や機能強化を図ることにより、地域における障害児支援の質の向上や、保育所等への巡回支援を実施し、“気になる段階”から支援を行うための体制整備を図り、障害児等への支援やインクルージョンの推進等、地域における障害児やその家族への支援体制の強化を図る。	保健福祉部 障がい保健福祉課
②	障がいのある子どもに関する知識・情報の提供	保健・医療・福祉・教育の各機関等が実施している啓発事業を通じて、障がいのある子どもを持つ保護者や療育関係者のみならず、一般市民にも障がいに関する情報等を提供する。	保健福祉部 障がい保健福祉課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
③	新生児聴覚検査	(再掲) P.157	子ども未来部 母子保健課
④	乳幼児健康診査	(再掲) P.157	子ども未来部 母子保健課
⑤	乳幼児健康診査 二次スクリーニング	(再掲) P.158	子ども未来部 母子保健課
⑥	乳幼児精密健康 診査	(再掲) P.158	子ども未来部 母子保健課
⑦	乳幼児保健指導	(再掲) P.158	子ども未来部 母子保健課
⑧	障がい児訪問指導	障がいのある子どもの発達を支援するために、保健・医療・福祉・教育に関する情報を提供するとともに、保護者の育児不安の解消を図るために訪問指導の充実に取り組む。	子ども未来部 母子保健課
(2) 一貫した総合的な障がいのある子どもに対する施策の推進			
①	障害児相談支援	障害児通所支援を利用するにあたっては障害児支援利用計画に基づき、相談支援の充実に努める。	保健福祉部 指導監査課 ・ 障がい保健福祉課 ・ 療育・自立支援センター
②	放課後等デイサービス	小・中・高等学校に就学している障がいのある子どもに対し、放課後や夏休み等に学校や家庭と異なる場所での生活能力の向上、社会との交流等の観点から、単なる居場所としてだけでなく、日常生活に必要な訓練や指導などの療育、その他必要な支援を指定サービス事業所で行っており、対象児童が増加していることから、充実に努める。	保健福祉部 指導監査課 ・ 障がい保健福祉課
③	日中一時支援事業	介護している家族が一時的に休息がとれるようにするとともに、障がいのある人に日中活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を行う。	保健福祉部 障がい保健福祉課
④	障害児等発達支援事業（巡回支援専門員整備事業、発達支援コーディネーター養成およびフォローアップ事業）	(再掲) P.171	保健福祉部 障がい保健福祉課
⑤	軽度中等度難聴児補聴器購入等助成費事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の保護者に対し、補聴器の購入等に係る費用の一部を助成する。	保健福祉部 障がい保健福祉課
⑥	児童発達支援センター利用者負担（食費）軽減事業	児童発達支援センターを利用する児童がセンターにおいて食事の提供を受けた場合に支払う費用（食費相当分に限る）を対象に、児童の保護者が負担すべき食費の全部または一部を助成する。	保健福祉部 障がい保健福祉課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
⑦	児童発達支援	就学前の身体・知的・精神障がい（発達障がいを含む）のある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行えるように児童発達支援センター等で支援を行っており、対象児童が増加していることから充実に努める。	保健福祉部 障がい保健福祉課 ・療育・自立支援センター
⑧	保育所等訪問支援	保育所等に通う障がいのある子どもに対し、集団生活への適応のための専門的な指導や支援を必要とする場合に、児童発達支援センター等の職員等が保育所等を訪問し、専門的な支援を行うとともに訪問先のスタッフに対する支援を行うもので、平成 27 年度からは児童発達支援センターの必須事業となったことから、訪問支援の充実に努める。	保健福祉部 障がい保健福祉課 ・療育・自立支援センター
⑨	はこだて療育・自立支援センター診療所	運動・精神発達や心の問題についての診察・検査・リハビリテーションなどを行う。 診療科：精神科、小児科、整形外科、リハビリテーション科	保健福祉部 療育・自立支援センター
⑩	育成医療の給付	身体に障がいのある、または放置すれば一定の障がいを残すと認められる子どもで、手術等により確実に治療効果が期待できるものに医療費の給付を行うとともに、身体の障がいを補うための補装具の購入や修理費用の一部支給などを行う。	子ども未来部 母子保健課
⑪	日常生活用具給付等事業	在宅で人工呼吸器、電気式たん吸引器、ネブライザー、補助人工心臓等の生命の維持に必要な機器を使用している身体障がい児へ非常用電源装置を給付する。	保健福祉部 障がい保健福祉課
⑫	短期入所事業	居宅で障がいのある人を介護する人が病気などの場合に、短期間、障がい者支援施設などにおいて障がいのある人に入浴、排せつ、食事の介護などを行う。	保健福祉部 障がい保健福祉課
(3) 教育的支援の推進			
①	障害児等発達支援事業（巡回支援専門員整備事業、発達支援コーディネーター養成およびフォローアップ事業）	(再掲) P.171	保健福祉部 障がい保健福祉課
②	ウィークエンド・サークル活動推進事業	(再掲) P.155	生涯学習部 生涯学習文化課
③	特別支援教育サポートチームの設置	市立幼稚園、小・中学校を対象として、学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）、自閉症スペクトラム（ASD）等、特別な支援を要する児童・生徒への教育的対応について、訪問相談などを通じて、専門的な意見の提示や助言を行っており、今後も継続する。	学校教育部 南北海道教育センター
④	特別支援教育支援員配置事業	市立小中学校および義務教育学校に在籍する、特別な教育的支援が必要な児童生徒に対して、学校における日常生活上の介助や、学習支援を行う特別支援教育支援員を配置する。	学校教育部 南北海道教育センター

No.	事業名	事業内容等	所管部局
⑤	特別支援教育就学奨励事業	市立小中学校および義務教育学校の特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学用品費等の経費の一部を助成する。	学校教育部 保健給食課
⑥	特別支援教育巡回指導員配置事業	市立小中学校および義務教育学校に在籍する発達障がい等の教育的支援が必要な児童生徒に対して就学相談や就学後のフォローアップ訪問、巡回相談をとおして実態把握を行うとともに、各学校における特別支援教育推進上の諸課題に対して、学校支援や助言を行う特別支援教育巡回指導員を配置する。	学校教育部 北海道教育センター
⑦	特別支援教育に関する研修の充実	市立小中学校および義務教育学校の教職員を対象に、学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）、自閉症スペクトラム（ASD）等、特別な支援を要する児童生徒への教育的対応や検査方法、アセスメントの方法を研修し、実際の指導に活用を図る取り組みを実施する。	学校教育部 北海道教育センター
（４）保育所等における障がいのある子どもの教育・保育等の推進			
①	障害児等発達支援事業（巡回支援専門員整備事業、発達支援コーディネーター養成およびフォローアップ事業）	（再掲） P.171	保健福祉部 障がい保健福祉課
②	保育所等訪問支援	（再掲） P.173	保健福祉部 障がい保健福祉課 ・療育・自立支援センター
③	保育所・認定こども園・幼稚園における障がい児の受入れ	（再掲） P.151	子ども未来部 子どもサービス課
④	放課後児童健全育成事業における障がい児保育	放課後児童クラブ（学童保育所）においては、可能な限り障がいのある児童の受入れを行っており、市として障がいのある児童を受け入れるための施設改修や備品購入を支援する。	子ども未来部 子ども健やか育成課
施策の方向 7 ひとり親家庭の自立支援			
1 ひとり親家庭の自立支援の推進			
（１）子育て・生活支援の充実			
①	ファミリー・サポート・センター事業	（再掲） P.147	子ども未来部 子どもサービス課
②	母子家庭等の保育所優先入所	母子世帯や父子世帯を対象に、認可保育所の優先入所を行う。	子ども未来部 子どもサービス課
③	ひとり親家庭等日常生活支援事業	（再掲） P.147	子ども未来部 子育て支援課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
④	子育て支援短期利用事業（ショートステイ事業）	（再掲） P.149	子ども未来部 子育て支援課
⑤	トワイライトステイ事業	（再掲） P.149	子ども未来部 子育て支援課
⑥	母子生活支援施設	住居を提供するだけでなく、生活支援、就業支援、育児相談、教育相談などを通じて、自立を支援する。	子ども未来部 子育て支援課
⑦	病児保育事業	（再掲） P.148	子ども未来部 子どもサービス課
⑧	母子・父子福祉センターでの趣味・教養教室	母子・父子・寡婦を対象として、趣味や教養、スポーツ・レクリエーションを通じて生きがいを深め、健康で明るい生活を送るための各種教室等を開催する。	子ども未来部 子育て支援課
⑨	親子での各種体験型教室（事業）の参加促進	親子で参加できる各種の体験型教室（事業）等の情報収集を行い、その周知・広報に努め、親子での参加促進を図る。	子ども未来部 子育て支援課
⑩	ひとり親家庭サポート・ステーション事業	（再掲） P.150	子ども未来部 子育て支援課
⑪	市営住宅への子育て世帯の優先入居	（再掲） P.166	都市建設部 住宅課
（２）就業支援の充実			
①	母子・父子福祉センターでの技能習得事業	母子家庭等の母親または父親、および寡婦を対象として、就職に有利な資格を得るための講座を開催する。	子ども未来部 子育て支援課
②	母子家庭等就業・自立支援センター事業	道と連携を図りながら、一貫した就業支援サービスを提供するとともに、地域生活や養育費に関する相談のほか、民間事業者に対する就業に係わる協力依頼など、総合的な支援について、きめ細かく取り組む。	子ども未来部 子育て支援課
③	母子自立支援プログラム策定事業	就職や転職を希望する児童扶養手当受給者を対象に、専門の相談員が面談のうえ、本人の希望や実情に対応した自立支援計画書(プログラム)を策定して、個々に応じたきめ細かな就業支援を行う。	子ども未来部 子育て支援課
④	ひとり親家庭等就労自立支援給付金	ひとり親家庭の父または母が自立支援プログラム策定事業を利用して就職し、雇用保険の被保険者となった者を対象に、経済的負担の軽減と仕事への意欲向上を図るため、就職の支度に必要な費用として給付金を支給する。	子ども未来部 子育て支援課
⑤	母子家庭等自立支援給付金支給事業	資格取得のための指定された講座を受講する場合や、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、調理師、製菓衛生師のような経済的自立に有効な資格を取得する場合などに給付金を支給する。	子ども未来部 子育て支援課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
⑥	ひとり親家庭技能習得支援給付金	ひとり親家庭の父または母で、高等職業訓練促進給付金を受給しながら看護師等の資格取得をめざす者を対象に、授業料等の経済的負担の軽減を図るため給付金を支給する。	子ども未来部 子育て支援課
⑦	ひとり親家庭等雇用促進補助金	ひとり親の雇用を促進するため、市内在住のひとり親家庭の父母等を雇用し、国の特定求職者雇用開発助成金の支給決定を受けた市内の事業主に対し、国の助成金の半額を上乗せ支給する。	経済部 雇用労政課
⑧	女性・高齢者の多様な働き方促進支援事業	(再掲) P.169	経済部 雇用労政課
⑨	子育て女性等の就職支援	(再掲) P.169	経済部 雇用労政課
(3) 経済的支援の充実			
①	母子家庭等自立支援給付金支給事業	(再掲) P.175	子ども未来部 子育て支援課
②	児童扶養手当	ひとり親家庭等(母子および父子家庭等)の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るため、一定の要件に該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(一定程度以上の障がいの状態にある場合は20歳未満)を養育しており、所得が一定未満の方に手当を支給する。	子ども未来部 子育て支援課
③	ひとり親家庭等医療費助成制度	ひとり親家庭や両親のいない家庭の20歳未満の子どもとその母または父の保険診療にかかる医療費を助成している。	子ども未来部 子育て支援課
④	遺児手当	父および母を失った遺児または不慮の事故、災害により父母のいずれかを失った遺児の養育者に対して、手当を支給する。	子ども未来部 子育て支援課
⑤	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭等の経済的自立と生活の安定、子どもの福祉を図るため、無利子または低利子で各種資金の貸付けを行う。	子ども未来部 子育て支援課
⑥	養育費確保にかかる周知・啓発事業	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく養育費について、児童扶養手当の申請時などに周知・啓発を図る。	子ども未来部 子育て支援課
⑦	養育費確保支援事業	養育費の取り決めに関する公正証書等の作成や養育費不払い対策として民間保証会社と保証契約を締結した場合に経費の一部を補助する。	子ども未来部 子育て支援課
⑧	ひとり親家庭等子どものための学習支援事業	ひとり親家庭等世帯の小学生等を対象に、生活指導を含めた訪問型学習支援を行う。	子ども未来部 子育て支援課
⑨	放課後児童健全育成事業(学童保育事業)の充実	(再掲) P.149	子ども未来部 子ども健やか育成課
⑩	就学援助	経済的理由により、国公立の小中学校および義務教育学校への就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費や給食費など就学に要する費用の援助を行う。	学校教育部 保健給食課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
(4) 情報提供および相談体制の充実			
①	子育てアプリ 「すくすく函館 っ子」(はこっ こ)	(再掲) P.153	子ども未来部 子ども企画課
②	子ども・子育て 情報「はこす く」	(再掲) P.153	子ども未来部 子ども企画課
③	「ひとり親家庭 のしおり」の配 布	母子または父子家庭を対象とした相談や手当の制度、生活資金の貸 付け、仕事、子育て支援サービス等、生活に必要な情報を掲載した冊 子を作成し、対象世帯に配布する。	子ども未来部 子育て支援課
④	ひとり親家庭サ ポート・ステー ション事業	(再掲) P.150	子ども未来部 子育て支援課
⑤	子育てサポート 情報通信「すく すく」の発信	(再掲) P.153	子ども未来部 母子保健課
施策の方向8 子どもの貧困対策			
1 生活基盤の安定に向けた支援の充実			
(1) 世帯の生活基盤の確保に向けた支援			
①	幼児教育・保育 無償化事業	3歳以上児と住民税非課税世帯の3歳未満児について、幼稚園・保 育所・認定こども園の保育料を無償とするほか、幼稚園・認定こども園 の預かり保育や認可外保育施設などの利用料について、就労など一定 の要件を満たした場合に利用料を無償化する。	子ども未来部 子どもサービ ス課
②	第2子以降保育 料無償化 (低所得世帯・ 多子世帯に対す る保育料の軽減)	3歳未満児(住民税非課税世帯を除く)について、低所得世帯に配 慮しながら、保育料に係る階層区分を細分化等することにより、保育 料の負担を軽減するほか、子育て世帯への経済的支援と子どもを生み 育てたいと思える環境づくりを進めるため、認可保育所や認定こども 園において、第2子以降の保育料の完全無償化を実施する。	子ども未来部 子どもサービ ス課
③	低所得世帯・多 子世帯に対する 副食材料費の徴 収免除	保護者が負担することとなっている3歳以上児の給食の副食材料費 について、低所得世帯・多子世帯の負担を免除する。	子ども未来部 子どもサービ ス課
④	実費徴収に係る 補足給付事業	幼稚園・保育所・認定こども園を利用する低所得世帯・多子世帯に 対して、保護者が支払うべき副食材料費、日用品、文房具等の購入費 用や行事への参加に必要な費用の一部を補助する。	子ども未来部 子どもサービ ス課
⑤	児童扶養手当	(再掲) P.176	子ども未来部 子育て支援課
⑥	ひとり親家庭等 医療費助成制度	(再掲) P.176	子ども未来部 子育て支援課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
⑦	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	(再掲) P.176	子ども未来部 子育て支援課
⑧	児童手当	家庭等における生活の安定に寄与するとともに次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、高校生までの児童を養育し、かつ、その児童と一定関係の生計関係にある父または母等(所得の高い方)に手当を支給する。	子ども未来部 子育て支援課
⑨	子ども医療費助成制度	子どもの保険診療にかかる医療費を助成している。	子ども未来部 子育て支援課
⑩	小学校入学祝金支給事業	子育て世帯への支援の一環として、市を挙げて小学校または義務教育学校の前期課程への入学をお祝いするため、市が祝金を支給する。	子ども未来部 子ども企画課
⑪	放課後児童健全育成事業(学童保育事業)の充実	(再掲) P.149	子ども未来部 子ども健やか育成課
⑫	市営住宅への子育て世帯の優先入居	(再掲) P.166	都市建設部 住宅課
⑬	就学援助	(再掲) P.176	学校教育部 保健給食課
(2) 自立に向けた就労相談・支援の充実			
①	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	(再掲) P.176	子ども未来部 子育て支援課
②	母子・父子福祉センターでの技能習得事業	(再掲) P.175	子ども未来部 子育て支援課
③	母子家庭等就業・自立支援センター事業	(再掲) P.175	子ども未来部 子育て支援課
④	母子自立支援プログラム策定事業	(再掲) P.175	子ども未来部 子育て支援課
⑤	ひとり親家庭等就労自立支援給付金	(再掲) P.175	子ども未来部 子育て支援課
⑥	母子家庭等自立支援給付金支給事業	(再掲) P.175	子ども未来部 子育て支援課
⑦	ひとり親家庭技能習得支援給付金	(再掲) P.176	子ども未来部 子育て支援課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
⑧	ひとり親家庭等 雇用促進補助金	(再掲) P.176	経済部 雇用労政課
⑨	子育て女性等の 就職支援	(再掲) P.169	経済部 雇用労政課
⑩	女性・高齢者の 多様な働き方促 進支援事業	(再掲) P.169	経済部 雇用労政課
⑪	仕事と家庭の両 立支援制度の周 知・啓発	(再掲) P.169	経済部 雇用労政課
2 子どもの育ちと学びの支援の充実			
(1) 乳幼児期の子どもの育ちと子育ての支援			
①	出産・子育て応 援給付金給付事 業	(再掲) P.157	子ども未来部 母子保健課
②	ファミリー・サ ポート・センタ ー事業	(再掲) P.147	子ども未来部 子どもサービ ス課
③	病児保育事業	(再掲) P.148	子ども未来部 子どもサービ ス課
④	一時預かり事業 (一般型)	(再掲) P.148	子ども未来部 子どもサービ ス課
⑤	一時預かり事業 (幼稚園型)	(再掲) P.148	子ども未来部 子どもサービ ス課 ・ 学校教育部 学校教育課
⑥	子育て支援隊	(再掲) P.147	子ども未来部 子どもサービ ス課
⑦	食育だよりの発 行	(再掲) P.162	子ども未来部 子どもサービ ス課
⑧	幼児教育・保育 無償化事業	(再掲) P.177	子ども未来部 子どもサービ ス課
⑨	幼稚園・認定こ ども園における 未就園児向け施 設開放・相談事業	(再掲) P.150	子ども未来部 子どもサービ ス課 ・ 学校教育部 学校教育課
⑩	子ども医療費助 成制度	(再掲) P.178	子ども未来部 子育て支援課
⑪	ひとり親家庭等 医療費助成制度	(再掲) P.176	子ども未来部 子育て支援課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
⑫	子どもなんでも相談 110 番	(再掲) P.150	子ども未来部 子ども見守り・相談課
⑬	マザーズ・サポート・ステーション事業	(再掲) P.151	子ども未来部 母子保健課
⑭	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	(再掲) P.148	子ども未来部 母子保健課
⑮	女性相談窓口	市の「女性相談室」(函館市配偶者暴力相談支援センター)やNPO法人ウィメンズネット函館への委託による女性相談窓口において、専門の相談員による窓口、電話、メールでの相談対応や関係機関への付き添い支援を行う。	子ども未来部 子育て支援課
⑯	子育て支援コンシェルジュ事業	(再掲) P.151	経済部 商業振興課 ・ 子ども未来部 子ども企画課
⑰	離乳食教室	(再掲) P.161	保健福祉部 健康増進課
⑱	第3次函館市食育推進計画	(再掲) P.161	保健福祉部 健康増進課
⑲	学校における食育の推進	(再掲) P.162	学校教育部 教育指導課
(2) 子どもの遊びや学び、体験の支援			
①	小学校入学祝金支給事業	(再掲) P.178	子ども未来部 子ども企画課
②	中学生学習支援等事業	(再掲) P.154	保健福祉部 地域包括ケア推進課(福祉拠点担当)
③	奨学金貸付事業	高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院または専修学校に在学し、経済的理由により就学困難な学生・生徒を対象に奨学金を貸与する。	子ども未来部 子ども企画課
④	育英金支給事業	優秀な学生を対象に育英金を支給し、有為な人材の育成を図る。	子ども未来部 子ども企画課
⑤	奨学金支給事業	人物・学業ともに優秀で、経済的な理由により修学が困難な大学生を対象に返還が不要な奨学金を支給する。	子ども未来部 子ども企画課
⑥	函館圏公立大学広域連合負担金(独自無償化(居住地特例)制度分)	公立はこだて未来大学において、広域連合を構成する函館市、北斗市、七飯町に生計維持者が入学時3年前から継続して住所を有する学部生を対象として、授業料と入学料の無償化を実施する。	企画部 企画管理課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
⑦	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	(再掲) P.176	子ども未来部 子育て支援課
⑧	ひとり親家庭等 子どものための 学習支援事業	(再掲) P.176	子ども未来部 子育て支援課
⑨	就学援助	(再掲) P.176	学校教育部 保健給食課
⑩	子どもの居場所 づくり推進事業	(再掲) P.155	子ども未来部 子ども企画課
⑪	多重債務予防の ための出前講座 (よく考えよう！お金の話)	お金に関する知識は、すべての市民にとって、豊かな人生を送る上で必要不可欠なライフスキルであること、民法の成年年齢引き下げなどを踏まえ、社会への旅立ちを間近に控えた若年層を対象に実施する。	市民部 くらし安心課
3 相談支援の充実			
(1) 相談支援体制の充実			
①	子育てアプリ 「すくすく函館っ子」(はこっこ)	(再掲) P.153	子ども未来部 子ども企画課
②	子ども・子育て 情報「はこすく」	(再掲) P.153	子ども未来部 子ども企画課
③	地域子育て支援 拠点事業(子育て サロン)	(再掲) P.147	子ども未来部 子どもサービス課
④	子育て支援隊	(再掲) P.147	子ども未来部 子どもサービス課
⑤	幼稚園・認定こ ども園における 未就園児向け施 設開放・相談事業	(再掲) P.150	子ども未来部 子どもサービス課 ・ 学校教育部 教育指導課
⑥	ひとり親家庭サ ポート・ステー ション事業	(再掲) P.150	子ども未来部 子育て支援課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
⑦	自立相談支援事業	地域包括支援センターにおいて、生活困窮者自立支援制度に基づき、くらしの困りごとについて包括的に相談を受け付け、課題を整理した上で、個々の相談内容に応じた個別支援計画を作成し、継続的な相談支援や、市の関係課や関係機関と連携した支援を行う。	保健福祉部 地域包括ケア推進課（福祉拠点担当）
⑧	子どもなんでも相談 110番	（再掲） P.150	子ども未来部 子ども見守り・相談課
⑨	マザーズ・サポート・ステーション事業	（再掲） P.151	子ども未来部 母子保健課
⑩	子育てサポート情報通信「すくすく」の発信	（再掲） P.153	子ども未来部 母子保健課
⑪	子育て支援コンシェルジュ事業	（再掲） P.151	経済部 商業振興課 ・ 子ども未来部 子ども企画課
⑫	スクールソーシャルワーカー配置事業	（再掲） P.160	学校教育部 北海道教育センター
施策の方向 9 若者の自立支援			
1 高等教育の修学支援			
（1）高等教育費の負担軽減			
①	函館圏公立大学 広域連合負担金 （独自無償化（居住地特例）制度分）	（再掲） P.180	企画部 企画管理課
②	奨学金貸付事業	（再掲） P.180	子ども未来部 子ども企画課
③	育英金支給事業	（再掲） P.180	子ども未来部 子ども企画課
④	奨学金支給事業	（再掲） P.180	子ども未来部 子ども企画課
2 就労支援および経済的基盤の安定のための取組み			
（1）若者への就労支援の強化			
①	はこだてエリア 企業採用情報発信支援事業	多くの大学生等が就職先を検討する際の情報源として活用する民間就職情報サイトに、市内企業がインターンシップ・就職情報を掲載することを支援し、もって大学生等の就職活動を支援する。	経済部 雇用労政課
②	ジョブカフェ函館の開設	若者を含む幅広い年代の求職者への支援を行うため、北海道と共同で「ジョブカフェ函館」を開設し、就職相談やセミナーの開催などを行う。	経済部 雇用労政課

No.	事業名	事業内容等	所管部局
③	奨学金返還支援事業	若者人材の確保およびその人材の本市への定着促進を図るため、市の認定を受けた市内中小企業等に正職員として就職のうえ、奨学金を返還する方に対し、勤務先企業等と連携して当該奨学金の返還を支援する。	経済部 雇用労政課
④	保育士等奨励金制度	保育人材不足に対応するため、保育士等の新規就労時および就労年数に応じた奨励金を支給する。	子ども未来部 子どもサービス課
⑤	介護人材等地域定着奨励金	市内に所在する介護保険事業所または一部の障害福祉サービス事業所等において、初めて介護職員等として就労を開始した方に対し、新規および継続奨励金を支給する。	保健福祉部 地域福祉課
3 悩みや不安を抱える若者に対する相談体制の充実			
(1) ひきこもりの相談支援			
①	自立相談支援事業（ひきこもり支援）	地域包括支援センターにおいて、ひきこもり支援を含めた包括的な相談を受け付けている。	保健福祉部 地域包括ケア推進課（福祉拠点担当）
②	就労準備支援事業	基本的な生活習慣に課題を有し、社会との関わりに不安を抱え、直ちに就労することが困難な生活保護受給者および生活困窮者に対し、各種プログラムにそって、生活習慣の確立や就労に必要な基礎能力の形成を図るなど、就労に向けたサポートを行う。	保健福祉部 生活支援総務課
③	自殺対策事業	（再掲） P.161	保健福祉部 障がい保健福祉課
4 若者の居場所づくりの推進			
(1) 地域における多様な活動の場の充実			
①	亀田交流プラザ	（再掲） P.156	生涯学習部 生涯学習文化課
②	函館コミュニティプラザ（Gスクエア）	（再掲） P.155	経済部 商業振興課
③	青年センター	高校生等の若者を対象に勉強スペースの開放や高校生団体の活動支援などをはじめとした「若者の居場所づくり事業」を実施する。	生涯学習部 生涯学習文化課
④	はこだてみらい館	（再掲） P.148	経済部 商業振興課
⑤	フリースペースヨリドコロ	概ね40歳代までの市民が集える居場所を提供し、相談に応じ、対象者のコミュニケーション能力の向上や社会性を養うための軽作業やレクリエーション等を行う。	保健福祉部 障がい保健福祉課

○ 函館市子ども・子育て会議委員名簿

(令和6年4月1日現在)

区 分	氏 名	所属団体等
保護者	山 崎 夕記子	函館市PTA連合会
事業主を代表する者	西 村 由 紀	函館商工会議所
労働者を代表する者	高 橋 勇 二	連合北海道函館地区連合会
こども施策に関する 事業に従事する者	天 野 洋 子	函館保育協会
	数 又 紀和子	函館市民生児童委員連合会
	川 村 おさむ	函館市私立幼稚園協会
	木 村 一 雄	函館市社会福祉協議会
	高 野 弘 美	函館市ファミリー・サポート・センター
	玉 利 達 人 ○	道南地区私立幼稚園連合会
	野 口 達 史	函館市小学校長会
	畑 美枝子	函館市町会連合会
	浜 和 寛	北海道函館児童相談所
	山 口 哲 也	函館市中学校長会
	吉 増 圭 子	函館市学童保育連絡協議会
こども施策に関し 学識経験のある者	池 田 延 己 ◎	函館大妻高等学校
	石 坂 仁	函館市医師会
	川 村 幾 代	函館短期大学
	本 田 泰 代	函館大学
公募による者	館 山 周 平	
	成 田 奈津子	

(注) ◎印は会長, ○印は副会長を示す。

○ 計画策定の経過

年 月 日	事 項
【令和5年度(2023年度)】 令和5年8月22日	○ 第1回函館市子ども・子育て会議開催 (第3期函館市子ども・子育て支援事業計画の策定について ほか)
11月15日	○ 第2回函館市子ども・子育て会議開催 (第2期函館市子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況および施策目標について ほか)
12月中旬 ～1月5日	○ 「函館市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の実施
3月26日	○ 第3回函館市子ども・子育て会議開催 (函館市こども計画の策定について ほか)
【令和6年度(2024年度)】 令和6年4月25日	○ 函館市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果の公表
6月26日	○ 第1回函館市子ども・子育て会議開催 (教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策(案)について ほか)
8月26日	○ 第2回函館市子ども・子育て会議開催 (具体的な施策の展開(案)前編について ほか)
10月28日	○ 第3回函館市子ども・子育て会議開催 (具体的な施策の展開(案)後編について ほか)
11月27日	○ 第4回函館市子ども・子育て会議開催 (函館市こども計画素案(たたき台)の協議について ほか)
12月23日	○ 第5回函館市子ども・子育て会議開催 (函館市こども計画(素案)について ほか)
令和7年1月22日	○ 政策会議に計画(素案)の報告・協議
1月23日	○ 市議会民生常任委員会に計画(素案)の報告
2月3日 ～3月4日	○ 計画(素案)に対するパブリックコメント(意見公募)手続の実施 (市ホームページに掲載, 本庁・支所において計画(素案)を配布)
3月19日	○ パブリックコメントの実施結果の公表
3月26日	○ 函館市こども計画の決定

○ 函館市子ども・子育て会議条例

平成25年3月25日条例第6号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、および本市におけるこども施策(こども基本法(令和4年法律第77号)第2条第2項に規定するこども施策をいう。第3条第1項第4号および第5号において同じ。)の推進を図るため、函館市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するほか、市長の諮問に応じ、こども基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画の作成および変更ならびに実施に関する事項について調査審議し、その結果を答申するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

(委員および任期等)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) こども施策に関する事業に従事する者
- (5) こども施策に関し学識経験のある者
- (6) 公募による者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長および副会長各1人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議が開く会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議は、第2条の所掌事務を分掌させる必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども未来部において処理する。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

[以下略]

○ 函館市子ども条例

平成28年3月15日条例第23号

子どもは、一人一人がかけがえのない存在であり、未来をつくる希望です。次代の社会を担う子どもが、人と人との触れ合いや支え合いの中で個性豊かにのびのびと育まれ、生き生きと輝くことは、私たちの願いです。

私たちは、このような考え方と日本国憲法や児童の権利に関する条約の理念に基づき、全ての子どもが生まれながらにして持っている基本的人権を尊重しつつ、力を合わせて全ての子どもの健やかな成長を支え、安心して子どもを育てることができる社会の実現を目指して、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、本市における子どもおよび子育て家庭の支援に関し、基本理念を定め、市の責務ならびに保護者、学校等、地域住民および事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが、夢と希望を持ちながら生き生きと成長し、および発達段階に応じた生きる力を身に付けることができるまちづくりを推進することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義については、次のとおりとします。

- (1) 子ども 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいいます。
- (3) 学校等 学校、児童福祉施設その他の教育または保育を提供する施設または事業所で、子どもが通学、通所、入所または利用をするものをいいます。
- (4) 事業者 市内で商業、工業その他の事業を営む個人または法人その他の団体をいいます。

(基本理念)

第3条 子どもおよび子育て家庭の支援は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければなりません。

- (1) 全ての子どもが生まれながらにして持っている基本的人権を尊重するとともに、子どもの最善の利益の実現を目指す中で、子どもの視点に立って、いじめ、体罰および虐待（以下「いじめ等」といいます。）がなく、かつ、子どもの生存および発達が保障される社会を実現します。
- (2) 子ども一人一人の個性が尊重される中で、子ども自身が、他者に対する思いやりの心を磨き、社会性を高め、および発達段階に応じて生きる力を身に付けることにより、

健全に成長することができるよう支援します。

- (3) 子育てについての第一義的責任を有している保護者が、自信を持って子どもと向き合い、生きがいを持って子どもを育て、および子どもの成長に伴う喜びを実感することができるよう支援します。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、子どもおよび子育て家庭の支援に関する施策を策定し、これを実施するものとします。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、家庭が子どもの心身の成長および人格の形成にとって大きな役割を担っていることを認識するとともに、愛情を持って子どもを育てるよう努めるものとします。

2 保護者は、子どもの自己肯定感を育み、および子どもが家庭において心身ともに安らかに過ごすことができるよう努めるものとします。

3 保護者は、子どもが規範意識および基本的な生活習慣を身に付けることができるよう努めるものとします。

(学校等の役割)

第6条 学校等は、子どもが、社会において主体的に生きることが可能となるよう、集団生活および学習その他の活動を通じて、確かな学力、豊かな心、健やかな体等が調和した生きる力を身に付けることができるよう努めるものとします。

(地域住民の役割)

第7条 地域住民は、地域社会が子どもの豊かな人間性および社会性を育む場であることを認識するとともに、子どもが安心して遊び、および学ぶことができ、ならびに健やかに育つことができる環境の整備に努めるものとします。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、その雇用する労働者が安心して子どもを生み、育てることができるよう、子育てに関する理解を深めるとともに、子育てと就業との両立に必要な雇用環境の整備に努めるものとします。

(協力および連携)

第9条 市、保護者、学校等、地域住民および事業者は、相互に協力し、かつ、連携して、子どもおよび子育て家庭の支援に努めなければなりません。

(基本計画)

第10条 市長は、子どもおよび子育て家庭の支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画を策定するものとします。

(子どもが安全にかつ安心して暮らすことができる環境の整備)

第11条 市は、犯罪、交通事故その他の子どもの健全な成長を阻害する危害等から子どもを保護するなど、子どもが安全にかつ安心して暮らすことができる環境を整備するよう努めます。

(いじめ等への対応)

第12条 市は、子どもに対するいじめ等を未然に防止し、および早期に発見するよう努めます。

2 市は、いじめ等の事実があると思われるときは、速やかに必要な支援を行うよう努めます。

(子どもからの相談)

第13条 市は、子どもからのいじめ等に関する相談その他の相談に速やかに応ずるとともに、子ども自らが安心して相談することができる体制の充実に努めます。

2 市は、子どもからの相談の内容に応じた必要な支援を行うよう努めます。

(子育て家庭への支援等)

第14条 市は、保護者が安心して子どもを育てることができるよう、子育て家庭に対し必要な支援を行うとともに、保護者が子どもを育てやすい環境の整備に努めます。

(教育および保育の環境の整備)

第15条 市は、学校等が子どもの生きる力を育むことができるよう、教育および保育の環境の整備に努めます。

(地域住民との交流の促進等)

第16条 市は、子どもが地域社会の中で健やかに育つことができるよう、子どもと地域住民との交流の促進および地域社会における体験学習の機会の充実に努めます。

(子どもが安心して過ごすことができる場所等)

第17条 市は、子どもが安心して過ごすことができる場所および子どもが自然との触れ合いその他の体験または年齢の異なる子どもとの交流を通じて豊かな人間性を育むことができる場所を設けるよう努めます。

(子どもの社会参加)

第18条 市は、子どもに関係する施策について子どもが意見を表明することができるようにするなど、子どもが社会参加をする機会を設けるよう努めます。

(障がいのある子どもへの支援等)

第19条 市は、障がいのある子どもに対し必要な支援を行うとともに、障がいのある子どもについての市民の理解を深め、および障がいのある子どもの社会参加を促進するための施策の推進に努めます。

(広報および啓発)

第20条 市は、子どもおよび子育て家庭の支援について、子ども、保護者、学校等、地域住民および事業者の理解を深めるため、広報および啓発を行うものとします。

(財政上の措置)

第21条 市は、子どもおよび子育て家庭の支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行します。

○ 函館市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

1 目的

子ども・子育て支援法に基づく「第3期函館市子ども・子育て支援事業計画（函館市こども計画）（令和7年度～令和11年度）」の策定に向けて、教育・保育および子ども・子育て支援事業等の利用者ニーズ等をアンケート調査にて把握するために実施しました。

2 調査対象・回収状況

調査対象		配布数	有効回答票数 (有効回答票率)	配布	抽出方法
就学前児童 (0 歳～5 歳)	保護者	3,991	1,682(42.1%)	郵送	令和 5 年 4 月 1 日現在で 0 ～ 5 歳の子 どもが いる世帯を、地区区分の構成割合により案分し、住民基本台帳から抽出
小学 1 ～ 4 年生	保護者	2,323	1,008(43.4%)	学校	地区区分の構成割合により学校案分して抽出
小学 5 ・ 6 年生	保護者	1,281	454(35.4%)	学校	地区区分の構成割合により学校案分して抽出
	子ども	1,281	294(23.0%)		
中学生	保護者	3,515	928(26.4%)	学校	地区区分の構成割合により学校案分して抽出
	子ども	3,515	574(16.3%)		
高校生	保護者	1,998	579(29.0%)	郵送	令和 5 年 4 月 1 日現在で 1 5 ～ 1 7 歳の子 どもが いる世帯を、地区区分の構成割合により案分し、住民基本台帳から抽出
	子ども	1,998	405(20.3%)		
合計	保護者	13,108	4,651(35.5%)		
	子ども	6,794	1,273(18.7%)		
		19,902	5,924(29.8%)		

3 調査内容

- ・ 保護者：家族形態，就労状況，教育保育・子育て支援利用状況およびニーズ，子どもへの接し方，ひとり親の方の状況 等
- ・ 子ども：子どもの居場所，子どもの意見表明，子どもの教育，経済状況 等

4 調査方法

- ・ 無記名によるアンケート方式（インターネット上のアンケートフォームにて回答を受付）
- ・ 就学前児童保護者および高校生（保護者・子ども）は郵送による配布
- ・ 小・中学生（保護者・子ども）は教育委員会（各学校）を通じて配布

5 実施時期

- ・ 令和5年12月中旬～令和6年1月5日（金）

○ 函館市ヤングケアラーに関する実態調査

1 目的

本調査は、函館市におけるヤングケアラーの実態を把握し、ヤングケアラーに係る支援策を検討するための基礎資料とすることを目的とする。

2 調査対象

- ・函館市立小学校に在籍する小学校5年生の児童 1, 4 9 1 名
- ・函館市立中学校に在籍する中学校2年生の生徒 1, 5 2 3 名
- ・函館市内に住民登録のある高校2年生相当の者（H18.4.2～H19.4.1生） 1, 9 4 5 名

3 調査方法

- ・WEB上で回答出来る入力フォームの二次元バーコードを記載した調査依頼文を、小中学生は各学校へ配布し、高校2年生相当の方は郵送により配布した。

4 調査期間

- ・令和5年9月27日～10月16日

5 回答率

	回答者数	回答率
小学校5年生	508	34.1%
中学校2年生	538	35.3%
高校2年生相当	326	16.8%
合計	1,372	

函館市こども計画



令和7年（2025年）3月発行

編集 函館市子ども未来部子ども企画課

発行 函館市
〒040-8666 函館市東雲町4番13号

電話 0138-21-3946 FAX 0138-26-6657

ホームページ <https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/>

